

《 1 》. 子育て支援を強め、「子育てするなら神奈川で」の実現を

(1) 子どもの権利条約に関連して

(要望)

1) 子どもの権利条約に則り、その精神を生かし本県のすべての施策に反映させるため、児童虐待への総合的な対応として位置づけられている現在の事業継続だけでなく、東京都のように子どもの権利条例を制定すること。

(回答)

子どもの権利条約について、日本は平成6年に批准をしています。本県においては、その精神に沿い平成10年10月に子どもの人権を守る仕組みとして「かながわ子ども人権相談室事業」を設置し、子どもの最善の利益及び子どもの自身の意見表明権を確保、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進しています。

当面は当該事業を継続する予定であり、条例制定の予定はありません。

(要望)

2) 子どもの権利ノートを県内すべての子どもたちに配布するなど「かながわ子ども人権相談事業」のさらなる周知を行い、相談しやすい体制や方法の拡充を進めること。

(回答)

「子どもの権利ノート」は、親の病気や虐待など様々な理由で、自宅で生活することができず、児童養護施設や里親家庭など社会的養護の下で生活する子どもの権利擁護を図る目的で作成しているものであり、自宅で生活する子どもへの配布の予定はありません。

県内すべての子どもを対象にした権利擁護の取組としては、子どもの人権に関する子ども専用の電話相談窓口である「人権・子どもホットライン」を設け相談を受けるほか、困りごとをより気軽に相談できるよう、SNSを利用した相談窓口である「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、子どもの権利擁護を図る取組を行っています。

(2) 子どもの貧困対策の推進について

(要望)

1) 県内の子育て全世帯を対象に、子どもの貧困実態調査を実施すること。調査項目は国連や沖縄県が採用している項目などを参考に、より実態を把握できる内容とすること。

(回答)

現時点で県が子どもの貧困実態調査を実施する予定はありませんが、子どもの貧困について個別の支援は地域に密着した市町村が大きな役割を担っていることから、今後も引き続き「子どもの貧困対策県市町村連絡会議」を開催し、課題の共有、連携の強化を行ってまいります。また、関係機関との連携を強化し、子どもの貧困に係る実態を把握してまいります。

(要望)

2)「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」で設定されている指標は不十分であり、そもそも、子どもの実態を把握する指標に目標値が設定されていない。計画の中に、実態と進捗の把握に必要な不可欠な目標値や期限を設定し、貧困対策を強化すること。

(回答)

「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」の指標の目標値について、子ども指標については、端的な数値目標の設定が困難であること、また、目標設定により対象となる子ども、保護者に過度なプレッシャーや不利益が生じるおそれがあることから目標値を設定しておりません。

一方、施策の効果が課題の改善に直結する場合は目標を設定し、その目標を達成するよう取り組むことが効果的であることから、行政取組指標に関しては、目標を定めることとしています。

今後も引き続き指標の推移を確認しながら、子どもの貧困対策を推進してまいります。

(3) 待機児童の解消に向けた認可保育所の整備について

(要望)

2018年度かながわグランドデザインは、2020年度までに県内どこでも待機児ゼロを掲げたが実現しなかった。保育所利用申請は年々増加し、2021年4月には就学前児童数の42.0%を占めた。

2021年4月の保育所定員は173,716人に対し、申請は過去高の175,277人に及び、保留児童数は全県で7,687人にのぼる。このうち、育児休業中や認可外保育施設に入所した人数を引いた待機児童数は306人にのぼった。

1) 保育所の待機児童を解消するため、市町村と連携し利用申請の増加に見合う認可保育所の整備を行うこと。特に、待機児が深刻な地域には早期に認可保育所の新設を促進するよう財政的な支援を拡充すること。

また、都市部においては保育所整備用地の確保が困難である。保育所の新設にあたり、自治体からの要望に対して県有地を無償貸与すること。せめて売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額、介護施設のように保育所においても貸付料減額の優遇措置を図ること。

(回答)

保育園の待機児童について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童数がピークを迎えた平成22年度以降、令和2年度までに80,030人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めてまいります。

また、利用可能な国有地・県有地の情報については、随時情報提供しております。施設建設については保育の実施主体である市町村の判断となります。

未利用県有地の利活用は、市町村が利活用することを優先しており、この場合、譲渡価格の減額についても相談に乗っております。

また、未利用県有地の利活用は有償譲渡によることを原則とする中で、保育所整備用地としての活用にあつては、定期借地権を利用した貸付けに応じる配慮もしています。この場合、貸付料の減額というさらなる配慮を行うことは、県も厳しい財政状況にあり、対応は困難です。

(要望)

2) 都市部では園庭のない認可保育所が増え、公園に近隣する幾つもの保育所が集まり、密集になることが多々ある。乳幼児の成長発達のために、公有地や民有地を活用し、園庭のある認可保育所の整備を行うこと。

保育所整備は、「自園調理ができること、避難経路が確保されていること」が最低限子どもの安全といのちを守り、発達を保障することにつながる。「2020 年度までに県内どこでも待機児ゼロ」が実現できず、早急な保育所整備が求められているので、市町村まかせにせず、県の責任で保育所整備への独自の支援を行うこと。

(回答)

園庭については、都市部では園庭用地の確保が難しいため、公園等での代替園庭が認められております。また、自園調理の実施、避難経路の確保について、県での保育所認可の審査項目として確認及び園の運営を監査・指導することにより、子どもの安全といのちを守り、発達を保障することにつなげております。

保育所の整備への補助は、平成 18 年度に一般財源化され、財源は市町村に移っていることから、県独自の補助制度の創設の予定はありません。

(4) 保育士の人材確保と処遇改善について

(要望)

1) 保育士不足を解消するには、保育士の労働条件等の改善が重要である。国の処遇改善に上乗せして加算をしている自治体もあるが、それでも全産業の平均賃金には届いていない。自治体間の格差を是正し、抜本的な賃金改善のために国に頼らず県独自の補助制度を創設すること。

(回答)

待機児童を解消するため、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要であると考えております。県はこれまでも、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、令和 3 年度までの 9 年間で約 14%に相当する賃金引上げが実現しました。

また、従来の公定価格の中での処遇改善加算等に加え、平成 29 年度からは一定の経験を積んだ保育士等に対する新たな処遇改善の仕組みが創設され、県ではその前提となる保育

士等向けのキャリアアップ研修を実施しております。多くの保育士がこの研修を受講し、キャリアアップが可能となるよう着実に実施してまいります。

保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものと考えており、今後も、機会をとらえて他の職種の給与水準を踏まえた更なる拡充を求めてまいります。

(要望)

2) 国が2017年度から創設した4万円のキャリアアップ処遇改善は、同じ職場に経験年数が同じ保育士が複数いる場合は月額が1万円しか引き上げにならない場合もあるなど、根本的な処遇改善にはなっていない。基本給を含めて給与全体を上げるために、公定価格を抜本的に増額するよう、引き続き国に要望すること。

また、保育の質向上の観点から、専門家である保育士の目が子どもたちに行き届くよう、市町村からの要望の有無に関わらず、小規模保育所の配置基準の見直しとともに、資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。

(回答)

処遇改善等加算を含めた公定価格の諸課題については、改善を図るよう引き続き国に要望してまいります。

小規模保育事業については、市町村の認可事業であることを踏まえ、配置基準についても市町村の条例等で定めており、基準の適否は市町村で判断すべき事項であると考えます。

県としては国に対し、市町村の意見を必要に応じて伝えてまいります。

(5) 保育の無償化における保育の質の確保と副食費の負担軽減について

(要望)

1) 給食は保育の一環であるとして副食費が保育料に含まれていた経緯を考えれば、保育の無償化に伴い、給食費も無償とすべきと考える。また、子育てに係る経済的負担の軽減を図る観点からも、県として助成制度を創設すること。

(回答)

給食費は今までも保育料に含んで保護者が負担しており、無償化に伴い新たに負担が増えたものではありません。幼稚園・障害児施設・学校なども食事は利用者負担であり、他の制度との整合性を図るために、無償化の対象から除外され、保護者負担を継続したものです。

低所得者は給食費の支払いを免除されるなど配慮もされていることから、引き続き保護者にご負担をお願いしてまいります。

(要望)

2) 副食費について、保育所が保護者から徴収するため、事務負担の増加等への軽減対策が必要となる。県として事務処理に必要な財源措置をさらに行うとともに、費用の増額を国に

求めること。

(回答)

施設型給付のうち事務職員雇上費加算により、事務処理に必要な人件費を措置しております。副食費の徴収に伴い発生する滞納者への督促については、効果的な対策を検討するよう、国に要望しております。

(要望)

3) 無認可のベビーホテル、ベビーシッターも保育の無償化の対象になっているが、指導監督基準を満たしていない施設も見られる。子どものいのちと安全に関わるため、指導監督体制を強化し、抜き打ち検査も実施し、引き続き指導を徹底して行うこと。指導に従わない施設を公表すること。

(回答)

県では、認可外保育施設については、年1回の立入調査を実施しており、また、必要に応じて事前通告なしでの立入調査を実施するなど、効果的な立入調査に取り組んでおります。

また、平成29年度から巡回指導員を配置し、令和元年度からフォローアップ指導員を配置するなど各施設の実際の保育状況を確認し、重大事故の発生防止のための取組や指摘事項の改善指導をするなど、認可外保育施設に対する指導を強化しております。

(要望)

4) 5年の猶予期間があるからと迅速に対応せず、認可外保育施設指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対し、一刻も早く守らせるために、重要な役割を持つ監査と指導を行う専門スタッフを、正規職員として増員すること。その際には、1年間ですべての認可外保育所を巡廻できる体制とすること。

(回答)

県では、定期の立入調査を行う職員に加え、保育の現場を確認し、事故防止の取組に関する助言・指導を行う会計年度任用職員3名を配置し、すべての認可外保育施設を1年に1回以上訪問し、直接指導する体制を整えております。

さらに、立入調査で基準を満たさない認可外保育施設に対してフォローアップ指導を行う会計年度任用職員3名を配置し、保護者が安心して子どもを預けられるよう、認可外保育施設の指導に取り組んでおります。

(要望)

5) 国で定める一定の基準を満たした幼稚園類似型施設は、一定の措置がされたが、普通交付税不交付団体は措置されないなど充分ではない。地域に根づき保護者のニーズに応えた幼児教育を行っている幼稚園類似型施設を保育の無償化の対象にするよう、国に求めること。

(回答)

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とすることを原則としています。

例外的に保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童に限り、無償化の対象としたものと承知しています。

一方で、国が定める一定の基準を満たした「幼児教育類似施設」に通う子どもについては、利用料の一部を給付する多様な事業者の参入促進・能力活用事業が実施されているため、そちらの活用をお願いします。

(6) 学童保育の充実について

(要望)

1) 市町村に対し、以下の事項を実施するよう助言・指導すること。

①神奈川県内のすべての学童保育に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないような額の交付申請を行うこと。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村が新制度を活用した財政措置ができるよう、情報提供など適切に対応してまいります。

(要望)

②省令に示された基準に伴う学童保育の集団の規模（概ね40人以下）及び面積基準を守るための環境にふさわしい規模を確保するよう支援すること。

(回答)

集団の規模については、国省令に基づき、実施主体である市町村が各地域の実情に応じて単位あたりの人数を条例で定めております。子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けておりますので、県としてはこれらの市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

③児童福祉法改正に伴い小学6年生までが受け入れられるよう、施設の増設、指導員配置を図ること。

(回答)

放課後児童クラブにおける対象児童の範囲や、適正なクラブ運営のための施設増設、支援員配置については、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画の策定に当たって、市町村がニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けておりますので、県としてはこれらの市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

④本県の市町村における「放課後児童支援員等処遇改善事業」の実施状況は少ない。指導員の専門性を高め、継続して働ける環境をつくることが求められている。指導員の賃金が極めて低い水準である実態を踏まえ、国の「放課後児童支援員等処遇改善など事業」の活用を市町村に積極的に働きかけること。また、県で予算化し、すべての自治体の指導員の処遇改善を図ること。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村が子ども・子育て支援新制度を活用した財政措置ができるよう、情報提供など適切に対応してまいります。

(要望)

⑤2017 年度に新設された「キャリアアップ処遇改善事業」についても、自治体の活用は県内自治体の3分の1程度である。活用を市町村に積極的に働きかけ、確実に予算化し、実施すること。

(回答)

放課後児童健全育成事業費補助については、市町村が子ども・子育て支援新制度を活用した財政措置ができるよう、市町村会議等の場を活用して情報提供など適切に対応してまいります。

(要望)

2) 以下のように学童保育指導員の研修を充実し、そのための財政的支援を行うこと。

①神奈川県が実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、関係団体と協議し、学童保育の実践に裏づけられた専門性の高い講師を当て、実施回数を増やすなど充実を図ること。

(回答)

放課後児童支援員資質向上研修（現任者研修）については、講師選定も含め公募型プロポーザルにより業務委託業者を選定しており、資格、学歴等のほか、実務経験も踏まえ、適切な者を選任して実施しています。

また、研修実施に当たっては、「県学童保育連絡協議会」の御意見を頂戴し、実施内容を検討しております。

実施回数についてですが、多くの支援員等が参加できるよう、令和2年度から、eラーニングによる研修を導入して実施しております。

(要望)

②放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育指導員が業務として位

置づけられているとのことだが、代替職員の雇用等の経費が子ども・子育て支援交付金の対象となることを、市町村及び事業主体に対してもっと周知するとともに、使いやすいように改善すること。

(回答)

市町村連絡調整会議等の場を活用して、市町村に周知してまいります。また、事業の実施主体は市町村であることから、県は市町村の財政措置を支援してまいります。

(要望)

3) 学童保育を必要とする子どもが経済的困難から利用できない事態を生まないために、どの市町村も学童保育への十分な財政支援ができるよう、県独自でも市町村への支援を図ること。

(回答)

学童保育を必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、一義的には放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて自主的に対応すべきものと考えますが、ひとり親世帯や多子世帯など、経済的困難を抱え学童保育を利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、他県と連携する「16 大都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して、国へ要望しております。

(要望)

4) 障がい児受入補助(障がい児受入推進事業)に関し、実態に合わせた指導員加配に対応できるよう、県の補助を引き上げること。また、障がい児を受け入れる学童クラブが増えるよう、研修や設備の補助を拡充するなど支援を強化すること。

(回答)

障害児受入補助については、従来からの障害児受入推進事業に加えて障害児受入強化推進事業が制度化され、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置して事業を行うこととなっております。

また、令和2年度の放課後児童支援員等資質向上研修において、「特別な配慮を必要とする児童への対応(発達障害のある子どもへの対応)」を実施しております。設備については、放課後子ども環境整備事業の放課後児童クラブ障害児受入促進事業において、既存の放課後児童クラブにおいて障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備、修繕及び備品の購入を行った際に補助されることとなっております。

(要望)

5) 災害時に子どものいのちを守るため、市町村の災害対策の水準を担保することが必要である。県が「非常災害対策指針」を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援

すること。

(回答)

児童福祉法において、放課後健全育成事業の実施主体は市町村であることが定められていることから、「非常災害対策指針」の策定も含め、一義的には市町村が地域の実情に応じて対応することが基本と考えます。

(要望)

6) 神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドラインの廃止に伴い、県の責任として国の「放課後児童クラブ運営指針」に則って学童保育が実施されるよう、以下に努めること。

①国が示した運営指針に沿って学童保育の質が充実するよう、市町村に働きかけること。

(回答)

県では平成 23 年 3 月に「神奈川県放課後児童クラブ・活用実践ガイドライン」を策定しましたが、厚生労働省が平成 27 年 3 月に策定した「放課後児童クラブ運営指針」には、放課後児童クラブに関する運営及び施設についてのより具体的な内容が定められ、各市町村は、この運営指針に基づき管内の放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを定期的に確認し、必要な指導及び助言を行うこととされたことから、今後もこの運営指針に基づいて、研修等を通じて県内市町村及び放課後児童クラブの関係者等への周知徹底を図ってまいります。

(要望)

②県内学童保育の質の向上に向け、各市町村の各学童保育所に対する指導・助言内容を把握し、公開すること。

(回答)

放課後児童クラブへの助言・指導は、放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が、放課後児童クラブ運営方針に基づき主体的に行うものであることから、広域自治体の役割を担う県としては、市町村会議の場等を活用して意見交換や情報提供を行うなどして各市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

7) 放課後児童クラブ事業について、県の補助金が国の子ども・支援交付金の補助金額を下回らないように、引き続き財政措置を行うこと。

(回答)

令和 3 年度の放課後児童健全育成事業費補助については、市町村申請額どおりの交付にむけ準備を進めております。今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

(要望)

8) 国に対して、以下の事項を要望すること。

①学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合うよう大幅に増額すること。

(回答)

補助基準額の引き上げについては、県内市町村とも連携し、他県と連携する「16 大都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して、引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

②児童福祉法の中で、学童保育を「児童福祉事業」ではなく、「児童福祉施設」に位置づけること。

(回答)

放課後児童クラブを「施設」とするのは困難と考えますが、「施設」か「事業」かに関わらず、放課後児童クラブに係る交付金の拡充等については、様々な場面を活用して国へ要望しております。

(要望)

③「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。

(回答)

国は、平成 30 年 9 月策定の「新・放課後子ども総合プラン」で、「放課後子ども教室」を「放課後児童クラブ」と一体的に又は連携して実施し、さらには小学校内で一体型として実施することを目指しています。

これは、「放課後子ども教室」が実施するプログラムに「放課後児童クラブ」の子どもが参加することで、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすだけでなく、多様な体験・活動を行うことができるようにするものであると認識しております。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に示されているとおり、市町村、教育委員会と連携を図りながら、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して事業を進めてまいります。

(要望)

④「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童支援員認定資格研修事業」について、これ以上の規制緩和を行わないこと。特に、指導員の資格と配置は子どものいのちに関わるので、「従うべき基準」に戻すこと。また、市町村が引き続き複数配置を行うために周知徹底をし、財政措置を講じること。

(回答)

地方からの提案を踏まえ、放課後児童健全育成事業の職員の基準については「参酌すべき基準」となりましたが、県内の市町村では、職員配置を緩和する条例改正は行っていないと

承知しております。

また、令和３年度の放課後児童健全育成事業費補助については、市町村申請額どおりの交付にむけ準備を進めております。今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

（要望）

⑤「子ども・子育て支援新制度」で、児童数の数え方など誤解を招いている内容について、必要な改善を国に求めること。

（回答）

市町村が条例を制定し、放課後児童クラブの設置運営に関する基準を設け、適正なクラブ運営をすることとなっており、制度の内容理解についても促進が図られているものと考えております。

（要望）

９）以下の事項について、市町村を支援すること。

①すべての小学校区で学童保育が実施されるよう、開設に向けた補助の増額を図ること。

（回答）

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けており、県としてはこれらの市町村の取組を支援してまいります。

（要望）

②「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育とは、目的も役割も違うのでそれらを一体化する方針をやめ、それぞれ独自の事業として実施すること。

（回答）

国は、平成３０年９月策定の「新・放課後子ども総合プラン」で、「放課後子ども教室」を「放課後児童クラブ」と一体的に又は連携して実施し、さらには小学校内で一体型として実施することを目指すとしています。

これは、「放課後子ども教室」が実施するプログラムに「放課後児童クラブ」の子どもが参加することで、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすだけでなく、多様な体験・活動を行うことができるようにするものであると認識しております。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に示されているとおり、市町村、教育委員会と連携を図りながら、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して事業を進めてまいります。

（要望）

③市町村の責任で研修を実施し、学童保育指導員（放課後児童支援員等）の力量向上を図ること。研修は、学童保育の実践に役立つ内容で実施すること。また、すべての指導員が業務として研修に参加できるなどの支援をすること。

（回答）

国の「放課後児童支援員等資質向上研修事業」の実施要綱では、市町村も実施主体として資質向上研修を実施することとされているため、県が実施する資質向上研修等に市町村担当者の積極的な参加を促すとともに、市町村が研修を実施する場合には連携を図ってまいります。

また、研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費については、市町村を通じて、子ども・子育て支援交付金により支援してまいります。

（要望）

10) 県教育委員会と連携し、学校施設の開放、情報共有等、学童保育と学校が連携を図れるよう働きかけること。

（回答）

放課後児童クラブと学校との連携については、一義的には、実施主体である市町村の担当部局と市町村教育委員会との間において方針を確認すべきものと考えますが、子どもの遊びと生活の場の確保や、子どもの生活の連続性を保障する観点から、県としても、県教育委員会と連携し、必要に応じて市町村教育委員会に対して適切に対応していただくよう働きかけてまいります。

（要望）

11) 学校内設置の学童保育について、小学校の 35 人学級化に伴う学級増がある場合でも、学校内施設の利用が継続できるように市町村教育委員会に働きかけること。

12) 学校施設等を転用するにあたっては、子どもが毎日生活する場として、衛生・安全面い配慮した、湯茶、補食としてのおやつを提供できる設備・備品などを調えること。

13) 小学校の新設または建て替えにあたり、学童保育の専用室を確保すること。

（回答）

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、市町村は、放課後児童クラブ等の実施にあたり、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するとされており、県としても、必要に応じて市町村の取組を支援してまいります。

（7）児童相談所の体制強化について

（要望）

1) 児童福祉司は、児童相談所の管轄人口 3 万人に 1 人配置し、虐待相談等対応件数に応じ

た上乗せ配置をすること。また、児童福祉司 1 人当たりの虐待相談等対応件数が 40 件を超えないように配置すること。

(回答)

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置基準が法定化され、基準を踏まえ、かつ、児童福祉司 1 人当たりの虐待相談等対応件数が 40 件を超えないよう増員に努めています。

(要望)

2) 弁護士は週 1 回勤務の非常勤の弁護士のほか、2020 年度から児童虐待や子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士と契約し、電話やメールなどのほか必要に応じて弁護士事務所を訪問するなど、いつでも相談できる体制にしたが、複雑な案件も多くなっている。法的な判断を緊急に求められることもあることから、弁護士の常勤化を図ること。

(回答)

児童相談所の法的な対応強化のため、児童福祉法が改正され「弁護士の配置またはこれに準ずる措置」が法定化されました。児童虐待の重篤化を防ぐため、ハイリスクな事案に児童相談所がためらうことなく迅速、的確に介入する必要があるため、法的援助業務委託として各児童相談所の非常勤担当弁護士の配置に加え、令和 2 年度から弁護士に常時相談できる体制を構築しました。

(要望)

3) 県は 2020 年度、児童心理司を 6 年ぶりに 9 人増員配置したが、児童虐待も増えている。

改正児童福祉法や政令の基準を踏まえ、児童福祉司 2 人につき 1 人以上の児童心理司を配置できるよう引き続き増員すること。

(回答)

児童心理司の配置については、改正児童福祉法や政令の基準を踏まえ、増員に努めています。

(要望)

4) 児童福祉司等について、「子どもの支援方法が対立している親とのやりとりに疲弊」、「威圧的な保護者との対応による心理的な負担」、「業務量が多い」などの理由で、鬱などの精神疾患により休職した方が全国的に多いと報じられた。

高度な専門性が求められる児童福祉司や児童心理司をフォローする体制や人材育成を、組織として取り組み専門性を高めること。

(回答)

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置基準が法定化され、基準を踏まえ増員に努めています。

また、児童福祉司の研修が義務化されたことを受け、児童福祉司の任用前、任用後の研修を行うなど専門性の強化に努め、児童相談所の体制強化を図ってまいります。

(要望)

5) 中央児童相談所と厚木児童相談所が再編されたが、中央児童相談所の建物内に二つの児童相談所を設置している状況である。新たな施設をつくり、それぞれの組織体制の強化や専門職種の確保を十分図ること。

(回答)

児童相談所の設置については、各児童相談所の所管人口や虐待相談件数の推計を踏まえた所管区域のあり方や、民間活力の導入など、様々な観点から中長期的な検討を行ってまいります。

(要望)

6) 児童虐待相談件数は2020年度は前年度よりも減少したが、過去2番目に多い件数となるなど年々増加傾向にあり、子どもの命が脅かされる事態が広がっている。児童相談所がその役割を十分に発揮することが求められるが、現在、児童相談所によって受付件数に大きな差があるため、適正配置となるように児童相談所を新設すること。せめて、二市八町に支所をつくること。

(回答)

児童相談所の設置については、各児童相談所の所管人口や虐待相談件数の推計を踏まえた所管区域のあり方や、民間活力の導入など、様々な観点から中長期的な検討を行ってまいります。

(8) 一時保護所での子どもの学習権・意見表明権の保障と体制強化について

(要望)

1) 現在一時保護所に学習指導員を2名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに学習支援を行なっているが、一時保護所での子どもたちの学習権を保障するため、一人一人丁寧に関われるよう、学習指導員をさらに増員すること。

また、中央児相のようにボランティア教員の参画なども得ながら、一人一人に寄り添う学習支援を行うこと。

(回答)

県の一時保護所では、経験豊かな教員OBなどを学習指導員として2名ずつ配置し、一時保護所の職員とともに、子ども一人ひとりに状況に合わせた学習支援をしています。

また、在籍校との連携やボランティアの協力を得た取組も行っております。

現時点で、学習指導員を増員することは考えていませんが、今後とも、学校との緊密な連携を図るなど、一人ひとりの子どもに合わせた学習支援に取り組んでまいります。

(要望)

2) 一時保護所において、在籍する学校と児童相談所との連携を密に図ること。学習教材の提供や面会による学習支援なども行なっているとのことだが、多忙な教員が面会の機会を多く取るのは限界もあると思われることから、スクールソーシャルワーカーの活用も含めて、学校と児相との組織的連携体制の強化を検討すること。

(回答)

児童相談所及び学校は、いずれも「要保護児童対策地域協議会」の構成機関であり、日常的に情報共有、連携及び協働し地域の要保護児童への支援にあたっており、今後も留意してまいります。

学校と児童相談所の連携体制強化について、県教育委員会では、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、令和4年度は教育事務所に2名増員の50名、県立学校には拠点校に30名配置する措置を講ずるなど、今後も県内の公立小・中学校、県立学校と児童相談所を含む各関係機関との連携体制の充実を図ってまいります。

また、教員やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な児童生徒に係る学校と児童相談所との連携を引き続き推進してまいります。

(要望)

3) 厚生労働省の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の提言(2016年)では、「混合処遇は極めて不適切である」とし「原則として個室対応を基本」としているが、いまだに個室対応が進んでいない。早急に、一時保護所を個室対応にすること。また、子どもが自由に発言できるような環境をつくり、子どもの意見表明権を十分に保障すること。

(回答)

県の一時保護所では、子ども一人ひとりから話を聴く機会を設けたり、意見箱を設置するなど、子どもが意見を言いやすい環境を整え、一時保護所での子どもの権利が尊重されるよう努めています。

また、県では、令和2年度から「子どもの意見表明支援事業」を開始し、県域の児童福祉施設及び一時保護所等の児童の意見を汲み取る仕組みを構築しました。

一時保護所の個室対応については、児童相談所の建替え時に個室化を検討するとともに、子どもの保護状況や既存の居室活用の工夫などにより、子どもの状態に合わせた保護環境を提供できるよう努めてまいります。

(9) 養育困難な児童の生活の場の保障と自立に向けた支援について

(要望)

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立し生きづらさを抱える

子どもや若者が増えている。貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設などで児童の人権が守られ安心して生活できる場と、退所後の自立に向けた支援が求められる。以下の事項の実現を図ること。

1) 老朽化が進んでいる児童養護施設を把握し、整備を進めること。

(回答)

老朽化が進んでいる児童養護施設については、国の整備方針を踏まえ、計画的に再整備ができるよう、法人の意向を確かめながら、必要な検討をまいります。

(要望)

2) 児童養護施設に自立に向けた準備やアフターケアを行う自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行うこと。また、退所後、自立に向けた住宅支援として、住居設定費用の助成を行うことと同時に、児童養護施設退所児童等支援事業費補助を拡充すること。

(回答)

県では、平成30年度から、「社会的養護自立支援事業」を開始し、児童養護施設を卒園した後も里親や施設等で支援を受けている方の居住や生活費に係る支援を行っています。

さらに、令和元年度から「自立生活支援コーディネーター」を配置し、「社会的養護自立生活支援事業」により、引き続き施設等を利用する子どもについては、子どもの自立に向けた支援プランを作成し、継続して支援を受けられる体制を整えました。

(要望)

3) 児童養護施設を退所した子どもの支援拠点である「あすなろサポートステーション」と、児童養護施設などに配置する「あすなろサポーター」との連携を充実させ、退所児童の自立支援体制をより充実させること。

(回答)

退所児童等（ケアリーバー）への自立支援については、拠点となる「あすなろサポートステーション」と、児童養護施設等に配置する「あすなろサポーター」と連携する体制を整え、仕事や交友関係などに関する相談や、交流の場の提供などに取り組んできました。

さらに、令和元年度から配置した「自立支援コーディネーター」が、子どもや施設職員と一緒に子どもの自立に向けた支援プランを作成し支援するなど、施設とともに取組を進めており、令和3年度には、医療連携、法律相談及びアウトリーチ生活支援の強化を図っています。

(10) 障がいのある児童の権利の保障と障がい特性に沿った支援について

(要望)

1) 障害児日中一時支援事業は利用希望が多いが、そのニーズに応えきれていない。事業所

数を増やし、毎日希望するときに利用できるようにするため、県として市町村に対して財政的な支援を行うこと。

(回答)

日中一時支援事業は、障害者総合支援法に規定される市町村地域生活支援事業の必須事業として位置付けられており、市町村が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業とされております。御要望内容については、市町村に周知してまいります。

また、日中一時支援事業を含む、地域生活支援事業費は毎年拡大していますが、事業費に対する国の補助率が低下し、市町村の負担が増加していることは課題として認識しております。県としては引き続き国に対してあらゆる機会をとらえて必要な財源の確保を要望してまいります。

(要望)

2) 医療的ケアが必要な重度心身障がい児が通所する施設に、看護師等の加配を行うこと。

(回答)

重症心身障がい児を受け入れる通所事業所等については、令和3年度の報酬改定で看護職員加配加算の要件が緩和されましたので、県では、その効果について注視してまいります。

(要望)

3) 加齢児の施設入所やグループホームでの生活を県内で保障するため、県として責任を持って取り組むこと。そのために、成人サービスの体験利用経費補助だけでなく、県立障がい福祉施設やグループホームの増設を図ること。

(回答)

加齢児の成人サービスへの移行支援については、加齢児及び加齢児になる可能性が濃厚なケースを把握するとともに、市町村と連携し、早い段階から成人施設への移行に向けた取組を進めていきます。

また、県立障がい福祉施設を増やすことについて、県の障がい福祉計画では、新たに施設を整備をする計画はありませんが、グループホームの設置促進及び運営支援を通じて、障害者支援施設からの地域移行を推進し、真に入所支援が必要な方が入所施設を利用できるよう、取組を進めてまいります。

(要望)

4) 医療的ケアを受けられるショートステイの利用要望が多いが、受け入れ施設がまだ不足しているので、引き続き受入数を増やすよう取り組むこと。

(回答)

県では、医療的ケアが必要な障がい児者が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援するため、ショートステイが利用できる医療型短期入所事業所開設促進事業を平成 30

年度より実施しております。これにより平成 30 年度は 2 事業所、令和元年度は 1 事業所、令和 2 年度に 1 事業所が新たに医療型短期入所事業所として新規開設に結びつくことができました。

また、新規開設を促進するだけでなく、新規開設を行った事業所へのフォローアップや関係機関を対象とした職員研修等を実施しており、人材育成にも努めております。

今後も引き続き、医療的ケア児者がショートステイを利用できる医療型短期入所事業所数の増加と人材育成を図ってまいります。

《 2 》. 子どもの成長を育む豊かな教育と環境整備を

(1) 幼稚園等の充実について

(要望)

1) 私立幼稚園の園児一人当たりの経常費補助について、引き続き国基準を上回る水準を維持すること。

(回答)

県財政は非常に厳しい状況にあります。経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、「私学助成制度運営協議会」での議論を踏まえて、検討してまいります。

(要望)

2) 私立幼稚園の保護者を対象とした、保育料の直接助成制度及び入園料の補助制度を創設すること。少なくとも国の幼児教育・保育の無償化制度の対象外となった園に関しては、補完的な補助制度を創設すること。

(回答)

私立幼稚園（私学助成園）について、私立学校経常費補助金や私立幼稚園等預かり保育推進費補助金等により補助を実施しております。

(要望)

3) 子ども・子育て支援法には、「すべての子どもが健やかに成長するように支援するもの」と明記されている。「幼児教育・保育の無償化」制度について、幼稚園類似施設や外国人学校の幼稚園も対象とするよう国に求めること。また、地方自治体の判断で対象と認められれば対象とできるため、県として対象にすること。

(回答)

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が制度的に担保された幼稚園等に通う子どもたちを、幼児教育・保育の無償化の対象としております。また、保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、例外的に幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童については無償化の対象とし、この例外的に無償化の対象とされた施設以外の幼稚園類似施設や法令上「各種学校」となる外国人学校は、無償化の対象外とさ

れたものと承知しております。

幼児教育・保育の無償化は、国が全国共通の仕組みとして取り組むべきものと考えておりますので、引き続き、国の動きを注視してまいります。

(2) 義務教育の充実について

(要望)

1) 少人数学級は教育的効果に加えて、感染症対策としても重要である。文部科学省は標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を 2021 年度から 5 年かけて 35 人に計画的に引き下げることとしたが、対象は小学校のみとなっている。国に対し、計画の促進と併せ、中学校への適用も求めること。

(回答)

中学校の 35 人以下学級の早期拡充について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

(要望)

2) 現状は自治体負担で非常勤教員を雇用し、科目により弾力的学級編成を行っているが、安定的に少人数措置を可能とするよう、教員加配を県単独措置により支援すること。

(回答)

本県の厳しい財政状況の下、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童生徒の実態や地域の実情に応じた、柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

(要望)

3) 正規職員としての就職を望んでも門戸が狭く、職務に注力するあまり翌年以降の採用試験に備えきれず臨任を繰り返す例がある。望まぬ形での教員の雇用形態は、教育の継続性を損ね、学校現場を分断している。

少子化を理由として採用控えを行わず、現在学んでいる児童生徒の教育内容の保障及び多忙化改善のため、神奈川県においても教職員は正規雇用を原則とし、大幅に増やすこと。

(回答)

正規教員の採用にあたっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえた中期的な採用計画を立てて採用数の確保に努めています。

(要望)

4) 教員免許更新制度は、文科省において廃止の方向が打ち出されたが、これまでも今後廃

止に至るまでも、本県の不本意失効の教員について、本人が望めば救済策を講じること。

(回答)

教員免許更新制度の廃止後に、これまでに期限切れ失効した教員免許状の有効性をどのように扱うのかは、教育職員免許法の中で定められるものであり、本県が独自に救済策を講ずることはできません。

(要望)

5) 教員免許更新制廃止に伴い、それに代わる教員研修が検討されているが、教育活動への影響を生じさせないよう、教員の健全な労働環境に配慮し、過度な研修は見直すこと。

(回答)

国の中央教育審議会の特別部会では、研修の充実に向けた制度改正の方向性として、教員の研修受講履歴の記録管理をするシステムの導入や、一人ひとりの教員が主体的に学ぶことができる環境づくりを進めるため、ICT機器を活用したオンライン研修の拡充などが検討されていると承知しており、県教育委員会としても、こうした国の動向を踏まえつつ、教員研修の見直しを図っていきます。

(要望)

6) 市町村立の学校に正規雇用の学校司書を配置すること。また、市町村立学校の図書購入予算の増額に努めること。

(回答)

学校司書については、配置のための地方財政措置が講じられていることから、必要な配置に努めるよう、また、学校図書館の図書についても、整備のための地方財政措置が講じられていることから、学校図書館標準の達成に向けて整備に努めるよう、各学校を所管する市町村教育委員会に対し、引き続き指導してまいります。

(要望)

7) 県内小中学校の全教室及び体育館のエアコンの設置促進は、熱中症から命を守るために重要な要素となっている。市町村への促進、国の適切な財政措置、双方向の働きかけを強めること。

(回答)

小・中学校へのエアコン設置については、国において学校施設環境改善交付金の対象事業となっています。

公立小・中学校の施設整備については、設置者である市町村が行うため、エアコン設置についても、様々な機会を用い、市町村に対し、対象事業である旨情報提供しております。

県教育委員会としては、今後も、設置者の計画事業の円滑実施に向け、十分な財政措置及びすべての事業採択を年度当初から講ずるよう、国へ積極的に働きかけてまいります。

(要望)

8) 学級規模について、WHOは生徒 100 人を上回らない規模を理想としている。国においても少人数学級が推進される中、横浜・二宮・三浦などをはじめとした小中学校の統廃合をやめること。

(回答)

小・中学校の統廃合については、基本的には設置者である市町村教育委員会が地域の実情に応じて進めるべきと考えております。県教育委員会としては、広域の教育行政を担う立場から、市町村の主体性を尊重しつつ、国とも連携しながら、市町村を指導、助言、支援してまいります。

(要望)

9) GIGAスクールについて、GIGAスクール構想の影響でIT関連の技術研修など増加が見込まれる。

コロナの影響下で変則的な学校運営や感染対策等で疲弊する現場に対し、研修は必要最小限に整理して実施すること。対面での授業を基本にし、オンラインでの授業はあくまでも補完的であること。また、ICT技術支援員の配置を進めること。

(回答)

各学校における教育活動は、児童・生徒の学びの保障と安全の確保を両立しながら実施されています。情報通信技術支援員については、市町村に対して国が地方財政措置を講じているところですが、県教育委員会としては、希望する学校すべてに配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望を実施してまいります。

(要望)

10) コロナ禍で家計状況が悪化する中、就学援助制度の充実が待たれている。2005 年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻すよう、国に対し求めること。

(回答)

県教育委員会としては、準要保護児童生徒の就学援助について、三位一体改革の中で平成 17 年度から市町村への国庫補助が廃止され、税源移譲・地方財政措置として一般財源化されたことにより、地方の裁量が拡大したため、直ちに国庫補助制度に戻すことが適切とは考えておりません。

なお、現状では市町村によって援助費目や援助額に格差が生じているため、すべての市町村で同等の支援が行えるよう、必要な財政措置を講ずることを、国に対して引き続き要望してまいります。

(要望)

11) 就学援助制度に関して、市町村に対しては補助対象品目について、部活動費やPTA会費、オンライン学習通信費なども国基準に合わせた拡充を求めること。また、生活保護基準に対して1.5倍以下の世帯の子どもを含めた事業とすること。支給決定に当たっては、個々の家庭の事情を考慮し柔軟に決定すること。

(回答)

就学援助については、要保護児童生徒に対しては市町村2分の1、国2分の1の負担割合により、また、準要保護児童生徒に対しては市町村の自主財源により実施しているため、現行制度においては、市町村が各地域の実態に応じて、主体的な判断により制度設計すべきものと考えております。なお、県教育委員会としては、市町村が実効性のある就学援助を実施できるよう、要保護児童生徒に対する就学援助については、国庫補助の単価引上げ等といった制度を充実させることを、準要保護児童生徒に対する就学援助については、すべての市町村で同等の支援が行えるよう必要な財政措置を講ずることを、国に対して引き続き要望してまいります。

(要望)

12) 就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給については、本県は小中学校で97%、中学校で100%が前倒し支給している。

引き続き、安心して入学できるよう、制度の周知を徹底し、県内すべての市町村が入学準備金の「前倒し支給」に取り組むよう働きかけること。

(回答)

就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費等の入学前支給については、機会をとらえて市町村教育委員会に対し検討するよう引き続き働きかけてまいります。

(3) 高等学校教育の充実について

(要望)

1) 公立校の意義を考えれば、生徒全日制高校進学率が全国最低レベルであることは問題である。県立を望む生徒が不本意な進路選択を余儀なくされることのないよう、公立高校の定員を増やすこと。

(回答)

高等学校生徒入学定員計画については、平成25年度から公立、私立それぞれが、これまでの実績や施設規模などを勘案し、責任をもって受け入れる生徒数を定員目標とする方式で策定しております。平成25年度以降、この方式により、公立中学校卒業者の動向に対応して、全日制公立高校の入学定員の確保を図ってきたところです。

一方で、公立中学校卒業予定者数は、令和13年3月には6万2千人まで減少することが見込まれています。こうした中であっても、県教育委員会では、引き続き公私間協議を通じ

て、全日制を希望する意欲と適性のある子どもたちを積極的に受け入れることのできる定員計画の策定に取り組んでまいります。

（要望）

2) 高等学校等就学支援金制度における所得制限は、子どもたちの等しく学ぶ権利を保障するために、撤廃するよう国に求めること。また、外国人学校が対象となる中で朝鮮学校だけを除外する差別的対応をやめること。

（回答）

高校の授業料については、平成 26 年度から私立学校に適用されていた高等学校等就学支援金制度に一本化されるとともに、新たに所得制限が導入されました。

この高等学校等就学支援金制度の更なる拡充や見直しについて、引き続き全国知事会などを通じて国に対して要望してまいります。

なお、高等学校等就学支援金制度については、国がその制度を決定しているところであり、引き続き動向を注視してまいります。

（要望）

3) 現業職員には、学校職員として生徒への総合的な対応が求められる。雇用の安定性の観点からも現業職の民間委託を行わず、現業職員の採用を確保すること。

（回答）

学校技能員については、令和 3 年 4 月 1 日付けで障がいのある人を対象とした採用選考において 9 名、一般選考で 13 名採用しています。令和 4 年度についても、障がいのある人を対象とした選考で 25 名程度、一般選考で 10 名程度採用する予定です。

なお、学校環境整備業務の民間委託についての実施状況は、概ね良好であると認識しています。

（要望）

4) 給付型奨学金に関しては、成績要件の撤廃と年収要件の引き上げなど、国に対し拡充を求めること。

（回答）

平成 26 年度の新入生から、年収約 250 万円未満の世帯又は生活保護を受給している世帯に対して、返還不要の奨学給付金を支給しています。今後とも、国に支給対象世帯の拡大などの制度拡充を働きかけてまいります。

（要望）

5) 学校司書は、子どもの読書活動をうながし、教員にとっても豊かな授業の実践を支えるなど、その存在は意義深い。大量の臨時的任用が行われているが、正規職員として採用する

こと。

(回答)

司書の新規採用については、今後の正規職員の退職の状況や再任用職員の任用状況、欠員の状況、各学校等の状況、県の財政状況を総合的に勘案し、判断してまいります。

(要望)

6) 学校事務職は、教職員集団の一員として重要な役割を担っている。また、学校事務職が削減され、教員の事務量の増大・多忙化に拍車をかけている。生徒への丁寧な支援も求められるため、正規雇用での事務職員の増員を図ること。

(回答)

学校事務職員の配置については、各学校の実態を考慮して、職員を配置しており、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

(要望)

7) 日本学生支援機構の奨学金申請業務について、改善を図っていただいたが、その後、現場の負担軽減につながったか検証すること。

(回答)

実態を把握するために奨学金申請業務を担当した職員からあらためて聞き取りを行ったところ、多くの職員が以前より改善されたと認識していますが、必要に応じて、さらなる事務手続の簡素化について、要望することを検討してまいります。

(要望)

8) 県立高校の削減を行わないこと。本県の学級数の多さは全国屈指である。過大規模化の弊害を直視し、6～8学級標準を守ること。また、新型コロナウイルス感染症対策としても、少人数学級の必要性が各界から指摘され、その際にも校舎のゆとりが必要なことが示されている。この点からも、県立高校削減は見直すべきである。

(回答)

平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画(全体)」では、公教育の保障の観点から、生徒数の動向に対応した学校数・学級数の確保などに配慮して、再編・統合を行うこととしています。

また、県立高校の学校規模の適正化については、学校の活力をより高め、円滑な学校運営を行うため、各学校の設置規模やこれまでの受入れ学級数を踏まえた上で、現行の標準規模以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮して取り組むこととしました。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する国の動き等を適宜、把握して、県立高校改革に取り組んでまいります。

(要望)

9) 県立学校では予算が少ないため必要な図書を購入できず、保護者から集める私費に頼っている実態がある。わずかに改善されてはいるが極めて不十分であり、十分な図書費を確保するよう努力すること。

(回答)

県の厳しい財政状況の中で、令和4年度は、令和3年度より拡充を図り、予算措置を講ずることとしました。

(要望)

10) 空調機器については、熱中症リスクを回避するため、技能員室や未設置の特別教室への設置状況を把握し、設置を促進すること。災害時避難場所としても活用される体育館に関しては、イノベーションや国の制度改変待ちではなく、早急に設置すること。併せて、国にも補助制度創設を要望すること。

(回答)

県立高等学校への空調整備については、熱中症等、生徒の健康管理への配慮のため、学習環境の改善を図る目的で、平成25年から平成27年の3か年ですべての高等学校の普通教室等への空調機の整備を完了いたしました。

特別教室については、平成27年度までに、自習室を兼ねている図書室や利用頻度の高い音楽室など、利用頻度の高い教室に、順次設置しました。こうした中で、ここ数年の記録的猛暑を踏まえ、令和3年度から、未設置の特別教室について、エアコン設置工事に着手しました。

県立高等学校の特別教室については、令和2年度に100教室、令和3年度は150教室にエアコンを設置しました。引き続き、令和4年度には100教室に設置する予定です。

また、県立高等学校の体育館へのエアコン設置について、現状では、体育館の規模や構造上の課題がありますが、今後、例えば、断熱性能を向上させる技術の開発が進んだ際や、防災対策上、高等学校に対する国の十分な補助制度などが創設された場合、又は、既存の体育館の改築が必要となった場合等には、改めて検討してまいります。

(要望)

11) 文科省は、「地震発生時に児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすため、学校施設の耐震性能の向上を積極的に図っていくことは重要な課題である」としている。県立学校の耐震化・老朽化対策工事を促進すること。また、耐震診断基準は一般的な建築物を対象とした指標ではなく、文科省基準であるIs値0.7以上に見直すこと。

(回答)

平成 28 年度を初年度とする「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」により校舎等の耐震化とともに、総合的な老朽化対策等について、取り組んでまいります。なお、緊急に老朽化対策が必要な箇所等については、平成 28・29 年度に実施しました。

また、神奈川県耐震診断基準は、神奈川県防災工事重要建築物等耐震診断基準及び耐震性判定指標値に基づき、耐震診断を実施しており、現在も見直す考えはありません。

（要望）

12) 老朽化や設備劣化が著しい県立高校の対策として、新まなびや計画の前倒しを図ること。

老朽化対策は耐震工事を待って行うとされているが、緊急性を要するものについては、耐震工事をまたず速やかな老朽化対策工事を図り、耐震工事がなくても老朽化している校舎に関しては、別途計画的に実施すること。

（回答）

平成 27 年度末に「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」を策定し、平成 28 年度から、耐震工事の際に、総合的な老朽化対策等も実施しております。

なお、緊急に老朽化対策が必要な箇所等については、平成 28・29 年度に実施しました。

耐震対策の対象とならない校舎の総合的な老朽化対策は、令和 6 年度以降に実施することとしています。

（４）大学授業料の無償化に向けて

（要望）

1) コロナ禍が学生の学びの機会を奪っている。高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約に従い、給付型奨学金の対象拡大と拡充を強く国に求めること。また、県として学生が大学で安心して学べるよう、給付型奨学金制度を創設すること。

（回答）

令和 2 年度より、日本学生支援機構における給付型奨学金が創設されたと承知しています。なお、大学生に対する奨学金については、大学などの高等教育機関を所管する国の役割であると考えています。

（５）私学助成の充実について

（要望）

1) 私学経常費補助金を、国基準以上に改善すること。

（回答）

県財政は非常に厳しい状況にあります。経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、「私学助成制度運営協議会」での議論を踏まえて検討してまいります。

（要望）

2) コロナ禍の学生支援緊急給付金に関し、国籍差別を避けるため、国に対し、留学生にのみ求められる「成績優秀者」の要件を外すことや、朝鮮学校を対象とするよう求めること。

(回答)

学生支援緊急給付金の支給要件については、国がその必要性を検討した上で決定しているものと考えます。

(要望)

3) 県内私学振興を図る一方、県外への通学者である県民の経済的負担の軽減を視野に入れないことは教育の機会均等に反する。県外通学者も学費補助金の対象とすること。

(回答)

県内私立高校の振興を図り、教育条件の維持向上を図ること、県内私学に通う生徒の修学上の経済的負担の軽減を図ることが優先的課題であることなどから、県内通学者に対する補助を優先しております。

(要望)

4) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金の拡充と、施設整備助成を行うこと。

(回答)

学費補助については、国の就学支援金と県の学費補助をあわせて、平成 22 年度から特に経済的課題を抱える生活保護世帯に対して県平均授業料相当額を補助してまいりました。

その後も制度の充実を図り、現在は年収約 700 万円未満の世帯まで授業料を実質無償化し、住民税非課税世帯まで入学金を実質無償化しておりますが、令和 4 年度予算において、新たに年収約 800 万円未満までの多子世帯の授業料を実質無償化するため、所要の措置を講ずることといたしました。

今後も、国の高等学校等就学支援金の制度や県の財政状況等を勘案し、さらなる拡充を検討してまいります。

施設整備については、国や日本私立学校振興・共済事業団において補助を行っているところであり、県では、私立学校振興資金融資制度で利子補給をしております。

(要望)

5) 小学校段階において少人数への推進方向が定まった以上、現行、幼稚園の 1 学級 35 人という定数の少人数への改善は急務である。国に要望すること。

(回答)

幼稚園設置基準の第三条に「一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。」とあります。

県教育委員会としては、1 学級の幼児数、教員 1 人当たりの幼児数について引き続き改善を図るよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に対して、引き続き要望してまいります。

ます。

(6) 特別支援学校の充実について

(要望)

1) 平塚養護学校をはじめ、特別支援学校の過大規模化は明らかである。希望する特別支援学校に入学できない子どもたちがおり、通学に困難が生じている実態がある。

2021 年に策定された国の特別支援学校の設置基準を踏まえつつ、適正規模・適正配置となるよう早急な設置を進め、速やかに新たな学校整備計画を策定すること。

(回答)

特別支援学校の設置等については、現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

具体的には、川崎市内、横浜市内にそれぞれ県立特別支援学校の新設、県立総合教育センター亀井野庁舎の跡地を活用した藤沢養護学校の増改築を基本として対応してまいります。

こうした整備に向けて、川崎市内への新設については、川崎市教育委員会と合意した内容に基づき整備を進め、横浜市内への新設については、引き続き、横浜市教育委員会等と緊密に連携を図りながら、学校規模や設置場所等の調整を進めてまいります。

(要望)

2) インクルーシブ教育はⅡ期計画がスタートし、新たに実践推進校 11 校が指定されたが、Ⅰ期目のパイロット校での実践が十分に検証が不十分である。特に肯定的な選択肢に限られた恣意的なアンケートは意味をなさない。

学校を途中で退学した生徒をはじめでの卒業生、保護者、教職員等への、課題把握に実効性のあるアンケート調査を行い、専門家の知見を交えて検証し、実践推進校での学習内容や教育環境整備に活かすこと。また、検証が終わるまでは拙速に実践校を拡大しないこと。

(回答)

アンケートの目的は、実践推進校の課題を抽出することではなく、実践推進校で取り組んでいる相互理解を深める教育活動の生徒への効果を把握し、今後のインクルーシブ教育の推進の参考とするもので、質問内容は、自己理解、他者認識、他者理解などの相互理解を深める活動の視点から設定しております。こうした目的から、アンケートの質問項目は、「私の高校にいろいろな生徒がいることについて考えるようになりました。」のような設問に対して、「そう思う」「どちらかというと思う」「どちらかというと思わない」「そう思わない」の4つから1つを選ぶ方法としました。選択肢には、4つのうち2つ否定的なものを設け、否定的な回答ができるようにしています。否定的な回答が多い設問については、学校は課題として認識し、今後の教育活動の修正・改善に活用できると考えています。

また、このアンケートは、令和2年2月に一部の実践推進校で試行版を実施したのち、見直しを図って令和2年12月に14校で実施したものです。その際、学校から生徒の声を把

握したいとの意見があることを踏まえ、今後、生徒の自由意見を記載する項目も検討したいと考えています。

アンケート調査の他にも、生徒・保護者との面談を定期的または必要に応じて随時に実施するなど、生徒に関する情報の把握に努めています。また、県教育委員会が主催する「インクルーシブ教育実践推進校連絡協議会」では、すべてのインクルーシブ教育実践推進校が参加し、情報共有と県教育委員会や有識者による取組への助言を行っています。今後も学校の状況を十分に把握し、教育環境を整備してまいります。

現在は、令和2年度から令和5年度までの「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」として、県立高校14校をインクルーシブ教育実践推進校に指定しておりますが、今後の指定については、実施計画（Ⅲ期）の中で検討してまいります。

（要望）

3）特別支援学校分教室は、暫定措置として導入された経緯があるにも関わらず、恒久的に不十分な体制を強いられている。進路指導の教員配置は一定評価できるが、管理職や事務職、常勤の養護教諭などを含め、教職員配置が不十分である。

定数法上、教職員の配置は本校と一体として算定するため、県単独予算の必要性を理由に困難とされている。障がいのない子に保障される教育環境が分教室においては欠けているという事態は、まさに差別である。県単独予算を講じて教職員の配置を保障すること。

グラウンドや体育館、特別教室の使用は、教育課程編成の段階から、高校と対等に協議できるように教育委員会が責任を持つこと。

障がい児が自分たちが後回しにされる経験を持つことで、児童生徒の心に差別意識が醸成されることになる。対等な立場で利用できるよう、調整を図ること。

（回答）

教職員の配置については、生徒の状況を勘案し、学校運営に支障がないよう職員を配置しております。県単独予算を講じた教職員の配置については、本県の非常に厳しい財政状況の下では、困難です。

また、現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

分教室については、「指針」において、教育環境の整備や適正配置等を検討することとしております。令和2年度、各分教室の状況や高校側の事情などを踏まえた上で、職員室と保健室との間仕切り設置や6教室目の整備を行いました。引き続き、各学校の実態にあった教育環境改善整備を進めてまいります。

（要望）

4）小田原養護学校湯河原校舎は、分校ではなく分教室としての位置づけにとどまっている。グラウンドも体育館も敷地外となるなど、不安の声がある。子どもの安全性に配慮すること。

肢体不自由の児童生徒も在籍することとなるため、養護教諭・栄養職員・事務職員・学校技能員など正規職員として特別支援学校の教育活動にふさわしい配置すること。

(回答)

小田原養護学校湯河原校舎の施設・設備については、2階建て校舎で、普通教室の他、厨房施設や相談室、多目的に使えるスペースを設置しています。併せて、児童・生徒が運動する場として、町民体育館の利用について湯河原町と調整を行うとともに、敷地内にも広場を設置しました。

また、教職員配置については、義務標準法及び高校標準法に基づき、本校と一体として算定し、教育現場の実情に応じた人的配置に努めてまいります。併せて、養護教諭や栄養職員、技能員（調理職）については、常勤の職員を県単独予算により配置しております。

(要望)

5) 秦野養護学校末広校舎に、特別支援学校の教育活動を行うのにふさわしい施設整備や教職員体制を整備すること。

(回答)

秦野養護学校末広校舎については、末広小学校のグラウンドや隣接する「秦野市末広自由広場」を使用しているほか、両校の校長が調整し、グラウンドや体育館、特別教室等を秦野養護学校末広校舎の教育活動に活用し、「学習指導要領」に基づき、支障なく授業等が行われています。また、県と市で結んだ協定において、両者が話し合いをし、課題があれば解決をしていくということで進めてきており、今後も、課題があれば対応をしてまいります。

教員の配置については、義務標準法及び高校標準法等に基づき適切に配置しております。

(要望)

6) 特別支援学校の施設・設備が老朽化等により機能不全となっているものは、子どもたちの安全に係る優先課題である。早期改修を図ること。また、肢体不自由児の実態に合った安全な教育環境の確保に努めること。

また、老朽化したプレハブ校舎の全面改築、スクールバスや送迎車の発着所に屋根を設置すること。緊急時の対応のために、職員室、教室、体育館、プール内に内線電話を設置すること。

(回答)

特別支援学校の老朽化対策については、平成28年度を初年度とする「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」により、校舎等の耐震化とともに、総合的な老朽化対策等について、取り組むこととしており、引き続き、学校からの要望等を勘案し、学校運営上、必要と認められる改修を行ってまいります。なお、緊急に老朽化対策が必要な箇所等については、平成28・29年度に実施いたしました。

児童・生徒の安全な教育環境の確保については、各学校の状況に応じて、必要な予算を措

置し、対応を図ってまいります。

また、特別支援学校の整備等については、現在策定を進めている「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」の中で、特別支援学校の整備等に係る施策の方向等を取りまとめております。

（要望）

7) 自力通学支援員を増員し支援の充実に取り組むよう、市町村など関係機関に働きかけること。

（回答）

通学支援連携システムは、いわゆる障害者総合支援法上、市町村が実施する地域生活支援事業の移動支援事業の中に位置づけられており、事業を実施しているNPO法人等との連携を通し、引き続き支援の充実に取り組めるよう働きかけてまいります。

（要望）

8) 2021年6月に医療的ケア児支援法が可決され、医療的ケア児が学校などで教育を受けられるよう最大限配慮し、適切に支援することが国、地方公共団体の責務と明示された。

医療的ケアを実施している学校に、担当医を配置すること。また、正規看護師は、標準法において教員の定数内に位置づけられる自立活動看護師ではなく、教員の定数とは別に配置すること。そのために、標準法の改正を引き続き国に強く要望すること。今後、看護師を増やし、一人一人の重症度に合わせて適切な配置を決めること。

（回答）

医療的ケアを実施している県立特別支援学校17校に担当医を配置しており、月に1回巡回をして児童・生徒等の学校生活の状況を把握し、指導・助言・指示を行っております。

看護師の定数化については、引き続き国に要望してまいります。

どの学校においても、安全・安心な医療的ケアが進められるよう、ケアの内容に応じた看護師の配置の考え方に基づいて、看護師配置を進めてまいります。

（要望）

9) 県立の瀬谷養護学校や平塚養護学校に関して、耐震性能に問題がなくても明らかな老朽化がみられる。部分修繕にとどまらず、子どもの安全といのちを守るため早急に建て替えること。

（回答）

県教育委員会では、平成28年度からスタートした「県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）」に基づき、県立学校全体の耐震化の完了を目指すとともに、老朽化対策やトイレ環境の改善等に総合的に取り組んでいるところです。

現時点で、両校の建替えの予定はありませんが、平塚養護学校は耐震化や老朽化対策につ

いて、施設の耐震性能に加え、老朽化の度合いなどを勘案して、運営上、必要と認められる改修について、整備手法を十分に検討したうえで実施してまいります。

瀬谷養護学校については、平成 30 年度に耐震補強が完了しておりますので、修繕が必要な個所については適切に対応してまいります。

(要望)

10) 横浜市立北綱島特別支援学校は、本校化の方針が表明されたが、早期に本校として位置づけるよう横浜市と協議し支援すること。

(回答)

横浜市立特別支援学校の再編整備計画については、県教育委員会と市教育委員会でこれまでも話し合いを行ってきました。今後も引き続き連携を図ってまいります。

(7) 通級指導教室の充実に向けて

(要望)

1) 発達障害のある児童生徒が切れ目なく十分な教育が受けられるよう、児童生徒間、教師間など、全校的に発達障害の理解促進を図り、通級指導教室の教員配置を充実すること。通級指導教室という選択肢を増やすため、設置校を増やすこと。

(回答)

通級指導教育に対応する教員の配置については義務標準法に規定があり、法改正により基礎定数化が進んでいるところですが、対象児童生徒が少数在籍する学校においても、状況に応じて加配定数を確保することができるよう、県教育委員会として、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて要望しております。

また、高等学校において通級指導を行っている 4 校に対して、高校標準法に基づき、実態に応じた加配措置を行っております。

次に、設置校について、県立高等学校においては、「県立高校改革実施計画」に基づき、平成 30 年度から通級指導導入校 3 校で通級による指導を開始しており、令和 2 年度からは、新たに他校通級指導導入校 1 校を指定しました。

なお、小・中学校の通級指導教室の設置にあたっては、学校の設置者である市町村教育委員会が各地域の状況に応じて判断するものと認識しておりますが、県教育委員会としては、県教育委員会主催の会議等において、インクルーシブ教育の推進や共生社会の実現を目指す取組の重要性及び先進的な取組について、より一層周知してまいります。

(8) すべての中学校で完全給食の実施を

(要望)

1) 県立中等教育学校を含む県内すべての中学校で、全員喫食の安全・安心な直営事項方式の中学校給食を実施すること。

県内ではデリバリー方式の見直し例も出てきている。選択式やデリバリー方式をやめて、アレルギー対応もできる全員喫食の学校給食をめざし、県として市町村に対して、財政縮減例にとどまらず、地産地消・自校方式・直営方式のメリットを紹介し、災害時にも対応できるように助言すること。また、栄養士を一人以上配置し食育を支えること。

(回答)

中学校の学校給食については、学校給食法で、設置者である市町村において、実施するよう努めることになっており、各市町村では、地域の実態やニーズを踏まえて実施しています。県教育委員会としては、今後も引き続き、市町村のニーズも踏まえ、他の都道府県の取組等も含め、市町村の今後の取組に役立つ情報や、給食のさらなる充実に向けて有効な取組と考えられるものがあれば、会議等の場で、情報共有を図ってまいります。また、栄養士の配置については、義務標準法に基づいた配置となっております。

中等教育学校については、他県の状況等の情報収集も行いながら、課題等を整理し、検討してまいります。

(要望)

2) すべての学校に栄養士を配置し、県として教育の一環として給食を実施すること。

(回答)

栄養士の配置については、義務標準法に基づいた配置となっております。国に対しては、学校栄養職員等の定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて要望しております。

(要望)

3) 夜間定時制高校の生徒は、アルバイトから直行するなど、十分な食事を摂ることが困難な実態がある。県として夕食補助を拡充し、横浜市・川崎市並みの低廉な価格を保障し、利用促進を図ること。補助削減の根拠としている生活保護費との重複の可否の判断は、厚労省は自治体次第だとしている。

そもそも定時制高校における生活保護世帯以外の生徒は、半数以上を占める。無理な解釈で制度を縮小するのではなく、困窮した生徒に寄り添い、夕食提供事業費補助を拡充すること。

(回答)

県教育委員会は、喫食数の減少や施設の状況、給食費滞納者の増加等の理由から、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づく夜間給食から夕食提供事業へ制度を見直しました。

本制度については、学校長会議等を通して、課題や改善点を把握し、生徒の利用状況等も踏まえた見直しをしながら、制度の維持に努めてまいります。

なお、令和4年度においては、コロナ禍における生活困窮者対策として、夕食提供事業の

予算を増額し拡充しています。

(9) 全国学力テストについて

(要望)

1) コロナ対策で、学校現場は過剰負担になっている。全国学力テストの傾向と対策を行うことにより、通常の授業にも影響を及ぼす事態となっている。学力の定着は、定期テストで測ることができる。全国学力テストの押しつけをやめるよう国に求め、本県での実施はやめること。

また、真の授業改善は他校との相対比較によるものではなく、恒常的な授業や定期テストで把握した個別の課題をもとに行うべきであり、平均点との差などの統計的集約は、学校現場に過重負担となるのでやめること。

(回答)

県教育委員会としては、全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力の定着度合を測るという点でも有効な手段の一つとして考えており、中止を国に求めることを予定はありません。コロナ禍の影響や過度の競争につながらないことに配慮し、教育上の効果的な活用方策や授業改善に役立てるよう、今後も結果を分析して活用してまいります。また、全国学力・学習状況調査への参加については、市町村教育委員会が判断することになっており、県教育委員会としては、その判断を尊重してまいります。

(要望)

2) 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1076 年 5 月 21 日）は、「学校別の結果公表を許容すれば」、学力テストは教育基本法 16 条 1 項に違反すると指摘している。

学力テストの弊害を加速する成績順の結果公表は、過度な競争につながるので行わせないこと。

(回答)

全国学力・学習状況調査の調査結果については、地域住民にとって身近な市町村教育委員会及び学校が、教育上の効果的な活用方策や過度な競争につながらない方法を検討し、公表することが望ましいと考えています。また、県教育委員会としては、各学校において、自校の結果を分析し、授業改善に有効活用していくことは大切であると考えています。

(10) 教科書採択の改善について

(要望)

1) 教科書採択について、より地域の実情に合わせた採択となるよう、市町村教育委員会への指導助言においては、採択地区の小規模化を推奨すること。

各市町村教育委員会が学校・教員・保護者の意見を十分に反映するよう保障し、公正、適正な採択、開かれた採択を確立すること。無記名投票は住民に疑念を生じさせるので、やめ

させること。各教育委員会の傍聴会場の拡充など、好事例を交換し、透明性の確保、いっそう開かれた形で公正に催されるよう指導・助言すること。

(回答)

採択地区の設定については、平成 24 年 9 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択の改善について」(24 文科初第 718 号)において、「各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること」とされています。

県教育委員会では、関連法令や通知等の趣旨を踏まえ、毎年度、各市町村教育委員会に法令等の周知を図るとともに、採択地区の変更についての市町村教育委員会の意向を確認し、採択地区の適正規模化に努めてきました。今後も、引き続き、各市町村教育委員会が自らの教育方針や地域の状況に応じて適切に教科書が採択できるよう、市町村教育委員会の意向を尊重しつつ、採択地区の適正規模化に努めてまいります。

また、教科書採択については、令和 3 年 3 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」(2 文科初第 2012 号)において、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」、「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること」とされています。

県教育委員会では関連法令や通知等の趣旨を踏まえ、「採択権者の権限と責任において、公明・適性を期し、採択すること」や「採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で」採択に係る情報について積極的な公開に努めることなどを、県が定める義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に示し、市町村教育委員会へ周知してきました。

今後も、引き続き、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正な教科書採択が行われるよう、指導、助言及び援助を行ってまいります。

(要望)

2) 高校日本史の採択において、平成 25 年度に検定を通過した教科書であるにも関わらず、校内選定会議を経て校長が選定した使用希望教科書に対し、「県教育委員会の考え方や取り組みと相容れない」との理由から、再考が依頼される事態が起きた。

まさに、県教育委員会による特定教科書の排除に他ならず、二重検定ではないかと世間の耳目を集めることとなった。過去の経緯の説明を含め、教育への政治的介入に当たる行為を今後再び行わないこと。県教委の介入をやめて学校現場の判断を尊重すること。

(回答)

県立高等学校で使用する教科用図書は、県教育委員会で定めた採択方針に基づき校内の選定会議を経て校長が選定した使用希望教科用図書から県教育委員会が採択しております。

平成 25 年度は、一部の日本史教科用図書には、県教育委員会の考え方や取組と相容れない部分があることから、県教育委員会において不採択になる可能性があったため、当該教科用図書の使用を希望していた学校長に再考を依頼いたしました。

平成 26 年 4 月及び 5 月には、学校長等を対象とした説明会において、平成 25 年度に再考を依頼した経緯を踏まえた選定に留意するよう説明しました。平成 27 年以降の説明会では、過去の経緯について説明いたしましたが、特定の教科書を排除してはいません。

(11) 外国人学校への支援について

(要望)

1) 母語・継承語で幼児教育・保育を受けられる環境を有し、子どもの言語的な発達やアイデンティティーを育む上でかけがえのない外国人学校を、保育の無償化の対象にするよう国に求めること。

(回答)

幼児教育・保育の無償化について、国は、幼児教育の質が制度的に担保された幼稚園等に通う子どもたちを、幼児教育・保育の無償化の対象としております。また、保育所に入れない児童が多くいることを踏まえ、例外的に幼児教育類似施設を含む認可外保育施設を利用する保育が必要な児童については無償化の対象とし、この例外的に無償化の対象とされた施設以外の幼稚園類似施設や法令上「各種学校」となる外国人学校は、無償化の対象外とされたものと承知しております。

一方で、国が定める一定の基準を満たした外国人学校を含む「幼児教育類似施設」に通う子どもについては、利用料の一部を給付する多様な事業者の参入促進・能力活用事業が実施されておりますので、そちらの活用をお願いいたします。

(要望)

2) 本県が多文化共生を標榜するのであれば、外国人学校の運営を支援し、通学する児童生徒にとってもお金の心配なく学べるよう、経常費補助を復活させること。

(回答)

外国人学校に対する補助については、外国人学校に通う子ども達が国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができるよう、多文化共生実現の観点から、経常費補助にかえ、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を平成 26 年度から実施しているところです。

(要望)

3) 県内の外国人学校の子どもたちが国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができることを目的として創設された学費補助制度の趣旨と私学教育の主体性を尊重し、朝鮮学校の学費補助を復活させること。

教育内容に介入した条件を設け、子どもたちに拉致問題の解決の責任を押しつけるがごとき対応は、差別の助長に他ならない。神奈川弁護士会の警告、かながわ人権政策推進懇話会での指摘を真摯に受け止めること。

(回答)

外国人学校に対する補助については、外国人学校に通う子ども達が国際情勢・政治情勢の不安定さに影響を受けることなく、安心して学ぶことができるよう、所得区分ごとに学費負担の軽減を図ることを目的とする補助を平成 26 年度から実施しているところです。

学費補助金の朝鮮学校分については、平成 28 年度は交付せず、平成 29 年度以降は、予算計上していませんが、学園で使用する教科書への拉致問題の明確な記載が確認でき次第、対応等について検討してまいります。

(要望)

4) 朝鮮学園だけ学費補助申請方法が違うことについて、県議会からの要望を理由に継続としているが、情勢の変化もあり県下の自治体では差別禁止条例も策定されている。申請方法の違いが不平等であり差別に当たらないか、不断に検証し改善すること。

(回答)

朝鮮学園分の学費補助については、県議会からの要望を踏まえて、平成 28 年度から県が直接申請書類を受理することとした経緯があるため、現時点で、申請方法を統一することは困難です。

その他の学校については、統一しております。

(要望)

5) また、外国人学校に関しては経常費補助を廃止したため、施設整備・耐震診断・耐震補強に困難をきたしている例がある。児童生徒の命を守る観点から補助制度を創設すること。

(回答)

県では、施設整備等を実施する私立学校の設置者に対して、資金融資を金融機関にあっせんするとともに、当該資金融資に係る利子の一部を補給する制度を設けているところであり、全ての学校を対象としております。

地震対策については、国で耐震補強工事費の補助を行っておりますが、外国人学校は対象となっておりません。

なお、新たに補助制度を設けることは困難です。

(12) 新たな夜間中学の開設について

(要望)

1) 県内 3 校目の夜間中学の設置にあたり、入学対象は全県にわたるので、広域自治体としてイニシアチブをとり、就学支援の対象にすることや給食提供などの実現に向けて取り財

政支援も含め取り組むこと。

また、協定を結んだ自治体の居住者しか入学できない制度では、費用負担ができない自治体を排除することになるので、制度を見直すこと。公立の夜間中学を、県内にバランスよく配置すること。

(回答)

令和4年4月開設予定の相模原市立大野南中学校夜間学級について、県教育委員会では、これまで「中学校夜間学級設置準備協議会」を通して、相模原市域外からも生徒を受け入れる広域的な仕組みづくり等について、検討・協議を進めてきました。なお、県教育委員会としては、県内各地においてどのような教育ニーズがあるかや、どのような学びの場が考えられるか等について、今後も引き続き、市町村教育委員会と検討・協議してまいります。

また、夜間学級における就学援助については、「中学校夜間学級設置準備協議会」において、学校を設置する相模原市教育委員会及び関係の市町村教育委員会により、検討してきました。今後も引き続き、「相模原市立夜間中学広域連携協議会」において、就学のための経済的援助を必要とする方への支援のあり方について検討します。

(要望)

2) 夜間中学はさまざまな年齢、外国につながる方、不登校の方などが学んでおり、特段の配慮が必要である。定数法に準じた配置で現場の課題に対応できているか不断に検証する仕組みをつくり、必要に応じて県独自の教員の加配を行い、県として豊かな学び、学習の保障を行うこと。

(回答)

夜間中学への教員配置については、他の小中学校と同様に義務標準法に基づいて行うこととなります。令和4年4月に開設する相模原市大野南中学校夜間学級の教員配置については、相模原市教育委員会と広域的な仕組みづくりに伴う具体的な調整を進めております。

(13) 卒業式・入学式について

(要望)

1) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の実質的な強制をやめること。内心の自由の尊重に配慮すること。(学習指導要領にも「国歌斉唱」時の起立を強制する根拠は存在しない)

(回答)

学校教育における「国旗」「国歌」の指導の取扱いについては、学習指導要領に基づき、各学校では、教育活動に位置付けた指導を行うことになっています。

県教育委員会でも、卒業式や入学式をはじめとする教育活動においては、こうしたことを踏まえ、適切に対応するよう伝えています。

(14) 自衛隊の体験学習について

(要望)

1) 職場体験の必要性として、文科省ホームページには「生徒が直接働く人と接することにより、また、実的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感させることが求められています」と記されている。

県内小・中・高校のカリキュラムに自衛隊の体験学習が組み込まれているが、自衛隊には災害救助に尽力する側面だけではなく違憲性の議論もあり、戦闘行為を担うという特殊な位置づけを持つ組織でもあり、「生きることの尊さ」と相反する恐れもある。

職場体験の内容が、子どもたちの体験学習として扱うには相応しくないので、やめさせること。自衛隊は事業所ではない。

(回答)

小・中学校の職場体験先の選定にあたっては、受入事業所等との連携・協力のもと、児童・生徒一人ひとりの興味・関心に基づき、各学校が地域の実情や児童・生徒の実態に応じて、適切に職場体験先を決定しています。今後も各学校において職場体験がその趣旨、ねらいに基づいて適切に行われていくよう、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

県立高等学校におけるインターンシップは、教育課程への適切な位置付けと指導の工夫・改善、体験活動の活用、さらに社会経済の仕組みの理解・職業に関する知識の習得を踏まえて、各学校で作成した「キャリア教育実践プログラム」によって行っており、体験先は生徒自身の希望によって決定しています。多様で幅広い他者との人間関係の形成等のための場や機会の設定、経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進などの、キャリア教育における具体的な充実のための方策や、キャリア教育のねらいを踏まえると、県教育委員会としては、特定の事業所等を体験先から排除することはできないと考えております。

(15) フリースクール等への補助について

(要望)

1) 本県は、ここ10年間、不登校児童生徒の数は1万人近くで推移している。これらの児童生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子たちがいる。「子どもの居場所づくり推進委託事業」は重要だが、誰一人取り残さないSDGsの精神に即し、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習保障のために、家賃や職員の賃金など、運営費の補助制度を創設すること。

(回答)

県教育委員会では、現在のところ、フリースクール等に対する補助金の交付等は考えていませんが、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、児童・生徒の不安等に起因する不登校等の増加が想定されることから、不登校等の児童・生徒に対する支援のノウハウのあるフリースクール等に不登校支援の取組を委託し、県とフリースクールの連携により

不登校対策の強化を図るための予算を措置しています。

今後、市町村教育委員会及び市町村立学校、フリースクール等と連携して不登校相談会や進路情報説明会を実施していくこと等により、引き続き、不登校の児童・生徒への支援の充実を進めてまいります。

なお、不登校児童・生徒、高校中退者等のための不登校相談会・進路情報説明会において、公立高等学校入学者選抜の概要に関する説明及び専用ブースを設置し、高校進学に関する個別相談の対応を実施しています。

《 3 》．医療・介護など社会保障と福祉の充実を

[1]．安心できる医療提供体制の確立に向けて

(要望)

神奈川県の人口 10 万人対比の病院数、病床数、医師数、看護師数などの医療指標は全国最低水準にあり、県の医療提供体制の脆弱さを示している。当県議団の算出によれば、全国平均に対して病院 267 施設、病床 37,481 床、医師 3,149 人、常勤看護師 21,301 人が不足している。なお、保健師も全国平均に実数 1,653 人（常勤換算）の不足である。

2020 年 12 月 1 日以来の新型コロナウイルス感染症による療養者数（宿泊療養者数と自宅療養者数との合計数を指す）が最大となるのは 2021 年 8 月 27 日で、16,741 人（宿泊療養者 681 人、自宅療養者 16,060 人）であった。

ウイルスの感染力が失われるとされる 2 週間の療養期間を考慮しても、県に全国平均並みの医療提供体制があれば、数的には軽症者を含めて全員が入院でき、通常医療を阻害することなく「医療のひっ迫」は防げたと言える。県民のいのちと健康を守るには、医療提供体制の拡充は急務である。

(1) 病院の新設・増設について

1) 県の医療提供体制が脆弱な要因として、また、医療従事者をなかなか確保できない根本的要因として、そもそも神奈川県は全国よりも病院数が少なすぎる事が考えられる。

端的に言って、「医療機関を増やさなければ医師も看護師も増やせない」と考えるが、県の認識を示していただくこと。

(回答)

法令等に基づき算定する二次医療圏ごとの基準病床数を上限に、地域の実情を踏まえつつ、各二次医療圏の地域の関係者の意見を聞きながら、病床整備を行ってまいります。

(要望)

2) 県の第 7 次保健医療計画において、一般小児医療を担う病院について「小児 10 万人対比で 9.3 施設（2014 年）から全国平均である 16.1 施設以上（2023 年）に増やす」としている部分を除き、病院の新設や増設に向けた具体的な計画がない。

保健医療計画に、各医療を担う病院の新設や増設を盛り込み、全国平均水準並みに病院数

を確保すること。

(回答)

本県では、小児医療に関して特に二次救急に係る医療資源が不十分であることを踏まえ、小児救急医療システムにおける病院（入院等）に関し、主に病院輪番制による２次医療体制を構築しています。また、二次医療圏には小児を含む三次救急を担う救急救命センターが１か所以上あります。

一般小児医療を含む医療提供体制については、県内の１５歳未満の将来推計人口や、医師の働き方改革で、実際の医師確保が難しくなることなども勘案し、第８次保健医療計画にどう位置付けるかについて、救急医療問題調査会などの場で検討してまいります。

(要望)

３）県の医療機関向け補助金に医療提供体制施設整備交付金があり、休日夜間急患センター（医科）や地域災害拠点病院の新築・増改築への補助があるが、一般の病院の新築・増改築は対象としていない。

全国平均並みの病院数の確保に向け、国にも働きかけ、病院の新築・増改築に資する補助制度を創設すること。また、医療人材確保の財源として、国の補助水準や地域医療介護総合確保基金等の引き上げを国に求めること。加えて、県としても次年度の予算配分をもっと医療提供体制の拡充に振り向けること。

(回答)

県では、地域に必要な医療提供体制を確保するため、不足する病床機能への（回復期、一部地域で慢性期）の新築・増改築に対しても、地域医療介護総合確保基金を活用した補助を実施しています。

また、医療人材確保の財源についても同基金を最大限活用してまいります。

さらに、予算額については、必要な額を適切に計上してまいります。

(要望)

(２) 病床の整備について

１）基準病床数の見直しが行われ、横浜圏域 1,124 床、県央圏域 128 床の不足だが、神奈川県はそもそも病床が少なく、特に一般・療養・精神・感染症・結核病床が全国平均より低い。

2016 年の一般病床の平均在院日数は、全国 1 位の高知県（21.3 日）と比べ、神奈川県は 13.8 日（全国 47 位）と 7.5 日も短く、病床不足を回転率で補っているかのように見える。

あらゆる対策を講じ、すべての二次保健医療圏で全国平均並みの病床数を確保すること。

(回答)

法令等に基づき算定する二次医療圏ごとの基準病床数を上限に、地域の実情を踏まえつつ、各二次医療圏の地域の関係者の意見を聞きながら、病床整備を行ってまいります。

(要望)

2) 地域医療構想会議での議論に関わって、現状の追認ではなく、前述の状況からも県として病床の増床に向けたイニシアチブを発揮していただくこと。

(回答)

病床の地域的偏在の是正や必要な医療を確保するため、病床の整備の目安である基準病床数の算定に当たっては、法令により定められた算定式を用いて行うとともに、「地域医療構想調整会議」での議論を踏まえ、地域の実情を反映するよう努めてまいります。

(要望)

3) 神奈川では今後高齢化が進行するが(2025年27.2%、2040年35%)、高齢単身世帯や2人世帯が多く、特別養護老人ホームの入所も困難で、在宅医療提供体制も不十分である。

国は介護医療院対象の長期療養型生活移行加算の新設と抱き合わせで、介護療養型医療施設には移行計画未提出減算(10%/日減算)を新設し、診療報酬上も介護療養病床の介護医療院への強制移行を進めている。

高齢者を取り巻く状況にも鑑み、神奈川では医療型も介護型も、療養病床の削減は行わないこと。

(回答)

介護医療院は、平成18年医療保険制度改正以降、国が療養病床から介護老人保健施設等への転換を進めてきた中で、医療ニーズの高い入所者の割合が増加していたことなどから、介護保険法改正に伴い創設されたものです。

引き続き、地域の実情を踏まえつつ、各二次医療圏の地域の関係者の意見を聞きながら、病床整備を行ってまいります。

なお、介護療養型医療施設からの転換にあたっては、市町村の介護保険財政への影響への懸念もあることから、施設には、所在地の市町村と事前調整を行い、その意向を踏まえながら慎重に移行するよう指導しております。

(要望)

4) 高度急性期及び急性期病床の再編・統合はせず、救急医療、小児・周産期医療など、病床や分娩施設の拡充を図ること。また、病床転換を希望せざるを得ない事由も想定されることから、既存の急性期病床の維持に向けて、県として支援を行うこと。

(回答)

地域医療構想の実現に向けて、これまでも地域医療構想調整会議等で活発な議論を展開し、医療機能の分化・連携、最適化に向けた取組を進めております。引き続き、公立・公的医療機関等、民間医療機関を問わず、これまで進めている議論を深化させ、地域の限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制の整備に向けた取組を進めてまいります。

(要望)

5) 県の感染症病床の基準病床数(74床)について、人口比で過少であり、横浜に集中している。今回の感染拡大にも鑑み、厚労省の理解も得て、基準病床数の引き上げを図ること。また、自宅・施設療養者の容態急変時の即応体制の確立に向け、県内各地に整備すること。

(回答)

県の感染症指定医療機関における病床数は、国の指定基準に基づき、人口規模を勘案して指定しており、基準を満たしています。また、感染症法において、緊急その他やむを得ない場合は、知事の権限において、感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっているため、発生した感染症の特性により、柔軟に入院できる体制を整えてまいります。

(要望)

(3) 救急医療体制の整備について

県の第7次保健医療計画において、二次救急の病院群輪番制に参加する医療機関の減少や救急医療に支障が生じる原因として、軽症患者の流入を指摘している。しかし、病状に対する専門的知識を持たない一般市民が、救急車の利用や救急医療機関の受診など、万一の事態を想定した対応を取ったとしても責められるものではない。

救急医療機関への軽症患者の流入対策と併せて、救急医療機関の新設・増設や救急業務の拡充を図ってこそ、問題の根本的な解決につながると考える。

1) 救急医療を担う医療機関の整備状況と医師・看護師の確保状況、急性期経過後の患者の受け皿となる回復期病床・慢性期病床について、今年度の整備状況と今後の整備計画について示すこと。

(回答)

県では、救急医療を担う医療機関の整備の取組として、救急隊からの救急搬送を受入れる175か所の医療機関を救急告示指定することで、救急搬送における円滑化を図っております。

また、重症患者の受入れ先となる救命救急センター設置医療機関を県内の全二次医療圏に指定する等、高度な救急体制の維持にも努めているところです。

今後は、地域ごとの状況を考慮し、引き続き医療体制の充足に向けた検討を行う予定です。

回復期病床及び慢性期病床の整備状況(補助)については、令和3年度は、回復期病床約120床/慢性期病床約15床の予定で進めております。

今後は、回復期病床約380床/慢性期病床約150床の整備に対して補助事業を進める予定です。

また、医療人材の育成・確保に向けた中長期的な取組として、医師については、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。

この制度により 196 名の医学生に修学資金の貸付けを行い、救急科を希望する 2 名を含む 81 名が医師として県内に勤務しています。

あわせて、看護師の確保対策としては、修学資金の貸付け、離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、取り組んでいるところです。

(要望)

2) 救急医療では、短時間で患者を医療につなぐことが求められる。総務省(「令和 2 年版救急・救助の現況」令和 2 年 12 月 25 日)によれば、2019 年時点での救急自動車による出動件数は全国で 664.0 万件、搬送人員 597.8 万人に達し、現場到着時間は 8.7 分、病院収容時間は 39.5 分となっている。

神奈川県では 2018 年時点で平均の現場到着時間は 8.4 分で、最長時間は横浜市で 182 分を要した事例があり、平均の病院収容時間は 39.4 分で、最長時間は箱根町での 485 分を要した事例があった。神奈川県の搬送時間は概ね全国平均と言えるが、さらなる時間短縮を図ること。また、そのために必要と思われる「解決すべき課題」を示していただくこと。

(回答)

県では、傷病者の状況等により、受入可能な医療機関をリスト化し、消防等の関係機関に周知することで、受入体制の円滑化を図っています。しかし、医療機関の体制は、所属する医師の影響が大きく、変化する可能性が高いことから、定期的なリスト更新及び周知が必要であると考えております。

搬送時間を短縮する取組としては、県ではドクターヘリの運用を行っておりますが、全国的に見ても要請件数は少ない状況となっていることから、ドクターヘリの積極的な活用について、より一層関係機関への周知を図ってまいります。

また、現場到着時間等に係る課題は、市町の状況により異なることから、それらの課題については、地域の実情を踏まえ、対策を検討すべきものと考えます。県は、これらの課題について、市町と情報共有してまいります。

(要望)

3) 救急医療は消防行政とも密接な関係にある。救急安心センター事業(＃7119)に関する令和 2 年度救急業務のあり方に関する検討会の報告書において、都道府県の役割が「実施主体」として位置づけられたことを、救急業務全般としても考慮すべきである。

神奈川県は、人口対比で他の都道府県よりも救急車の台数が少ない。2021 年度から都道府県又は市町村における事業実施の財政負担に対する新たな特別交付税措置が講じられたことにも鑑み、市町村とも連携して救急車の台数確保や救急業務の体制強化に努めること。

(回答)

県では、これまで小児救急医療の体制整備とあわせて小児救急ダイヤルを設置し、子ども

の体調の急変等に関する相談を行い、小児の救急搬送の抑制や県民への安心を提供しております。令和3年度からは、翌朝8時までの相談時間の延長を開始し、体制強化を行っております。

また、横浜市で実施している#7119事業につきましても、対象地域の拡大に向けた3政令市と調整を実施しております。

市町村の消防力については、「消防力の整備指針」により目標とすべき整備水準が示されており、これを踏まえ市町村において計画を定め整備されています。

指針では、救急車の台数について、人口ごとの基準に加え、昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した台数とするとされているなど、一概に人口のみで積算するものではありません。

救急を含め、消防力については、各市町村の実情に応じ、それぞれ適切な消防力の整備計画が策定されているものと考えます。

(要望)

(4) 医師の確保と労働環境の改善について

1) 前年度の計画的医師確保の要望に対し、「医師数が全国平均より少ない二次保健医療圏では、令和7年度までに、人口10万人当たりの医師数を212人にする」と、期日と目標を設定したことは評価する。目標値の「212人」とは、県平均の人口10万人対比の指数である。

この目標に関し、全国平均以下の8医療圏のうち、横浜、川崎南部、相模原、横須賀・三浦は県平均を上回っている。したがって、この4医療圏では「212人にする」とは「医師を削減する」ことになり矛盾する。

「全国平均より」を「県平均より」と読み替えた場合は、県平均以下の4医療圏の実増は合計1,021人にしかならず(川崎北部61人、湘南東部199人、県央626人、県西135人)、冒頭に指摘した県の実態に照らして目標値が過少である。

したがって、「全国平均より少ない二次保健医療圏」との文言からも、目標値は「212人」ではなく「247人(全国平均)」の誤りと推測するが、あらためて目標を説明すること。

(回答)

目標医師数の考え方については、医師確保計画策定ガイドラインに示されており、目標医師数は、当該医療圏の計画終了時点の医師偏在指標が計画開始時点の下位33.3%に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師の総数と定義されています。

県は、医師数が「県平均より」少ない二次保健医療圏において、令和7年度までに人口10万人当たりの医師数を212人にすることを目標としています。

(要望)

2) 仮に目標値が「247人」であった場合、県全体での実増は3,151人(横浜804人、川崎

北部 356 人、川崎南部 34 人、相模原 196 人、横須賀・三浦 144 人、湘南東部 447 人、県央 918 人、県西 252 人）となり、全国平均に到達するが、達成には令和 7 年度までの毎年の整備目標の策定が必要と考える。年度目標を定め、計画的な医師確保に努めること。

（回答）

医師確保計画は、3 年ごと（令和 2 年当初策定計画は 4 年）に計画の実施・達成を積み重ね、令和 18 年までに医師偏在の是正を達成することを長期的な目標としており、今後も計画的な医師確保に努めてまいります。

（要望）

3）医学部の入学定員について、令和 5 年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き国に増員分の継続や臨床研修制度における募集定員の引き上げを求めること。

（回答）

令和 5 年度までの入学定員の増員分は、暫定延長されることになりましたが、令和 6 年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き、要望してまいります。

また、臨床研修制度における募集定員の引き上げについては、県の募集定員の引き上げが図られるよう、募集定員の算定方法の変更を国の意見交換会で意見しています。

（要望）

4）県内出身の医学生にとどまらず、首都圏や隣接県の医学生も対象とした補助制度や県内の臨床研修医に向けた支援策を創設し、県内外の医学部や医科大学、臨床研修医療機関にも働きかけるなど、抜本的な医師確保策を策定すること。

（回答）

県の医師確保対策については、「医療対策協議会」や地域医療支援センター運営委員会の場において県内大学医学部、医療機関等とも連携し、今後も議論してまいります。

（要望）

5）県内のみならず他県の大学や医療機関、医師会等とも連携し、医師不足の医療機関や診療所、診療科等に医師を派遣する仕組みをつくること。

（回答）

県は、平成 27 年 10 月に地域医療支援センターを設置し、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組んでおり、地域医療支援センター運営委員会の場において、県内大学医学部、医療機関等とも連携し、医師不足の医療機関や診療科、診療所等への医師を派遣する仕組みづくりについて議論しています。

なお、他県の大学や医療機関、医師会等との連携は現時点では考えておりません。

（要望）

6) 診療報酬に関し、県の指導が「在宅医療の推進と矛盾する」との医師の指摘があったと聞いた。在宅医療を担う医師の診療報酬を保障し、在宅医療の充実に努めること。また、国に患者負担を招かない財政支援策を求め、在宅医療を担う医師の増員や体制の拡充を図ること。

(回答)

診療報酬は、医療機関側の収入だけでなく、患者負担にも大きくかかわることから、慎重に検討される必要があります。

県としては、国等の診療報酬に関する動向を引き続き注視しつつ、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運営する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師等の病院関係職種及び在宅関係職種向けの研修の実施などを通じて、在宅医療の担い手となる医師等の確保・育成や多職種の連携体制の構築を推進してまいります。

(要望)

7) 医師の働き方改革を踏まえた医師確保対策の一環として、勤務環境の改善には労働実態の把握が欠かせない。昨年度の回答で、「国の調査とあわせて県からも別途実態調査を行うことを検討」するとしたことを評価する。実態調査の実施状況を示すこと。また、調査に基づいて、有効な改善策を講じること。

(回答)

県は、8月に医師の労働実態の把握を行うための調査を行う準備をしていました。しかし、国が、令和3年8月に「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査」を実施し、医療機関ごとの国の調査結果を県に提供することが判明したため、県独自の調査は実施しないこととしました。

なお、勤務環境改善支援センターでは、この国調査の回答結果を元に、県内医療機関にヒアリングや制度説明を行い、勤務時間の短縮に向けた支援を行っているところです。

(要望)

8) 2024年度から始まる勤務医の時間外労働の上限規制について、一般医師は年間960時間、一部の医師は年間1,860時間とされるが、県は「勤務医を含む医師の労働時間についても、一般則と同等の水準を達成することを目指すもの」との認識を示した。

そうであれば、月80時間（年間960時間）の残業は過労死ラインであり、こうした上限を設定しないよう国に求めること。また、医師には医療法に基づく応召義務があることを理由に、上限規制は2023年度まで猶予されるが、すでに勤務医は過酷な労働を強いられており、猶予撤回を国に求めること。

(回答)

「勤務医を含む医師の労働時間についても、一般則と同等の水準を達成することを目指す

すもの」という認識は、国の「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書によるものです。

同報告書には、上記認識及び医師の応召義務とあわせて、医療の公共性・不確実性を考慮し、必要な医療提供体制を確保できなくなるような規制とすることについても記載があります。

さらに、医師の需給や偏在等の様々な課題が絡み合って存在するため、医療提供体制の改革と医師の働き方改革とを総合的に進め、各医療機関が令和6年4月からの規制内容を順守できる条件整備を図ることが求められています。

年間 960 時間～1,860 時間の時間外労働が認められる地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関の指定に向けては、必要に応じて勤務環境改善支援センターのアドバイザーを通じて、勤務時間短縮に向けた改善策の提供等の支援を行うよう努めてまいります。

(要望)

9)厚労省の第9回医師の働き方改革の推進に関する検討会(令和2年9月30日)の資料によれば、病院常勤医のうち外科、脳神経外科、救急科の医師はこの順で平均週60時間以上の勤務時間となっており、100時間超の上位3診療科は、外科、救急科、脳神経外科の順となっている。特に救急医療を担う医師の過酷な労働実態が報告されており、人材の確保・養成はもとより、県として救急医療を担う医師の労働時間の短縮に努めること。

(回答)

県は、救急医療医師も含めて医療機関全体の働き方改革の取組を推進するため、平成27年1月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向け、アドバイザーの派遣や研修会を通じた支援を行い、労働条件や職場環境の改善等に取り組んでいます。

また、一定の救急医療実績のある医療機関等を対象に、令和2年度より「勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費」補助を実施しています。

(要望)

(5) 看護師の確保と労働環境の改善について

1) 県の看護師不足に関し、昨年度の回答で県は「喫緊に改善すべき課題」、「年度目標の設定は必要」との認識を示し、年度目標の設定に向けた検討を表明した点は評価できる。

第7次保健医療計画には「今後も安定的に看護職員を確保できる見込み」とあるが、具体的な根拠と年度目標がない。看護師の増員に向けた年度目標を示すとともに、第7次保健医療計画に位置づけること。

(回答)

県は、看護職員の年度ごとの目標数とこれを達成するための施策を、有識者会議及び必要に応じて設置する作業委員会にて検討を行い、令和5年度に策定する第8次保健医療計画に位置付けたいと考えています。

(要望)

2) 昨年度の回答で「職場の現状や離職理由の分析、必要に応じた実態調査の実施」を掲げたことは評価するが、看護師の職場環境の改善には早急な勤務実態調査が求められる。

「必要に応じた実態調査」とは何を改善するための調査なのか、調査目的、調査項目、調査時期、調査対象などを簡潔に示すこと。また、夜勤や時間外労働の調査も含めて実施し、看護師の労働条件の改善を図ること。

(回答)

県は、今後看護職員数の目標設定を行うために労働状況の把握が必要と考えており、看護職員の確保及び資質向上を検討する有識者会議において目標設定に必要な調査項目や調査対象を検討していきます。また、調査を行う場合は、令和5年度策定の「第8次保健医療計画」に結果を反映できる時期を目途に実施したいと考えています。なお、令和元年に公表された厚生労働省の看護職員需給推計では、超過勤務時間や有給休暇取得日数を需要数の算定に盛り込んでいることから、これらについても調査項目の候補として検討する必要があると考えています。

(要望)

3) 第7次保健医療計画によれば、近年の看護師の離職率が全国平均を上回る14%前後とあり、離職防止対策として「院内保育など」との例示があるが、労働条件や賃金水準に関する施策がない。この点も踏まえ、離職防止対策を講じること。

(回答)

県は、新人看護職員の離職の大きな一因であるリアリティショックを軽減するために病院等が行う新人看護職員研修に対する支援を、離職防止対策として実施しています。

あわせて職場の環境改善に向け、県の医療勤務環境改善支援センターが、医療機関の院長や看護部長などに対して行っている研修の中で、「勤務環境の改善により時間外勤務の縮減を進め、退職者が半減した」などの好事例を紹介し、働きやすい環境の整備を促しています。

(要望)

4) 看護師の配置基準について、「夜間10対1以上、日勤時4対1以上、夜勤日数は月8日以内」を満たす配置基準とすること。また、県内すべての医療機関で看護師の夜勤は「3人以上の体制で月6日以内（当面8日以内）」とし、妊産婦には夜勤や時間外労働を課さないこと。

(回答)

看護職員の勤務環境改善に向けた都道府県の積極的な取組は重要であるということは認識しておりますが、医療法に定められた看護師の配置基準を本県として変更することはできません。

県は、勤務環境の改善に向け医療機関、訪問看護ステーションの経営・管理者等を対象とした研修会を開催し、有識者による具体的な勤務環境改善の方法に関する講演や働き方改革の取組事例の紹介などを行ない勤務環境改善の意識啓発を図るほか、医療機関からの要請に応じてアドバイザーを派遣し、医療機関が自主的に勤務環境の改善を促すよう取り組んでおります。

(要望)

5)「働き方改革を踏まえた効果的な確保策」として、回答では「看護補助者の確保・活用」等の例示があるが、県が想定する看護補助者の業務内容と、いつまでに何人程度確保するかを示すこと。

(回答)

看護補助者の確保・活用については、看護職員の確保及び資質向上を検討する有識者会議において、働きやすい環境を実現させるための取組として議論を進める予定としています。その議論の中で、看護師から看護補助者にタスクシフトできる業務とそのために必要な看護補助者の確保に向けた施策について検討を進めてまいります。

(要望)

6) 准看護師を対象とした2年課程通信制養成所の設置について、県は「考えていない」との回答に終始してきたが、民間の2年課程の通信制看護師養成校が本年4月に横浜に開設されたことを見ても、ニーズがある証である。

県が率先して公立の2年課程通信制養成所を設置することは、県内准看護師の方にとって地理的にも経済的にも利便性に資すると考えるが、県の認識を示すこと。また、県の回答にあった「新しい進学支援制度の創設」に関し、制度内容を示すこと。加えて、予算を増額し、修学資金の貸付枠を1学年の半数程度まで拡大すること。

(回答)

県は、平成29年に准看護師を対象に進学ニーズについての調査を行い、その結果70.5%が進学する予定はないと答えていることに加え、平成29年度限りで県内の全ての民間の准看護師養成所が閉科されたことにより30代までの若い准看護師が大きく減少していることから、2年課程の通信制養成所のニーズは少ないと考えています。

なお、令和3年度から県は准看護師の看護師資格取得に向けた新たな進学支援制度として、県内外の看護師養成施設2年課程に在籍し卒業後に神奈川県内の医療機関等に從事する意思のある学生のうち、世帯収入等の要件を満たした学生に修学資金を貸与する制度を開始しております。

(要望)

7) 訪問看護や訪問介護でのハラスメントの防止に関し、相談窓口を掲示する程度に留まっ

ている事業所があると聞く。研修等での周知に加え、市町村とも連携して訪問看護・訪問介護事業所で有効なハラスメント対策が取られたかを把握し、必要な指導・対策を行うこと。

(回答)

県では、令和３年度に、介護保険事業所の管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施しています。

また、令和３年度介護報酬改定において、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが事業所に義務付けられ、集団指導講習会においても周知しています。

(要望)

(６) 在宅医療提供体制の拡充に向けて

１) 在宅医療の推進には、推進に向けた施策の実施や在宅療養支援病院・診療所の整備、訪問医師・訪問看護師・理学療法士・歯科医師等の人材確保などが必要である。在宅支援体制について実態を把握し、引き続き計画的に整備を図ること。

(回答)

在宅療養支援病院・診療所の整備については、引き続き県医療審議会の意見を聞きながら医療法施行規則第１条の１４第７項第１号の診療所として、病床設置等について許可を要しない診療所と認めることにより、在宅療養支援診療所をはじめとした地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の整備を支援してまいります。

また、「神奈川県在宅医療推進協議会」において、在宅医療の提供体制等の実情を把握し、在宅医療の推進に必要な取組等を引き続き検討してまいります。

(要望)

２) 診療報酬改定では、在宅医療に関して引き上げられた部分があるが、昨年度の改定では同一建物居住者に関する見直しが行われ、同日の３人以上の訪問看護や週４日以上訪問看護は減算となった。

在宅(居宅)で療養する患者に必要な医療や支援が十分提供されるよう、在宅医療従事者の処遇改善も含め、国に必要な財政支援を求めること。

(回答)

診療報酬は、医療機関側の収入だけでなく、患者負担にも大きくかわることから、慎重に検討される必要があり、県としては、国等の動向を引き続き注視してまいります。

なお、県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、各郡市医師会が実施する在宅医療を行う医師の負担軽減を図るための事業等に対して補助するなど、引き続き、在宅医療の推進に取り組んでまいります。

(要望)

3) 在宅の重症心身障害児者に対する訪問医療及び訪問看護ができるよう、医師や小児看護の経験を持つ看護師の育成、小児の訪問看護に対応できる訪問看護ステーションの増加等に向けて、引き続き制度づくりと体制整備を進めること。

(回答)

本県では、地域の訪問看護ステーションの医療者等の在宅療養スキル向上や地域の関係機関の連携を図り、在宅療養を支える体制を構築するため、「小児等在宅医療連携拠点事業」を実施しています。今後も引き続き、地域の医療者等の在宅療養のスキル向上や、在宅療養を支える体制の構築に努めてまいります。

小児慢性特定疾病を有する重症心身障害児の方々に対しては、各保健福祉事務所で、療育相談指導、教室や家族会などの集団指導、災害時の対応や平常時の備えなど療養生活に関する会議・研修会等を実施しています。

小児慢性特定疾病を有する重症心身障害児及びその家族が、地域で健やかな生活をするために、関係機関と連携し、療育環境を整えられるように、今後とも取り組んでまいります。

(要望)

(7) 障がい者や難病等に関わる医療の充実について

1) 精神科救急医療に関し、精神障がい者を夜間や休日に受け入れる基幹病院や協力病院を増やすなど、引き続き早急に医療提供体制の拡充を図ること。

救急医療体制、基幹病院、協力病院の一覧等について、当事者及び家族が誰でも入手できる方法で情報を提供すること。

(回答)

精神科救急医療体制については、受診可能な医療機関が減少する夜間及び休日に対応できる受入医療機関を確保しておりますが、受入医療機関数を増やすなど、体制の充実を図ってまいります。

精神科救急医療体制に係る情報については、精神保健福祉センターのホームページにおいて公開しているところですが、今後も、より分かりやすく情報が提供できるよう、内容の検討と充実に努めてまいります。また、医療機関情報については、県ホームページの「かながわ医療情報検索サービス」から保健医療計画掲載施設として急性期を担う医療機関を検索することができます。

(要望)

2) 精神障がい者が地域生活を安定的に継続できるよう、訪問診察、訪問看護などの訪問医療や生活の総合的支援を行う地域生活支援体制を早急に整備すること。

(回答)

第5期「神奈川県障がい福祉計画」において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシス

テムの構築」に向けた保健・医療、福祉関係者による協議の場を各保健福祉事務所・同センター及び市保健所に、令和２年度までに設置することとし、令和元年度、県所管域の全ての保健福祉事務所・同センター及び市保健所に協議の場を設置しました。

現在、この協議の場を中心に、長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して生活できるよう、支援体制の整備に取り組んでおります。

(要望)

３) 県の制度として、自立支援医療(精神通院)等の更新時の医師の診断書費用を助成する制度をつくること。

(回答)

医師の診断書は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、厚生労働省告示第 66 号指定自立支援医療機関(精神通院医療)療育担当規定に特段の定めがないため、無料とするのは困難です。

(要望)

４) 県立総合療育相談センターの常勤小児科医を、早急に確保すること。

(回答)

令和３年４月１日付けで、総合療育相談センターの常勤小児科医１名を採用しております。

(要望)

５) 血友病患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き小児期治療から成人期治療の連携や多診療間の連携体制を強化すること。

昨年４月開設のかながわ移行期医療支援センターの機能強化や、県立こども医療センター内の成人移行期支援センターとの連携・協力を強め、また、こども医療センターから移行する子どもに十分な支援を行うことを含め、小児期から成人期に円滑に移行できるよう、移行期医療の拡充を図ること。

(回答)

小児期医療から成人期医療への移行に際して、個々の患者の症状や置かれた状況に応じて、移行期医療を推進する必要がある、その推進には、小児診療科のみならず成人診療科との連携が不可欠です。県では、移行期医療を支援していくため令和２年４月に「かながわ移行期医療支援センター」を開設しました。

小児慢性特定疾病は、700 以上もの疾病があり、そのすべてに対応できる医療機関が御紹介できるか課題となっておりますが、こども医療センターとの連携・協力を含め一つ一つ事例を積み上げ、一人ひとりの方に適した支援ができるよう体制づくりを進めてまいります。

(要望)

(8) 災害時の透析患者への対応について

1) 緊急災害発生時の透析患者の移動手段、通院手段について、前年度の回答では、緊急交通路を通行するためには規制除外車両としての申請手続が必要となるが、「特に緊急を要すると認められる場合には、現場の警察官の判断により申請手続を省略し、確認標章の交付を受けて通行することができる」との回答を得た。人工透析施設などを通じて、人工透析患者にこの点を周知すること。

(回答)

医療機関が災害時に患者等を搬送する車両については、警察署等で規制除外車両として事前届出を行うことは可能です。透析施設に対しては、平時からの備えとして、規制除外車両の事前届出制度の周知を実施しておりますので、引き続き制度の周知とその活用について呼び掛けてまいります。

また、透析患者が透析を受ける目的で、通院するために使用する車両を、規制除外車両の事前届出の対象車両としていないことから、緊急交通路が指定された後に規制除外車両通行申請書等により、規制除外車両の申請手続が必要となります。

ただし、特に緊急を要すると認められる場合には、現場の警察官の判断により申請手続を省略し、確認標章の交付を受けて緊急交通路を通行することができることも透析施設を通じて併せて周知してまいります。

(要望)

(9) 診療報酬について

1) 7対1入院基本料の算定要件の過度な厳格化を撤回するよう、国に求めること。

(回答)

入院基本料の算定要件を含む診療報酬については、医療機関側の収入だけでなく、患者負担にも大きくかわかることから、慎重に検討される必要があります。県としては、国等の動向を引き続き注視してまいります。

(要望)

2) 医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向け、地域医療介護総合確保基金の拡充を含め、引き続き医療分野への国庫補助を引き上げるよう国に求めること。

(回答)

医療従事者の「働き方改革」を踏まえた人員配置の実現に向けて、医師については、「医療対策協議会」や地域医療支援センター運営委員会の場合において、医師の働き方改革を踏まえた国から示されたマクロ医師需給推計について検討、議論を行っているところです。

また、看護師については、働き方改革の推進のため医療機関、訪問看護ステーションの経

営・管理者等を対象に有識者の講演や先行事例を紹介する研修会を実施し、勤務環境改善の意識啓発を行っています。

県は、国庫補助金などを財源とする「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医師や看護職員に対する修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への運営費の補助、院内保育所に対する助成、医師の労働時間短縮に向けた体制整備事業等に取り組んでいるところです。

引き続き、国に対して、こうした事業の実施に十分な額を配分するよう要望してまいります。

（要望）

3) 地域別診療報酬導入の狙いは、医療費抑制（医療費適正化）にある。また、居住地による受療権の格差や隣接都道府県間等での混乱が生じると医療関係者から指摘されていることから、県は全国一律の診療報酬を踏襲する立場に立つこと。

（回答）

地域別診療報酬は、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化に向けた実効性について、慎重に検討すべきと考えております。

（要望）

4) 精神科特例による患者への差別的対応が、人権侵害として告発されている。隔離・収容中心の日本の精神科医療のあり方や精神障害者への社会的差別・偏見を誘発する要因として、また、国が進める精神障害者の地域移行が進まない理由としても、精神科特例の問題が指摘されている。（日本医労連の「精神科医療のあり方への提言」参照）

精神科差別の精神科特例を廃止し、配置基準と精神科病棟入院基本料などの診療報酬を改善するよう国に働きかけること。

（回答）

精神病床を有する病院の医師・看護師については、疾患の特性等を勘案しながら必要な人員数が定められているものと認識しております。精神障害者への差別や人権侵害の防止のため、精神障害に関する普及啓発を実施しているほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく立入検査等を通じて、各病院が適切な体制により治療が行われているかどうかを確認、指導してまいります。

また、いわゆる「精神科特例」については、医療法施行規則に規定されています。他科と同じ人員配置にすることについては、医療機関等の意見もお聞きしながら、国に対して必要に応じて適宜、要望してまいります。

（要望）

5) 神奈川県では今後高齢化が進行するが、高齢社会に対応した医療提供体制の充実に取り組むとともに、特別養護老人ホーム等の施設入居者への医療提供に関する診療報酬の改善

を国に求めること。

(回答)

高齢社会に対応した医療については、市町村において地域包括支援センターが行う「地域ケア会議」に加え、「神奈川県在宅医療推進協議会」及び「神奈川県地域包括ケア会議」において、医療と介護の連携強化を図るなど、誰もが必要な時に身近な地域で質の高い医療を安心して受けられる地域完結型の医療提供体制の充実に取り組んでまいります。

なお、施設入居者への医療提供に関する診療報酬については、医療機関側の収入だけでなく、患者負担にも大きくかわることから、慎重に検討される必要があり、県としては、引き続き国等の動向を注視してまいります。

[2]. 安心できる医療保険制度の確立に向けて

(要望)

(1) 保険診療について

1) 保険診療の縮小や混合診療の拡大は医療保険制度の崩壊にもつながりかねないことから、保険者、医療機関、患者の多様な意見があるとしても、混合診療の拡大を行わないよう国に求めること。また、社会保険や国民健康保険を含め、原則3割負担となっている窓口負担の軽減を国に求めること。

(回答)

保険診療については、「中央社会保険医療審議会」の答申に基づく厚生労働大臣の告示により定められております。また、混合診療の取り扱いについては、保険者、医療機関、利用者にそれぞれ多様な意見があることなどから、国等の動向を引き続き見守ってまいります。

あわせて、患者が医療機関窓口で負担する一部負担金の負担割合についても、公的医療保険制度のあり方として国が定めるものであることから、国の動向を見守ってまいります。

(要望)

(2) 国民健康保険について

1) 1984年時点で、療養給付費等負担金と財政調整交付金の保険給付費等に対する負担割合は、全国ベースで保険給付費の約60%（医療費の約45%）であった。

国保制度改革後も、国保の構造上の問題が解決されたとは言えないことから、国保の保険料負担率を社会保険並みに引き下げるため、国庫負担を1984年当時の水準（少なくとも1兆円規模の増額）とするよう、必要な財政措置を国に求めること。

(回答)

平成30年度の国民健康保険制度改革後も、他の公的医療保険制度に比べ、収入に対する保険料や一部負担金の負担水準が高いという国保の「構造上の問題」は解決されたとはいえないことから、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に対し要望しています。

(要望)

2) 今回のコロナ禍で、受診抑制が起きたと聞く。受診抑制は被保険者の健康といのちを守る立場から重大な問題だが、国保会計上は保険給付費の抑制につながるものと想定される。

国保の保険料負担率は高いことから、あらゆる努力で保険料の引き下げを図ること。また、剰余金が発生した場合は、次年度保険料の引き下げに活用すること。

(回答)

加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう財政支援方策を講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立するよう、国に求めています。また、市町村の保険料の増額につながらないよう、県国保特会に決算剰余金が生じた場合は、市町村と協議して国保事業費納付金の控除に充当しております。

(要望)

3) 保険者努力支援制度の決算補填等を目的とした法定外繰入に関する加算減算双方向での評価について、保険料の引き上げを誘発することから、強く国に中止を求めること。

(回答)

減算によるマイナス評価については、県としても導入しないよう強く求めたものの、「経済財政運営と改革の基本方針」の閣議決定に基づき、評価のメリハリをつけるものとして導入されたものです。今後も、評価指標の見直しに対し、本県の実状を踏まえ、必要な意見を、機会をとらえ国に伝えてまいります。

(要望)

4) 国保の子どもの均等割について、来年4月から未就学児の5割軽減が実施されるが、18歳以下の子どもに対する均等割をなくすよう、国に求めること。また、県内市町村においても均等割の廃止や軽減を図るよう、県として助言すること。

(回答)

先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料(税)における子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和4年度から実施されることになりました。

子どもの均等割保険料の軽減は、平成30年度も国保制度改革にあたり、財政支援策の一つとして国と地方の協議のなかで検討するとしてきた課題であり、今回の制度創設は評価できるものですが、子ども・子育て支援策は、国・地方とも就学児ないし18歳以下の子どもを対象としており、そうした政策の均衡を考えた場合、未就学児までに限定することは、

問題であると考えております。

子どもに係る均等割保険料軽減措置の対象範囲の拡大については、全国知事会等において、国に対し国の負担において実施することを要望しているところですが、引き続き要望してまいります。

また、国保保険料（税）の算定方式については、市町村と協議して決定した「神奈川県国民健康保険運営方針」において定めており、応能：応益割合については国の示す係数に基づき定めるとしています。国の示す係数は、都道府県の国保加入者の所得に基づき算定されていますが、本県は応能割合が高くなっております。応益割保険料は低所得者負担を重くしますが、この間、保険料軽減制度の拡充が行われ負担軽減が図られ、賦課限度額の引上げとあわせ、負担能力に応じた保険料設定が進められております。

子どもの均等割減免の実施は、その財源を確保できない中で、県として積極的に市町村に実施を求めることは困難と考えます。しかし、市町村が、その判断において実施することを、県として妨げるものではなく、実施にあたって必要となる情報提供等は、今後も行なってまいります。

（要望）

5）市町村一般会計法定外繰入のうち国が決算補填目的等に分類する部分の扱いについて、国のガイドラインはあくまでも技術的助言であることから、市町村の判断を認めること。

そもそも保険者努力支援制度等の財政措置で誘導し、市町村の政策的判断を認めない国の姿勢は地方自治の否定につながるものであり、県は追随すべきでない。段階的削減目標を国保運営方針から削除すること。

（回答）

決算補填等を目的とした法定外繰入金は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき費用です。しかし、決算補填等目的の法定外繰入金の急激な解消は、保険料負担に激変を生じさせることから、国保運営方針では、原則として解消期限は定めておりますが、各市町村の実情を踏まえ、個別に対応することも併記しております。また、国に対しては、加入者の負担能力に応じた保険料の負担水準となるよう財政支援方策を確実に講じ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を国の責任において確立するよう求めています。

（要望）

6）厚労省保険局長通知「都道府県国民健康保険運営方針の改定等について」（保発 0508 第 8 号／令和 2 年 5 月 8 日）の中で財政安定化基金の運用ルール的基本的考え方が示され、県の国保運営方針においても、市町村への交付基準、交付割合、交付時の補填ルールを中心に記載がある。

しかし、この基金は「平成 30 年度以降、保険料の収納が不足する市町村に対する貸付・

交付や、県の国民健康保険に関する特別会計において見込みを上回る給付増により財源不足が生じた場合の特別会計への繰入れ等に活用」するとしているように、国保財政の安定化を図るために設置されたものである。

予算編成時には見込めない自治体や国保被保険者の責によらない事情による給付費の増大は国保財政を圧迫する要因となることから、財政安定化基金において、こうした場合も都道府県への交付対象とするよう、国に働きかけること。

(回答)

予算編成時には見込めない自治体や国保被保険者の責によらない事情による給付費の増大への対応は、財政安定化基金を取り崩して不足分に充当することとしていますので、交付対象について国に働きかけを行うことは検討していません。

なお、当該基金は国費によって造成されましたが、給付費の増大等の不測の事態に対処するためには不十分な金額であることから、国保財政の安定化のために、当該基金に対する国費の拡充について国に働きかける予定です。

(要望)

7) 収納率の向上に関し、収納対策として、生活を阻害し営業を妨害するような強権的収納対策は行わないよう、市町村への助言・指導を強めること。また、収納対策と一体的に丁寧な相談と必要な支援を行うよう、全市町村に助言・指導すること。

(回答)

国民健康保険料(税)の滞納者への対応については、国民健康保険法、地方自治法、地方税法及び国税徴収法に基づき適正に行われていると理解しておりますが、納付相談や財産調査等の結果、滞納整理を続けることで生活困窮に陥ると考えられる場合は、滞納者に対して、「生活困窮者の自立相談支援事業」等の利用について勧奨を行うとともに、市町村に対し差押禁止財産を差押しないよう指導をするほか、執行停止処分を実施するなど、滞納者の生活実態を踏まえた、きめ細かな対応をするよう指導を行っているところです。

(要望)

8) 「市町村事務処理標準の設定」に関し、県国保の被保険者総数の約4割を占める横浜市は被保険者証の有効期限を2年としている。市町村によって有効期限に差異が生じており、同一国保にも関わらず、資格に関して被保険者が異なる扱いを受けることは問題である。

また、短期被保険者証の交付を取り止めた横浜市以外に、去年は平塚市が、今年是小田原市が交付を取りやめた。資格証明書も12市町村(横浜・鎌倉・平塚・小田原・南足柄・大磯・中井・山北・開成・真鶴・愛川・清川)が交付しておらず、不交付が拡大している。

事務処理の標準化を図る観点から、国保運営方針に被保険者証の有効期限を2年と明記し、また、受領権を侵害する資格証明書は交付しないよう、県内市町村に指導・助言すること。

(回答)

「資格証明書」の交付については、法令に規定された事務であることから、国保運営方針に取りやめることを明記することはできません。

なお、市町村と協議して決定した「神奈川県国民健康保険運営方針」(対象期間令和3年度～令和5年度の3か年)においては、被保険者証の返還事務等の着手にあたっては、被保険者の通院または入院の事実に伴う一部負担金の支払いが困難である旨の申出や、財産調査による個別事情を事前に把握することにより、「特別の事情」の有無を的確に認定することとしております。

(要望)

9) 多くの市町村の保険料(税)独自減免制度は、「著しい所得の低下」を要件としている。低所得世帯は著しい変動はないことから、“使えない”減免制度となっている。

保険料減免制度の水準は、保険料水準と同様に被保険者のいのちと暮らしに関わる問題である。国保運営方針に生活保護基準の130%以下の世帯を対象とする生活困窮減免制度を例示的に記載し、この水準以下の市町村の減免制度の拡充を図ること。

また、保険料(税)の減免規定に関し、生活実態にあった運用とするよう市町村を指導・助言すること。国保都道府県単位化で運営主体となった県は、率先して被保険者保護の役割を果たすべきである。

(回答)

生活困窮者に対する保険料減免制度については、国保法の規定に基づき、個々の市町村の財源負担と合わせて、まずは、市町村において議論されるべきものと考えておりますが、県では「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、市町村が低所得者に対し行っている、一部負担金や保険料(税)の減免措置に対し、市町村の実情を踏まえ特別調整交付金による財政支援の拡充するよう求めています。

なお、平成21年度の「県・市町村・後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」で確認された「減免基準モデル」では、保険者の判断により「基準生活費の120%以下の低所得世帯」に対し減免することができると整理しており、既に確認されていることから、国保運営方針に掲げないことが市町村との協議の中で整理されております。

(要望)

10) 国保法第58条第2項があるにも関わらず、国保組合にはある傷病手当の制度が、市町村国保では行われてこなかった。傷病手当金を市町村国保の通常の制度とするよう、国に求めること。また、今後コロナ禍が収束したとしても恒常的制度として傷病手当金の支給を継続するよう、県は県内市町村に助言・指導すること。

(回答)

国民健康保険法では、傷病手当については、保険者が条例や規約で定めることにより支給

することができることとされております。

今般、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、国による財政措置がなされたことにより、県内においても傷病手当金が創設されたところです。

恒常的制度として傷病手当金の支給を行うことはその経費が保険料（税）の引き上げや自治体の負担につながります。

そうしたことが生じることの無いよう、県として財政措置について、機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望）

11) 神奈川の市町村国保の特定健診の受診率は、全国 46 位で最低クラスである。特定健診の受診率向上に向け、市町村とも連携して健診受診料の無料化に取り組むこと。

（回答）

自己負担額の設定については、国通知により「自己負担は必ず設定し徴収しなければならないものではないが、設定する場合は、保険財政への影響と実施率向上とを総合的に判断すること」とされております。自己負担額の設定は市町村の国保財政に関わる課題であることから、市町村自らが、受診率向上への効果等の総合的な判断により、設定するものと考えております。

（要望）

12) 県内国保組合が行う特定健康診査、特定保健指導の事業に対する補助制度を、維持すること。併せて、補助単価を実際の健診費用に見合うよう改めること。

また、特定保健指導の実施率を引き上げるために、県内の実施機関を拡充するなど、基盤整備を進めること。

（回答）

県では、国保組合においても医療費適正化に向け市町村国保と同様に特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上に取り組んでいただきたいと考え、補助を継続しているところです。

なお、補助単価は、市町村と同様、国庫補助金と同一としておりますが、県として、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のために、地域における実態を勘案し、単価の引き上げを行うとともに必要な財源措置を行うことを国に対して要望しております。

また、県としても、特定保健指導の実施率引き上げは喫緊の課題であり、保健指導の効果的な実施方法について他保険者の事例紹介や情報交換会等を通じた意見交換の場の設定を行っておりますが、他保険者の事例等から特定健診から繋げて保健指導が実施可能な機関について情報提供を行うなど、保険者の取組を支援してまいります。

（要望）

13) 県内国保組合において、個人事業主や零細事業主が多く加入する国保組合の特性から、保健事業は保険者が主体となって実施している。国保組合が実施する保健事業を評価し、補助制度を創設すること。

(回答)

県では、国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導について、県単独事業として神奈川県国民健康保険組合特定健診等補助金を交付しており、引き続き、保健事業の強化を図ってまいります。

(要望)

14) 国保組合でも子どもの均等割の減額に準じた措置が取れるよう、国に財政支援を求めること。

(回答)

先に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)では、子ども・子育て支援策として、国民健康保険の保険料(税)における子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設することが盛り込まれ、令和4年度から実施されることになりました。この公費での支援は、現在の基盤安定制度負担金制度の枠組みを活用し、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1とする方向とされています。

市町村国保と同様の財政支援制度を国保組合に適用するためには課題が多いと考えますが、子ども・子育て支援策は、市町村国保と同様、国保組合においても必要と考えますので、国に対して機会をとらえて伝えてまいります。

(要望)

(3) 後期高齢者医療制度について

1) 国に対し窓口負担の原則2割負担化を行わないよう強く求め、廃止・縮小された保険料特例軽減措置の復活を求めること。

(回答)

公的医療保険制度は、国が定めるものであり、制度の見直しについては国の動向を注視してまいります。

また、保険料軽減特例は、後期高齢者医療制度の発足時の激変緩和措置として行われたものであり、時限到達による廃止と認識しております。

(要望)

2) 県後期高齢者医療における保険料負担率は、制度開始当初(2008年度)の10%から今期(2020~21年度)は11.41%へと増大した。上昇を抑えるため、国に対し国庫負担の増額を求めること。

(回答)

後期高齢者負担率は、制度の持続性を高めるため、また、世代間の負担の公平を図るため国が定めるものであり、負担率の見直しについては国の動向を注視してまいります。

(要望)

3) 県後期高齢者医療制度の被保険者の約9割が、所得200万円未満である。今期の保険料率は、所得割は0.49ポイント引き上げて8.74%、均等割は2,200円引き上げて43,800円とされた。この制度の財政運営は2年で、現在期中だが、次年度に向けてあらゆる財源を活用して保険料の引き下げを図るよう、引き続き県広域連合に助言すること。

(回答)

次期保険料算定にあたっては、剰余金を活用し保険料軽減に努めるよう、神奈川県後期高齢者医療広域連合に対し、助言してまいります。

また、財政安定化基金の活用の有無を含めた保険料率の改正についても、広域連合と協議してまいります。

(要望)

4) 保健事業の推進は、後期高齢者医療においても本来的な医療費の低減に結びつくとともに、保険料負担や現役世代の負担の軽減にも資する取り組みである。全国平均よりも低い健康診査受診率の向上や、特定健診の推進や歯科検診の対象拡大など、引き続き効果的な取り組みを行うよう、県広域連合に助言すること。

(回答)

県としても、保健事業の推進により、医療費の適正化を図ることは重要であると考えており、神奈川県後期高齢者医療広域連合が実施する保健事業についてより効果的なものとなるよう、引き続き助言してまいります。

(要望)

5) 保険料の年金天引きが行われているため、短期証が交付される保険料滞納者はもっぱら納付書で納付している低所得者と想定される。制度開始当初、県広域連合は有効期限4年4カ月の被保険者証を交付し、短期証交付要綱は「できる規定」であることから短期証は交付せず、後期高齢者の受療権を保障する全国的にも高く評価される運営を行っていた。

短期証は滞納者へのペナルティーとして使われていることが懸念されるため、受療権を保障する観点から短期証の交付は中止するよう、県広域連合に強く助言すること。

(回答)

短期被保険者証の取扱いについては、国通知により、短期被保険者証を交付することにより適正な収納の確保に努めることとされる一方で、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう適切な対応が求められているところであり、保険料の徴収を行う

各市町村は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が定めた短期被保険者証の交付要綱に基づき、適切な対応をしていると認識しています。県においても引き続き国通知に基づいた助言を行ってまいります。

(要望)

6) 保険料減免申請は少なく、低所得者にとって「使えない減免制度」となっている。前述の所得状況からも生活保護基準 130%以下を対象とした生活困窮減免制度を創設するよう、引き続き県広域連合に強く助言すること。

(回答)

平成 21 年度の「県・市町村・後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」で確認された「減免基準モデル」では、保険者の判断により「基準生活費の 120%以下の低所得世帯」に対し減免することができると整理しているところですが、生活保護基準 130%以下である低所得者を対象とした生活困窮減免制度の創設については、神奈川県後期高齢者医療広域連合に要望を伝えてまいります。

(要望)

7) 口腔ケアの重要性を鑑み、後期高齢者医療広域連合における歯科健診に関し、協力歯科医療機関に留まらず、希望する県内すべての保険医療機関が実施出来るよう取り計らうこと。

なお、この歯科健診は国庫補助事業であり、歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による嚥下性肺炎等を予防するものである。

(回答)

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため、前年度に 75 歳となった被保険者を対象とした歯科健康診査を実施しています。

この歯科健康診査は、広域連合が国の方針に基づき、地域住民の歯科保健を推進する公益社団法人神奈川県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）へ委託し、県歯科医師会に属する協力歯科医療機関において行われています。

県としましては、被保険者の利便性向上や受診率向上の観点から、今後も広域連合に対し、さらなる受診機会の拡充等に向けた検討を助言するなど、必要な対応をしてまいります。

[3]. 医療費助成制度の拡充に向けて

(要望)

(1) 県の 3 つの医療費助成制度全般について

1) 県の小児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度障害者医療費助成制度の 3 制度に導入している一部負担金、所得制限、年齢制限を撤廃すること。

県は「制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、市町村と協議を行いながら定めたもの」との回答を繰り返してきたが、県内市長会、町村会から毎年改善の要望が出されていることから、県の回答には道理が無く、早急に制度の改善を図ること。

(回答)

小児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

一部負担金等については、制度の安定的かつ継続的な運営を図るため、県と市町村で協議を行って定めたものです。今後の方向性や見直しにあたっては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重に検討してまいります。

県では、小児医療費助成制度については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望しました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの主旨を御理解くださるようお願いいたします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実情が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

(要望)

2) 対象年齢と補助率の引き上げは市長会や町村会からも重点要望として出されており、政令市からは「同じ県民税を払っているのに補助率が低いのはおかしい」との意見が出ている。

市町村の医療費助成制度の格差を解消する手立ての一つとして、3つの医療費助成制度の市町村への補助率を全市町村とも2分の1とすること。

(回答)

現行の補助率は政令市等との協議のうえで設定したものであり、また、県と政令市は福祉

に関する分野について同等の権限を有していること、県として必要と考える行政サービスを財政規模の小さい市町村へも提供できるよう財源を再配分していく必要があることなどから、現行の補助率を維持していくことが重要と考えております。

なお、これらの県単独補助事業は、全国で広く実施されており、自治体間で基準を競争するものではなく、本来、国の社会保障制度の中に位置づけるべきものであると考えていますので、全国一律の制度とするよう、今後とも粘り強く国に働きかけてまいります。

(要望)

(2) 小児医療費助成制度について

1) 中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度を早期に創設するよう、引き続き国に求めること。

(回答)

県としては小児医療費助成制度が子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設すべきと考えており、国に対して、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も引き続き、国の制度として小児医療費を創設するよう国に対して働きかけてまいります。

(要望)

2) 通院の医療費助成において、高校卒業までの大井町を含め、県内では伊勢原市、大磯町を加えた31自治体(2020年10月1日現在)が中学校卒業までを対象としている。県として助成対象を直ちに就学前から中学校卒業までに引き上げること。

(回答)

県としては小児医療費助成制度が子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設すべきと考えており、国に対して、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も引き続き、国の制度として小児医療費を創設するよう国に対して働きかけてまいります。

また、小児医療費について、通院について、病気にかかりやすく、病状が急変しやすいため、医療費の負担が重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としております。

(要望)

3) 市町村の小児医療費助成制度において、一部負担金導入の動きが広がっている。医療費助成制度の福祉的性格を否定するものであり、低所得世帯ほど受診抑制が引き起こされる。市町村が一部負担金を導入しないよう協議すること。

なお、県制度が通院助成を長期にわたり就学前までとしていることと、県がはじめに一部負担金を導入したことが大きな要因であり、「助言する立場にない」などと静観する態度は許されない。広域自治体として県内の子どもに責任を負う立場から「助言」すべきであり、

制度施行当初の市町村への補助率を見ても、県には道義的、財政的責任があることを銘記すべきである。

(回答)

小児医療費助成制度及びひとり親医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。一部負担金の導入については、それぞれの自治体が実情に応じて検討していくものであり、県としては中止を助言する立場にはありません。

県では、小児医療費助成制度については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設すべきと考えており、「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も引き続き、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけてまいります。

(要望)

(3) 重度障害者医療費助成制度について

1) 重度障害者医療費助成制度の対象を通院・入院とも精神障がい者2級まで拡大し、精神障がい者1級の入院助成を早急に実施すること。そのため、各市町村にも働きかけること。

また、県は重度障害に相当するのは精神障がい者1級としているが、2級であっても医療の必要性は変わらないと当事者団体は指摘している。精神障がい者2級の通院助成を先行するなど、段階的な対象拡大も含めて検討すること。

なお、精神障がい者の生活実態調査を実施するとしたことは評価できる。調査結果を精神障がい者への支援策拡充につなげること。

(回答)

県では、身体・知的の重度障がい者に相当するのは精神障がい1級であり、身体・知的障がい者との均衡を図る意味から、精神障がい1級の方を制度の対象としたところ です。

また、入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

精神障がい2級の方への対象拡大については、令和元年12月の県議会で請願が採択されたことから、県では、医療費助成制度の対象の拡大だけに限らず、精神障がい者の支援の拡充に向けて、その実態を、より詳細に把握する必要があると考え、令和3年度、精神障がい者の生活実態を詳細に把握する調査を実施しております。

この調査結果をもとに、医療費助成制度のあり方を含め、精神障がい者の地域での生活や社会参加に向けた支援など、今後、県が行うべき精神障がい者への支援策を、市町村とも意見交換を行いながら、検討してまいります。

(要望)

2) 市町村の障害者医療費助成制度の格差解消に向け、県の重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改名し、県内の市長会・町村会も求めている助成対象の拡大や市町村補助率の引き上げなど、県制度の拡充を図ること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの主旨を御理解くださるようお願いします。

制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実情が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

(要望)

3) 療育手帳 B 判定の方の多くは、障害基礎年金 2 級の支給額と工賃の合算で月収は 10 万円を下回ると指摘されており、膀胱直腸障害 3 級・4 級の方を助成対象にするよう、切実な要望も寄せられている。必要であれば前述の措置や市町村協議を進め、これらの方々を助成対象に加えること。

(回答)

障害基礎年金の規定では、重度障がい者について、知的障がい者では療育手帳の最重度(A1)と重度(A2)が、身体障がい者では身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号「身体障害者障害程度等級表」の 1 級又は 2 級が該当するため、県の重度障害者医療費助成制度でも、これを準用しております。

対象者の拡大等、制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実状が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

(要望)

(4) 高齢者の医療費助成制度の創設について

1) 高齢者医療費助成制度を復活し、70 歳から 74 歳までの医療費窓口負担を 1 割とするよう国に求めること。また、県として、せめて清川村のように補助制度を設けること。

(回答)

神奈川県における高齢者医療費助成制度については、市町村が実施主体となり、複数の市町村で行われてきましたが、平成 22 年度をもって全て廃止されています。高齢者の医療機関窓口負担については、後期高齢者医療制度を含め医療保険制度において、高額療養費の現物給付化や支給基準の見直しなどによる低所得者の負担軽減制度があります。

高齢者医療助成制度は、それでもなお経済的理由で負担が困難と認められる場合に、その実態を踏まえ市町村が主体的に実施するものと考えています。

なお、本県では「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を基本目標とする「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、今後も引き続き神奈川の実情に合った高齢者保健福祉施策を推進してまいります。

また、県は、保険給付財源の 12 分の 1 を負担するとともに、低所得者等に対する保険料減額賦課相当額等についても負担しており、県が独自に保険料等の負担軽減のための助成をすることは考えておりません。

(要望)

(5) 子どもや障がい者への福祉的助成の実施について

1) 国が眼鏡購入費の補助制度を創設するまで、県内の子どもたちが等しく眼鏡の購入ができるよう、県として眼鏡購入費の補助を行うこと。また、コンタクトレンズについても補助の対象に盛り込むよう、引き続き国に求めること。

(回答)

準要保護児童・生徒の就学援助事業において、眼鏡及びコンタクトレンズ購入費の援助をしている市町村はありますが、新たに県が制度を創設することは、県の厳しい財政の状況の下では困難です。

要保護児童生徒に対する就学援助費の補助制度の充実とともに、準要保護児童・生徒分も全ての市区町村で同等の支援が行えるようにするため、十分な財源措置を講ずるよう、「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国へ要望し、県においても国へ要望しています。

(要望)

2) 心臓病と重度心身障害が重複している成人先天性心疾患は、入院できる施設がなく在宅診療を受けなければならない。県として酸素飽和度を測定するサチュレーションモニターやバッテリーなどの購入費を助成すること。

(回答)

市町村が行う日常生活用具給付等事業において、県内の複数の市町村が、動脈血中酸素飽和度測定器（サチュレーションモニター）を支給対象品目としております。

日常生活用具給付事業は、支給対象品目、対象者、上限額、自己負担額等を各市町村の判断により決定することとなっております。県としては、市町村の自主性を尊重しつつ、御要

望の内容について情報提供しております。

[4]. 安心できる介護保険制度の確立に向けて

(要望)

(1) 介護給付費抑制策からの転換

1) 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、要介護1・2の家事援助についても本人の希望を前提として地域支援事業に置き換えられる仕組みの導入、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発していると言っても過言ではない。

介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げを図るなど、誰もが安心して利用できる介護保険制度を確立するよう、国に強く求めること。

(回答)

介護保険制度が安心して利用できるよう、国の動向を注視してまいります。

(要望)

(2) 1号被保険者の介護保険料について

1) 全国の65歳以上(1号被保険者)の介護保険料(全国の月額加重平均)は、第1期2,911円から第7期は5,869円へと2倍になった。2021年度から2024年度までの第8期における65歳以上の全国平均介護保険料基準額はさらに増額され6,014円になり、第7期からの伸び率は2.5%になった。

神奈川県内自治体の平均保険料基準額は第7期5,737円から第8期は6,028円へ5.1%の増額となった。これは国よりも高い伸び率である。65歳以上の方で災害・所得減少などにより介護保険料の納付が困難な場合には、減免制度があること、また、新型コロナウイルス感染症による減免制度の周知を徹底し、申請者にしっかり支援すること。

次期の保険料の抑制を図るため、国25%としている公費負担割合を大幅に引き上げるよう、国に求めること。

(回答)

介護保険料の減免については、保険者である各市町村が条例に基づき行っています。なお、新型コロナウイルス感染症による収入減少に対する保険料減免については、減免額の全額を保険者に財政支援するよう国へ要望しています。

介護保険財政の負担割合について法律で定められており、国の負担割合を引き上げることは現実的ではないと考えます。

(要望)

2) 公費負担分のうち都道府県分と市町村分は各12.5%とされているが、国庫負担が増額

されるまでは、市町村とも連携して、県独自にも保険料負担軽減や低所得者対策を図ること。また、介護利用料についても低所得者への軽減措置を制度として確立するよう、国に求めること。

(回答)

特別養護老人ホームの居室について、低所得者でもユニット型個室に入所できるよう補足給付等の対策を強化することや、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるよう見直しを行うことを、引き続き国に要望してまいります。

(要望)

3) 市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入が認められることを、あらためて市町村に周知すること。

(回答)

市町村の介護保険会計への一般会計法定外繰入は、本来、第1号被保険者の保険料で担うべき費用を市町村の一般財源によって賄うことになり、費用負担の公平性を損なうおそれがあることなどから、周知は考えておりません。

(要望)

(3) 低所得者への利用料負担助成について

1) 県として、低所得で介護保険サービスの利用が困難な人に、利用料の一部助成を行うこと。千葉県船橋市では、生活保護以外の単身世帯で年間収入150万円以下かつ資産350万円以下の場合は、訪問介護や訪問看護、通所介護や地域密着型介護などの利用料の40%を減額している。先進自治体を学び、県として独自制度をつくること。

(回答)

現在国の制度として「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」があり、県も経費の一部を負担していますが、制度を適用するかどうかの判断が実質的に社会福祉法人に委ねられており、制度が十分に活用されていません。

所得状況に関わらず必要な介護サービスが利用できることは重要と考えています。県ではこれまでも低所得者の方を対象とした利用者の負担軽減制度の充実について国に要望してきたところですが、引き続き要望してまいります。

(要望)

2) 現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以上の施設利用者には「補足給付」が適用され、所得区分「第3段階」として食費負担額は月2万円に抑えられている。政府は2021年8月から所得区分の「第3段階」を二つに区分し、年金収入120万円超え(第3段階②)に該当する入所者の食費負担を月2.2万円引き上げて4.2万円にするとしているが、年間の負担増は26万4千円にものぼる。負担増となるのは、年金収入が月10万円から12

万円程度の人たちである。

これらの人たちは、食費、居住費、介護度に応じた利用料、介護保険料として、毎月約6万円は負担している。介護保険以外の実費などは月約2万円かかり、その上に食費2.2万円の増額は支出超過になりかねない。

補足給付の廃止による利用料の大幅な負担増への軽減を行うこと。この利用料の軽減制度を周知し、申請者に負担軽減を図ること。

(回答)

所得状況に関わらず必要な介護サービスが利用できることは重要と考えています。県ではこれまでも低所得者の方を対象とした利用者の負担軽減制度の充実について国に要望してきたところですが、引き続き要望してまいります。

(要望)

3) 補足給付の廃止によって負担増となる該当者の人数を明らかにすること。また、補足給付の削減による高齢者への影響を調査すること。

(回答)

令和3年10月末の暫定値で、「第3段階」のうち年金収入等が120万円を超えていた方は約19,600人でした。うち、施設入所者は約9,600人でした。

高齢者への影響の調査については、今後、必要に応じて検討してまいります。

(要望)

4) 市町村が、特に生計が困難と認める者への社会福祉法人などによる負担軽減措置に対する補助を増額するよう、県として対策を講じること。

(回答)

所得状況に関わらず必要な介護サービスが利用できることは重要と考えています。県ではこれまでも低所得者の方を対象とした利用者の負担軽減制度の充実について国に要望してきたところですが、引き続き要望してまいります。

(要望)

5) 補足給付の申請に関し、資産要件の追加が実務的負担(預金通帳の写しや金融機関調査の同意書の提出など)や利用者負担を招いている。資産要件の撤廃を国に求めるとともに、県内では弾力的運用を図ること。

(回答)

特定入所者介護サービス費(補足給付)の対象判定に資産要件が追加されたことに伴う申請時の同意書添付については、介護保険法施行規則において義務付けられているところですが、在宅の要介護者や保険料を負担する方との公平性を高める趣旨により導入されたものであり、今後も利用者等の理解等が得られるよう周知を図ってまいります。

(要望)

(4) 介護報酬に関して

1) 質の高いサービスが安定的に提供できる介護報酬や人員配置基準を確立するには、基本報酬の底上げが必要であり、国に介護報酬の10%以上の引き上げを求めること。

(回答)

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置が令和4年2月から9月まで実施されます。令和4年10月以降についても介護報酬で対応することとされていますので、県としては、今後の国の動向を注視してまいります。

(要望)

2) 同時に、介護報酬の引き上げは保険料の引き上げや利用者の負担増を招く。介護職員の処遇改善を図るための財源は、利用者への負担増で行うべきではない。国策として介護職員の処遇改善は国庫負担の増額に依るよう国に求めること。

(回答)

介護職員の処遇改善については、令和4年10月以降についても介護報酬で対応することとされていますので、県としては、今後の国の動向を注視してまいります。

(要望)

(5) 特別養護老人ホームや老人保健施設の整備について

1) 特別養護老人ホームの入所対象者の重点化(要介護3以上)が行われたが、認知症や障がい者、介護者がいない又は介護者が高齢または病弱であるなどにより支援が期待できないなど、やむを得ない事由がある要介護1・2の方は特例的に入居が認められている。

直近の特例入所件数を明らかにすること。また、関係機関や事業所にこの趣旨を周知し、はじめから該当しないと受付を拒否されることがないようにすること。

加えて、介護報酬の関係から要介護4以上に入所を限定する施設があり、補足給付の見直しによる負担増から退所を余儀なくされる深刻な事態も生まれている。入所制限や負担増による退所の実態について、直近の状況を明らかにすること。退所を迫ることはしないこと。

(回答)

特別養護老人ホームの入所待機者(13,383名)のうち、要介護1及び要介護2の者で特例入所の要件に該当する者(判定が済んでいない者を含む)は、令和3年4月1日時点で1,145名(待機者全体の約8.6%)となっております。

なお、施設は入所申込みに際して、特例入所の要件の内容について申込者側に丁寧に説明した上で、これらの要件のいずれかに該当するか否かについて申込者の確認を求めること

とされております。

本県としても「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」を各施設、関係機関に通知するほか、県ホームページを通じて広く県民に周知しております。

(要望)

2) 県内の特養待機者数は13,383人(2021年4月1日現在)と聞く。第8期かながわ高齢者保健福祉計画では3年間で約3,400床を整備し、2023年度に約42,150床とすることを目標にする計画だが、各市町村の実態を把握し、申請後1年以内の入居を目標に、国有地や県有地の活用を含めて、市町村と連携して整備・増設を進めること。

(回答)

県では、「かながわ高齢者保健福祉計画」に基づき、特別養護老人ホームについて計画的に整備を促進しております。

第8期計画策定の際には、各市町村からヒアリング等を行い、将来のニーズ等を踏まえた必要数を調整いたしました。

また、国有地や県有地の活用の検討については、市町村と事業者が連携し整備を進めております。引き続き入所が必要な方々ができるだけ早期に入所できるよう、努めてまいります。

(要望)

3) 災害時や緊急時の対応も想定し、医療施設と連携している介護老人保健施設や介護医療院において人工透析患者も入所できるよう、県が財政支援を行なって透析治療が可能な設備や施設を一定程度併設すること。

(回答)

今後、透析治療が可能な設備や施設を併設した介護医療院が整備される可能性はありますが、施設の機能等については、経営主体が地域のニーズ等を踏まえて考えることから、県として併設を促すことは困難です。

(要望)

(6) 自治体の新総合事業について

1) 新総合事業のサービス類型は、市町村によって異なる。新総合事業に移行する前の、介護予防給付に相当するサービスを受けている状況を把握すること。希望する人には継続して受けられるようにすること。従来のサービスの質を下げないで継続すること。要支援者として総合事業を利用し、その後要介護に変わった人に、従来の継続したサービスの受給権を保証すること。

(回答)

新しい総合事業では、従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービス(従前相当サービス)に加え、住民主体の支援等の多様なサービスの充

実を図ることとされ、内容に関しては、その地域の実情に応じて、各市町村が定めることとされております。

なお、令和3年度より、要支援者として総合事業を利用していた方が要介護になったとしても、利用していた総合事業を継続して利用できるようになっております。

(要望)

2) 介護認定申請を優先的に保障するよう、市町村に指導・助言を行うこと。また、基本チェックリストの対象者には要介護認定申請を推奨する文書やチラシ等を必ず配布するよう、市町村に指導・助言を行うこと。

(回答)

基本チェックリストについては、必ずしも要介護認定を受けなくても、迅速なサービス利用を可能とするものとして、本人の状況確認のため用いるものとされているところですが、本人の希望に応じ、要介護認定申請を行うことも可能とされております。

これらの対応に当たっては、本人の相談内容や希望等を丁寧に聞き取った上で適切に行われるよう、必要に応じ市町村に対し周知を図ってまいります。

(要望)

3) A事業では無資格者による質の低下が心配されることから、サービスの質を保証する適切な報酬単価を設定する必要がある。県内市町村の新総合事業の単価を検証し、サービス内容に応じた適切な単価となっているかを把握し、市町村への指導・助言を行うこと。

(回答)

訪問型サービスAの従事者については、一定水準の質を確保するため市町村は研修を実施することとされており、県では、訪問型サービスA従事者養成研修のためのカリキュラム及びテキストの作成を行うなどしてきたところです。引き続き、市町村の取組を支援してまいります。

(要望)

(7) 介護職の確保と処遇改善について

1) 介護職のスキルと専門性、高齢者や障害者の尊厳と人権を守る職務の重要性を正に評価するよう、社会的な位置づけを明確にすること。

(回答)

県では、介護業務に携わる者のうち特に功労のあった者や、利用者の直接支援業務等に従事する若い従事者等で他の社会福祉施設の目標・模範となる功績があった者等を知事が表彰する仕組みを通じて、介護従事者の意欲の向上と介護に関する社会的評価の向上を図っています。

また、介護の仕事の魅力を発信するため、「かながわ感動介護大賞」の取組を行っていま

す。

(要望)

2) 2019 年度介護労働実態調査結果によると、介護事業所の 65%が従事者の不足感を感じ、中でも訪問介護員の不足感は 81%、介護職員は 69.7%となっている。不足している理由として採用が困難であると 92.5%が答え、採用が困難な原因は「他産業に比べて労働条件などがよくない」と 59.3%が回答している。

介護サービス運営する上での問題点について、上位は、「良質な人材の確保が難しい」が 55.9%、「今の介護報酬では人材確保、定着のために十分な賃金を払えない」が 46.8%、「経営が苦しく労働条件や労働環境の改善をしたくてもできない」が 30.6%となっている。

これまでの介護報酬の連続マイナス改定が介護事業所を経営難に迫りやり、介護事業者の処遇改善の足を引っ張っていることを考えれば、2021 年度の介護報酬 0.7%のアップでは処遇改善には到底結びつかないを考える。国の負担による介護報酬の抜本的な引き上げと、職員配置基準の引き上げを国に求めること。

(回答)

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3%程度引き上げるための措置が令和 4 年 2 月から 9 月まで実施されます。令和 4 年 10 月以降についても介護報酬で対応することとされていますので、県としては、今後の国の動向を注視してまいります。

(要望)

3) 訪問ヘルパーの処遇移動時間や待機時間は時給に換算されないなど、訪問ヘルパーの処遇は特に劣悪である。県として賃金引き上げに向けた具体的対策を示すこと。

(回答)

訪問介護労働者の移動時間や待機時間については、当該時間の自由利用が労働者に保障されていない場合には労働時間に該当し、事業主はこれらを適正に把握、管理するとともに、当該時間に対して、賃金を支払う必要があると国から示されており、各事業所への周知を行っております。

(要望)

4) 事業所が介護職員処遇改善加算を取れない主な理由として、「事務作業が煩雑」、「利用者負担の発生」、「対象の制約のため困難」の 3 つが挙げられている。

利用者の負担増を招かないよう、処遇改善の財源は介護保険と別枠で交付するよう国に求めること。介護職のみならず介護事業所に働く労働者も対象として、賃金を引き上げるよう国に求めること。

(回答)

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することとされました。実施に当たっては、事業所の事務負担が軽減されるような仕組みとするよう、引き続き国に要望してまいります。

なお、この措置については、他の職員の処遇改善に充てることができるよう柔軟な運用を認めるとされています。

(要望)

5) 介護職の養成校では、深刻な定員割れが続いている。利用者の希望を踏まえながらケアプランを作成するケアマネージャーも、資格試験の受験者や合格者が激減している。

受講生の確保に向けた対策や助成措置など、養成校への支援策を実施すること。介護職の処遇改善等が前提ではあるが、県内の高校生等に介護職場の魅力を普及することは重要な取り組みの一つと考えられる。

(回答)

県は、介護福祉士等の養成校に在学する、県内の施設で介護等に從事しようとする学生に対して、修学資金の貸付事業を実施しております。

また、平成25年度から「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、福祉介護の仕事の理解や関心を高めるために「高校生介護職場体験促進事業」を実施しております。

全県立高校・中等教育学校に福祉介護に関する教材を配布しているほか、介護現場で働く若手職員を派遣して仕事のやりがいを伝える出張介護授業、福祉現場でのインターンシップによる職場体験を促進しております。

なお、介護支援専門員の受験者や合格者が減少は、介護支援専門員の専門性向上を図る観点から、平成30年度に行われた受験資格の見直しによるものと考えております。

(要望)

(8) その他介護保険制度全般に関して

1) 国は療養病床の介護医療院への転換を推進している。しかし、医療療養病床から転換した場合は施設基準が下がり、2018年度介護報酬改定で設定された介護医療院の報酬が次期改定でも保障されるとは限らず、施設基準の経過措置も継続されるとは限らない。

また、国の介護給付費抑制策の下では特養同様に入所制限が設けられることも想定される。しかも、現在介護職不足であり、国が謳うサービスが十分に給付される保障はない。療養病床の介護医療院への拙速な転換は控えること。

(回答)

介護医療院については、第8期高齢者保健福祉計画において介護療養型医療施設や医療

病床からの転換を優先することとしておりますが、転換にあたっては、市町村の介護保険財政への影響への懸念もあることから、施設には、所在地の市町村と事前調整を行い、その意向を踏まえながら慎重に移行するよう指導しております。

(要望)

2) 同一事業所による高齢者と障がい児者のサービスを可能とする「共生型サービス」が行われようとしているが、介護や障がい福祉はそれぞれ異なる専門性が求められる分野である。専門性の担保、担い手の処遇、サービス単価の水準等を適正に確保すること。

(回答)

共生型サービスを含む障害福祉サービスに関する人員配置や設備、運営、報酬については国が基準を定めています。

また、多様な利用者に対して一体的にサービス提供し地域共生社会の実現にするものであり、運営にあたっては関係施設から技術的支援を受け、適切なサービスを提供するよう確認してまいります。

(要望)

3) 介護利用料の3割負担化に関し、すでに負担増により制度から排除される利用者も出ており、県として利用料の引き下げを求めること。また、利用料の原則2割負担化には反対すること。

(回答)

2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とされたものであり、制度の持続可能性を高める観点から行われたものと考えております。

なお、第8期介護保険事業（支援）計画に向けた、国の社会保障審議会介護保険部会での議論において、2割負担、3割負担の対象拡大については見送られております。

また、原則2割負担化は議論になっていません。県としては国の動向を引き続き注視してまいります。

(要望)

4) 介護保険料を一定期間滞納した場合、給付抑制の措置が取られるが、こうした滞納者が増えている。要介護認定自体が介護サービスの必要性を証明しており、身体や日常生活の維持に介護サービスが欠かせない利用者にとっては、生存権さえ脅かされる事態となる。年金給付の引き下げなど、そもそも「収入の公平」を保障せずに「負担の公平」だけを問題にすること自体が論外である。

介護サービスが受けられないことで重度化することがあつてはならない。親身になって生活支援を行うとともに、介護保険料の減免制度や利用料の軽減を受けられるよう支援すること。

(回答)

介護保険は社会連帯の精神に基づき共同してリスクに備える「共助」の仕組みであり、被保険者の皆様から頂く介護保険料は重要な財源となっています。また、所得や年金収入額に応じて保険料段階が設定されております。

被保険者の経済状況等に応じて、介護保険料の減免や利用料の軽減が適切に行われるよう、必要に応じ市町村に対し周知を図ってまいります。

(要望)

5) 財務省の財政制度等審議会の建議(2019年6月19日)は、介護利用料の原則2割負担化、ケアマネジメントにおける利用者負担の導入(ケアプランの有料化)、要介護1・2の生活援助サービス等の地域支援事業(自治体事業)への移行などが、たとえ見送られたとしても検討されている状況に変わりはない。

第8期からの介護調整交付金のインセンティブとしての活用などに言及している。これらはどれも負担増や介護認定と介護給付の抑制、徴収強化などに結びつくものであり、介護保険制度の大改悪であることから、こうした制度改定は行わないよう国に強く求めること。

(回答)

介護保険制度が安心して利用できるよう、国の動向を注視してまいります。

(要望)

6) 療養介護施設の入所者募集にあたり、医療的ケアの程度が重い人を排除しないよう、対策を講じること。

(回答)

介護老人保健施設等の入所者の申込みに当たっては、要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否することがないよう集団指導講習会や実地指導等で事業者指導を行っております。

また、平成30年4月から創設された介護医療院も同様に「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」において定めており、サービスの提供が困難な場合は、適切な病院等を紹介するなど適切な措置を速やかに講ずることとしております。

(要望)

7) 65歳以上の障がい者に対する介護保険制度の優先原則を機械的に適用しないよう、市町村への指導を強めること。

(回答)

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、一律ではなく、個々の実態に即した適切な運用が図られるよう、国が通知等により示しており、県では、当該通知等について市町村障がい福祉主管課長会議等において市町村へ周知してい

ます。

(要望)

8) 看護師同様に、ヘルパーなどの介護職においてもハラスメント対策が必要である。訪問介護における利用者・家族からのハラスメントを防止するため、ハラスメントが起きた場合の対応をヘルパー等の研修項目に加えること。

事業所の管理者をはじめ職員の研修を実施し、ハラスメントを許さないという認識及び対策を共有するなど実効性のある対策を講じること。コロナウイルス感染症の関係で大勢での研修が無理ならば、オンライン研修など、工夫して実施すること。

(回答)

県では、令和3年度に、介護保険事業所の管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施しています。

また、令和3年度介護報酬改定において、ハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが事業所に義務付けられ、集団指導講習会においても周知しています。

[5]. 高齢者福祉の充実に向けて

(要望)

1) 老人福祉法に基づく措置制度は残されている。虐待被害や社会的孤立など、複合的な困難を抱える、いわゆる「処遇困難」の高齢者を救済する責任は引き続き自治体が負っていくこと。

(回答)

県としては、高齢者虐待防止法に基づき市町村が実施する虐待への対応、地域包括支援センターによる複合的な課題への対応への支援を行ってまいります。

また、虐待等によって自宅で生活が困難な高齢者を措置により受け入れる養護老人ホームの運営指導や、運営費への支援などを引き続きおこなってまいります。

(要望)

2) 県の高齢者福祉施策を検討する上で、また、災害時の避難対策や防災上も重要と考えられることから、市町村が独居高齢者や高齢者のみ世帯の実態把握を行うよう市町村に指導・助言すること。

(回答)

市町村による介護保険事業計画の策定に当たっては、地域の実情に応じて、高齢者の生活実態等を踏まえて策定されております。

把握等がされた基礎的データ等については、各市町村の判断のもと、適切な方法による情

報提供が行われているものと考えております。

(要望)

3) 県は事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、市町村や警察、消防と連携した地域見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいるとのことだが、未締結の市町村があれば市町村と連携して締結に向けて取り組むこと。

(回答)

「地域見守り活動に関する協定」を県と締結した事業者は、孤立死等のおそれがある世帯について、日常生活において異常を感じた際などに市町村や警察等へ通報することで、行政の適切な支援につなげ、孤立死を未然防止する役割を担うことになります。

この仕組みの中では、事業者は市町村と個別に協定締結を行いませんが、県ではマニュアル等の整備や、市町村と協定締結事業者との連絡会の開催などを通じて、円滑な事業実施が可能となるよう支援を行っています。

(要望)

4) 市町村とも連携して、緊急時の対応や関係機関等の連絡先など、高齢者が手軽に一目でわかる壁などに貼れるものを作成すること。

(回答)

高齢者の緊急時に必要な情報などの媒体は、地域住民に最も身近な自治体である市町村が、ニーズ等を踏まえた効果的な広報の実現に向け、企画検討を行うべきものと考えますが、その取組が一層効果的なものとなるよう、必要に応じた情報提供を行ってまいります。

(要望)

5) 高齢の単身世帯や夫婦のみ世帯において、緊急事態や災害時に外部に連絡でき救助を求められる機器等の設置について、市町村を支援し助成措置を講じること。

(回答)

高齢単身世帯等の見守り機器等の設置については、市町村において地域の実情などに応じ、機器の貸出等が行われております。

県ホームページにおいて、センサー・機器等による高齢者の見守り・安否確認サービスを実施している企業等の一覧を掲載し、独居の高齢者や遠方の家族等が活用可能な見守り等のサービスについて情報提供をしているところです。

また、老人クラブの友愛チームが一人暮らし高齢者宅の訪問により、見守り等を行う友愛訪問活動への支援も行っております。

[6]. 公的年金給付の削減中止と年金制度の改善に向けて

(要望)

(1) 県として以下のことを実施すること

1) 高齢者の生活実態の把握は、県の施策を講ずる上で欠かすことができない。昨年の回答には、国の社会保障制度との認識の下、県の態度は一切示されていないが、県としての高齢者の生活実態に対する見解を示すこと。

(回答)

年金制度の制度設計は、社会保障制度全体の中で国において議論されるべきものであり、県として年金の支給実態等を把握することは考えておりません。

(要望)

(2) 以下の事項は、県民である高齢者にとって切実な要求である。県民の暮らしを守るという点から、神奈川県として国や関係機関に求めること

1) 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく、無年金者に対す救済措置を講じること。

2) 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。

3) 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。

4) 年金積立金は被保険者の大切な財産であり、高いリスクを伴う株式運用はやめ、安全な運用に努めること。

(回答)

年金制度の制度設計は、社会保障制度全体の中で国において議論されるべきものであり、現在のところ国に要望することは考えておりません。

[7]. 生活保護制度の改善と生活困窮者の救済に向けて

(要望)

生活保護基準は国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準ともなっている。生活保護基準の引き下げは憲法が保障した人権を奪い取ることに他ならない。

(1) 生活保護基準引き下げ中止と生活保護世帯への国の支援強化について

1) 制度見直しなどとは区別し、これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう、県として明確に国に要望すること。

2) 高齢加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すよう、国に要望すること。

(回答)

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対して、国の責任によって最低限度の生活を保障するものであるため、加算を含めた基準等については、国において対応すべき事項であると考えております。

県は、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者に対する影響を検証するなど不断の見直しを行うよう国に要望しております。

(要望)

3) 受診の度ごとに福祉事務所に医療券の発行を求めなくても済むよう、医療証制度を国に要望すること。

(回答)

生活保護の医療扶助の運用は国が示す医療扶助運営要領により実施していますが、県は、以前より被保護者のプライバシーへの配慮や受診権の確保等の観点から、受診証方式への変更するよう実施要領の改正意見を国に提出しております。

(要望)

4) 2018 年4月以降に保護を開始された人の場合は、一定の条件を満たす場合にエアコンなどの入費と設置費用が認められたが、同年3月以前に保護を開始された人には適用されない。同年3月以前に保護を開始された人への適用及びエアコンが壊れた時の修理や買い替え費用も、「住宅維持費」として認めるよう国に求めること。

(回答)

県としては、福祉事務所が生活保護受給者の生活環境を適切に把握し、改正された制度による適正な運用が行われよう指導してまいります。

また、支給対象とならない被保護者に対しては、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付金の利用等について周知徹底を図ってまいります。

(要望)

(2) 生活保護制度の改善・充実について

1) 生活保護申請時において扶養親族照会は義務化されてはいないことに留意し、本人が扶養親族照会を希望しない場合は、本人の意向を尊重すること。また、この点の周知を徹底すること。

(回答)

扶養照会については、申請者の意向を丁寧に確認し、国の通知や事務連絡に基づいて取扱うよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ってまいります。

(要望)

2) 熱中症対策は命にも関わるものであり、国がすべての必要な世帯へのエアコン購入を認めるまでの間、当該世帯へのエアコン購入への援助を県独自でも行うこと。

(回答)

県は、福祉事務所が被保護者の生活環境を適切に把握し、制度による適正な運用が確実に行われよう指導していく、また、支給対象とならない被保護者に対しては、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付金の利用等について周知徹底を図るなど、熱中対策を必要とする生活保護受給者等それぞれに適切な支援を図ってまいります。

(要望)

3) ケースワーカーの対応が不十分で、支援が行き届いていない例がある。「生活保護制度は憲法 25 条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利である」という立場から、ケースワーカーの法的知識の向上、生活保護利用者の人権を尊重した支援を図るための研修を重視すること。また、一人当たりの担当世帯数が過重とならないよう、ケースワーカーを増員すること。

(回答)

被保護世帯の増加や社会福祉法改正により調査業務や就労支援、不正受給対策、医療扶助の適正化対策がより強化されているため、ケースワーカーの事務等負担が増大しており、法に基づくケースワーカーの標準数の見直しや増員への財源措置について、国に要望しております。

(要望)

4) 厚労省通知の範囲を越えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としないこと。住宅扶助の引き下げに基づく転居の強制等を行わないこと。

(回答)

適正な生活保護の実施のために必要な調査等については、国の通知に基づき、個々のプライバシーに配慮し丁寧な対応等、適切に把握するよう指導しております。

(要望)

5) 無料低額宿泊所について、適切な監査を実施し、消防法・建築基準法の適合状況及び居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行うこと。

入居中の劣悪な待遇については、改善指導を厳しく行い、入居者の生活が守られるようにすること。また、利用者の転居希望の有無、と転居が実現しない理由等について定期的に調査を行い、自立支援を促進すること。

(回答)

検査の実施にあたっては、条例や各法令の遵守状況を確認し、改善指導等を行いながら、適切な生活環境の確保に努めてまいります。

居住者の生活実態・利用状況については、検査実施時に視認、ヒアリング等で確認をしております。

利用者の意向の確認については、無料低額宿泊所を利用中に福祉事務所が訪問調査活動を通じて、本人の意向や生活状況等を確認しながら、居宅生活への移行に向けて支援するよう指導をしています。

(要望)

(3) 生活困窮者自立支援制度の充実と生活困窮者対策の強化について

1) 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないように、財源確保を含め各自治体への働きかけや援助を強めること。

(回答)

県は、所管する町村部において、すべての任意事業を実施し、生活困窮者への支援を強化しております。

自治体にとって事業実施に必要な財源の確保は重要な課題であり、県は国に対し、自治体の事業の実施に対する十分な財政措置を講ずるよう要望しております。また、効果的な支援の取組が普及するよう、県は、各事業の実施状況について、各市の情報を収集し、県内各市に提供しております。

(要望)

2) 「就労準備支援事業」「認定就労訓練事業」「自立相談支援事業」などについては、法の趣旨を踏まえ、本人の意思や状況を十分尊重すること。

(回答)

就労準備支援事業や就労訓練事業をはじめ、多様な制度と連携し、本人の意思や状況に応じた丁寧な支援を提供してまいります。

(要望)

3) 子どもへの学習支援を強化するため、各自治体への働きかけや援助を強めること。また子どもへの学習支援は、個別のケースによって時間・場所・実施方法に工夫が必要であることから、経験の交流や研究などにおいても県が役割を果たすこと。

(回答)

県は、子どもの学習支援事業を含む任意事業の実施状況について、効果的な支援の取組が普及するよう、各市の情報を収集し、県内各市に提供しております。

(要望)

4) 自立支援事業を実施した場合でも、自立困難なケースについては、生活保護制度から排除されることが無いよう運用に留意するよう求めること。

(回答)

生活保護制度が必要な方については、適切に生活保護につながるよう、生活困窮者自立相

談機関と連携を図ってまいります。

[8]. 障がい者福祉の充実に向けて

(要望)

(1) 障がい者の差別解消に向けて

1) 「ともに生きる社会かながわ憲章」は理念を示した条例なので、障がい者への不利益的な取り扱いの禁止、合理的配慮の明確化と例示、地域相談員などの設置、差別を受けた障がい者の救済など、京都府で制定されたような総合的で具体的な対応を示した障がい者差別解消条例を制定すること。また、条例制定にあたっては、広く障がい者団体から意見を聴取すること。

(回答)

障害者差別解消条例の制定は、現在のところ考えていませんが、県としては、引き続き「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に取り組むとともに、丁寧な相談対応や、事業者等へ効果的な普及啓発等により、障がい者差別の解消に向けて取り組んでまいります。

(要望)

2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化に関し、事例集を作成し公開しているとのことだが、その周知と広報が不十分である。

ホームページだけでなく、障がい者の方の利用施設や商店街などをはじめ、すべての事業所に知らせるとともに、広報やポスター等を掲示し直接県民にわかりやすく周知すること。

(回答)

障がい者差別の解消に関する事例集については、県ホームページへの掲載等により周知しています。今後は、事例集の充実に努めるほか、事業者等へのより効果的な普及啓発の方法も検討してまいります。

(要望)

3) 障害者差別解消法や「ともに生きる社会かながわ憲章」などの主旨を生かし、障がいに対する理解を深めるよう、県職員等が障がい者支援の現場で、短期間でなく一定の期間支援を行うなどの体験実習を行うこと。

(回答)

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広く、深く普及させ、県民総ぐるみの取組を展開していくためには、旗振り役である県の職員一人ひとりが、障がい者に対する深い理解を持ち、それを施策の立案や業務執行の中で、しっかりと活かしていくことが重要であると認識しております。

県は、新採用職員研修において、障がいに関する基本的な理解や障がい者と接する際に必

要な配慮等を学ぶ機会を設けるとともに、当事者の立場から障がい者の自立生活を総合的に支援する団体の方を講師として招き、介助の基本動作や視覚障がい者を誘導する際の声かけ方法等を学ぶ、より実践的な内容を重視した研修や、障がいのある職員を職場でしっかりとサポートできるよう、ハローワークの職員を講師に招き、精神障がい者や発達障がいに関する研修も実施しています。

今後も、こうした取組を通じて、職員一人ひとりの障がいに対する理解を深めてまいります。

(要望)

4) 身体障がい者と知的障がい者だけに適用されている神奈川県内の「バス運賃割引制度」を精神障がい者に対しても適用するよう、神奈川県バス協会に強く働きかけること。

また、県としてもバス会社に対する補助制度を創設するなど、積極的に取り組むこと。

(回答)

精神障がい者に対するバス運賃割引について、県ではこれまで、神奈川県バス協会を訪問し、運賃割引の適用を繰り返し依頼してまいりました。

県としては、平成 31 年 3 月に改定した「かながわ障がい者計画」に「精神障がい者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図る」ことを初めて記載したことを踏まえ、バス運賃割引の導入に向けて、引き続き県バス協会等へ粘り強く要請してまいります。

なお、身体障がい者と知的障がい者に適用されている「バス運賃割引制度」は、県からの補助制度等がないため、精神障がい者に対するバス運賃割引の導入についても、補助制度等の創設は考えておりません。

(要望)

(2) 障がい者への経済的支援の強化について

1) 在宅重度障害者手当の対象を拡大し、金銭的支援を充実すること。特に、障害者差別解消法に抵触する 65 歳以上ではじめて障害者手帳を取得された方を対象外とする措置は、廃止すること。

(回答)

現在の在宅重度障害者等手当は、まだ在宅の障害福祉サービスがほとんどなかった昭和 40 年の制度創設から 40 年余りが経過する中で、施設から地域へと福祉政策が転換されたことによる在宅の障害福祉サービス充実などの社会的背景を踏まえ、平成 21 年度に、未だサービスが充分に行き届いていない重度障がい者に重点化する改正を行ったものです。したがって、今後も基本的には金銭的支援ではなく、サービスの拡充により障がい者への支援の充実強化を図っていきたいと考えます。

なお、いわゆる加齢に伴う心身の機能低下等による障がいは当該手当制度では対象と考えておりませんので、65 歳以上で初めて障害者手帳を取得された方は対象外としておりま

すが、それ以前から重度の障がいのある方については65歳以降も手当の支給は継続されます。

(要望)

2) 肢体不自由者が地域で安心して暮らすために、一般の賃貸住宅に住んでいる方への家賃補助制度を創設すること。

(回答)

県では、在宅の重度障がい者又はその保護者が既存の住宅をその障がい者に適するよう改造するための経費等を助成する市町村に対して、補助金を交付していますが、現在のところ、既存のバリアフリー住宅の賃貸に係る補助制度の創設は考えていません。

(要望)

3) 「グループホーム等利用者地域支援事業」は市町村によって実施していないところがあるので、県として実施するよう促進すること。また、県として補助制度の拡充を図ること。

(回答)

県は、政令市や中核市を除く各市町村が、入所施設からの地域生活移行を促進するため、グループホームへのより多くの人員配置や施設のバリアフリー化に対する補助を行う場合、その一部を補助しています。

この制度は、市町村の事情により、活用していない市町村もあることから、会議等を通じて、活用するよう促しています。

補助制度の拡充については、今後、市町村から具体的な相談があれば、県としてその必要性について、検討してまいります。

(要望)

4) 高齢障がい者を介護している家庭や一人暮らしの障がい者に向けた支援を、充実させること。障がい者総合支援法の自立生活援助が、見守り事業の拡充だけでは不十分であり、地域生活を支援する制度を充実させること。

(回答)

経済的援助を含む支援体制については、心身障害者扶養共済制度により、障がい者を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納め、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったときに、障がい者に終身一定額の年金を支給することで、障がい者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図っているところです。

(要望)

5) 市町村が実施している福祉タクシー制度は、市町村にばらつきがあるので、県として補助制度をつくり財政的支援を図ること。また、県内共通利用について、県の支援を強めるこ

と。

(回答)

福祉タクシー制度については、市町村が個々の判断で実施しているもので、利用対象となる事業者等も市町村が決定しております。

現在のところ、当該制度を県が主導して実施することは考えておりませんが、県としては、県内市町村における制度の実施状況等を県内市町村に情報提供してまいります。

(要望)

(3) 障がい者の日常生活や活動への支援強化に向けて

1) 障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書が当事者の意向に沿った計画となるよう、相談支援専門員の増員計画を示すこと。

県として相談支援専門員の育成や増員に向けた助成措置を講じるとともに、相談支援専門員がサービス利用計画の作成など専門員の仕事に専念できるように、報酬を引き上げるよう国に求めること。また、相談機関の増設を市町村に働きかけること。

(回答)

相談支援専門員の資格を得るために必要な相談支援従事者初任者研修を平成18年度から実施し、相談支援専門員の育成に努めており、今後も必要な人数が確保されるよう、計画的に研修を実施してまいります。

相談支援専門員の報酬単価の引き上げについては、「16大都市都道府県障害福祉主管課長会議」(令和3年8月)にて国へ要望しているところです。

また、相談支援事業所の増設については、今後、「神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会」にて、県内市町村に働きかけてまいります。

(要望)

2) 障がい者の移動支援サービスなどが利用できない地域がある。県として事業所設置の促進や人材確保を図り、どこに住んでいても、いつでも利用できるようにすること。

(回答)

障害者総合的支援法において、移動支援事業は市町村の地域生活支援事業の必須事業として位置付けられており、全市町村が地域の実状に応じて実施しておりますが、人材不足で十分利用できない場合があるとの御要望もいただいております。

県では、引き続き、移動支援サービスを担う「ガイドヘルパー」の養成に取り組み、人材の確保に努めてまいります。

(要望)

3) 移動支援サービスについては各市町村の規則などで利用制限が付けられているが、このような制限は障がい者の社会参加を狭めることになるので、この制限をなくすために標準

規則を変えるよう国に求めること。

(回答)

市町村が行う移動支援事業は、障害者総合支援法の規定する市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けられており、事業の大枠は国が定める地域生活支援事業実施要綱において定められておりますが、具体的な利用の制限については、各市町村が地域の実情に応じて実施要綱等により定めております。いただいた御要望に関しましては、市町村にお伝えするとともに、国に対しまして必要な財源の確保を要望してまいります。

(要望)

4) 障がい児の放課後等デイサービスにおいて、児童発達管理責任者の養成に力を入れるとともに、事業所への報酬を引き上げ、質の向上を図りながらも事業が存続できるように支援を強化すること。

(回答)

児童発達支援管理責任者については、指定研修事業者により研修を実施することとしており、研修事業者と調整しながら、県内の事業所運営に必要な養成数を確保してまいります。

また、放課後等デイサービスの報酬については、国が報酬算定基準を定めていることから、必要な改善については引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

5) あはき業をはじめ自営している視覚障がい者は、ガイドや手伝いをする人を雇用すると経費がかさむため、健常者と対等に事業運営ができない実態がある。往療（出張）するためのガイド、治療所の清掃、経理や保険請求等の書類の作成等を援助するためのアシスタントを配置する制度を新設すること。また、国に対して制度化を働きかけること。

(回答)

往療時の移動支援について、令和2年度から市町村の地域生活支援事業として雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が新設され、自営業における介助や通勤の支援が、地域生活支援事業の対象範囲に含まれています。

県としては、市町村に対し、事業実施に向けて周知してまいります。

(要望)

6) 重度障害者等就労支援特別事業が新設されたが、地域生活支援事業のため、市町村によってその対応にばらつきがある。市町村に対して実施をするよう働きかけるとともに、県として財政的な支援を図ること。

(回答)

重度障害者等就労支援特別事業は、障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業のうち、特に政策的な課題に対応する事業として定められた地域生活支援促進事業に位置付

けられ、実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施しております。御要望内容については、市町村に周知してまいります。

なお、重度障害者等就労支援特別事業は、国と協議の上、国が認めた額の2分の1を国が、4分の1を県が負担することとなっています。

(要望)

7) 日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が実施主体となり、判断能力の不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス等の利用援助を行うもので、障がい当事者やその家族の高齢化が進む中で、社会からの孤立を防ぐためにも益々必要とされる事業である。

県は、利用者契約数1人当たりの算定額の増額や生活保護受給者1人当たりの算定額の増額を行うこと。また、市町村によって支援内容に格差が生じており、市町村の社会福祉協議会は厳しい財政運営を余儀なくされていることから、県は市町村にこの事業の整備・拡大を働きかけること。

(回答)

日常生活自立支援事業は、社会福祉法で都道府県社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業等として規定されており、県社会福祉協議会では、各市町村社会福祉協議会に委託し事業を実施しております。

また、事業の利用が進むよう、各市町村社会福祉協議会と各市町村の福祉関係機関が連携し、積極的に周知を図っているところです。

県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、本事業を実施する県社会福祉協議会への補助により支援しており、必要な予算を確保しております。

(要望)

(4) 福祉施設等の整備及び利用促進に向けて

1) 湘南東部福祉圏域では医療型障がい児入所施設及び療養介護事業所、県央福祉圏域では医療介護型施設が不足している。県として入所調整だけではなく、希望者の入所を可能とするよう施設の増設を図ること。

(回答)

医療型障害児入所施設の整備について、県の障がい福祉計画では、医療型障がい児入所施設の定員を増やす予定はないことから、新たに施設を整備する計画はありません。

しかしながら、重症心身障がい児者のご家族からは、緊急時の受入先を整備して欲しいという御要望をいただいています。そこで県では平成30年度から、医療型短期入所事業所の設置促進に取り組んでおります。

また、重症心身障がい児者の在宅生活を支えるため、喀痰吸引の研修を実施するほか、通所サービスにおいて看護師等の専門性の高いスタッフを配置した場合に、報酬の加算を受

けることが出来るよう、制度の周知を行っております。

このように、重症心身障がい児者が安心して地域生活を送ることができるよう、サービスの基盤整備に積極的に取り組んでまいります。

(要望)

2) 在宅の重症心身障がい児・者が通える医療的ケアに対応できる通所施設を増やすとともに、その通所施設がショートステイも可能となるように施設の充実を図ること。

在宅の重症心身障がい児・者が緊急時及び家族のレスパイト時に入院できるショートステイのベッドが、これまで県が支援しているにも関わらず不足している。

原因を明らかにし、ショートステイが利用できるように早急に改善を図ること。また、これらの事業が国の交付金制度だけではなかなか進まないことから、これらの事業を市町村まかせにせず、県独自の支援策を講じること。

(回答)

県では、NICUを退院し、医療的ケアを必要とする児を医療・福祉・教育・行政が連携して、地域で支えていく体制を作るため、「小児等在宅医療連携拠点事業」を実施し、小児在宅医療資源の拡充に向けた研修等を実施しております。

また、「医療型短期入所事業所開設促進事業」を実施し、医療機関等による医療型短期入所事業所の開設支援を行うため、相談窓口の設置や新規開設講習等に取り組んでいるところ です。

(要望)

3) 肢体不自由者の通所施設や生活介護事業所を増設し、利用者が選べる環境を早期に確立すること。

肢体不自由者（重症心身障がい者含む）のグループホームの設置を促進すること。また、医療的ケアを必要とする障がい者も利用できるよう、積極的な医療との連携と設置が進むように、市町村に働きかけること。

(回答)

県では、医療的ケア等の必要な重度障がい者のグループホームや日中活動の場の整備を障害福祉施設等の整備方針とし、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性等の観点を踏まえ選定し、設置を促進していくこととしております。

(要望)

(5) 障がい者施策に関わる市町村への支援について

1) 長期入院の結果、退院後の生活の見通しが見えないまま年齢を重ねている精神障がい者の地域移行・地域生活支援を市町村まかせにせず、すべての市町村が支援事業を実施できる

ように県として積極的に支援し、県独自の助成措置を講じること。

(回答)

県では、長期入院者の地域移行やその後の地域生活支援の取組を促進していくため、第5期「神奈川県障がい福祉計画」に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を位置づけ、各保健福祉事務所・同センター及び市保健所が設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場において、地域課題や情報の共有、地域移行に向けた普及啓発や研修会を実施しております。

こうした取組を通じ、市町村への働きかけや支援を行っており、今後も様々な機会を活用しながら市町村と連携し、支援の充実に努めてまいります。

(要望)

2) 2022 年度から県の新しい「神奈川県障がい福祉計画」が始まる。県所管域の市町村の地域生活支援拠点の整備について、「神奈川県障がい福祉計画」の整備目標を達成するために、市町村への情報提供だけでなく、県として財政支援を含め積極的に支援すること。

(回答)

第6期「神奈川県障がい福祉計画」においても、引き続き、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することを成果目標として設定したいと考えています。県では、市町村における地域生活支援拠点等の早期整備に向け、未整備市町村の課題に応じたオーダーメイドの支援を検討してまいります。

(要望)

3) 市町村が障がい者グループホームの設置を推進できるよう、グループホームの改修費用、家賃及び運営費等の補助について、県独自の補助基準を引き上げること。また、県の補助は市町村との協調補助なので、市町村に対して県と同じ補助基準をつくるよう働きかけること。

(回答)

県では、「障害者グループホーム運営事業」により、障がい者グループホームの改修費用、家賃及び運営費等について、市町村と協調で補助を行っております。当該補助事業の有効性を市町村に説明し、活用を検討するよう働きかけております。

また、国庫による施設整備費補助は、国の補助制度だけでは整備費をまかないきれないことから、補助基準額を引き上げるよう、国に要望しております。

(要望)

4) 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書の内容は、施設職員に高度な専門性とチームでの支援の重要性が示されている。この内容を達成するためには、人材確保と育成、職員体制の拡充を図る必要がある。施設職員の体制強化に向けて取り組むこと。

(回答)

「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」における入所施設の役割等についての議論を踏まえ、県としての対応について検討してまいります。

(要望)

5) 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会は、今後の障がい者福祉の方向性や指定管理者のサービス要件も方向づけるものとなるため、施設職員の労働状況や職員配置なども十分に検討するとともに、職員からの意見聴取を含め、現場の声を反映するように取り組むこと。

(回答)

民間施設団体とは定期的に打合せを行っており、今後も団体の意見を積極的に拝聴していきたいと考えております。

(要望)

6) 県立の障がい者施設は地域の障がい者福祉の中心となるとともに、民間で受入れ困難な利用者の受入れや職員の支援の質の向上、職員の労働環境の改善にとって欠かすことのできないものであるため、これ以上民間に移譲しないこと。

(回答)

県立障害者支援施設については、当事者目線の障がい福祉の支援を実践し、地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、また、地域に帰れるようにする、いわゆる「通過型施設」となることを役割としています。併せて、中長期的な視点から県立障害者支援施設のあり方について、その存続の必要性も含め、令和3年度中にビジョンをまとめる予定です。

(要望)

(6) 県ライトセンターや県社会福祉会館に関わって

1) ライトセンターの施設改修については、小規模改修の負担を県が責任を持つように基本協定を見直し、県として進めること。また、最低賃金も毎年上昇していることから、指定管理の期間内であっても指定管理料の増額を図ること。

(回答)

指定管理期間中の賃金水準の変動については、事業者があらかじめこれを想定して応募を行っているものとして、変動に応じた指定管理料の変更は行っておらず、基本協定書においても、人件費の変動については事業者の負担と規定しております。

施設改修についても、基本協定書に基づき、適切に対応してまいります。

(要望)

2) 神奈川県社会福祉会館の建て替えが終わり、福祉関係団体が入居しているとのことだが、

施設の使用料を免除するなど、これまでの施設の利用条件を変更しないよう県が支援すること。

(回答)

「神奈川県社会福祉センター」は神奈川県社会福祉協議会が所有する施設であり、施設の利用条件については、県社会福祉協議会がセンターの機能や維持管理の観点等を踏まえ、設定したものであると承知しております。

[9]. 未病関連事業予算について

(要望)

1) 未病関連事業に使っている予算を介護予防や特定検診、特定保健指導、がん検診など、これまで市町村が、既存の法体系で取り組んできた施策の充実のために振り向けるなど、未病関連事業は抜本的に見直すこと。

(回答)

県では、超高齢社会を乗り越えていくため、ヘルスケア・ニューフロンティア推進プランに基づき、県民が「未病」を自分ごととして考え、「未病改善」に取り組めるよう、市町村の御意見等をしっかり伺い、連携・協力しながら、ライフステージに応じた対策や、気軽に実践するための環境づくりを進めています。

また、国とともに健康診査、健康教育、健康相談等の各種保健事業に要する費用の補助を行うとともに、地域における健康づくり事業の効果的な実施を促進するため、保健医療データの収集、分析、事業評価等、地域課題の解決に向けた支援なども行っており、未病対策と併せて進めることで、既存の法体系で取り組んできた施策の充実が図られています。

(要望)

2) 7年以上未病の概念の普及に取り組んでいるが、未病の意味を知っているのは約 41%に過ぎず、普及する意味はほとんどない。ほぼ同様の意味で使われてきた介護予防や健康維持という言葉に変え、市民に分かりやすい事業名とするとともに、事業内容を見直すこと。

(回答)

「未病」の概念を含め、「未病改善」に関する普及啓発については、これまで様々な機会をとらえて進めてきたことから、国の「健康・医療戦略」に、「未病」の考え方の重要性及び取組を進めるための「指標」の構築等の重要性が盛り込まれ、「未病」の概念の普及は進んでいると考えています。今後とも「未病」の概念の普及は取り組むべき課題ですので、その趣旨が県民へ分かりやすく伝わるよう、周知のさらなる工夫を図って取組を進めてまいります。

あわせて、引き続き県民の「未病改善」の実践を支援するため、わかりやすい実践例の紹介や気軽に取り組める場所の提供などを工夫しながら、市町村や企業、アカデミアなどと連携・協力した社会環境づくりを推進してまいります。

《 4 》．雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済の振興に向けて

[1]．雇用を増やし、働くものの権利を守る神奈川を

(要望)

(1) 労働者保護行政の強化について

1) 労働者の権利を守り労働環境を正すために、労働行政に関わる人員の増加を図り、かながわ労働センター及び各支所の体制を強化すること。労働相談の周知・活用を図ること。

(回答)

労働者の権利保護にかかる機能については、主にかながわ労働センターが担っており、引き続き、相談機会等の充実が図られるように努めてまいります。

また、労働センター、各支所については、職員研修を充実し、専門知識を持った職員を計画的に育成してまいります。

(要望)

2) フリーランスや個人事業主も、神奈川労働センターにおける労働相談の対象となり得ることを周知すること。労働者に当たるか事業主に当たるかの判断については、定義のみに縛られることなく、実態に即した対応を図ること。

(回答)

フリーランスについては、令和 3 年 3 月 26 日に国がガイドラインを策定しましたので、その周知を図ってまいります。

(要望)

3) 労働法規を遵守するよう、啓発・助言を強めること。県が違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し、是正を図ること。

(回答)

労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

労働相談において使用者側（会社等）に法令違反が認められる場合は、労働者に労働基準監督署へ是正申告するように助言することとしており、また、違法な長時間労働等の法令違反が疑われる場合は、県が企業名等を神奈川労働局に情報提供することとしております。

(要望)

4) パワハラ・セクハラなどの人権侵害や、それらが横行する職場を根絶すること。また、「ディーセントワーク条例」を視野に入れた施策を進めること。これまでの宣言による啓発だけではなく、実効力ある取り組みを実施すること。

(回答)

令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、令和2年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成、配布し、普及啓発に取り組んでしました。また、令和3年度は、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しております。

「ディーセントワーク条例」の制定については、現在のところ検討しておりませんが、本県では、平成28年度に「神奈川いきいき労働共同宣言」を行い、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現、健康マネジメントの推進に係る取組を推進しており、これらの取組により誰もがいきいきと働くことができる社会の実現を目指してまいります。

(要望)

(2) 企業への指導・啓発について

1) 県内争議の早期解決のため、労働委員会決定の履行も含め、助言などの働きかけを強めること。

(回答)

労働争議に関して当事者からの相談があった場合には、解決に向けた助言を行うとともに、必要に応じて、労働委員会による労働争議の調整を紹介するなど、解決の促進を図ってまいります。

(要望)

2) 非正規労働者を含む労働者の安易な退職勧奨や解雇、雇止めを行わないよう、地域経済への影響という観点からも、企業や事業者に対し働きかけを強めること。

(回答)

人員整理は、労働者の生活に大きな影響を与えるものですので、日頃から情報の収集に努めておりますが、当事者からの要請があれば、労働条件等に関する事項について、労使間の話し合いが円滑に行われるよう助言をしてまいります。

(要望)

3) 雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、雇用対策の一環として事前公表させ、労使間協議にとどまらず下請関連企業や地元自治体との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な働きかけを行うこと。

この要望は「リストラ一般」とまとめて回答されているが、大きな影響を与えるものについては、関連機関と協議しながら、地域への影響を最小限にとどめることを求めるものであり、独自の回答を求める。

(回答)

雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどについては、県

としても情報の収集に努め、関係機関と協議しながら、対応を進めてまいります。

(要望)

4) 改正労働契約法の趣旨に反するような有期雇用労働者の雇止めが生じないよう、情報収集や事後対応にとどまらず、啓発・はたらきかけを強めること。

これについても、昨年は回答がなされていない。労使間の話し合いの円滑化だけではなく、必要に応じて打開の働きかけを行うこと。

(回答)

人員整理は、労働者の生活に大きな影響を与えるものですので、日頃から情報の収集に努めておりますが、当事者からの要請があれば、労働条件等に関する事項について労使間の話し合いが円滑に行われ、打開に向かうよう助言をしてまいります。また、有期雇用労働者の雇用改善が図られるよう、啓発に取り組んでまいります。

(要望)

(3) 労働法の基本的知識の周知について

1) 高校、専門学校、大学など学校教育において、労働のルールを学ぶ機会をさらに確保し、充実させること。また、コロナを理由として配布が中断された高校生用の働くルールのパンプを充実させ、引き続き私立学校を含むすべての生徒に確実に配布し、教育委員会とも連携して、内容の理解を促進させること。

(回答)

県では、労働関係法規を学ぶ機会として、各種労働講座やセミナーのほか、労働センターの職員が、高等学校・大学等に出向いて労働法の知識を学ぶ機会を提供する「出前労働講座」を行っております。

令和3年度は、アルバイトにおけるトラブルを未然に防止し、労働法の基礎知識を習得してもらうため、労働法の内容やよくあるトラブルを解説したパンフレット「知っておこう！働くときのルール」を作成し、県内公立高等学校等の1、2年生に配布しました。引き続き、労働法の基本的知識を周知してまいります。

なお、県教育委員会では、パンフレット「一知っておこう！働くときのルール」について、6月に各学校の進路指導担当が出席する「進路指導説明会」で周知するなど、活用の促進に努めております。

(要望)

2) 労働手帳の配布とともに、当該労働者に広く労働法などの基礎知識を知ってもらうよう工夫すること。

(回答)

労働手帳は、引き続き必要な部数の作成に努め、街頭労働相談等において配布するとともに

に、県の広報誌やホームページ、各種セミナーなど様々な機会をとらえて、労働関係法規の普及啓発を図ってまいります。

(要望)

(4) 職業技術校の拡充について

1) 職業技術校は、県内各地域に適正に設けられていることが必要である。現在の二校だけではなく、増設を図ること。

(回答)

総合職業技術校は、神奈川県職業能力開発審議会や関係団体からの意見を踏まえ 10 校 1 分校の技術校を統合し、県の東西バランスを考慮し総合校を 2 校設置しており、現在、増設の予定はありません。

(要望)

2) 2022 年 10 月完成予定の県立産業技術短期大学校西キャンパスの建て替え工事、代替施設利用については、今後も関係団体への丁寧な情報提供及び情報交換などを通じ、要望等をしっかりと受け止めること。

(回答)

県立産業技術短期大学校西キャンパスの建替工事については、関係団体の意見等を踏まえ、進めております。今後も、丁寧な情報提供に努めるとともに、関係団体の意見を伺いながら、極力不便をかけることがないように整備を進めてまいります。

また、代替施設についても、一定の制約は有しますが、関係団体と丁寧に情報交換を行いながら、訓練や技能検定が円滑に実施できるよう、引き続き調整してまいります。

(要望)

3) 県立職業技術校について、訓練内容の充実を図ること。職業訓練の実効性を保つために、長期訓練についても訓練費用を無料とすること。また、引き続き支援制度・減免制度などの周知を図ること。

(回答)

職業技術校の訓練内容については、社会情勢や企業ニーズ等に応じて定期的にカリキュラムを見直しているところです。

なお、職業技術校の訓練に係る費用については、短期間の訓練コース（短期課程）の授業料は無料であるほか、長期間の訓練コース（普通課程）では、経済的な理由がある場合など、一定の要件を満たした方に対して、教科書及び被服等が支給される制度や、入校料や授業料免除の制度があります。

また、雇用保険を受給できない方で一定の要件を満たす方については、「求職者支援制度」に基づき、職業訓練中に「職業訓練受講給付金」の支給を受けられます。

今後とも、これら制度の周知に努めてまいります。

(要望)

(5) 企業誘致のあり方について

1) 大企業誘致の場合、補助要件として「県内雇用や県内発注」など、県内経済の発展に寄与する要件を明記すること。また、誘致後も県内雇用の把握に努めること。

(回答)

「セレクト神奈川NEXT」では、誘致企業に対して、県内企業への発注を努力義務としており、県内中小企業との取引拡大が進むよう努めております。今後も、年に1度行っている立地企業への調査等を通じて、県内経済の活性化と雇用の創出にかかる効果の把握に努めてまいります。

(要望)

(6) 雇用の確保とディーセントワークの実現に向けて

1) 直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの定着を図ること。県内事業所に対しては、雇用確保と正規雇用の拡大に向けた支援策の充実を図ること。また、引き続き国に対し、実効性のある正規雇用拡大の対策を行うよう求めること。

中小企業については、雇用確保・拡大に向けた支援策の充実を図ること。

(回答)

県では、39歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、多様なニーズに対応した就業支援を行うとともに、合同就職面接会やミニ企業相談会の開催を通じて、県内企業と求職者のマッチングを促してまいります。

また、雇用の確保については、全国知事会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。

さらに、中小企業者等に対し、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を、引き続き実施し、事業継続を支援することで、雇用の確保・拡大に努めてまいります。

加えて、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分への補助も、引き続き実施することで、雇用の確保に努めてまいります。

(要望)

2) 県内非正規労働者の実態把握（アンケートなど）に努め、条件を満たしているすべての労働者の労働保険、社会保険加入や、正規労働者との均等待遇、正規化に向けた啓発を強めること。

(回答)

県では、非正規労働者・解雇、雇止め等相談強化期間を設定して、弁護士労働相談、街頭労働相談、セミナー等を実施しております。引き続き、労働関係法規の遵守に関し、県の広

報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

(要望)

3) 例年雇用要請はしているとのことだが、雇用一般にとどまらず、正規雇用の必要性を理解してもらうことが要である。経済団体・企業などに、学卒者の正規雇用を増やすよう要請すること。

(回答)

例年6月に経済団体等11団体に対し、正規雇用を前提とした雇用要請を実施しています。引き続き、雇用要請を実施するとともに、神奈川県就職問題検討会議等を通じて、高校生の雇用について要請してまいります。

(要望)

4) 就職も進学もせずに卒業した青年、及び正規雇用を望みながら安定した雇用に結びついていない「就職氷河期世代」について、県として状況を把握し、就職など生活の確立に向けた援助を行うこと。

(回答)

県では、学卒無業者などの若者への職業訓練については、現在、仕事に就いていない若者又は不安定な就労を繰り返している若者を対象に、職業技術校における訓練と企業実習を組み合わせた「企業コラボ型訓練」を実施しているほか、就職氷河期世代については、総合職業技術校の入校生募集及び委託訓練の受講生募集に特定世代優先枠を設け、就職に向けた支援を行っています。

また、39歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、多様なニーズに対応した就業支援を行っております。

加えて、経験、スキル等の不足により自信を失っている就職氷河期世代を対象に、正社員に求められる基本的なスキルや心構え等を身に付ける実習型プログラムを提供するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を、引き続き、支援してまいります。

なお、県では、県内でひきこもりの相談に対応している関係機関を対象に、ひきこもり状態にある方に関する相談及び支援の状況について、平成30年度に調査を実施し、令和元年度6月に公表していますが、令和2年度には、当該調査の結果を踏まえ、かながわ就職氷河期世代プラットフォーム事業実施計画を策定し、地域若者サポートステーションにおいて、15歳～49歳までの就職氷河期世代を含む無業者の職業的自立に向けた支援を行っています。

(要望)

(7) 労働時間の短縮と賃金引き上げに向けて

1) 過労死、過労自殺などを防ぐために、すべての労働者の年間総実労働時間が 1,800 時間以下となるよう、働きかけを強めること。また、不払い残業をなくし、年次有給休暇取得の取り組みを強めること。

(回答)

令和 2 年 4 月から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用され、企業は、長時間労働の是正や年次有給休暇の確実な付与など、働きやすい職場環境の整備が求められていることから、引き続き、労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど、様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

(要望)

2) すべての県民が健康で文化的な生活をするためには、最低賃金「時間額 1,500 円以上」の実現が必要である。神奈川県としても最賃法の遵守だけではなく、その実現を国・神奈川県労働局に強く働きかけること。この際に、中小企業への支援と一体で行うこと。

(回答)

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が地域における労働者の生計費、賃金等を考慮して、労働者の賃金の最低限度を定めるもので、県では決定された最低賃金が確実に守られるよう、今後とも県の広報誌やホームページ等の広報媒体を活用して、啓発に努めてまいります。

(要望)

(8) 高齢者の労働環境改善に向けて

1) 企業に対し、「年金の全額支給まで雇用を継続する」よう働きかけること。高年齢者雇用安定法に規定する高年齢者団体に対し、支援を強化すること。

(回答)

令和 2 年 3 月に高年齢者雇用安定法が改正され、(1) 70 歳までの定年の引上げ等、(2) 70 歳未満で退職する高年齢者について、事業主が再就職援助措置を講ずる努力義務及び多数離職届出を行う義務の対象、(3) 高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する必要な指導及び助言並びに勧告等、(4) 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定等が定められ、令和 3 年 4 月から施行されました。

県としては、国と連携して、高年齢者雇用安定法の改正趣旨に反して、特定の対象者の継続雇用を排除することのないよう、事業主への啓発等に、引き続き取り組んでまいります。

また、同法 37 条及び 44 条に規定する高年齢者団体に対しましては、国及び市町村との連携の下、支援に努めてまいります。

(要望)

(9) 障がい者雇用の促進に向けて

1) 障がい者雇用を促進するため、国と連携して障がい者雇用の支援策を引き続き拡充すること。また、県として独自に財政支援策を充実させること。

(回答)

県障害者雇用促進センターでは、国（神奈川県労働局・ハローワーク）と連携して、障害者法定雇用率未達成の中小企業等を個別訪問し、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、国の助成金や県の支援策等を紹介しております。

また、障がい者をめぐる厳しい雇用情勢を踏まえ、令和3年度、神奈川県労働局との連名により、障がい者雇用に係る支援窓口（ハローワーク、県障害者雇用促進センター）などを周知する文書を、障がい者雇用率制度の対象となる全ての県内企業（約4,800社）に送付しました。

さらに、精神障がい者を新たに雇用した中小企業が、雇用した障がい者の職場での指導や相談に対応する職場指導員を設置する場合に、その費用の一部に対する補助を実施しているほか、障がい者の就労の場を拡大するため、企業が特例子会社等を設立する際の補助金を令和2年度に創設しました。

今後も、国と連携した企業への支援等を通じ、障がい者雇用の促進に努めてまいります。

(要望)

2) 県として、障がい者雇用を引き続き促進させること。とりわけ知的障がい者や精神障がい者の雇用に留意すること。障がいの特性に合った業務内容とすることをはじめ、補助者やジョブコーチの配置など、障がい者が働きやすい環境を整えること。

(回答)

平成30年度から、「障がいのある人を対象とした職員採用選考」では、身体障がい者に加え、新たに知的障がい者と精神障がい者も対象として実施しています。また、令和元年度からは、障がい者を非常勤職員として雇用し、民間企業等への就労へと繋げていく「チャレンジオフィス」の取組も行っており、令和3年度から体制を5人から10人に拡大しました。

採用に当たっては、合格者面談において、医師が同席するとともに、本人が希望する場合には就労支援機関の職員等も同席して、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を踏まえ、適した業務等を確認し配属しています。

また、配属後は所属の管理監督者による面談等を通じて、障がい特性や能力、希望等を確認し、働きやすい職場環境の整備に向けて、合理的配慮の提供を行います。

県教育委員会としては、令和2年度から「神奈川県教育委員会サポートオフィス」を設置し、「チャレンジ雇用」や「働きやすさと定着を意識した雇用」による会計年度任用職員等、多様な雇用形態により、障がい者雇用を実施しています。サポートオフィスにおける障がい者の採用予定人数については、令和3年度の174人から、令和4年度は203人へ増員し、また、採用した障がい者をきめ細かくサポートしていくため、指導員についても、令和3年度の16人から令和4年度は27人へ増員することにより、さらなる障がい者雇用を推進する

とともに、相談支援体制の一層の充実を図ります。

障がい者雇用においては、採用後も障がいの特性に合わせ、働きやすい職場環境を整えていくことが大切であると考えており、今後とも障がい者の働く機会の拡大に取り組んでまいります。

障がい者が働きやすい環境の構築については、障がい者である職員の採用に際し、本人が希望する場合には就労支援機関の職員等の同席の下、障がい者一人ひとりの障がい特性等を十分確認しています。

行政事務職員、小中学校事務職員については、平成 30 年度実施の採用選考から、教員においては、令和元年度実施の採用選考から、それまでの身体に障がいのある人に加え、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に広げて実施しております。

また、採用に当たっては、採用前の合格者面談を実施する際に、職員一人ひとりの障がい特性等を十分把握し、通勤に配慮した配置や職場での障がい理解促進等を通して、障がいのある人が働きやすい環境を整備してまいります。

県警察としては、平成 30 年度から知的障がい者と精神障がい者を加えた採用選考を実施、継続しております。

採用に当たっては、厚生課医師立会いの下、採用前面談を実施するなど、障がいの特性に応じた合理的配慮を提供し、職務の選定・創出をしてまいります。

また、令和 2 年度に新設した障害者活躍推進係において、カウンセリングや就労支援機器の導入など、障がい者が働きやすい環境を整えてまいります。

（要望）

3) 国立県営の神奈川障害者職業能力開発校について、引き続き国基準を上回る職員の県単加配を継続するとともに、国基準の引き上げや予算措置の拡充を国に求めること。空調設備をはじめ、施設設備の老朽化対策を実施すること。

（回答）

神奈川障害者職業能力開発校職員の県単加配については、障がいの程度に応じたきめ細かい指導を行うために継続していきたいと考えていますが、国に対しては、職員配置基準の引上げと県単加配の解消を、引き続き要望してまいります。

また、施設設備の老朽化対策についても、必要に応じて国に要求してまいります。

（要望）

4) 県の部局において、仕事を発注する際には、障がい福祉サービス事業所等への優先調達や業務委託を行う事業所を優先する旨を明らかにすること。また、指定管理者においても、上記の要件を堅持すること。

（回答）

県では、障害福祉サービス事業所への発注について、障害者優先調達法に基づく取組など

も含めてより促進させたいと考えており、受注を希望する障害福祉サービス事業所の一覧をホームページに掲載しているほか、県が設置する共同受注窓口「はたらき隊かながわ」において、受注の仲介等も実施しております。

また、指定管理者が委託先を選定するにあたっては、障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注に努めることとし、その内容を具体的に提案するよう募集要項に記載することとしています。

（要望）

（10）外国人労働について

1）外国人労働者と外国人実習生、外国人学生の就労の実態について調査し、賃金・労働条件等の改善、労働保険や社会保険加入などについて、労働者等からの相談、雇用主等への啓発・指導を行うこと。

外国人技能実習機構を本県にも設置するよう、国に要望すること。また、現行の地域協議が果たしている役割を示すために、取り組み状況・把握内容などを明らかにすること。

（回答）

県では、かながわ労働センターにおける外国人労働相談や、外国人労働者のための労働法規の概要等を県ホームページに掲載するほか、神奈川労働局との共催で、外国人雇用事業主を対象に適正な労働条件の確保を目的としたセミナーの開催等により、使用者や、労働者に対する労働法規の普及啓発に努めてまいります。

また、県は、「技能実習法」に基づき、関東地区など全国8つのブロック毎に設置されている「地域協議会」に参画しており、各地方労働局や地方入国管理局など関係機関と相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図ってまいります。

（要望）

2）現在の外国人労働相談や地域協議会だけでは十分な対応と言えない、行政機関だけではなく、法律家、労働関係者や学者などをメンバーとする協議会等を設置し、関係機関とも連携しながら、外国人専用の労働相談や個人紛争救済をサポートすること。

（回答）

県では、かながわ労働センターにおける外国人労働相談や、外国人労働者のための労働法規の概要等を県ホームページに掲載するほか、神奈川労働局との共催で、外国人雇用事業主を対象に適正な労働条件の確保を目的としたセミナーの開催等により、使用者や、労働者に対する労働法規の普及啓発に努めてまいります。

（要望）

3）外国人技能実習制度は、劣悪な低賃金代替労働となっている深刻な実態があり、技能実習生への人権侵害が後を絶たない。逃亡や行方不明者も多く、諸外国からも批判を浴びてい

る。県として、この制度の改善を強く国に求めること。

また、外国人雇用主に対し個別ケースに応じた働きかけを強めるとともに、母国語の労働手帳を発行し、すべての外国人労働者に配布すること。さらに、地域協議会で指摘されている問題について、対応内容を明らかにすること。

(回答)

県では、かながわ労働センターにおける外国人労働相談や、外国人労働者のための労働法規の概要等を県ホームページに掲載するほか、神奈川労働局との共催で、外国人雇用事業主を対象に適正な労働条件の確保を目的としたセミナーの開催等により、使用者や、労働者に対する労働法規の普及啓発に努めてまいります。

(要望)

4) 神奈川県が国家戦略特区として行っている外国人家事支援人材事業については、今年も新聞報道されるような問題を引き起こし、多数が雇用継続されず、行方不明者まで出している。その把握・指導についても、第三者協議会の事務局を務める神奈川県が、とても不十分な状態にある。

家事支援の分野はセクハラ、パワハラなどが生じやすい分野であり、外国人就労については、人権侵害や労働条件の不履行などが懸念されると県議団としても度々指摘してきたが、その懸念通りのことが起きている。また、需給バランスについても大きな乖離が生じている。この事業に対する評価を明らかにすること。

(回答)

人材を雇用する企業について、国や地方自治体等が事前にその適性を判断する仕組みや、企業の実施状況等の定期的な報告及び監査を行う制度が設けられており、これらの仕組みを適切に運用し、事業が適正かつ確実に実施されるように努めてまいります。

また、利用実績が令和2年度を上回っており、この制度は県内で着実に普及しつつあり、家事の負担軽減と女性の活躍推進という事業の目的は一定程度達成できております。

(要望)

5) 第三者管理協議会は、会議が一度も開催されていないなど、十分な役割を果たしていないことが明らかになっている。家事支援外国人労働者の人権擁護を図るため、サポート体制を整えること。また、神奈川県第三者管理協議会は、一昨年、行政機関以外の参加はなじまないとの回答を受けているが、行政には率直に語れないという場合も想定され、リアルな実態を把握するため、法律家団体・労働団体・女性団体などの意見を聞く場を設けること。

(回答)

県では、「神奈川県第三者管理協議会」の事務局を担っており、特定機関の基準適合確認作業や、特定機関に対する監査を行うほか、特定機関からの定期的な報告を受理するなど、事業の適正かつ確実な実施について確認しております。特に監査では、外国人家事支援人材

に対し、直接ヒアリングを行い、特定機関又は利用世帯において、人材が不当に扱われた場合等には、特定機関に対し、是正のための必要な措置を講ずるよう対応を求めます。

また、かながわ労働センターにおいて、外国人家事支援人材から生活や仕事についての苦情や相談を直接受けるなど、外国人家事支援人材をサポートしてまいります。

(要望)

(11) 県発注の公共工事や委託業務の質の向上と従事する労働者の適正な賃金の確保へ

1) 長年の要望である公契約条例の制定について、先行事例の調査を行っているとのことだが、その分析と評価を明らかにすること。また、その評価を含め、公契約条例制定に向けた態度を明らかにすること。

(回答)

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、公契約条例の制定も視野に、この 4 つの課題に取り組んできました。

その中で、平成 25 年度から実施している「賃金実態調査」では、最低賃金未満の例はなく、さらにデータを蓄積すべく、今後も継続して調査していきます。

併せて、既に公契約条例を施行している他県のうち、一定期間経過している県に対し、条例への評価についての調査もしています。

このように、これまで県として様々な取組や調査を積み重ねてきましたが、今後も、引き続き、提起された課題への取組を進めながら、県として公契約に関してどのように進めていくのがよいのか、検討してまいります。

(要望)

2) 積算要領を作成している清掃業務をはじめとして、他の委託業務においても、「公契約に関する協議会」が示した「一般業務委託の積算等のルール化」の趣旨を踏まえた適切な積算とすること。

(回答)

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」が取りまとめた報告には、今後、県が検討すべき課題として、「一般業務委託の積算等のルール化」が示されました。これを受けて、庁舎等清掃業務については、平成 28 年度に積算要領を作成し、その後必要に応じ所要の改正を行っております。

また、他の委託業務については、各執行機関において、労務単価、物価資料、取引の実例価格などにより適切な積算を行っております。

(要望)

3) 県発注事業や委託業務において、労働者に支払われた賃金の実態調査を行うこと。

(回答)

県では平成 25 年度から、県が発注した一般業務委託契約のうち、最低制限価格を設定している案件（庁舎清掃、警備、受付・案内、電話交換、ボイラー・空調機器・電気設備の保守運転など）を対象に、労働者に対する賃金の支払い状況を把握するための調査を継続して行っております。

県発注の公共工事についても、平成 25 年度から賃金実態調査を実施しており、今後も継続して調査してまいります。

(要望)

4) 県の委託業務に関わり、委託先が変更になった場合など、県が進める公共事業の場において労働者に不利益が生じる事態を招かないよう、誠実な対応を事業者を求めること。また、委託先変更などの場合も含め、労働者に不利益を生じさせないよう「労働関係法規の遵守」の徹底を図ること。

(回答)

委託業務従事者等の適正な労働条件を確保するために、県が締結する業務委託契約書に「労働関係法規の遵守」条項を盛り込んでおります。

(要望)

(12) 福祉労働者の処遇改善に向けて

1) 介護・福祉職場をはじめとした県の指定管理、委託、請負業務で従事する労働者の賃金・労働条件改善のため、支援策を拡充すること。

指定管理施設においては、現行の「労働環境セルフチェック表」によるモニタリングでは実態を反映させることが困難なため、社会保険労務士会などによる労働条件審査制度を導入すること。

(回答)

指定管理者の募集に当たっては、募集要項に労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者候補の選定に当たっては、「労働環境の確保のための方針の有無」を評価の視点に加えるとともに、労務管理に関する識見を有する有識者等で構成する外部評価委員会が評価を行うこととしています。

また、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することとしています。さらに、毎年度、指定期間中に実施するモニタリングにおいて、「労働環境セルフチェック表」による確認をしています。

県は、こうした取組により、良好な労働環境の確保に努めていることから、社会保険労務

士による労働審査の導入を含め、これ以上の方策を講ずることは予定していません。

[2]. 中小企業・小規模事業者の施策を推進し、地域経済の活性化を
(要望)

(1) 中小企業への支援強化に向けて

1) 企業誘致や海外進出支援以上に、現在県内において雇用を維持している中小企業支援を強化すること。そのために、中小企業向け予算を大幅に増額すること。

(回答)

コロナ禍において、中小企業の事業継続を支援するため、融資による資金繰りや、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助等を実施するなど、対策を強化しています。今後も、中小企業が事業継続できるよう、しっかりと支援してまいります。

また、企業誘致施策の「セレクト神奈川NEXT」では、中小企業にとって使いやすい制度となるよう、従前の制度から要件の見直しをしているほか、中小企業に対する補助率等を拡充しています。

(要望)

2) 中小企業支援のため、県が発注する公共工事や業務委託などに県内の中小企業や小規模事業者への発注割合の目標を設定し、引き続き促進を図ること。発注達成率、地元優先発注や分離分割発注の度合い等、施策の実施状況を県民に周知するとともに、議会に報告すること。

(回答)

分離分割発注について、県が発注する公共工事においては、内容や特性、施工条件などを勘案し、分離して発注することが適当である場合には、引き続き分離発注するよう努めています。

県発注工事の入札については、条件付き一般競争入札では、原則として工事施工箇所の事務所管内等に本店又は営業所を置く県内業者を対象として入札参加資格要件を設定しています。

また、「いのち貢献度指名競争入札」では、原則として県内業者を指名業者として選定しています。

このように、県では、県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているところです。

物品調達制度では、県内を7つの地域に区分し、その地域に法人の本店、個人事業主の主たる事務所を有する業者を対象とする「オープンカウンター方式見積合せ」によって地元業者への優先発注に努めています。

県民への情報提供としては、県ホームページで見積合せ結果を公表しています。

なお、県では、中小企業向け発注目標額は設定していませんが、特に取り組むべき指針を整理した「中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点」(以下「要点」

という。)を庁内各部署に周知・要請し、その趣旨の徹底を図っています。

要点では、経済的合理性・公正性等に反しない範囲で可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めることや、出先機関においては地元中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大に努めることも定めているところであり、引き続き中小企業者の受注機会の確保と増大に努めてまいります。

(要望)

(2) 地域を支える小規模事業者の実態把握と政策への反映について

1) 「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」を中小企業と小規模事業者に区分し、業種別の実態把握を行うこと。小規模事業者については、とりわけ丁寧な把握を行うこと。

コロナ感染症の影響により中断している本調査再開時においては、国が行う調査に倣うのではなく、県内の実態を反映できるように工夫すること。とりわけ消費税増税に伴う複数税率やインボイス方式導入の影響も含め、社会保険料、国民健康保険料が経営に及ぼす実態を把握できるよう、設問を工夫すること。

(回答)

「神奈川県中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」は、県内企業の業種や従業員数の実態に合わせて、可能な限り効率的・効果的に実施しておりますが、引き続き様々な意見を伺えるよう、設問の中で必要に応じて自由に記載いただくなど工夫して、実態把握に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている中小企業を全力で支援するため、本事業は、令和2年度、令和3年度は休止しましたが、令和4年度については、感染状況を踏まえ、実施を検討してまいります。

(要望)

2) 「中小企業・小規模企業活性化推進計画」においては、審議会の委員についても個人事業者を含む小規模事業者枠を拡充すること。

審議会に分科会を設けることやモニター制度を用いるなど、小規模事業者の意見が恒常的に反映できる仕組みをつくること。

(回答)

県では、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第12条に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画」を定めております。

また、計画を定めるに当たっては、「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」の意見を聴かなければならないこととしております。

審議会の委員は、中小企業支援機関、中小企業者団体、大企業者団体、金融機関、労働者

団体、市町村などの代表や学識経験者のほか、中小企業・小規模企業の経営者を公募により選出しております。

さらに、計画の改定に当たっては、県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施しておりますので、今後も、引き続き中小企業・小規模企業の実態や御意見を反映できるよう努めてまいります。

（要望）

（３）中小企業や小規模事業者への経営支援について

１）循環型地域経済への転換という点からも、賃金や社会保険料の補填など、県として中小企業対策を強めること。とりわけ小規模企業に対して直接財政支援を行い、国に対しても抜本的な対策を求めること。

（回答）

県では、中小企業者等に対し、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を引き続き実施してまいります。

また、中小企業・小規模企業の働き方改革の推進に当たっては、厚生労働省の「時間外労働等改善助成金」「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」などの支援策の活用を促してまいります。

このほか、社会保険料については、納付の猶予や換価の猶予等の支援措置を受けることができる場合がありますので、こうした支援策を周知してまいります。

（要望）

２）経営基盤の弱い小規模企業や小規模事業者には、県の取引業者も含め、実態調査の上、下請け二法の順守を働きかけるとともに、適正な取引のためのガイドラインを設けるなど、単価と労働時間の水準が確保されるよう対応すること。

（回答）

県では、県内の発注企業（親事業者）に対して、下請取引適正化等を文書で要請するほか、親事業者の資材、購買担当者等を対象に下請取引適正化推進講習会を実施しています。

公益財団法人神奈川産業振興センターでは、消費税率の引上げや原材料等の高騰による価格への転嫁、短納期発注などの取引上の悩みを抱える中小企業に対して、問題解決に向けて専門の相談員や弁護士がアドバイスを行う「下請けかけこみ寺」を設置しています。

なお、下請取引適正化推進講習会については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、令和２年度、令和３年度は休止しましたが、令和４年度については、感染状況を踏まえ、実施を検討してまいります。

（要望）

３）県独自にモノづくり補助金や、小規模事業者が使いやすい支援制度を創設すること。そ

のためには、売上減少のみを要件とするなど、利用しやすいものとする。

また、公金を用いた制度を商工会議所などを通じ運用する場合には、会員限定の取り扱いを行わないことを条件とすること。

(回答)

県では、「企業経営の未病改善」の一環として、販路開拓や生産性向上に取り組む費用の一部を補助する「神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金」を令和元年度に創設しました。

この補助金は、商工会・商工会議所の助言等（経営指導・技術指導）を受けて「経営計画書・補助事業計画書」を作成することを要件としております。

また、公益財団法人神奈川産業振興センター等の支援機関と連携して、「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上支援補助金」などの国庫補助金の活用を促しております。

なお、県は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている中小企業を全力で支援するため、「神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金」は、令和2年度、令和3年度に引き続き、令和4年度も休止することとしています。

また、商工会・商工会議所がこれらの支援を行うに当たっては、会員に限定していないことを確認しております。

(要望)

4) 小売・サービス業への経営支援として、商店街の魅力を高めるため抜本的に予算を増やし、空き店舗と空き地活用など、事業承継及び新規開業を支援する仕組みをつくること。

(回答)

県では、人をひきつける魅力あるまちづくりを促進するため、商店街が中心となった地域の取組を支援しております。

商店のリニューアル工事に対する補助は、「未病を改善する」取組の実践や発信の場として、空き店舗を活用したコミュニティカフェ等の賑わいの拠点づくりを行う事業や、商店街の賑わい創出などにつながる内容の事業を対象として、現在実施しております。

また、事業承継については、令和3年4月に、主として親族や従業員への承継を支援する「事業承継ネットワーク」と、第三者承継を支援する「事業引継ぎ支援センター」を統合し、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」として様々な相談をワンストップで応じられるよう、体制を強化しました。

今後も、地域の商工会・商工会議所や金融機関、税理士などの専門家と連携しながら、潜在ニーズのある企業に対して、事業承継に向けた計画の策定や、事業の磨き上げを支援してまいります。

(要望)

(4) 融資制度の改善について

1) コロナ禍の下、経営困難な事業所は増加している。税金滞納・事故・赤字決算など困難な事例を抱える事業所に対しても、融資から排除することなく、滞納があっても融資への道を閉ざさず、中小企業支援の金融機関と連携し、融資できるようにすること。また、金融機関のコンサルタント機能を含め、経営支援体制を強めること。

(回答)

融資では、金融機関等の与信審査が行われ、全ての事業者の方が必ず融資を受けられるものではありませんが、県では、制度融資を利用するに当たって必要書類としていた「事業税の納税証明書」について、原則必要書類とはしない扱いをしています。困難な事情を抱えていても金融支援を受けられる可能性もありますので、まずは、金融課内に設置している金融相談窓口などの相談窓口を活用していただきたいと考えております。

また、制度融資取扱金融機関に対しては、県内中小企業者の実情に応じて、制度融資やプロパー融資での積極的な支援と貸出手続きの迅速化、担保徴求の弾力的な取扱いなど、金融の円滑化を図るよう要請しております。

(要望)

2) 県独自の債権放棄による経営再生をめざす制度融資損失補償施策を、引き続き実施すること。また、県独自の直接融資制度を創設すること。

(回答)

県では、経営が厳しく、事業再生に取り組む中小企業者を支援するため、中小企業制度融資において、中小企業再生支援協議会等の指導・助言により作成した事業再生計画に従い、事業再生に取り組む中小企業者を対象とした「事業再生サポート融資」を設けております。

また、当該中小企業者が、事業再生計画の策定支援期間中に活用可能なつなぎ資金も用意しております。

なお、県独自の直接融資制度については、創設の予定はありません。

(要望)

(5) 異業種連携活動事業への支援について

1) 国及び地方において、この間異業種交流グループの実態調査が行われていないが、神奈川県内の交流・連携グループ活動の実態調査を行うこと。

一昨年来、実態調査を行う必要性が認められないとの回答であるが、中小企業基本法第18条においても異業種グループの交流・連携・共同化の推進が謳われている。この点について、県の認識を示すこと。

(回答)

県内では、官・民・産・学を問わず、様々な異業種連携活動が行われていますが、御要望では「異業種交流グループ」や「交流・連携グループ活動」の定義が明示されておらず、ま

た、中小企業基本法にも明記されておりません。

従って、県が実態調査を行う必要性について、この御要望だけでは判断することが困難です。

(要望)

2)「神奈川異業種グループ連絡会議」が、神奈川、東京を主体として全国の中小企業に参加を呼びかけ、2003年に設立した「まんてんプロジェクト」の活動を支援すること。

昨年・一昨年と、現実には支援していた事業に対して不見識な回答が続いているが、この事業に対する見解も併せて示すこと。

(回答)

県では、公益財団法人神奈川産業振興センターや商工会・商工会議所等の支援機関において、中小企業のような経営相談に応じております。

また、県は、中小企業者等に対し、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助などを引き続き実施してまいります。

「まんてんプロジェクト」につきましても、こうした支援策を御活用いただきたいと考えております。

(要望)

3)東京圏、大阪圏などの産業技術研究施設に比べて、職員数などの体制が弱いとの指摘がある。地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の体制と運営の強化を図ること。また、横浜市、川崎市、相模原市の研究施設とも連携を図ること。

(回答)

県では、令和4年度から始まる第二期中期計画期間においても、これまでと同様に、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)が、安定的に研究開発や技術支援等に取り組めるよう、運営費交付金を適切に措置してまいります。また、県内の各種研究施設との連携については、KISTEC理事長の権限と責任の下、適切に取り組んでいくものと考えております。

(要望)

(6)地域経済の振興と仕事興しに向けて

1)空き店舗対策にとどまらず、商店街の活性化、後継者対策は従来から切実な課題であったが、コロナ禍の影響を受けた深刻な実態も追い打ちをかけている。地域経済の振興に結びつく「まちなか商店・店舗・工場リニューアル制度」を創設すること。

(回答)

県では、人をひきつける魅力あるまちづくりを促進するため、商店街が中心となった地域の取組を支援しております。

具体的には、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業に対して、「商店街魅力アップ事業費補助金」による支援を通じて、商店街の活性化や地域経済の振興を促進しております。

商店のリニューアル工事に対しましても、「未病を改善する」取組の実践や発信の場として空き店舗を活用したコミュニティカフェ等の賑わいの拠点づくりを行う事業や、商店街の賑わい創出などにつながる内容の事業を対象として、同補助金で支援しております。

また、中小企業者等に対し、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を引き続き実施してまいります。

さらに、公益財団法人神奈川産業振興センター等の支援機関と連携して、中小企業・小規模企業に「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」などの補助金制度も活用を促してまいります。

(要望)

2) 入札に適さないような小規模事業については、高い技術力を持つ小規模事業者の仕事興しのために、学校や県民利用施設などで小規模修繕など行う場合には、特例として小規模修繕契約希望者登録制度を県がつけること。

(回答)

本県では、工事の発注にあたって、品質確保や履行の確実性の観点から受注者の経営能力や施工能力について、建設業法に基づく許可や経営事項審査を受け、入札参加資格の登録をされている業者からの選定を原則としています。

小規模工事についても、同様に入札参加資格の登録をされている業者からの選定を原則としているため、小規模工事登録制度の実施は考えていません。

(要望)

3) 小規模事業者を対象とした県の住宅リフォーム助成制度を創設し、市町村と連携して全県に広げること。また、市町村リフォーム助成制度に対して補助すること。

(回答)

リフォーム工事への助成制度については、住民に最も身近な市町村が、地域の実情に応じた対策を実施しており、既に横浜市や横須賀市、藤沢市、秦野市、葉山町、中井町等が、地元市町業者へ発注した際のリフォーム工事等に対する補助に取り組んでいます。

また、国では、バリアフリー・省エネ改修促進税制など、税制面においてリフォームしやすい環境を整えています。

県としては、助成制度は考えておりませんが、こうした制度がさらに普及するよう、県内市町村が実施する助成制度の情報提供等に努めてまいります。

(要望)

4) 神奈川県は県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているとのことだが、引き続きそ

の姿勢を堅持し、下請発注に際しては県産材・県内資材などの優先利用や地元の工務店・大工等地元業者への優先発注を拡大すること。

(回答)

県産材・県内資材等の優先利用については、現場説明書への記載などの検討を、行ってまいります。

県発注工事の入札については、条件付き一般競争入札では、原則として工事施工箇所の事務所管内等に本店又は営業所を置く県内業者を対象として入札参加資格要件を設定しています。

また、「いのち貢献度指名競争入札」では、原則として県内業者を指名業者として選定しています。

このように、県では、県内中小建設業者の優先発注の拡大に努めているところです。地元の工務店・大工等地元業者への優先発注については、現場説明書「県内事業者への配慮」内にて、材料の製造所、資材の購入先及び下請契約における受注者の選定にあたっては、県内製造工場及び県内業者を優先的に採用又は選考するよう求めています。

(要望)

(7) 大型店出店から地域の商店街を守る施策について

1) 大規模小売店舗立地法は、大型店が出店する際の商店街などへの評価は対象になっていない。また、住民の生活環境などへの影響評価も、交通事情やごみ収集など一部に限られている。商業環境や交通、生活環境全般に関する観点から出店規制を行い、壊された地域を元に戻すこと。

(回答)

大規模小売店舗立地法では、大規模小売店舗の新設及び施設の配置、営業時間等の運営方法の変更をする者は、その旨を県に届け出なければなりません。

県は、届出内容の公告及び縦覧を行い、交通及び廃棄物のほか、騒音等の届出事項に係る内容について情報提供しております。

また、同法では、届出内容を地域住民に周知するための説明会の開催及び住民が県に対し意見書を提出できることが規定されています。こうした制度を適正に運用し、周辺の地域の生活環境の保持を図ってまいります。

(要望)

2) 生活環境への配慮をしていれば、地域的な需給状況への影響は考慮しなくてもいいとする大規模小売店舗立地法 13 条は、地域の商店などに大きな影響を与え、地域経済の健全な発展を阻害し、ひいては生活環境の悪化も免れない。

第 13 条は「地域的な需給状況を勘案することなく」と記され、地域の発展を願う自治体の立場とは相容れないものであり、廃止するよう国に働きかけること。

(回答)

大規模小売店舗立地法は、周辺の地域の生活環境の保持のために、大規模小売店舗の設置者に対し、その施設の配置や運営方法への適正な配慮を求めることにより、小売業の健全な発達を図り、国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としております。こうした法の趣旨から、同法第 13 条の規定の廃止を国に働きかけることは困難と考えます。

(要望)

3) 地域の発展を願うのであれば、大資本が経営する小規模店舗の出店に際して、近隣商店との話し合いを働きかけ、商業調整を行うこと。

(回答)

大規模小売店舗立地法では、小売業を行うための店舗の立地に関し、地域的な需給状況を勘案して調整を行うのではなく、周辺の地域の生活環境の保持のために必要な施策を講ずることを目的としており、こうした法の趣旨から、大規模小売店舗立地法の対象にならない小規模店舗の出店に際しても商業調整を行うことは困難と考えます。

(要望)

4) 小規模事業者の事業承継は、地域にとって大きな課題でもある。事業継承がスムーズに行われることは、小規模事業者が事業への展望を見出すための大きな要素となる。県として事業継承を引き続き支援すること。

(回答)

小規模事業者が家族や従業員等への承継を行うためには、会社の借入や経営者の保証債務の整理・縮小に努め、後継者が引き継ぎやすい環境づくりを行う必要があります。

また、後継者の株式取得や、承継後の事業資金の調達がスムーズにできるように、金融機関や得意先への調整も必要となるほか、社外の第三者へ引継ぐM&Aの場合は、より有利な条件で譲渡できるよう、企業価値を高める「磨き上げ」が重要となります。

公益財団法人神奈川産業振興センターが、国の委託を受けて平成 27 年 9 月に設置した「神奈川県事業引継ぎ支援センター」では、後継者の不在などで事業存続に悩みを抱える中小企業・小規模企業に対して、M&Aやマッチングの対応等を含めたワンストップの総合的支援を行っており、その一環として、後継者が引き継ぎやすい環境づくりや、買い手の需要を喚起する「磨き上げ」等の支援を行っております。

なお、令和 3 年 4 月に、「事業承継ネットワーク」と「事業引継ぎ支援センター」を統合し、「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」として様々な相談をワンストップで応じられるよう、体制を強化しました。

今後も、地域の商工会・商工会議所や金融機関、税理士などの専門家と連携しながら、潜在ニーズのある企業に対して、事業承継に向けた計画の策定や、事業の磨き上げを支援して

まいます。

[3]. TPP11の発効に反対し、食の安全と農林水産業振興のために
(要望)

(1) TPP・EPA・日米貿易協定について

1) 関税ゼロを原則とするTPP、TPPを上回る譲歩を含む日欧EPA、日米貿易協定の発効など、歯止めなき輸入自由化は農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。日米貿易協定は実質上のFTAであり、農水省の試算でも農産物の国内生産量額は1,000億近く減少するとされている。遺伝子組み替え作物等、食の安全も懸念される。

県が注視すべきは国の対応だけではなく、県内生産者への影響である。家族農業を守り食料主権を守るため、TPPからの離脱、日欧EPAの解消、日米FTAの中止を国に申し入れること。

(回答)

食の安全が懸念されるという御指摘については、食品等の輸入者は、食品衛生法第27条に基づき、輸入の都度、厚生労働省検疫所に食品等輸入届出を行わなければならないと規定されており、同検疫所が届出の審査や食品等の検査を実施することで食品衛生法に適合していることを水際で確認しています。

また、本県では「神奈川県食品衛生監視指導計画」に基づき、流通している輸入食品の検査を実施するとともに、輸入食品を取り扱う施設の監視指導等により、輸入食品の安全性確保に向けた取組を進めています。

さらに、全国知事会を通じ、①TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講ずること。②いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うことを、国に対して要望しており、今後も国の対応を注視してまいります。

(要望)

(2) 食料自給率の向上について

1) 農業人口の減少と高齢化の中にあって、食料自給率が2020年度はカロリーベースで37%となり、食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は低下傾向で推移している。

本県の農業の特徴として、野菜や果物が主要な生産物で、米の生産が低いことから、カロリーベースの食料自給率は極めて低く4%である。本県施策でも食料自給率の向上を掲げ、国に対してもすべての政策の柱に位置づけるよう求めること。

(回答)

食料自給率は、我が国全体の食料安全保障に関係する指標であることから、その目標達成は国の施策において進めていただくものと考えており、本県施策に食料自給率の向上を掲げること、及び、全ての政策の柱に位置づけるよう国に要望することは考えておりません。

県としては、今後も地産地消の推進を基本に、新鮮で安全・安心な生鮮食料等の安定供給を目指して取り組んでまいります。

(要望)

2) コロナ禍を踏まえて意識が高まる食料安全保障の確立に向け、国は「食料」「農業」「農村」に対する一掃の理解促進を図ること。また、県は機関紙など各種広報媒体を活用し、県民への都市農業理解の発信に努めること。

(回答)

県では、県民の都市農業への理解促進を図るため、今後も県のホームページで情報発信するとともに、若い世代に向けて、テレビやY o u T u b e等を活用して農業に関する情報を発信してまいります。

(要望)

(3) 都市農業振興のために

1) 県は2019年に「神奈川県都市農業推進条例」を改正し、市街地およびその周辺にある農地の保全を明記している。生産緑地の多面的機能を強化する設備の整備などに対して市と連携して補助する制度である。新鮮で安全・安心な食料などの安定供給と地産地消の推進などを基本理念としている。農業者にとって活用しやすいことから存続を求める声が上がっているが、事業を活用している自治体は7市のみである。

市に対し周知を徹底するとともに、都市農業推進事業(都市農地保全支援事業補助金)の継続と生産緑地を持つ全体の要望に応えられるよう、予算措置の充実を図ること。

(回答)

都市農地の保全に向けて、市に対して都市農業推進事業の周知をするとともに、引き続き、令和4年度も市と連携しながら取り組んでまいります。

(要望)

2) 神奈川県都市農業推進条例に記載のある農業経験の浅い後継者や新規就農者、高齢農業者を含めた中小規模農業者や女性農業者など、多様な農業の担い手確保は重要な課題である。こうした担い手に対し、施設・農機具等、更新・修繕費用の補助制度を創設すること。現行の低利子制度資金及び国庫事業等の支援を周知すること。

(回答)

施設や農機具等の更新・修繕については、原則としてそれぞれの農業経営の中で計画的に

実施していただくものと考えており、補助事業の創設は考えておりませんが、必要な経費については低利子制度資金等が活用できます。

施設等の更新と同時に機能向上を図る場合や、共同利用施設として統廃合する場合などは、既存の国庫事業等の対象となる場合もありますので、市町村等を通じて御相談ください。

また、低利子制度資金である、農業制度資金については、引き続き県のホームページやリーフレットでの周知に努めてまいります。

(要望)

3) 生産緑地担当者会議において、引き続き市町・農業委員会・J A・国の関係者間で緊密な連携を取り、特定生産緑地指定の意向確認を複数回行い、市町村域を越えての所有における手続きの調整を図ること。申請期間や窓口を増やすなど、申請者に配慮すること。

また、2022 年問題に対する対応を協議し、生産緑地所有者の適切な判断を行う環境を整えること。

(回答)

3 か月ごとに 19 市における特定生産緑地指定事務の進捗状況を調査し、未申請の所有者が多い市に対しては個別にヒアリングを実施し、指定事務における課題や対策の検討、参考事例の紹介といった支援策を講じております。

また、県のホームページに各市の受付窓口を紹介するとともに、農業会議や J A などの関係団体と連携しながら、営農を継続する意思のある農家への周知を図っております。

(要望)

4) 市街化区域内農地の固定資産税の負担が年々上昇する中、町に対し都市農地の必要性を改めて周知の上、生産緑地制度の導入を継続的に働きかけること。

(回答)

県では、令和元年 12 月に「神奈川県都市農業推進条例」を改正し、生産緑地をはじめとした市街化区域の農地を保全する県の姿勢を改めて明確にしましたので、町に対しても引き続き市街地等の農地の必要性を周知してまいります。

町における生産緑地制度の導入については、農家にとっては固定資産税の負担軽減というメリットがある一方で、納税猶予の確定が 20 年営農から終身営農へと規制が強まるという側面があることや、町にとっては固定資産税の減収に伴う普通交付税の補填制度が設けられていることなど、制度の正確な理解が必要なことから、県が主催する担当者会議において、町にも情報提供の場を用意するなど、引き続き制度の周知に努めるとともに、町の意向なども確認しつつ必要に応じて支援してまいります。

(要望)

5) 市街化調整区域における市民農園、学童農園、福祉農園、公共の用途に提供されている

農地についても、相続税納税猶予制度の特例対象農地とするよう、国に働きかけること。

(回答)

御要望の件については、市街化調整区域内の農地を市民農園に供した場合にも、相続税等納税猶予制度の対象とするよう国に要望しております。

(要望)

6) 業者開設型の市民農園に関しては、業者が農家に負担を強いる例がみられることから、都市農地貸借円滑化法第9条の規定で三者協定を締結する必要がある。

県においては、この三者協定に農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等についてあらかじめ規定しておくことを推奨すると同時に、国に対し、業者と農家の費用負担や役割分担など、農業委員会等への報告義務を設け、法の運用に一定の拘束力を持たせるよう働きかけること。

(回答)

業者開設型の市民農園については、特定都市農地貸付けの実施に当たり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条の規定により、市町村、農地所有者及び事業者が三者協定を締結している必要があります。

御要望の趣旨については、この三者協定の当事者である市が、農地所有者と実施主体の費用負担及び役割分担等について、あらかじめ規定しておくことにより実現できるものと考えますので、機会をとらえて市に働きかけてまいります。

なお、この場合においては、同法第11条により準用する特定農地貸付法第3条の規定により、事業者は、申請書に貸付規程及び協定書を添えて農業委員会に提出し、貸付けの承認を求めることとされているので、農業委員会への報告義務を設ける必要はないものと思料されます。

(要望)

7) 農業者、特に中小家族経営や兼業農家、新規就農者の所得向上と経営の安定化を図るため、農産物の6次産業化推進に向けて、地域に農産物共同加工施設が設置できるよう、県は新たな支援策を構築するとともに、人材育成や商品開発を充実させること。

(回答)

農産物共同加工施設の設置については、食料産業・6次産業化交付金(6次産業化施設整備事業)が利用できますので、要望があった場合には、国庫補助事業の活用を支援してまいります。

また、人材育成や商品開発については、令和2年度から「神奈川県6次産業化サポートセンター」で、経営感覚を持って6次産業化等の事業に取り組む人材を育成する研修を実施し、履修者は必要な知見の習得や加工・販売等を実際に経験しており、引き続き農産物の6次産業化を支援してまいります。

(要望)

8) 生産者と消費者の直接の接点である小規模農産物直売所への補助制度を創設すること。

(回答)

小規模農産物直売所の整備については、農業近代化資金などの融資に対する利子補給により支援を行っています。また、特定生産緑地などで生産された農産物を販売する場合は、県単独事業である「都市農地保全支援事業」による補助も可能です。

(要望)

9) 「花とみどりのフェスティバル花き展覧会」は、県民の園芸に対する親しみと理解を深めるとともに、県内花き園芸農家の生産意欲の向上と消費拡大を図るなど、大きな役割を果たしてきている。

本年、花き生産経営に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の今後の動向、影響も不明確であることから、引き続き県の強い主導のもとに拡充を図ること。

(回答)

「花とみどりのフェスティバル花き展覧会」については、平成 27 年度より、国のジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業（旧：国産花きイノベーション推進事業、次世代国産花き産業確立推進事業）を活用した「花文化展示」との合同開催として、出品点数の増加やブーケコンテストの開催など、展示を拡充しており、来場者からも好評を得ています。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催は中止とさせていただきますが、関係団体にも取組が定着してきておりますので、今後も引き続き開催内容の周知や充実を図ってまいります。

(要望)

(4) 農業基本政策について

1) 認定農業者の経営意欲向上につながり取得意欲が高まるよう、県支援施策の拡充と新規就農者の施策、特に国施策「農業次世代人材投資事業」について、交付要件の緩和を働きかけるとともに、同事業を補完する県新規施策を創設すること。

認定農業者の増加につながるような財政支援を講じるよう、国に求めること。

(回答)

認定農業者への支援施策の拡充については、融資や利子補給などの特例措置は、国の「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」に基づき運用しておりますので、優遇措置の拡充について、令和 3 年 9 月に国に要望しました。

農業次世代人材投資事業については、支援対象が原則 45 歳未満から 50 歳未満になったことや、県が認定した先進農家で研修を受ける者も支援対象となるなど、緩和が行われてきたところです。

本事業の利用者が増加することは、新規就農者の確保につながると考えていますので、交付要件の緩和について、令和3年9月に国に要望しました。

なお、県では、同事業を補完する新規施策の創設は、現時点では考えておりませんが、交付を受けた者が農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つよう、引き続き市町村や農業協同組合などの関係機関と協力し、支援を行ってまいります。

(要望)

2) 地域農業や担い手の将来像を積極的に提案するため、国・県の施策を分かり易く整理したリーフレットを作成し周知すること。

(回答)

国や県の施策について、県の「かながわ農業アカデミー就農支援ポータルサイト」で項目ごとに整理し、情報提供しておりますが、新たに関係機関の支援策全体を体系的に整理し、分かりやすく情報提供するホームページを作成してまいります。リーフレットの作成については、今後検討してまいります。

(要望)

3) 意欲ある多様な担い手（個人経営・法人・作業受託組織・新規参入など）の経営発展に必要な施設・機械装備や、ドローン等新技術導入に係る新たな支援制度を創設すること。

(回答)

新たにドローンによる薬剤散布などスマート農業技術を活用した取組が進みつつあるので、経営体の規模や支援内容に合わせ、国庫事業の活用を進めるとともに、「トップ経営体育成事業」等の活用を進めてまいります。

また、新たな支援制度の創設については、現場への導入・普及状況を踏まえ、検討してまいります。

(要望)

4) 大型特殊免許について、希望者全員が早期に取得できるよう関係機関と連携し、当面の間、研修機会を拡大すること。

(回答)

大型特殊自動車免許の研修機会の拡大については、かながわ農業アカデミーにおける農業機械安全研修の実施に加え、令和2年度及び3年度については、関係機関との連携による免許取得研修を実施し、大部分の希望者が免許を取得できたと考えております。令和4年度も引き続き研修の受講枠の拡大に努め、研修機会を確保してまいります。

(要望)

5) 認定新規就農者と認定農業者の認定及び指導育成について、所管課が違い、市町村には

基本的に普及指導員がいないことから、県内部での調整と連携を図り、普及指導員を育成し配置すること。

(回答)

県の組織内部の連携については、認定農業者をはじめとする担い手の認定及び育成に当たり、県の本庁組織と農業技術センター等の出先機関が必要な情報を共有し、取組を推進してまいります。

また、市町村、J A等関係団体と連携した効果的な普及活動に取り組むため、引き続き必要な普及指導員の育成・確保に努めてまいります。

(要望)

6) 農業用施設である畜舎や堆肥舎の建設に関する規制である建築基準法について、同法の適用対象からこうした施設を除外し、別な基準を設けるよう引き続き国に働きかけること。

(回答)

令和3年5月19日に公布された「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」により、令和4年4月1日以降は、都道府県知事の認定を受けた畜舎建築利用計画に係る畜舎等については、建築基準法令の規定は適用されないこととなっています。

なお、当該認定を受けるためには、畜舎等の利用の方法に関する基準や畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準等に適合する必要がありますが、これらの基準の具体的内容については、省令に定められています。

(要望)

7) 2018年11月に改正された農地法の施行前に建設された「農作物栽培高度化施設」の土地(農地転用済み)についても、固定資産税及び相続税の課税上、農地扱いとするよう、早急に関係法令の整備を働きかけること。

畜舎や体験型農園関連施設などの農業用施設用地についても、固定資産税の課税上、農地と同様の扱いとするよう働きかけること。

(回答)

農作物栽培高度化施設については、令和2年7月28日付けで国の処理基準通知及び運用通知が改正され、法改正前に農地転用を行い設置した施設であっても、農用地区域に所在し、かつ、認定農業者又は認定新規就農者の経営にかかる施設である等の要件を満たす場合には、農作物栽培高度化施設に該当することとされました。

また、市街化調整区域内や生産緑地地区内の農業用施設用地については、固定資産税等の軽減措置が講じられますので、19市の市街化区域内にある畜舎等の農業用施設用地についても、同じ課税とするよう国に要望しております。

(要望)

8) 2018 年 11 月に改正農地法が施行され、底面の全部をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設用地を農地と看做すことになったが、法改正前から稼働している同様の施設についても、課税の公平性の観点から、農業委員会に届出を行うことで同様の扱いとするよう国に働きかけること。

(回答)

御要望の件については、担い手の農業経営の安定のため必要なことと考えておりますので、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望)

9) 農業委員会について、農地情報公開システムは農業委員会の法定台帳を管理する重要なシステムであることから、その維持及び改修に必要な予算を確保すること。

業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。

また、人・農地プランの実質化に求められている地図の作成に利用される農地情報公開システムのデータや写真などの更新費用に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。

(回答)

農地情報公開システムの維持及び改修並びに利用状況調査や農地利用の最適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備については、国の「農地集積・集約化対策事業」において補助対象となっております。

また、農地情報公開システムの更新費用の予算措置については、その重要性を認識しており、国に働きかけておりますので、情報が入り次第、速やかに県内農業委員会に周知します。

(要望)

10) 就農後の経営確立は、異常気象のもと困難な条件にある。青年給付金制度の受給期間が5年となっているが、必要に応じて期間の延長、受給期間終了後の県の財政面も含め、支援制度を具体化すること。

(回答)

「農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）」は、就農初期の経営確立を支援する制度であり、最長で5年間利用できる現状の交付期間は適切だと考えております。

県における、交付期間終了後の財政的な支援は、考えておりませんが、交付対象者の経営発展を支援するため、地域の農業者や農業団体、農業委員会等と連携しながら、研修会の開催や個別巡回により、栽培技術や経営に関する指導を行っており、交付期間終了後も、経営の分析手法や販売促進方法などを学ぶ研修会を開催するなど、経営発展段階に応じた支援に引き続き取り組んでまいります。

(要望)

11) 新規就農者の多くが志望する有機農業の本格的指導体制を継続し、有機農業を実践するグループへの財政支援を拡充すること。また、有機農業の広報に努めること。

(回答)

有機農業の指導については、農業技術センターで行っており、引き続きほ場巡回による技術支援のほか、集合研修や現地検討会を実施してまいります。

有機農業を実践するグループへの支援については、引き続き市町村と連携して環境保全型農業直接支払交付金の活用を推進してまいります。

また、広報については、県のホームページで先進的に取り組まれている有機農業者を紹介するほか、県産物の販売イベントへ有機農業者の参加を呼び掛け、有機農業者自らが有機農産物の販売を通じて有機農業をアピールする機会を提供するなど、引き続き支援してまいります。

(要望)

12) 都市において洪水防止や水源の涵養をはじめとした多様な機能を発揮し、良好な住環境に寄与している水田を保全し、作付けを継続できるよう、新たな助成措置を講じるよう市町村に働きかけること。

水田の多面的機能を発揮するための多面的機能支払い交付金、水稻の作付けが安定的に行われるよう、環境保全型農業直接交付金等、引き続き助成措置を講じること。

(回答)

県では、農地の多面的機能の発揮を図るため、国の多面的機能支払交付金により、地域の活動団体が行う水路の泥上げなどの農地や農業用施設を保全する取組に対して補助しております。

また、洪水防止や水源の涵養など、多面的機能を有する水田を保全するため、横浜市や藤沢市では、一定の条件のもと、水稻の作付面積に応じて助成措置を講じていますので、県では、他市町村にもこれらの事例を紹介し、水田や住環境の保全に資する取組を推進してまいります。

あわせて、水稻の作付に利用できる環境保全型農業直接支払交付金の活用についても支援してまいります。

(要望)

13) 荒廃農地の復旧、農地の荒廃防止のため、「農とみどりの整備事業」に関し、市町村や農業委員会と連携して推奨するとともに、国に対しても既存の国庫補助事業の採択要件を緩和するよう、引き続き働きかけること。なお、荒廃農地復活・利用、里山管理、鳥獣害対策を、広域かつ一体的に進めることを支援すること。

(回答)

荒廃農地については、農業委員会等と連携してその復旧や荒廃防止に努めるとともに、

「農とみどりの整備事業」の活用を周知してまいります。

既存の国庫補助事業の採択要件の緩和については、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

鳥獣害対策については、市町村事業推進交付金の「鳥獣保護管理対策事業」により農地等への侵入を防ぐための柵の設置が可能となっておりますので、こうした事業により、地域の状況を踏まえて、支援してまいります。

(要望)

14) 耕作放棄地の基盤整備を、受益面積や農業振興地域内の青地、白地に関係なく実施できる新たな県独自事業の創設、または既存制度の拡充を図ること。

(回答)

耕作放棄地の基盤整備のうち、荒廃した農地の復元等については、神奈川県市町村事業推進交付金の「農とみどりの整備事業（農地等環境整備）」の対象としており、農業振興地域内の青地、白地において、比較的小規模な受益面積の0.3haから実施可能としておりますので、御活用ください。

(要望)

15) 新たな「食料・農業農村基本計画」においても評価された家族・小規模経営体が活用しやすい経営継続補助金を、規模、要件ともに見直し、恒久措置とするよう働きかけること。

(回答)

経営継続補助金は、令和2年度の補正予算により新型コロナウイルス対策として国が措置した事業であり、令和3年度は予算措置されておられません。事業の性質上、恒久的な事業化は難しいと考えますが、本県の農業経営体の大部分を占める家族・小規模経営体の維持は重要であることから、今後の国の支援策に注視するとともに、必要な支援について要望してまいります。

(要望)

16) 畜産振興のため、飼料の自給生産を進め自給飼料の増産に取り組むこと。推進と価格安定基金の拡充を進めること。

体験型農園を開設する者に対し、農山漁村振興交付金の活用を促し、開設、整備費用を支援すると同時に、運営継続を支援すること。

(回答)

飼料の自給生産については、県内の気候等に適した自給飼料栽培技術に関する研究及びその情報提供など、増産技術の普及や利用推進に取り組んでいるほか、関係団体とともに自給飼料の増産に向けた方策の検討を毎年行っております。

価格安定基金の拡充については、国の制度として、価格安定対策事業を含めた総合的な経

営安定対策事業を実施しており、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

体験型農園の開設者への支援については、開設に伴う休憩施設や農機具収納庫等の整備費用が国の農山漁村振興交付金の対象となっておりますので、制度の周知に努めるとともに、交付金の活用や運営について助言等を行うなど支援してまいります。

(要望)

17) 種子法廃止の県内の影響を正確に把握すること。他県では条例を制定し、これまでと同様の取り組みができるように位置づけている。

県としても将来にわたって安定的に供給が図れるよう、現状の要領・要綱にとどまることなく条例を制定し、県独自に原原種や原種の生産に責任を持つ姿勢を明確にすること。種子法の復活を国に求めること。

(回答)

種子法の廃止後、これまで県内では特に問題は生じていません。また、要綱に基づき、関係機関と協力して種子を安定供給するための体制を整えていますので、条例の制定や種子法の再制定を国に求めることは、現時点では考えておりません。

(要望)

18) 種子の「自家増殖」の原則禁止を打ち出した、種苗法が「改正」された。国連総会が採択した「農民の権利宣言」は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めている。それに反する種苗法の「改正」の撤回を国に求めること。

(回答)

登録品種以外の品種の自家増殖が、原則禁止ということはありません。現在利用されているほとんどの品種は、在来品種や品種登録されたことのない一般品種であり、種苗法が改正されても自家増殖することは可能です。なお、登録品種であっても、育成者の許諾を得れば自家増殖することは可能であり、国の育成品種などは許諾料が無料あるいは少額であることから、法改正により生産コストが増え、営農に支障が出るようなことはないと考え、改正の撤回を国に求めることは、現時点では考えておりません。

(要望)

(5) 林業の振興に向けて

1) 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用をさらに促進するために、県としての支援策を周知、拡充すること。

(回答)

県では、国の交付金事業を活用し、公共施設を整備する場合は、使用木材の半分以上に県産木材を使用することを条件に支援を行っておりますので、県産木材の使用の促進に向け、引き続き支援するとともに、ホームページ等により制度の周知を図ってまいります。

(要望)

2) 大径材の活用が課題となっている。市町村が行う学校施設等の木造木質化に、大径材の有効活用を推奨すること。

(回答)

市町村が行う学校施設等の木造・木質化については、県や、市町村への技術的助言指導を行うために神奈川県森林協会内に設置した「かながわ市町村林政サポートセンター」に対して、学校等の公共施設の床材等の木質化に関する相談や問合せが寄せられています。

床材等の内装材は、柱材などよりも大径材を有効に活用できることから、現在木材市場への出荷量が増えてきている大径材の新たな活用方法としても期待されます。

そこで、市町村のニーズも引き続き把握しながら、床材等の内装材の需要掘り起こしに努めていくとともに、木材加工業者とも連携しながら、大径材の活用を検討してまいります。

(要望)

3) 公的管理森林の返地後の荒廃を防ぐため、整備・管理を促進するための森林の現況等を把握する制度を創設すること。

鳥獣の棲み処である森林は、国産建築用材の需要減などを起因とした林業の衰退により間伐をはじめとする森林の整備ができなくなり、森林の荒廃化が進んでいる。こうした中、将来にわたり、水資源の安定的確保を目的とした「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく「実行5カ年計画」では、荒廃化した森林の再生を課題の一つとして挙げ、森林整備・再生とシカ管理捕獲を連携した取り組みにより、成果も見られる。しかし、森林の荒廃により鳥獣は餌不足に陥り、シカやサルなどは人家近くまで下りてくるため、農作物被害や生活以外は後をたたない。次期の「かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」（令和4年度～8年度）において、具体的な鳥獣対策を位置づけ、「第2種特定鳥獣管理計画」との両輪による施策を長期・継続的に図ること。

(回答)

返還森林において、水源事業により質的に向上した水源かん養機能等の森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続させていくことが必要と考えております。

間伐等の手入れは、当面の間必要ありませんが、気候変動による自然災害が頻発化・大規模化していることを踏まえ、森林の多面的機能維持のため、森林状態を把握し、気象災害等が発生した場合は、その対応を行う必要があると考えております。

平成29年度以降、契約満了に伴う所有者への返還が始まったことから、令和元年度から、返還森林の現況把握については、巡視や航空レーザ測量を活用した把握に努めているところです。今後も引き続き、森林の多面的機能の持続に向けた森林管理の仕組など、より良い手法について検討してまいります。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」に基づく「第2期実行5か年計画」から、森林

整備による下草植生の回復など、施策による効果を着実に上げていくため、シカの採食による植生後退が続く丹沢大山の中高標高域において、森林整備と連携したシカ管理捕獲に取り組んでいますが、農作物被害対策としての鳥獣対策は実施しておりません。

令和4年度から開始する「第4期実行5か年計画」においても、これまでと同様に、森林整備の効果を高め、林床植生の回復・衰退防止を図る目的で、シカ管理と森林整備との一層の強化に取り組んでまいります。

また、有害鳥獣対策の継続・強化として取り組むシカ、サルなどによる農作物及び生活被害対策については、「第二種特定鳥獣管理計画」に位置付けられた対策を継続して実施するとともに、シカ、イノシシについては、令和5年度まで時限的に、捕獲に対する奨励金を交付する等の強化を図ってまいります。

(要望)

4) ナラ枯れ対策について、効果的な予防対策が可能となるよう、予防対策手法の検討や低価格な予防薬剤の開発についての薬剤メーカーへの働きかけとともに、現行の森林病虫害等防除事業の予防対策に関する補助メニューを新設、拡充をすること。

(回答)

ナラ枯れ被害の予防対策手法の検討や予防対策に使用する低価格な予防薬剤の開発は、全国的な課題であり、今後も引き続き林野庁や森林総合研究所に働きかけてまいります。

現行の「森林病虫害等防除事業（その他法定森林病虫害防除事業）」では、ナラ枯れによって立ち枯れた木を放置することで生じる、倒木などの危険性の除去を最優先とし、広くナラ枯れ枯損木を放置することによる被害蔓延防止を目的に、市町村等が行う被害木の処理に関する費用を助成しており、駆除のための伐倒・焼却、伐倒・くん蒸、立木くん蒸に係る単価を定めているところです。

御要望にある予防対策の補助メニューの新設については、令和3年度、伐倒・破砕のメニューを追加しております。

(要望)

5) 箱根町をはじめ、県内各地の森林ではナラ枯れの進行で景観が一変し、急傾斜地では集団化したナラ枯れによる土砂崩落の危険性も指摘され、住民や観光客から不安の声が寄せられている。県の技術支援や予算の増額と併せ、国に対してもナラ枯れ対策費の増額を要請すること。

(回答)

ナラ枯れ対策の技術支援については、被害地の実地調査や、専門家を招いた被害対策技術研修会開催を引き続き行ってまいります。

また、国に対して「令和4年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「森林病虫害等防除事業費補助金などのナラ枯れ被害対策に必要な予算を十分に確保し、地方自治体

に対する財政支援をより一層充実・強化すること。」を、要望しました。

今後も、引き続き、国に働きかけを行ってまいります。

(要望)

6) 県内市町村統一の森林情報管理システムの導入を図ること。

(回答)

現在、県と市町村が保有する最新の森林情報等を県内統一のクラウドシステムで一元的に管理するシステムの導入に向けた業務を進めております。

システムの導入等にあたっては、市町村の業務の効率化・迅速化を目的としておりますので、いただいた意見も参考にして、システムに係る標準的な仕様等の整理の検討を進めてまいります。

(要望)

7) 森林調査の委託業務においては落札価格が非常に低い水準になっており、委託業者の経営の安定化を図るため、森林整備のための調査についても低制限価格率を適用すること。

(回答)

一般競争入札における最低制限価格制度の適用については、地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項により、「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」に限り、「最低制限価格を適用できる」とされています。

県で発注する一般業務委託については、人件費の占める割合が高いだけでなく、業務の品質の確保が必要な庁舎建物等清掃等 8 業種に最低制限価格制度を導入していますが、導入に際しては、人件費等の業務実施に不可欠な経費について調査分析を行い、導入業種を特定しております。

本件要望に係る標準地調査委託については、平成 30 年度以降、年間、5・6 件の発注実績となっておりますが、令和 2 年度要望を受け、出先の発注機関に対し業務の実施状況の確認等を進めているところです。

今後、業務の実施状況等と最低制限価格制度の趣旨を比較考量したうえで、対応を検討してまいります。

(要望)

(6) 鳥獣被害対策について

1) 豚熱感染が発生した場合、埋設場所や処分方法などの迅速な対応に加え、発生農家が経営を継続し再建できるよう、互助会の上限単価引き上げや新たな補助制度をなどによる完全な経営支援策と伴走支援などのサポートを講じること。

また、近隣諸国で発生しているアフリカ豚コレラなどの家畜伝染病の侵入防止に向け、海外からの渡航者への検査の徹底など空港・漁港における検疫体制を強化し、水際対策を徹底

すること。

(回答)

令和3年7月の豚熱発生対応の教訓を活かし、円滑かつ迅速な防疫措置の実施に向け、市町村と連携し、防疫措置に必要な用地を事前に選定しておくとともに、関係団体との防疫に関する協定の締結等、連携を強化してまいります。

発生農家への経営支援策の拡充や、水際対策の徹底については国に要望しています。

(要望)

2) 豚熱対策の強化を図るとともに、CSFワクチンの接種費用の補助を拡充すること。また、ワクチン接種による風評被害が起こらないよう、県としても正確な情報提供に努め、国に対し対策の強化を求めること。

(回答)

豚熱対策の強化については、養豚場に対する飼養衛生管理強化の支援、抗体検査の拡充などの対策を強化しており、県内で豚熱が発生しないよう対策に取り組んでまいります。

CSFワクチン接種手数料については、人件費、ワクチン代及び衛生資材費の積上げにより設定しており、隣接都県との比較でも、適正な価格と考えていることから、手数料の減免は難しいと考えておりますが、ワクチンの接種費用の補助は市町村で行っていると聞いています。県としては、引き続きワクチン接種が適期に行われ、予防的効果を十分発揮できるよう努めてまいります。

また、風評被害対策については、ホームページによる情報発信等において積極的にPR活動を行っております。

国に対しては、豚熱ワクチンの2回接種や豚へのワクチン接種に伴う風評被害の防止や輸入畜産物に対する水際対策の強化等を要望しており、引き続き対策の強化を要望してまいります。

(要望)

3) 畜産クラスター関連事業を活用して臭気対策に取り組む農場がある。事業採択要件の飼養頭数の増加による規模拡大は都市部にあっては厳しいものがあり、要件から外すこと。

(回答)

御要望の採択要件である規模拡大の項目を免除することについては、事業の目的から国は困難であると示しておりますが、飼養頭数の増加による規模拡大を伴わない場合においても、生産効率の改善による畜産物の出荷量等の向上が要件に追加されています。また、環境枠として環境対策を優先した予算化もされております。

本県においても、当事業で臭気対策に取り組んだ畜舎整備が行われておりますが、具体的な事業要件の課題があるようであれば、個別に国と相談させていただきます。

(要望)

4) 有害鳥獣の捕獲者からは、「埋設場所の確保が難しい」「焼却施設までの運搬の負担がおおきい」などの意見があるなど、有害鳥獣の処分が捕獲活動の大きな障壁となっている。有害鳥獣被害を減少させる捕獲活動を円滑に進めるため、焼却施設の増設や一般廃棄物での処分を可能にするなど、捕獲した有害鳥獣の処分方法を拡充するよう、市町村に働きかけること。

(回答)

捕獲した有害鳥獣の処分方法や処分の実施主体については、各市町村の焼却施設の種類や、周囲の環境、人的状況等により異なるものと考えますが、より有効な処分方法を検討できるよう、活用できる国庫補助や、県内外事例等の情報について、市町村に対し提供してまいります。

(要望)

5) 有害鳥獣被害額の実態把握のため、スマートフォンやインターネットなどを活用した迅速かつ簡便に調査する手法を早急に構築すること。

(回答)

農作物被害調査については、鳥獣被害対策を実施していく上で基本的かつ重要なデータとなるものであり、関係者の方々にも多大なご協力の上、報告されているものと認識しております。しかしながら、昨今のデジタル化が進められている状況などを踏まえ、より効率的な集計方法を検討するなど、簡便な方法で行えることが望ましいことから、機会をとらえて調査主体である国へ働きかけてまいります。

(要望)

6) 鳥獣被害対策として県は支援センターを新設したが、よりいっそうの対策強化と実効性が求められている。予算を拡充するとともに、県が主体となって市町村と連携し、生息状況や被害実態の把握と周知に努め、広域的な被害対策を行うこと。

(回答)

鳥獣被害対策については、地域ぐるみの対策の支援を強化するなど、令和4年度においても所要の予算を措置しており、引き続き対策を推進してまいります。

広域的な被害対策については、各地域県政総合センターに設置した「地域鳥獣対策協議会」で被害や生息等の状況についての情報共有や被害対策の検討を行うとともに、市町村間の連携を図ってまいります。

(要望)

7) 野生生物の生息域が拡大する中、鳥獣が住宅域に出没する事例を踏まえ、緊急時の対策や野生生物との共生の重要性について被害地域の住民に理解を求める一方、市街地に出没

した際の緊急対応について、市町村と連携を図り的確な助言・指導を行うこと。

(回答)

住民への理解を求めることについては、ニホンザル、ニホンジカ及びツキノワグマについて、モニタリングにより広域的な生息状況の把握に努め、ホームページ等により県民に情報提供することで、生物多様性の保全や野生鳥獣と人間の棲み分けに向けた野生鳥獣の適切な管理の必要性について、丁寧な説明に努めてまいります。

また、鳥獣の出没に対する事前の対応が図れるよう、鳥獣の出没にも関係するとされる山の果実等の豊凶についても調査し、その状況を速やかに市町村等へ情報提供してまいります。

鳥獣の市街地等出没については、住民に一番身近な市町村が対応を行うにあたり、県においてイノシシ等の市街地出没への対応マニュアルを策定するとともに、市町村と連携を図りながら必要な支援を行ってまいります。

(要望)

8) 野生動物の住宅地への侵入は、山の荒廃も要因となっている。県有林等大規模広葉樹林帯の伐採を制御し、鳥獣と人との棲み分けを図ること。

(回答)

鳥獣と人との棲み分けについて、県有林では、概ね標高 800m以上の自然度の高い森林や、林道から概ね 200m以上離れた、持続的な木材資源の活用を通じた森林管理が困難な森林については、生物多様性の保全など、自然環境の保全・再生及び水源涵養・土壌保全機能の高度発揮を目指し、混交林施業や広葉樹施業等を行うこととしております。

(要望)

9) 鳥獣による深刻な農作物被害の解消には、徹底的な駆除対策として捕獲・処分が求められるが、農家による駆除には限界があることから、捕獲従業者による取り組みが求められている。いっそうの取り組みを推進するために、国では鳥獣被害防止総合対策交付金があるが、費用対効果分析が要件とされる。市町村域を超える分析は困難であることから、他県で実施している捕獲奨励金制度を創設すること。

(回答)

捕獲奨励金については、増加する鳥獣被害に対する緊急対策として、令和3年度からニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲奨励金補助金を、時限を定めて実施しております。

なお、鳥獣被害対策は、集落環境整備、防護対策、捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的であるため、県としては、特に、鳥獣の潜み場となる藪の刈払いや防護柵の設置などによる防除対策への技術的支援について、引き続き取り組んでまいります。

(要望)

10) 各地域県政総合センター単位に設置された地域鳥獣対策協議会を通じ、行政界を越えた広域的な環境整備や防護柵設置が可能となるよう、技術支援、財政支援を行うこと。電気柵設置の助成費を拡充し、維持管理費も補助対象とすること。

(回答)

行政界を超えた対策については、近隣の市町村間の連携を図るため、各地域県政総合センター単位で設置した、県、市町村、農業団体等で構成する「地域鳥獣対策協議会」において、関係者で連携した対策について、引き続き検討してまいります。

電気柵の助成費については、市町村が実施する電気柵の設置を対象として、引き続き財政的支援を行ってまいります。

維持管理に対する補助については、増加する鳥獣被害に対する緊急対策として、令和3年度から広域獣害防護柵の補修に対する補助制度を、時限を定めて実施しております。

(要望)

11) 農業従事者狩猟免許取得推進賛助金は増額されたが、意欲ある方が申請しても措置されない例が生じないように、引き続き予算を拡充すること。

(回答)

農業従事者狩猟免許取得推進賛助金の予算については、より多くの方々を支援できるよう予算の確保に努めており、令和4年度も所要の予算を措置いたしました。

(要望)

12) 狩猟者の後継者不足を解消するため、若年層への働きかけを引き続き強化すること。

(回答)

狩猟者の後継者不足の解消に向けては、県猟友会、市町村、各猟区など各機関で担い手育成に向けた様々な取組が行われておりますので、県としても、他機関の担い手育成事業との連携を意識しつつ、狩猟免許取得前の方や免許取得後の新人ハンターの方などの様々なニーズを踏まえ、担い手の確保・育成対策を強化してまいります。

また、県で実施しているハンター塾については、アンケートによる意見等を踏まえながら、今後も必要に応じて研修内容等を見直して実施してまいります。

(要望)

13) 狩猟免許取得者の不本意な免許失効を防ぎ、年間2億円もの作物被害を防ぐ地域の守り手を確保するため、有効期間満了に伴う更新手続きの案内通知をJAなど団体まかせにせず、県が発出すること。

(回答)

狩猟免許更新時の案内については、令和3年度から更新対象者に案内通知を発出してお

ります。

(要望)

14) 狩猟免許取り消し者に関し、その理由を確認し、更新時期を失念したことが原因の失効の数を把握し、意欲のある者には回復措置を講じること。

(回答)

狩猟免許については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 53 条に基づき、更新を受けなかったときはその効力を失うため、改めて狩猟免許試験を受ける必要がありますが、回復措置を講ずることはできませんが、狩猟免許更新時期の周知については、令和 3 年度から更新対象者に案内通知を発出しております。

(要望)

15) 鳥獣の駆除を進めるためにも、ジビエ料理の普及に取り組み、産業として成り立つように広報や財政支援を図ること。

(回答)

ジビエ普及に活用可能な国の鳥獣被害防止総合対策交付金については、今後も予算の確保を国に働きかけてまいります。

(要望)

16) ツキノワグマ対策について、生息頭数の把握や早期注意喚起と対策が図られるよう、いっそうの対応強化を図ること。

(回答)

生息頭数の把握については、本県に生息するツキノワグマのように小規模な個体群の推計は、様々な課題があり困難ですが、推計手法について、引き続き検討してまいります。

早期の注意喚起及び対策については、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人里に執着のある個体に対応するとともに、令和 2 年度には、捕獲され放獣する個体に試験的に V H F 電波発信器を使用した行動追跡を行いました。引き続き、必要に応じて同様の手法による監視を行い、放獣後の情報については、市町村に情報提供をしてまいります。

また、里地におけるクマ出没に迅速に対応するため、令和 3 年度から時限的な対策として、里地への出没が懸念される地区の特に重要度が高い箇所については、通信機能付きセンサーカメラを設置し、クラウド上に映像を送信してクマの行動を把握し、必要な情報を迅速に地域へ提供することとしました。これにより、クマの動向を迅速に把握するとともに、フンなどを用いた DNA 分析による個体の情報の収集や、対策への活用のノウハウを市町村に技術移転していくことなど、地域で有効なクマ対策がなされるように支援してまいります。

(要望)

17) ニホンザル対策について、専門職員による広域的な監視体制を充実すること。ニホンザル捕獲個体の研究機関への送致については、県が十分な財政支援を行うこと。

(回答)

専門職員による広域的な監視体制の充実については、市町村が行うニホンザルの監視の取組に対し、市町村事業推進交付金による財政支援の対象とするとともに、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」の専門職員が技術的支援を行っております。また、GPS首輪を活用した調査データの分析を実施し、提供するなど、市町村や地域と連携しながら対策の拡充を図ってまいります。

捕獲個体の研究機関への送致に係る財政支援については、捕獲個体の処分経費として、市町村事業推進交付金の活用が可能です。

(要望)

18) ヤマビル対策について、広域的な対応が求められることから、生息域や被害の実態調査に加え、効果的な環境負荷の少ない駆除剤の開発、忌避策など研究を進めること。

人によるヤマビル持ち込みを防ぐため、ハイカーへの注意喚起に努めること。

ヤマビル対策を担うボランティアによる環境整備促進補助制度は、人件費も対象にし、市町村事業推進交付金に恒久的に位置づけること。

(回答)

ヤマビル対策については、県では、平成19年度～平成20年度に行ったヤマビル対策共同研究に基づいてヤマビル対策に関する普及啓発を行っており、引き続き、生息域の把握等を行ってまいります。

ハイカーへの注意喚起については、県ホームページでヤマビルについて情報提供を図っており、引き続き普及啓発に努めてまいります。

ヤマビル対策に対する補助については、ヤマビルが生息しにくい環境を継続的に維持するためには、地域ぐるみでの草刈りなどの集落環境整備を実施することが重要であることから、人件費ではなく、住民の方が積極的に対策に参加される場合の資材費等を補助対象としております。本補助金は令和4年度予算でも措置しており、今後も市町村事業推進交付金への組み入れではなく、引き続き予算措置に努めてまいります。

(要望)

19) アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど外来生物については、以下の施策を講じること。

①被害や目撃情報等があり生息が確実な地域とその周辺では、捕獲体制を整備して、目標を達成するための計画的防除を実施すること。また、それまで生息が知られていない地域についても積極的に生息情報を収集し、生息が確認された場合は速やかに防除を実施すること。

(回答)

アライグマについては、県が策定した防除実施計画に基づき市町村が行う捕獲等の取組に対して支援するとともに、県も生物多様性保全の観点による捕獲等を行うなど連携した取組を行っております。

また、タイワンリスについては、被害が多い横須賀三浦地域では各市町で策定した防除実施計画に基づく取組を、その他の地域では市町村の捕獲等の取組を支援しております。

さらに、ハクビシンについても市町村の捕獲等の取組を支援しております。

なお、外来生物を含め市町村が行う捕獲等の支援については、市町村事業推進交付金による財政的支援を行うとともに、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」による技術的支援を行っております。

(要望)

②防除を進めるには地域住民や関係者の理解と協力が必要であることから、生態系、農林水産業、生活環境及び人獣共通感染症の注意喚起として、被害実態、捕獲の必要性、農作物、生ごみ、庭木の果実やペットの餌など、誘引物となる食物の適切な処理、家屋への侵入口となる隙間や穴の補修、アライグマ及びハクビシンの生態など、被害予防対策や基礎的な知識などについて普及啓発を図ること。

(回答)

被害予防対策などの普及啓発については、対策資料として、アライグマやハクビシン等の中型獣類や鳥類による被害対策の情報や鳥獣被害対策支援活動報告を県ホームページに掲載しておりますので、引き続き、被害対策の周知に努め、被害軽減に向けた取組を推進してまいります。

(要望)

20) 宮ヶ瀬湖、相模川水系で漁業被害が増加しているトビ・カワウの防除のため、生息数や被害実態の調査・研究を行い、対策を講じること。

(回答)

カワウについては、実態調査を毎年行い、飛来数を元に被害金額等を算定して農林水産物被害として報告しております。なお内水面においてトビによる被害は報告されておられません。

また、県、漁業関係者、鳥類の専門家等を構成員とした「神奈川県カワウ被害防除対策協議会」を開催し、漁業関係者が行う追い払い対策について検討しております。

(要望)

(7) 漁業の振興に向けて

1) 漁場環境の著しい悪化に伴い、沿岸域の水産資源が減少し続けている。そこで、沿岸域

の漁場環境を早急に把握し、効果的な改善策を実施するとともに、水産資源の回復を図ることが必要である。資源造成型の栽培漁業による資源の回復を推進するため、財政的支援制度を設けること。

(回答)

沿岸域の漁場環境の改善策については、相模湾の磯焼け対策として、海藻の食害生物の効率的な駆除のための調査や、駆除したウニ類を養殖して活用する技術の開発などに取り組んでおります。また、国の「水産多面的機能発揮対策事業」により、海藻の増殖や食害生物の駆除活動を行う民間活動組織に補助金を交付しており、引き続きこうした対策に取り組んでまいります。

水産資源の回復については、県では財政的支援制度を設けることは困難であります、資源管理と栽培漁業の取組を技術的に支援するとともに、国に種苗放流事業に対する支援を要望してまいります。

(要望)

2) 漁業の担い手確保については、漁業就業セミナーや漁業体験研修の実施、新規に漁業就業フェアへの参加、意識調査など、積極的に取り組んでいるとのことだが、担い手育成研修に関し十分ニーズに応えられるよう、引き続き国に予算の拡充を求めること。

(回答)

担い手育成研修については、国の支援事業の予算が確保・増額されるよう、国主催の会議等で要望しておりますが、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望)

3) 漁業用軽油引取税の免税措置について、国では次期も実施の方針とされているが、免税措置の恒久化が全国知事会を通じて要望として出されている。引き続き強く要望するとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

(回答)

漁業用軽油引取税については、免税措置の恒久化の実現に向けた法整備を、引き続き全国知事会を通じて、国に要望してまいります。

漁業操業の効率化や漁業経営の改善については、生産現場への先端技術の利用や漁業の見える化によるスマート水産業の導入促進を図るとともに、安定した生産が行える二枚貝養殖の促進などによる漁業所得の向上などにも取り組んでまいります。

(要望)

4) 近年、三浦半島などで磯荒らしによる検挙数が多くなっている。密漁禁止の啓発活動を引き続き強化し、関係機関と連携して違法操業や磯荒らしなどの密漁行為の取り締まりを強化すること。

(回答)

密漁行為の取締り強化については、令和2年12月に施行された改正漁業法では、例えば、あわびやなまこを密漁した場合の罰則は3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金が科せられるなど、密漁に対する罰則が大幅に強化されました。

県としては、引き続き、現場での指導や密漁防止のパンフレットの配布、外国人向けに多言語で表記した県広報誌や看板での啓発など、違反行為の未然防止に努めるとともに、磯荒らしについては関係機関と連携し合同取締りを実施してまいります。

県警察としては、悪質な密漁事犯については、密漁目的での禁止区域等立入りや密漁行為自体に対して各種法令を適用した取締りを強化し検挙するなど、密漁に対する抑止に努めてまいります。

(要望)

5) 漁船が使用する軽油の経費は、漁業経営にとって相当な負担となっている。現在は、軽油取引税（地方税）の免税措置が取られているが、2021年3月に期限切れとなる。漁業経営を安定させ県民に対する水産物の安定供給に資するため、免税措置を継続すること。

(回答)

漁業用軽油引取税については、免税措置の恒久化の実現に向けた法整備を、全国知事会を通じて、国に要望しております。

(要望)

6) 本県の内水面漁協は職員がいないなど体制の弱い漁協が多く、組合の維持運営を図る上でも、会計指導事業や定款・諸規程の整備等をはじめとする指導事業等は、補助事業として実施することが不可欠であり、継続すること。

(回答)

内水面漁連の行う漁協の財務及び経理の改善指導等の事業は、県の指導及び検査と相互補完的役割を担っており、水産振興に資するものと認識しておりますので、令和4年度も補助事業を継続してまいります。

(要望)

7) 内水面漁業では、漁業権が付与され漁業権者(漁協、漁連)に魚種ごとに種苗の義務放流等が課せられている。今回の緊急事態宣言により遊漁料は減少し、種苗放流費用等の回収ができていない中、義務として種苗放流を行わざるを得ない。県が漁業権者に義務放流を課している以上、救済施策を早急に講じること。

(回答)

内水面漁業の第五種共同漁業の免許を受けた漁協等には、増殖義務が課せられており、神奈川県内水面漁場管理委員会が決定する目標増殖量に基づいて稚魚放流等の増殖が実施さ

れております。

新型コロナウイルスにより遊漁者が減少し、漁協等の経営状態が悪化したことで、これまでと同等の増殖を実施することが困難と認められる場合は、経営状態を考慮した目標増殖量を決定していただけるよう同委員会に説明してまいります。

(要望)

8) 大規模外洋養殖推進事業について、相模湾への大規模外洋養殖事業の誘致に向けて検討協議会が立ち上がっているが、地元の漁業者の操業や漁獲量、海域の安全に悪影響を及ぼすことのないよう、検討段階から地元漁業関係者を交えた協議を行うこと。

(回答)

協議会には県漁連、みうら漁協など漁業者も参画しており、地元漁業者側の意見も汲みながら検討を進めております。引き続き、地元漁業者との共存共栄を図ったうえでの事業誘致を目指してまいります。

《 5 》. 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生可能エネルギーの普及を [1]. 防災対策の強化

(要望)

(1) 地震・津波対策の強化と土砂災害や水害の防止について

1) 神奈川県耐震改修促進計画で掲げた耐震化率目標（住宅は2020年度に95%）の達成に向け、各市町村の状況を把握し連携を強めながら、県として主導的に取り組むこと。

情報共有に限らず、財政的な支援を強化するために、市町村地域防災強化事業費補助金を増額すること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助に資する取組や広域的な対応を図る取組に対して支援を実施しており、耐震診断・改修等の住宅揺れ対策事業についても、補助の対象としています。なお、補助対象の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

県と県内の全市町村では、連携して県内の建築物の耐震化を計画的に促進するため、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置し、県が会長となり各市町村の建築物の耐震化の状況や取組状況、所有者への支援制度などについて、定期的に情報共有や意見交換を行っています。

さらに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく建築物の耐震改修の促進に向けた取組が強化されたことに伴い、県では所有者や各市町村の要望を踏まえた財政的な支援や市町村と協働した所有者への働きかけを強化し取り組んでおり、引き続き各市町村と連携して建築物の耐震化の促進に取り組んでまいります。

(要望)

2) 民有地の危険なブロック塀の撤去や改善、戸建て住宅の耐震診断・耐震改修や一部屋耐震化への補助やマンションの耐震診断への補助が、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューとして制度化されているが、市町村と連携し、さらに促進を図ること。必要に応じて補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

(回答)

民有地の危険なブロック塀の撤去や改善については、県内の建築物の耐震化を計画的に促進していくことを目的に県と県内全市町村とで設置している「神奈川県建築物耐震化促進協議会」で、引き続き市町村と連携して進めてまいります。

「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、住宅の耐震診断・改修等の住宅揺れ対策事業やブロック塀の撤去や塀の新設を、補助対象としております。

なお、補助対象の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

(要望)

3) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS波浪計の設置と併せて、多種多様な沖合観測網の整備を進めるよう、引き続き国に働きかけること。

(回答)

GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実については、これまでも国に要望しており、今後継続的に行ってまいります。

一方、国は、沖合の津波観測網の整備を進めており、相模湾沖の3か所に設置された水圧計のデータを、気象庁の津波警報に活用しています。平成25年3月からは、GPS波浪計等の観測データに基づき、沿岸の観測よりも早く、沖合における津波の観測値と沿岸の推定値を発表することになり、今までよりも迅速、正確な情報が得られるようになっております。

(要望)

4) 2002年に指定された危険ながけ地約2,500カ所のうち、急傾斜地崩壊区域未指定箇所など安全性を確保できていない箇所が1,000件以上あり、県民のいのちを守るためには早急な対応と大幅な予算増額が求められる。特に、県単独事業の整備を促進するために国に対して補助を求めるとともに、県としても予算の拡充を図ること。

近年の暴風雨による災害に対応するためにも、土石流・地滑りの防止、急傾斜地対策など、土砂災害防止施設の整備を今まで以上に促進すること。

(回答)

県では、危険箇所等の周知を図る土砂災害警戒区域等の指定や、市町村と連携しながら、警戒避難体制の整備等を行うソフト対策と合わせ、施設整備を行うハード対策を進めてい

ます。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和2年2月に水防災戦略を策定し、中長期的な視点で取組を加速させるハード対策に土砂災害防止施設を位置づけ、重点的に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきたいと考えています。

また、急傾斜地崩壊対策事業について、高さ10m未満の比較的規模の小さな急傾斜地は、県単独事業により実施していますが、整備が進んでいないため、国に対して採択基準を緩和し交付金の対象となるよう機会あるごとに働きかけを行うとともに、**令和4年度当初予算において、県単独事業費を拡充して**取組を進めてまいります。

今後も、**砂防事業を含めた土砂災害対策について**、市町村には、地元調整などの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から、着実に施設整備を進めてまいります。

(要望)

5) 地震時に液状化被害が発生する恐れのある宅地等の対策を進めるために、計画を策定すること。また、液状化被害が発生する恐れのある土地の説明について、宅地建物取引業法の重要事項説明に規定するよう国に働きかけるとともに、土地の売買の際の説明事項とするよう、引き続き関係団体に働きかけること。

(回答)

県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行っています。

液状化被害が発生する恐れのある土地の説明については、宅地建物取引業法の「重要事項説明」には規定されておらず、説明義務がないところですが、機会をとらえて国にお伝えするとともに、県が関係団体と共催で実施する宅建業者への講習等を通じて、売買等の契約前の説明について理解を求めています。

また、液状化が発生する恐れがある土地に建築物を建てようとする場合に建築主等が液状化対策の参考となる「建築物の液状化対策マニュアル」を作成して情報提供と啓発をしています。

(要望)

6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を終えたが、今後指定区域での災害防止対策が重要となる。土砂災害特別警戒区域内の住宅建替等補助制度や住居移転に対する補助制度を新設すること。

(回答)

住宅の移転事業は、国の社会資本整備総合交付金交付要綱のとおり、原則、市町村事業で

あると認識しています。このため、県では、市町村に対し、国の住宅・建築物安全ストック形成事業における、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知等に努めているところです。

そこで、まずは、県内での事業の状況や他の市町村の状況の把握に努めてまいります。

(要望)

7) 津久井湖及び相模湖について、企業庁が管理する用地に対する湖岸崩落防止対策の予算を確保し、強化・促進すること。また、これらの事業を住民に周知すること。

(回答)

津久井湖及び相模湖の湖岸崩落防止対策については、崩落の状況、近隣への影響などを踏まえ、優先順位を定め、必要な対策を講じてまいります。

また、工事等の実施に当たっては、近隣住民の方々にしっかりと説明してまいります。

(要望)

8) 近年の台風や集中豪雨などによる河川の氾濫、溢水が多く発生しており、早急な河川改修や整備が求められている。

本県は「かながわ気候非常事態宣言」を行い「神奈川県水防災戦略」を策定したが、今まで以上に対策を強め、県が2010年に策定した新セイフティリバー計画を前倒しで進めるなど、早期の対応を図ること。

(回答)

県では、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に基づき、今後も、河川整備を推進してまいります。

また、都市河川の整備においては、大規模な洪水調節施設や鉄道橋の架け替えなどに多額の費用が必要となることから、今後も様々な機会をとらえ、本県の都市河川整備の重要性を強く国に訴え、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を活用しながら、十分な予算の確保に努めてまいります。

(要望)

9) 2015年4月に策定した「境川水系河川整備計画」は総事業費（県負担分）が約1,200億円と見込まれ、概ね30年間で実施するとされており、年間予算額の目安は40億円である。しかし、河川改修事業費が少ないことから、計画通りに事業が進むことは困難と想定される。

県単独の予算を拡充し30年間で整備が完了するよう、整備計画の着実な推進と前倒し実施を図ること。

(回答)

河川の整備には、多大な事業費と長い時間が必要であります。本県件の厳しい財政状況の中、河川整備を推進するため、国の予算を一層活用する必要があります。このため、引き続き、様々な機会を捉え、本県の河川整備の重要性を、強く訴え、国の「防災・減災、国

土強靱化のための５か年加速化対策」の財源を活用しながら十分な予算の確保に努め、河川の計画的な整備に取り組んでまいります。

（要望）

10) 2019年の台風19号により、県内でも水害による甚大な被害が発生した。河川内にある大木等により狭隘となり流れの妨げになっている箇所や、土砂が堆積して川底が浅くなっている箇所など、各河川の浚渫・整備を早急に行うこと。

（回答）

河川に堆積した土砂撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望いただいているため、重点的に取り組んでいます。

こうした堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に基づき、地元や市町村からの要望を踏まえ、重点的に実施していくこととしています。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

（要望）

11) 7月の熱海市での土砂災害を受け、県は国に対して建設発生土の処理に関する法整備を求めているが、県としても土砂条例の見直しが必要である。

土砂災害警戒区域など危険な土地周辺での盛り土の禁止や規制強化、運搬事業者への規制を含む事業者の責務と県などの責務を明記すること、立ち入り調査の強化など、二度と熱海市のような土砂災害の被害を起こさないように県の対策の強化を図ること。

（回答）

土砂災害警戒区域の上流域における盛土を、一律に禁止する考えはありませんが、7月の熱海市での土砂災害を踏まえ、急峻な地形において盛土を行う場合に、斜面の下流側も住民説明会の対象範囲とする、県土砂条例施行規則の見直しを行ってまいります。

国は、盛土の規制を強化する関連法案を令和4年の通常国会に提出する方針を示していることから、今後も国の動向をよく注視していくとともに、法整備後に、条例の必要な改正に速やかに取りかけられるよう、市町村や近隣都県とも情報交換しながら、必要な準備を進め、県民の安全・安心を確保してまいります。

（要望）

（２）防災体制の確立と住民の避難について

1) 市町村の常備消防や消防団体制の強化に向け、県として支援を強めること。市町村地域防災力強化事業費補助金については市町村の取り組み状況を把握し、補助率の引き上げ、補助上限額の引き上げを図ること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、県内消防広域応援に必要な消防の設備や消防団の充実強化を図る取組について、重点事業に位置付け、強力な支援を実施しています。

なお、補助対象の拡充等については、市町村の取組を十分支援できるよう、引き続き検討してまいります。

(要望)

2) 県内市町村の消防力について、消防力基準を満たしているか調査をすること。消防力基準に達していない市町村への支援の充実を図ること。

(回答)

消防力については、消防庁が定期的に調査を行っており、直近では令和元年度に実施しています。県内市町村の消防力についてはこの調査により把握することが可能となっています。

なお、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、県内消防広域応援に必要な消防の設備の充実強化を図る取組について、重点事業に位置付け、強力な支援を実施しています。

(要望)

3) 下水道事業において、下水処理施設の耐震化とともに津波対策、河川の氾濫、高潮対策などの対策を促進すること。

(回答)

県が管理する下水道施設では、大規模地震時などの災害時や河川の氾濫や高潮などによる浸水時でも処理場の機能を継続するため、施設の耐震化、津波対策や浸水防止対策を計画的に進めています。

(要望)

4) 寒川浄水場について、集中豪雨により城山ダムの放流などで、相模川の氾濫が懸念される。河川氾濫時の取水堰や浄水場の防災対応を図ること。

(回答)

寒川浄水場については、令和2年度に外周フェンス基礎の嵩上げ等により「敷地内への浸水対策」を行っております。また、令和3年度に取水堰ゲートの非常用開閉装置の更新を行い、令和4年度からは主要施設の開口部を防水ドアに変更するなどの対策により「主要設備の機能維持対策」を行ってまいります。

(要望)

5) 水道管の耐震化を促進するため、水道管の交換に対する国の補助金要件を緩和するよう

国に求めること。

(回答)

企業庁では、毎年、日本水道協会を通じて国に対して生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準を緩和するとともに、交付金制度を拡充し、水道管の耐震化も含めて各施設整備等に広く交付するように要望をしているところです。

今後も、国への要望を継続的に行ってまいります。

(要望)

6) 災害避難所の不足について市町村ごとに把握し、市町村と一緒に早急に避難所の指定拡大に取り組むこと。また、避難所の設置場所についても見直しを行い、一時的な避難所、長期的避難所の設置についてホテルや旅館を避難所とするなど、避難所のあり方を見直すこと。

(回答)

県は、災害対策基本法に基づく指定避難所の指定を働きかけるとともに、市町村における指定避難所の指定拡大に協力しています。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策の一環として、より多くの避難所の確保を必要とする市町村を支援するため、令和2年7月に神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と組合員の宿泊施設を対象とする「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結するとともに、市町村による避難先宿泊施設の借上費用などについて必要な財源措置を講ずるよう、令和3年6月に国に求めています。

(要望)

7) 災害時に一般の避難所で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所を、すべての自治体で小学校区に一つは指定すること。さらに、広域的な応援体制の確立や介護ボランティア養成などに、市町村と連携し県が主導的に取り組むこと。

(回答)

福祉避難所の指定については、地域の社会資源や要配慮者の状況等により市町村が指定するものですが、県としては、まずは、要配慮者の避難場所を確保するとともに、福祉避難所の指定が進むよう、市町村に働きかけてまいります。

(要望)

8) 避難所の運営については、ジェンダー平等の視点で見直しを行うこと。また、避難所運営に女性が入るようにすること。

(回答)

市町村が避難所マニュアルを作成する際の指針として定めた「避難所マニュアル策定指針」では、避難所運営組織において、女性や要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・

児童等)、外国人など、多様な主体が運営に参加することにより、多様な立場の意見を避難所運営に反映させることを求めています。

また、地方公共団体が災害対応の際に取り組むべき事項がまとめられたガイドライン「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府作成)等を、引き続き市町村に対し周知してまいります。

[2]. 県営住宅など公共住宅の住環境改善、住宅政策の充実に向けて
(要望)

(1) 県営住宅の建設と修繕等について

1) 健康団地推進計画により、28 団地 7,000 戸の県営住宅の建て替えが 10 年間で行われることになったが、建て替えについては丁寧に住民に説明し、家賃が上がる場合には従前の水準負担になるように県独自の減免制度をつくること。また、建て替えについて、PFI 事業で進めることをやめること。

(回答)

家賃は、世帯収入や床面積、経過年数、設備などで決まるため、建て替えた場合、経過年数が新しくなり設備も追加されることから家賃が上がります。このため、県では、神奈川県県営住宅条例施行規則において、5 年間は家賃を減額し、その間に家賃の差額を 6 分の 1 ずつ上げていく緩和措置を行っています。

また、新住宅に入居せずに他の団地へ住み替えることも可能ですので、入居者に家賃や間取り、地域などの希望を聞きながら、丁寧に説明してまいります。県営住宅の建替え手法については、民間のノウハウ活用や建替えのスピードアップ等のため、これまでの県直営建設方式だけでなく、PFI も導入してまいります。

(要望)

2) 県営住宅建て替え時の余剰地の活用については、売り払いではなく、県営住宅を増やすことや福祉施設への貸し出しなど、県民要望に基づいた活用を図ること。

(回答)

敷地の高度利用や団地の集約化により創出された余剰地については、地元のまちづくりとの連携を確認した上で、地域ニーズに応じて、地域包括支援センターや社会福祉施設、子育て支援施設等の誘致や民間への売却を進めます。

(要望)

3) 空き家を募集に出すために必要なリフォームが進まない現状がある。必要なリフォーム予算を十分に確保すること。

(回答)

空き家の募集を十分行うため、必要な予算を措置しています。

(要望)

4) 県営住宅の街路灯や階段灯などについて、省エネを推進するために更新時に限らず早急にLEDに変更すること。現状の外灯とLEDに更新した場合の電気量や料金の比較検討を行うこと。

(回答)

最近の建替団地については、外灯の仕様をLEDとしています。既存の団地については、外灯を更新する際に、LEDとしてまいります。

(要望)

5) 借上げ型県営住宅の契約切れについては、転居費の補助を行うなど、支援を強化すること。転居を支援する人がいないなどで転居が困難な高齢者や障がい者が入居している場合や希望する人には、県営住宅としての継続も含めて対応すること。

(回答)

入居者には、概ね返還2年前から満了通知にて周知し、6か月前に意向に基づく移転先希望リストを送付するなど、丁寧な説明に努めています。また、近隣の県営住宅を移転先として確保し御案内しています。

転居が困難な入居者に対しては、各市町村の社会福祉協議会が低所得世帯向けに移転費用の融資を実施しているので、その窓口を案内するなど、入居者に寄り添った対応に努めてまいります。

(要望)

(2) 住宅政策の充実について

1) 神奈川県として、民間賃貸住宅を対象とする「所得に応じた家賃補助制度」をつくること。

(回答)

県では、平成31年3月に策定した「県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅が持続的に住宅セーフティネットの中核としての役割が果たせるよう、今後も現状の4万5千戸を維持していくこととしており、これを補完するものとして民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度を位置付けています。

「新たな住宅セーフティネット制度」にかかる家賃補助等の補助制度の導入にあたっては、市町村や関係団体、家主などの意向、登録住宅戸数、費用対効果を見極めながら検討してまいります。

(要望)

2) 生活に困窮する高齢者、子育て世帯、若者への家賃補助や入居支援など、支援策を講じ

ること。

(回答)

県では、平成 31 年 3 月に策定した「県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅が持続的に住宅セーフティネットの中核としての役割が果たせるよう、今後も現状の 4 万 5 千戸を維持していくこととしており、これを補完するものとして民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度を位置付けています。

「新たな住宅セーフティネット制度」にかかる家賃補助等の補助制度の導入にあたっては、市町村や関係団体、家主などの意向、登録住宅戸数、費用対効果を見極めながら検討してまいります。

また、同制度に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援を行う団体等を「居住支援法人」として指定し、支援を行ってまいります。

(要望)

(3) 福島原発被災者への住宅支援について

1) 県内に避難している福島原発被災者に対し、国に長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、県営住宅に入居している世帯への家賃減免を行い、その財源を東京電力に請求すること。

(回答)

国に対しては、機会をとらえて御要望の趣旨を伝えてまいります。また、福島県と連携し、住宅支援を含めた被災者支援に取り組んでいます。

県営住宅の減免制度については、入居者の収入に応じて決められた家賃について、病気や失職等により収入が著しく低額であることなど特別な事情がある場合に、さらに家賃を引き下げるもので、この特別な事情を入居者ごとに個別具体的に判断する必要があるため、入居者の申し出により手続きを行っています。

(要望)

2) 福島からの自主避難者の状況を把握し、避難区域に限らず、応急仮設住宅の入居を希望する人には入居できるよう、必要な対策を講じること。

(回答)

これまでに、自主避難者の方に対し、福島県の家賃補助制度に協調する形で、家賃補助を実施しました。

避難指示解除後、応急仮設住宅の供与期間が終了する世帯については、貸主に対し継続入居を希望する場合の配慮を求める通知をしています。

なお、福島県から応急仮設住宅の供与期間の延長の依頼があった地域からの避難者については、依頼に基づき 1 年間の延長を行っています。

(要望)

3) 災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県営住宅に入居している被災者について、国が応急仮設住宅の提供終了を決定したときは、被災者が希望し公営住宅の入居収入基準を充たす場合は、公募によらずに当該県営住宅への継続入居を認めること。

(回答)

県営住宅の入居者の募集は、公募によることが原則とされており、継続入居を認めることはできません。被災者個々の状況に合わせた丁寧な対応に努めてまいります。

[3]. 水道事業の改善について

(要望)

1) 水道事業を安定化するために、神奈川県広域水道企業団からの受水費の削減などの見直しを行うとともに、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに県がイニシアチブを発揮すること。

(回答)

将来にわたり継続して安定的に水を供給するために、今後も神奈川県内広域水道企業団を含めた県内の各水道事業者と連携・協力してまいります。

(要望)

2) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は、中止すること。また、かながわ方式による水ビジネスの推進をやめること。特に「企業庁と民間企業等で培った新たなビジネスモデルを県内、国内に広げ、海外展開へとつなげていく」という方針は、水道事業の民営化の受け皿づくりであり、民営化を促進するものであるため、直ちに改めること。

(回答)

箱根地区水道事業包括委託は、今後も契約に基づき適正に事業を行ってまいります。

「かながわ方式」による公民連携モデルの構築は、中小水道事業者の課題解決の一手法を確立するとともに、民間企業に水道事業運営の実績を積む機会を提供し、国内外への事業展開を支援することで県内経済の活性化につなげるという方針で実施しているものであり、水道事業の民営化の受け皿づくりをするものではありません。今後も当該方針の下、事業に取り組んでまいります。

(要望)

3) 県営水道料金の減免制度について、保育所、生活保護世帯に対する減免制度を復活すること。また、障がい者就労施設・障がい者グループホーム等への減免率を無償とすること。

(回答)

水道料金の減免制度については、県内の他水道事業者において見直しが進み、事業者間での水道料金減免の実施に差異が生じていることなどを踏まえ、負担の公平性の観点から、平

成 27 年 4 月に見直したものです。

障がい者就労施設では、減免の廃止が工賃の減に直接繋がること、また、障がい者グループホーム等では、利用者が個人減免の対象である在宅障がい者の方と同様であることを考慮して、その他の民間社会福祉施設と分けし、減免率は 20%を維持しております。

なお、減免率を無償としたことはありません。

(要望)

4) 座間市と県企業庁との間で締結した 1978 年 10 月 12 日の配分水量に関する「基本協定書」、1993 年の分水に関する「契約書」によって、座間市は自前で安価な地下水ではなく、高い水を買わざるを得ない状況になっている。見直しを行うこと。

(回答)

当該協定等は、座間市が給水に必要な水量を確保するために締結したものであり、現時点で、県企業庁として見直しを行う考えはありません。

(要望)

5) 県西地域の 2 市 8 町における水道事業の広域化等は断念し、県が各市町村の水道事業の課題解決に向け、人的にも財政的にも積極的に支援し、各市町村の要望に応えること。

(回答)

現在、県西地域においては、「施設の共同利用」や「業務の共同化」など様々な広域連携のシミュレーションを行い、効果や実現可能性などを検証しています。

今後、個々の事業者にふさわしい連携のあり方等を提案していきます。また、技術者が不足している事業者については、個別に技術面、経営面でのきめ細かい助言を行うなど、水道の基盤強化の支援も行うことで、次世代につなぐ水道づくりを着実に進めてまいります。

(要望)

6) 企業庁・公営企業資金等運用事業について、子育てや介護等の施設整備への政令指定都市も含めた拡充を図るなど、対象事業を見直し県民福祉の向上に役立てること。

(回答)

公営企業資金等運用事業のうち地域振興施設等整備事業については、市町村からの要請に基づき施設を整備することにより、地域経済の活性化、県民福祉の向上を図ることを目的としておりますので、対象施設については、市町村の声を聞きながら、検討を行ってまいります。

なお、企業庁の限りある財源を有効に活用するため、政令市については、ダム等の企業庁基幹施設が所在する相模原市緑区を除き対象から除外しております。

(要望)

7) 「これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討会」のまとめが出されたが、この内容は、各水道事業者の施設を廃止し、広域水道企業団への依存度を高めるものとなっている。しかし、企業団の事業運営は県民の要望やチェックがしにくくなる欠点がある。今後の水道システムの見直しには各水道事業者の自主性を高める計画とし、住民の意見が反映しやすい運営体制を確保すること。

(回答)

「水道システムの再構築」は、更新時期を迎える老朽化した各水道事業者の施設を廃止し、企業団の浄水場の施設を活用するなど、5事業者全体で効率的に施設整備するものです。その事業運営に当たっては、ご指摘の主旨も踏まえて検討してまいります。

(要望)

8) 地域の実情に合わせた水道事業を進めるためには、地域の水はできるだけその地域で水を確保するとともに、水利権を手放すことはやめること。災害時の対応としても分散型の水源確保、浄水場の確保が必要である。

(回答)

「水道システムの再構築」は、将来の需要に見合った施設規模として、施設の大胆なダウンサイジングを行うとともに、水源も上流からの取水を優先して利用することで、エネルギー消費の削減と停電による断水リスクを回避することを目指しており、効率的な面だけでなくリスク管理の面からも実現に向けて取組みを進めてまいります。

(要望)

9) 水道料金の見直しについては、宮ヶ瀬ダムの建設に係る水道施設の増設など、これまでの過剰な施設整備が事業に対するマイナス要因であることを明らかにした上で、水道利用者の負担とならないように取り組むこと。特に生活にかかる水道については、料金の値上げにならないように検討すること。

(回答)

新たに設置する「神奈川県営水道事業審議会」において、今後の料金体系・料金水準について議論してまいります。

[4]. 環境対策の強化について

(要望)

(1) アスベスト対策の強化について

1) 県営住宅に住んでいた方が、アスベストが原因による中皮腫と診断され亡くなった。アスベストを使用した県営住宅にお住まいの方たちへの健康調査などを、県が責任を持って行うこと。また、定期的にアスベスト封じ込めをしている住宅の点検・補修を行うこと。

(回答)

県では、平成 28 年 12 月以降、全戸配布の情報誌や入居者募集のしおりにアスベスト使用の情報を掲載し、周知しています。さらに、元入居者にも情報が届くよう、記者発表や県ホームページで情報提供するとともに、健康診断の問合せには、相談窓口でアスベスト診療機関を紹介しています。

なお、アスベスト封じ込めをしている住宅については、定期的な点検を行い、損傷があった場合には、速やかに補修工事を実施しています。

(要望)

2) 「生活環境の保全等に関する条例」にアスベストの指導指針を規定することとなるが、アスベストを使用した建物の解体が今後増加するため、人員を増やし使用状況の調査、パトロールの強化、罰則の規定などで不適切な工事が行われないよう改善指導を強化すること。

(回答)

アスベストの除去作業等に係る必要な指導等を実施するため、「生活環境の保全等に関する条例」を改正し、石綿の飛散・ばく露防止対策をより確実にするための規定を設けました。

建設リサイクル法の届出を行う者に、石綿含有材の有無の確認を行うとともに、解体工事現場への立入検査を行うなど、今後も、石綿含有材の分別の徹底に取り組みます。

(要望)

3) レベル 3 のアスベスト建材が大気汚染防止法の規制対象となり、事前調査の都道府県への報告が義務づけられた。しかし、作業内容の届け出義務がなく、飛散防止対策も不十分な内容となっている。

県の条例において、作業内容の届け出や飛散防止対策をレベル 1、2 と同様の規制ができるようにすること。

(回答)

レベル 3 の建材の除去等作業については、大気汚染防止法に新たな作業基準が規定されており、県として追加の規制を行う考えはありません。

(要望)

4) 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行された。法の趣旨を踏まえ、県として推進体制を整備し、県計画を策定すること。

(回答)

法の趣旨や国の基本計画等を踏まえ、県計画の策定について検討してまいります。

(要望)

5) アスベスト含有建物の解体工事費用は多額になる。そのため、国に解体工事に関わる補助金の創設など、支援の強化を求めること。また、さらなるアスベスト対策の強化を国に求

めること。

(回答)

アスベスト含有建物の解体工事に関わる補助金などの支援強化については、引き続き全国知事会を通じて国に要望してまいります。

(要望)

6) 全国で行われているアスベスト訴訟において、原告の主張がほぼ認められ、国として救済制度をつくることとなった。健康被害を受けた方の対象範囲を広げるよう、国に求めること。

(回答)

アスベストによる健康被害を受けた方の救済については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、医療費等の給付が行われております。

県では、国の責任において被害者救済制度を充実するよう、引き続き全国知事会を通じて要望してまいります。

御要望いただきました「建設アスベスト給付金制度」に関する御意見は、他県の動向等も参考にしながら、機会をとらえて国に伝えてまいります。

(要望)

(2) かながわ気候非常事態宣言の具体化について

1) 環境省は 2030 年度までに温室効果ガスの排出を、13 年度比で 46%減らす目標を示した。県は国に先駆けて 2050 年に脱炭素社会を実現すると打ち出し、今般、2030 年までの温室効果ガスの削減目標を、2013 年比で現行 27%から国と同じ 46%に削減するとの考え方を示した。

県の「地球温暖化対策計画」の全面的な見直しは、令和 5 年度以降に行うとのことだが、時間のゆとりはない。可能な限り早期に全面的に見直しすることとともに、CO₂の削減目標を日本より高く掲げている世界の先進国に連動し、本県においても、削減目標を高く設定すること。予算を大幅に増額するとともに、それらを着実に進める具体的な年次計画を立てて取組を進めること。

(回答)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正に伴い、「神奈川県地球温暖化対策計画」に再生可能エネルギーの利用促進等に関する施策目標の追加が義務付けられましたので、令和 4 年度予算において、その目標策定に必要となる、県内の再エネポテンシャル等に関する調査を実施するため、所要の措置を講ずることといたしました。

なお、令和 5 年度以降を目途に行う計画の全面改定では、各種統計やデータ等も踏まえ、改めて削減目標等についても検討してまいります。

(要望)

2) 経済産業省が提示した「第6次エネルギー基本計画」の素案は、2030年度の電源構成の目標として、原発は従来の20～22%のままである。また、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力は19%とし、依然として原発、石炭火力に固執する姿勢を示した。国連がCO₂を大量に排出する石炭火力の計画的な撤退を強く要請し、すでにフランス2022年、イギリスは2024年、イタリア2025年に撤退年限を表明し、アメリカは2035年までに「電力部門のCO₂排出ゼロ」を表明している。

県弁護士会からも世界の環境団体からも批判が寄せられ、健康被害、環境汚染を懸念する地元住民による訴訟も起きている。国に先駆けて2050年脱炭素を掲げた本県として、国に対し計画的な撤退を求めるとともに、横須賀に建設中の2基の石炭火力発電所の建設を中止するよう県から強く働きかけること。

(回答)

国の第6次エネルギー基本計画では、当面、石炭火力発電を一定の割合で活用するとしていますが、一方で、再生可能エネルギーの主力電源化や水素社会の実現も掲げています。

県としても、安定的な電力確保のために、当面、石炭火力発電を一定の割合で活用することは、やむを得ないと考えております。

なお、県では、2050年脱炭素社会の実現に向けて、石炭火力発電の在り方等を含め、具体的な道筋や取組内容等を示すよう国に働きかけを行っており、引き続き国の動向を注視してまいります。

横須賀火力発電所の新1・2号機建設計画については、環境影響評価準備書において、事業者が責任を自覚し、石炭を選択した理由について、地域住民等の理解を得られるよう真摯に説明すること、天然ガス等との比較を適切に行い、その結果に応じた環境保全措置を的確に示すことを、知事意見として経済産業大臣に提出しました。

このように、知事としての意見は、環境影響評価法の規定に基づき表明したところであり、環境影響評価の手続は既に終了しておりますが、今もその考えに変わりありません。

横須賀火力発電所の建設の可否については、国において判断するべきものと考えています。

(要望)

3) 地球温暖化対策計画の全面見直しの際には、2030年の電源構成を再生可能エネルギーで賄う割合の目標を32%～36%と設定しているが、50%の目標に高めること。また、本県のポテンシャルが高い太陽光発電の整備、利用の一層の促進とともに、全県有施設、公共事業、自治体業務において、自治体の役割として再生可能エネルギーの100%化を2030年度までに達成すること。

(回答)

電源構成は国が定めるものですので、県の地球温暖化対策計画で目標を定めるものでは

ありませんが、電源構成の目標値等を参考にしながら、再生可能エネルギーの導入拡大に努めてまいります。

県では、「再エネ 100 宣言 R E A c t i o n」に参加し、全県有施設における再生可能エネルギー電力の利用を目指しており、今後も利用施設の拡大に取り組んでまいります。

(要望)

4) 北海道胆振東部地震が起き、2019 年の東日本台風時には千葉県千葉市で大規模停電が起きた。災害時の大規模停電を未然に防ぐために、災害時のエネルギー確保は大切な課題である。県は、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合について、2030 年度に 45%を目指すとしている。災害時に避難所となる小中学校、高校、県立特別支援学校、県民利用施設の未設置の場所へ、太陽光発電と蓄電池の設置を早急に進めること。

また、官公庁、学校など公共建築の新築や建て替え時において、太陽光パネルで消費エネルギーが賄える「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」を実現すること。

(回答)

県では、地域において自立的なエネルギーの需給調整を図る分散型エネルギーシステムの構築を目指すことを基本理念とした「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、県有施設を整備する際の「基本方針」を定めており、県有施設の新築や建て替えの際には、太陽光発電設備を設置することに加え、原則として、国の補助を活用して Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を導入することとしております。

また、地域防災拠点施設等となる庁舎や高校などへは、国の補助金なども活用して太陽光発電設備及び蓄電池の設置を進めてきたほか、市町村施設や民間施設に対して補助金を交付し、設置を促進してきました。

そのほか、避難所は市町村が指定・開設するものであることから、その運営のため必要な設備については、市町村が、実情に応じて整備を進めており、県ではその整備に対して補助を行っております。

今後も、こうした取組により、設置を促進してまいります。

(要望)

5) 家庭での省エネルギー化を進めるため、家庭でできる省エネルギー対策の紹介や周知をするなど、わかりやすい広報に努めること。また、太陽光パネルや蓄電池等の導入支援の予算を抜本的に増額するなど、家庭の省エネルギー対策の新たな施策を講じること。

(回答)

家庭の省エネルギー対策については、「マイエコ 10（てん）宣言」の実施を県民等に呼びかけてきたほか、自分でできる省エネリフォーム「省エネ D I Y」の普及啓発や、さらに本格的なリフォームを紹介する「住宅の省エネリフォーム事例集」を作成し、周知を行ってまいりました。令和 4 年度当初予算においては、家庭における省エネを推進するため、これま

で作成した各種リーフレットや事例集等を集約した「家庭向けの省エネガイドブック」を作成し、家電量販店やホームセンター等と連携した普及啓発等を行っていくことといたしました。

また、住宅への太陽光発電及び蓄電池の導入支援については、初期費用の負担を軽減させる「共同購入事業」や、初期費用ゼロで設置できる「0円ソーラー」などに取り組んでおります。このうち「共同購入事業」は、令和元年度に本県が全国初の取組として実施した事業で、購入希望者を募り、一括して発注することで、スケールメリットを活かし、市場価格よりも安い費用で購入できるようにするものであり、補助金などの行政コストをかけずに価格低減を促すものです。厳しい財政状況も踏まえ、工夫をこらし、引き続きこうした予算をかけずに実施できる事業にも取り組みながら、導入支援に努めてまいります。

今後も、より効果的な方法を検討しながら、普及啓発に取り組んでまいります。

(要望)

6) 産業部門のCO₂排出量の一番多く占めるのが産業部門(35%)だが、そのうち、製造業が95%占める。その内容は、鉄鋼・非鉄・金属製品業、化学工業、機械製造業である。

県は「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、一定規模以上の大規模事業者に対し、削減目標や対策など計画書の提出を義務づけ公表しているが、それらをイギリスなどのように、政府が大規模事業所と「協定」を結び、産業部門でのCO₂削減に政府も責任を負うことを示すよう、国に進言すること。

埼玉県や山梨県で、広大な土地に大量の残土を持ち込み、膨大な数のソーラーパネルを設置する計画がある。県ではそうした計画がないのか。あれば明らかにしていただきたい

(回答)

本県では、事業者の自主的な地球温暖化対策の促進等を図るため、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業活動を行う事業者(特定大規模事業者)に対して、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を公表する「事業活動温暖化対策計画書制度」を運用しています。

政府と大規模事業所との協定締結に向けた国への進言については、実施する予定はありませんが、本県として今後も、同計画書制度の運用を継続し、事業者の自主的な対策を促進してまいります。

また、一定規模以上の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う場合は、ソーラーパネルを設置するためであるか否かにかかわらず、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に基づく許可が必要となりますが、現時点では、当該許可を要する設置計画については把握しておりません。

(要望)

7)「マイエコ10宣言」の普及が教育現場では進んでいるが、企業、NPO・団体、自治体

にはまだまだ協力を依頼する余地がある。

協力企業や団体を県の広報紙で紹介するなど、普及に努めること。また、そのために省エネ家電切り替えのインセンティブのため、ポイント還元の仕組みを企業に働きかけるなど、具体策を検討すること。

(回答)

「マイエコ 10 (てん) 宣言」は、企業、NPO 団体、自治体等、100 を超える団体で構成する、「かながわ地球環境保全推進会議」の構成団体と協力して普及啓発に努めており、今後同推進会議等と連携して普及拡大を進めてまいります。

また、省エネ家電買替については、古い家電を高効率な家電に買い替えると抽選で賞品が当たる家電買替キャンペーンを、九都県市、家電量販店等と連携して実施しております。

今後も、より効果的な方法を検討しながら、普及啓発に取り組んでまいります。

(要望)

8) スマートエネルギー計画で、ソーラーシェアリングを3年間で100件を目標としたことは重要である。達成のためには農業者と農業団体の理解が必要であり、セミナーの回数を増やす、F I T に依らない取り組み事例を研究する等、先進的に取り組んでいる県内の団体と連携した取り組みを進めること。

(回答)

ソーラーシェアリングについて、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県では、原則、イベント等を中止しており、セミナーの開催は困難ですが、令和2年度、平時は固定価格買取制度(F I T)による売電を行わない自家消費を基本とし、停電時は地域住民の方へ電力を供給するなど、防災拠点としての機能も備えたソーラーシェアリングが、県内で導入されたことから、導入した事業者に協力いただき、こうした事例を県のホームページ等で紹介し、普及に努めています。

また、平成30年度から令和2年度の3ヶ年で、農地の集積を図るため、農地所有者に農地の活用についてのアンケートによる意向調査を行っております。このアンケートの中に、ソーラーシェアリングに関する質問項目を設け、農地所有者にソーラーシェアリングを周知するとともに、興味や導入の意向があると回答した方についての情報は、関係機関で共有しております。

(要望)

(3) プラごみゼロをめざして

1) 「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置づけた「地球温暖化対策推進法の一部改正」が5月に成立し、また、プラスチックゴミの削減とリサイクルの促進を目的とする「プラスチック資源循環促進法」が6月に成立した。

本県の二酸化炭素の排出量は2013年度比で12.5%減っているものの、廃棄物部門からの

排出量は、一般廃棄物中のプラスチックの比率が増加したことにより 11.2%増加している。また、プラスチックゴミの焼却量は 2013 年度比で約 4%減少しているものの、可燃ゴミの中のプラスチックの混入率は増加しており、トータルでプラスチックの焼却量は増加したと推定される状況である。また、プラ製品による海洋汚染など、プラスチックによる地球環境への深刻なダメージが次々と明らかになっている。

県は 2018 年に「神奈川プラごみゼロ宣言」を発表。2020 年 3 月に「神奈川プラごみ宣言ゼロアクションプログラム」を策定し、「ワンウェイプラの削減」「プラごみの再生利用の推進」「クリーン活動の推進」の推進方策を進めている。しかし、これらの活動だけでは県の削減目標とする 46%達成は到底困難である。

県は国のガイドラインを待って、地球温暖化計画の見直しと地球温暖化対策推進条例の改正を行うこととしている。製造者責任を明確に位置づけ、プラスチック製品の生産総量を大幅に減らし、すぐに削減できないものは再利用するなど、確実に循環利用させていく仕組みを盛り込むこと。

(回答)

プラスチック資源循環促進法は、海洋プラスチックごみ問題のみならず、気候変動問題等も契機に策定された法律であり、プラスチックの使用量の削減や再利用、再生利用を容易にするための取組をプラスチック製品の製造者に求めています。

本県も、プラごみゼロ宣言アクションプログラムに沿って、まずワンウェイプラの削減を推進し、発生してしまったプラスチックゴミについても再生利用を進めていくほか、国の施策に準じて必要な措置を講じていきます。

(要望)

2)「マイエコ 10 宣言」に賛同する企業の数拡大に努めるとともに、企業の自発性に依存するだけではなく、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減の観点から、自動販売機やコンビニエンスストアの 24 時間営業、深夜の過剰なライトアップなどに対する指導と規制を強めること。

(回答)

プラごみゼロをめざして、引き続き「マイエコ 10 (てん) 宣言」などにより、事業者へプラごみ削減をはじめとする環境行動に関する取組の輪を広げてまいります。

また、県では、「私たちの環境行動宣言かながわエコ 10 (てん) トライ」に環境に配慮した行動をとりまとめ、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組等を推進するとともに、事業者や市町村等と連携した普及啓発に取り組むなど、地球温暖化の防止に配慮した事業活動を促進しています。今後も、こうした取組を引き続き推進してまいります。

(要望)

3) 藤沢市と協調して設置し、現在は藤沢市単独の運営となっている境川の除塵機運営補助

制度を設けること。上流のごみ処理まで藤沢市が全額負担すると合意していたのか、疑問である。上流市を交えて開催していた協議会を再開し、県主導で費用負担を見直すこと。

(回答)

護岸工事は県、除塵機設置・維持管理は市の負担とする、という当初の県市の協調事業の考え方にに基づき、除塵機の設置・維持管理は、地元市で対応していただくものと整理しております。

また、本県から上流市への働きかけについても行う予定はありません。

(要望)

4)「プラごみゼロ宣言」に取り組む自治体として、プラスチックの製造を少なくするために規制を図るよう、国に求めること。

再商品化は一度プラ製品を製造してしまった後の取り組みに過ぎないので、不十分である。また、再生可能なプラ代替素材に切り替える企業を表彰するなど、県として生産側の取り組みを後押しする仕組みをつくること。プラごみ削減の数値目標を設定すること。

(回答)

循環型社会形成推進基本法では事業者には拡大生産者責任の責務があり、また容器包装リサイクル法では、家庭から出るプラスチック製容器について、その製造事業者には再商品化の法定義務があります。このため、国に対してプラスチック製造に関する規制を要望することは考えておりません。

企業等への支援については、プラごみ削減に積極的に取り組む企業等を県が表彰し、PRしてまいります。

プラごみの削減量については、正確に把握することが困難であるため、数値目標を設定することは考えておりません。

(要望)

5) プラごみゼロ宣言の取り組みを促進するために、県庁内でのプラごみを減らすための取り組みを行うこと。例えば、給水器を設置し、県庁内での自販機にはペットボトルを削減していくなど、具体的な対応を図ること。

企業側のペットボトルの生産を黙認し、再利用だけを促進するのは施策として不十分である。プラ製品を扱わないという県の意思を示すことは重要である。

(回答)

県庁内でのプラごみを減らす取組として、職員に対しマイバッグ、マイボトル等の利用の呼びかけを行い、ワンウェイプラの削減を推進してまいります。

(要望)

6) 県は、県内を12ブロックに分けることとし、2022年度から12年間における「ゴミ処

理広域化・集約化計画」を策定するとしている。「循環型社会形成推進交付金」を活用して、広域化と集約化を図るとしているが、一定以上の熱回収や発電の効率を持つことが求められる高効率発電を導入するものである。

燃やすゴミが大量に必要なのではと危惧する。焼却を確実に減らすことを明確に位置づけるとともに、ゴミの発生抑制、再使用、再生利用の３Ｒの取り組みを最優先にすること。また、ゴミの量や質、分別方法や分別の考え方などがそれぞれの自治体によって違うので、市町村の意見や要望をしっかりと聞くこと。大規模な施設整備で市町村に課題な財政負担が生じないようにすること。

(回答)

本県の「循環型社会づくり計画」では、焼却等を抑制するための３Ｒを一層推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進することを施策の基本的な方向に掲げ、一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進に取り組むこととしており、新たな「ごみ処理広域化・集約化計画」の策定後も、その方向性が変わるものではありません。

また、ごみ処理広域化・集約化の推進は、広域化ブロック単位でブロックを構成する市町村の相互の連携・協力のもと策定する「ごみ処理広域化実施計画」に基づき進められます。県は、各ブロックの調整会議にメンバーとして参加し、技術的支援や情報提供を行うこと等を通じて、その円滑な推進を図るとともに、施設整備における国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充について、市町村の意見等をもとに、国に働きかけを行ってまいります。

(要望)

(４) 神奈川の自然保護について

１) 里山や斜面緑地などの開発を抑制するため、緑地の公有化や開発に関する指導指針の改定を行うなど、神奈川の貴重な自然を守ること。

また、現行の都市計画法の開発許可制度は良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることが目的というものであって、里山や緑地保全の観点がない。自然保護の観点から、一定の制限を伴った開発許可制度とするよう、法整備を国に働きかけること。

(回答)

緑地の公有化については、地域制緑地の指定や買入れ等により、市町と連携した緑地保全に努めてまいります。開発に関する指導にあたっては、生物多様性に配慮した緑地の確保ができるよう緑化基準等の内容を検討してまいります。

なお、都市計画法は、都市の健全な発展、国土の均衡ある発展及び公共の福祉の増進が目的であり、区域、地区を定めるなど都市計画を策定し、その中で、開発許可制度は市街化区域、市街化調整区域の制度を担保するものです。そのため、開発許可制度は、良好な宅地水準の確保及び立地の適正化を図ることを目的としていることから、里山などの自然環境を保全することは困難であります。

(要望)

2) 近年の降雨量の増加を勘案し、林地開発許可基準を見直すこと。

(回答)

当県の林地開発許可基準は、国が検証し有識者による検討会を経て定められた審査基準を準用しており、県も適正であると判断していることから、見直すことは考えておりません。

[5]. まちづくり

(要望)

(1) 不要不急の大型公共事業の中止について

1) 住民合意のないツインシティ計画（寒川～平塚市域）はやめること。

(回答)

ツインシティのまちづくりについて、平塚市側では、地域住民の合意の下、平成 27 年 8 月に土地区画整理組合が設立され、事業に着手しています。

また、寒川町側でもまちづくりに向けた地元との調整が進められるなど取組が進められています。今後ともツインシティの実現に取り組んでまいります。

(要望)

2) J R 東海道線の大船～藤沢間で検討されている「村岡新駅」と周辺のまちづくり計画は、藤沢、鎌倉両市の負担も多く住民合意もない。特に、鎌倉市深沢地域はスーパーシティ構想を想定しており、監視社会につながる懸念と課題があることから中止すること。

(回答)

藤沢市村岡、鎌倉市深沢のまちづくりと新駅設置は、持続可能な県土づくりに有意義な取組であり、県は、藤沢市、鎌倉市と連携しながら、取り組んでまいります。

なお、スーパーシティ構想については、国が、政省令によりデータの安全管理基準を設けるなど必要な措置を講じており、個人情報保護等についても、必要な対策が取られていくものと認識しています。

(要望)

3) リニア中央新幹線について、以下の施策を講じること。

①リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。

(回答)

リニア中央新幹線については、国の交通政策審議会等において、様々な観点から審議がされた結果、国が妥当と認め、J R 東海に工事実施計画を認可したものと承知しています。

リニア中央新幹線が実現すれば、本県においても、ビジネスや観光に大きな交流が生まれ

るなど、神奈川の経済に及ぼす効果は、非常に大きいものと認識しており、ＪＲ東海に事業の中止を求めることは、考えていません。

（要望）

②水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生に伴う諸問題について、関係する地元自治体とともに、県として対応すること。また、発表された残土処分場は水源地の近くであるため、処分場所の見直しを求めること。

（回答）

環境問題などの地域の不安や懸念については、ＪＲ東海に、事業の進捗状況に応じて、地元へのきめ細かい説明など、より丁寧な対応を求めているところです。

建設発生土の処分について、森林法に基づく林地開発許可の申請があれば、審査基準に従って判断してまいります。

（要望）

４）地下 40m のシールド工事によって、調布市では陥没が発生した。リニア新幹線は 16km 間のシールド工事が行われる。ＪＲ東海に地下 40m までの多数のボーリング調査や地盤、地質調査を行わせ、住民に公表させること。

（回答）

リニア中央新幹線の大深度地下使用区間については、大深度法の認可申請にあたり、ＪＲ東海がボーリング調査をはじめとする安全性等に関する必要な調査を行い、国からその認可を受けたものと承知しております。

また、東京外環トンネル工事で発生した路面等の陥没事象については、特殊な地盤条件下による施工ミスに起因するものと聞いており、県として、令和３年２月にＪＲ東海に対し、トンネル工事の実施にあたり安全対策の徹底を要請したところです。これを受けＪＲ東海は、令和３年５月にトンネル工学や地盤工学などに精通した学識経験者や専門技術者で構成される委員会を開催し、適切な施工管理の助言を得たとのことです。

そのため、県としては、工事の安全確保に向けた十分な調査が行われているものと受け止めており、改めて、ＪＲ東海に対し、追加の地質調査の実施などを求めることは考えておりません。

（要望）

５）ＪＲ東海に、掘削工事による建設残土の処分先、土量と盛り土の高さを公表させること。また、相模原の採石場跡地への処分予定地については、相模原市に安全の監視と監督を要望し、県としても、県民の不安に対しＪＲ東海から情報を掌握し、県民に公表すること。

（回答）

近年、土砂災害が頻発していることから、県は、ＪＲ東海に対し、工事の実施にあたって

は、適切に施工管理等を実施し、安全確保に万全を尽くすとともに、適宜、地域住民に丁寧に説明することを求めているところです。

なお、相模原市内の採石場跡地の埋立て行為については、関係する法や条例に基づき許認可権者である相模原市により、盛土量や高さを含めた安全対策に対する適切な監視・指導や情報の公表が行われるものと認識しています。

そのため、県が、許認可権者である相模原市に対し、安全の監視と監督を要望することは考えていません。

(要望)

6) J R 東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま行わないこと。

(回答)

用地取得に当たっては、地元住民の方々の理解と協力を得ることが大変重要だと認識しています。

今後も県は、引き続き地元の理解が得られるよう、J R 東海に対して、必要な対応を求めるとともに、事業用地の確保に向けて、地元相模原市としっかり取り組んでまいります。

(要望)

7) リニア中央新幹線建設に伴う神奈川県 の財政負担の見通しについて、県民に明らかにするとともに、負担増を求められたときには断ること。

(回答)

リニア中央新幹線の建設事業の実施にあたり、これまで県の財政負担は求められていません。

(要望)

8) 横浜市が誘致を表明していたカジノを含む統合型リゾートは、市長が変わったことによって誘致撤回となった。I R 関連法について、廃止するよう国に求めること。

(回答)

本県は、I R 誘致に関しては、基礎自治体の判断を尊重することとしており、横浜市が誘致を撤回したことを以て、これらの法令の廃止を求めることは考えておりません。

(要望)

(2) 駅利用者の安全と利便の確保について

1) 1 日あたりの利用者数が 10 万人以上の県内の駅で、整備年次が示されていない駅は 13 駅ある。障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドア（可動柵）の早期設置を各鉄道会社に強く働きかけること。

ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点状ブロックは内方線ブロックとするよう引き続き関係機関に働きかけること。

(回答)

ホームドアや内方線付き点状ブロックの設置などの駅のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、各鉄道事業者に働きかけを行っています。

(要望)

2) 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にを行い、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。

特にホームドア（可動柵）を設置することにより、駅の利用者をなくしたりワンマン運転にしていく傾向があるが、それは絶対に行わないよう関係機関に引き続き働きかけること。

(回答)

駅職員の配置については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、ラッシュ時における改札・精算窓口の増員やエレベーター等利用時の配慮などを、各鉄道事業者に働きかけを行っています。

(要望)

3) 改札口や階段のチャイムは始発から終電まで鳴らすよう、引き続き事業者を求めること。

(回答)

音響音声案内装置の設置を含めた駅施設のバリアフリー化については、県と県内市町村等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、法に基づき国が定めた、移動等円滑化基準を満たすよう、各鉄道事業者に働きかけを行っています。

(要望)

(3) 地域交通及び都市環境の整備について

1) 地域交通（バス）の路線廃止や再編の届出は、地域における高齢者の代替交通手段を確保してから行うよう事業者に求め、確実に代替措置を確保すること。

(回答)

県は、国、市町村、バス事業者とともに、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、バス事業者から、路線退出等の申し出があった場合の対応について取り組んでおります。

(要望)

2) 高齢者の通院、買物など生活維持のための外出や社会参加を保障することは、まちづくりの上でも重要な課題である。県として地域でのコミュニティバスやデマンドバスの導入

について調査し、計画立案、事業選定、収支採算など、段階に応じて支援を強めること。

(回答)

県は、国や市町村、交通事業者などで組織する「神奈川県地域交通研究会」の場を活用して、コミュニティバスやデマンド交通の導入事例を紹介するとともに、国の支援制度などについて、情報提供や意見交換を行っています。

また、市町村ごとに設置された「地域公共交通会議」等に参画する中で、地域公共交通の確保・維持に向けた取組に対し、技術的な助言を行っております。

各市町村などで実施している高齢者の外出支援に役立つ取組について、「高齢者の外出支援サポートサイト」としてとりまとめ、県ホームページに掲載しております。

なお、共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業として、地域が主体的に取り組み、自走化までの意欲を有する5市10地区のモデル地区で、令和3年度までのスタートアップ支援を行うことを前提として、協定を締結し事業に取り組んでいます。

そのため、モデル地区に対する県負担金を令和4年度以降も継続する予定はなく、また、モデル地区以外についても、県負担金を支出する予定はありません。

(要望)

3) シルバーパスや「かなちゃん手形」など、高齢者向けの事業を行っている交通各社に対し、また、バス路線維持など交通不便地域の公共交通の維持・確保に取り組んでいる自治体、事業者、自治会、NPO等に対し、財政支援を行うこと。

(回答)

県は、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、乗合バス事業者から、路線退出等の申出が行われた際、生活交通の確保方策について、協議を行っているところです。

この協議の結果、生活交通として維持するとの確保方策が講じられることとなった系統のうち、一定の要件を充たすものについて、適切な役割分担のもと、その取組を支援するため、神奈川県生活交通確保維持費補助金の交付対象としているところです。

また、県では、共生社会仕組みづくり外出支援モデル事業として、地域が主体的に取り組み、自走化までの意欲を有する5市10地区のモデル地区で、令和3年度までのスタートアップ支援を行うことを前提として、協定を締結し事業に取り組んでいます。

そのため、モデル地区に対する県負担金を令和4年度以降も継続する予定はなく、また、モデル地区以外についても、県負担金を支出する予定はありません。

高齢者が交通機関を利用する場合の乗車料金に対する補助については、地域の実情に応じて市町村が行う取組であり、県による補助を行うことは考えておりません。

各市町村などで実施している高齢者の外出支援に役立つ取組については、「高齢者の外出支援サポートサイト」としてとりまとめ、県ホームページに掲載しております。

(要望)

4) 本町山中有料道路は来年3月で無料となるが、引き続き県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化に向けて積極的な取り組みを行うこと。真鶴ブルーラインを生活道路として位置づけること。

(回答)

三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の引き下げは難しい状況です。

逗葉新道は、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります、こうした中、三浦半島中央道路が県道24号(横須賀逗子)まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期をとらえて、道路公社や市町との調整に取り組んでいきたいと考えています。

真鶴道路(新道)は、トンネルや橋りょうなどの大規模構造物について、多額の維持管理費を要するため、料金収入を維持管理費用に充てることが出来る「維持管理有料道路制度」の許可を、平成20年3月5日に国土交通大臣から受け、この制度を令和10年9月3日まで20年間運用することとしています。

(要望)

5) 公共施設、病院及び商業施設に「みんなのトイレ」整備が進められているが、現在のベビーベッドサイズでは重症児者は使えず、成人でもオムツ交換ができる介護用のベッドなどで整備するよう「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則」に基準を明文化し、指導の徹底を図ること。

(回答)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則に定める整備基準には明文上の規定はありませんが、整備基準の解説や望ましい水準等を示し、施設の整備を進めるための「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」において、介護用のベッドを設けることを「望ましい水準」としており、普及を進めております。

また、平成29年度にガイドブックの一部改正を行い、「大人の利用も対応できる介護用のベッド」と明記しました。今後も、施設整備の相談・協議を受けた際など、条例及びガイドブックに沿って指導助言を行ってまいります。

(要望)

6) 羽田空港における国際線増便のため、2020(令和2)年3月末から新ルートの運用が開始されたが、コロナ禍の影響で航空需要が激減し、増便を理由とする運用は成り立たない。また、川崎市川崎区の住宅や石油コンビナート地域の上空を低空飛行し、大変危険なルートであることから、新ルートの運用は中止するよう国に求めること。

(回答)

国が示した安全対策が徹底されるという前提の上で、新飛行経路の運用について、国が責

任をもって地元の理解と協力が得られるよう、引き続きの丁寧な説明と情報提供を行うよう、今後も国に求めてまいります。

また、「新飛行経路の運用は我が国の国際競争力の強化、首都圏における航空機の騒音による影響の分散等のためには必要不可欠である」という国の考えに沿って、関係自治体と連携し、国の取組に引き続き協力してまいります。

(要望)

(4) 海岸の保全について

1) 台風、高波などによる海岸への影響は、緊急に対応することが求められる。県として「かながわ海岸美化財団」や市町と連携し、支援を強め海岸の保全を進めること。また、県の予算を増額し、清掃の強化を図ること。

(回答)

海岸美化については、国補助金の活用等を図るとともに、県と市町で連携して支援すること、(公財)かながわ海岸美化財団による海岸清掃事業の充実に努めてまいります。

また、予算の増額については、国に補助金の補助率を10割に還元するよう引き続き要望してまいります。

(要望)

2) 平塚市龍城ヶ丘の海岸の森林は、近隣住宅への飛砂の防止・減少、塩害の防止、津波被害の減少など近隣住民の安心安全に寄与するものであるため、伐採するような開発計画はやめるよう、県として平塚市に意見を述べること。

(回答)

平塚市による龍城ヶ丘の公園整備の事業は、海岸法に基づき、平塚市が海岸管理者である県に協議する必要がある事業です。県は、平塚市からの協議を受ける立場ですので、今後、平塚市から協議がありましたら、海岸法に基づき確認をしてまいります。

(要望)

(5) 警察関係

1) 信号機等の整備について、以下の事項を実現すること。

①交通安全施設等整備費の予算を大幅に増額し、信号設置要望等に対応すること。

(回答)

県警察としては、県民の皆様の安全・安心を確保するため、信号機等交通安全施設の設置や不鮮明な道路標示の適切な維持管理に要する予算の確保に努めるとともに、必要性が高い箇所については、信号機の整備を進めてまいります。

(要望)

②都心部の交差点での手押し信号装置を設置、高齢者・視覚障がい者用音響装置付きの信号機を大幅に増やすことなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

(回答)

県警察としては、交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備しております。

また、高齢者、視覚障がい者の利用が多い場所における交通弱者向けの対策については、視覚障害者用付加装置、高齢者等感応式信号機等の整備を推進してまいります。

(要望)

③騒音の多い広い交差点や福祉施設付近の交差点、特に歩車分離式の交差点は、必ず音響装置付きの信号機とし、併せてエスコートゾーンの設置をもっと促進すること。

(回答)

県警察としては、視覚障害者用付加装置について視覚障がい者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しております。

また、エスコートゾーンについては、視覚障がい者の安全を特に確保する必要がある横断歩道への設置について、道路管理者と連携して検討してまいります。

(要望)

④音響式信号機の音の鳴る時間を、可能な限り延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)

(回答)

県警察としては、視覚障害者用付加装置の運用については、視覚障がい者の利用実態を踏まえ、設置する交差点付近の環境、周辺施設の営業時間帯等を総合的に勘案した上で、運用時間の延長について検討してまいります。

(要望)

⑤音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

(回答)

県警察としては、視覚障害者用付加装置のスピーカーの設置方法については、各交差点の周辺環境及び利用方法に合わせた整備をしております。

(要望)

2) 停止線等の路面標示等の修繕予算を増やし、早急に修繕を実施すること。

(回答)

県警察としては、限られた予算の中で少しでも多くの横断歩道等の道路標示を補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、御要望を踏まえ、迅速に補修が実施できる予算の確保に努めてまいります。

(要望)

3) 視覚障がい者や高齢者の安全を確保するため、車両接近通報装置を含め、静音車対策を積極的に行うこと。

(回答)

県では、高齢者の交通事故防止対策を重点項目としており、今後も静音車対策を含めた交通安全情報の普及啓発に努めてまいります。

(要望)

4) 新たに導入予定の高度化PICSについては、「視覚障害者のスマートフォン利用率は低く、また傾いて使うと反応しない、雨天時は使用が不便、操作に気を取られるなど、スマートフォンの使用には安全上の課題がある」など、「視覚障害者の利用には不便で不安がある」とのことであり、早急な導入はせず、関係団体と十分に話し合い検討すること。

また、現在、視覚障害者用付加装置、シグナルエイド、青時間延長押釦等があるが、高度化PICS導入時には、視覚障害者用付加装置の併設を図ること。

(回答)

高度化PICSは、近距離無線通信規格の一つであるBluetoothを用いてスマートフォン等に交差点名称、方向別の歩行者用信号の色、経過時間（残り時間）を表示、音声出力するほか、バイブレーションでも歩行者用信号の状態を案内して、高齢者や視覚障がい者等の方々の安全な道路横断を支援するシステムです。

視覚障がい者等の方々の移動を支援するものとしては、本県に限らず、全国的に「ピヨピヨ、カッコー」という鳥の鳴き声をスピーカーから発する視覚障害者用付加装置を整備することが一般的ですが、この装置は、音を発することから、周辺住民の方々の理解を十分に得られないなどの事情により、夜間の運用ができず、また、住宅密集地等では設置自体が困難な場所もあります。

しかし、高度化PICSでは、信号機から直接音を発することはないため、設置に当たって地域住民の方々から理解を得るのが容易であり、夜間の運用も可能です。

県警察としては、視覚障害者用付加装置を高度化PICSに置き換えていくものではなく、視覚障害者用付加装置では対応が困難な場所等に高度化PICSを整備していくことを想定しています。

また、場所によっては、高度化PICSと視覚障害者用付加装置を併設することもあります。

(要望)

5) 視覚障害者団体から、障害の社会モデルの捉え方として「信号の側の情報提供に問題があり、利用できない安全な歩行が困難になる人がある」と捉えるべきで、行政や社会には社会的障壁をなくす義務があるとの意見が寄せられた。

視覚障害者誘導用付加装置の設置を長年要望しても、神奈川県は設置率は13%程度との指摘がある。設置を早急に促進すること。

(回答)

視覚障害者用付加装置や高度化PICSの整備が、視覚障がい者の方々が安全で安心して活動できる社会を実現する上で、重要であると認識しています。

このことを踏まえまして、県警察としては、視覚障がい者の方々の御要望を踏まえつつ、視覚障害者用付加装置の整備を推進しております。

設置に当たっては、道路交通実態や視覚障がい者の方々の利用頻度等を勘案して、緊急性の高い箇所から整備を進めております。

[6]. 原発ゼロと再生可能エネルギーの普及促進

(要望)

(1) 原発ゼロをめざして

1) COP21では、再生可能エネルギーの大量導入で、エネルギーの変革を進める取り組みが主流となった。たとえば「RE100」は、目標年を定めて使用する電力のすべてを再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを公約した企業の連合体だが、すでに世界で179社以上が加盟し、アップルやヒューレット・パカードなどのグローバル企業が名を連ねている。こうしたグローバル企業は、各国に工場や下請け企業を持っており、各工場や下請け企業にも、再生可能エネルギーの電力を使うことを条件づけてくることが予想される。RE100の取り組みが拡大していけば、再生可能エネルギーの電力供給が豊富であることが、グローバル企業にとっても拠点選びの重要なポイントになる。

本県は「原発に過度に依存しない」として原発を容認しているが、SDGs最先進県を標榜するのであれば、持続可能なエネルギー源への移行を視野に原発に少しでも依存すべきではない。原発からの即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(回答)

県では、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくためには、「原子力に過度に依存しない」、「環境に配慮する」、「地産地消を推進する」という3つの原則に基づき取組を進めていくこととしており、原発の即時撤退等を国などに要請することは考えておりません。

(要望)

(2) 再生可能エネルギーの普及促進に向けて

1) 太陽光・太陽熱、小水力、風力、地熱、波力や、あるいは畜産や林業など本県産業とむすんだバイオマス・エネルギーなどは、まさに地域に固有のエネルギー源である。この再生可能エネルギーの活用を地元の中小企業の仕事や雇用に結びつくように追求し、多様なエネルギー源を活用した再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村を財政支援するとともに、民間事業者・市民団体・NPO法人などとも連携した施策を促進させること。

(回答)

平成 25 年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づき、「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、再生可能エネルギーの普及拡大等に努めております。

また、民間事業者、市民団体、NPO法人との連携については、事業者の再エネ電力利用を促進するための「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」、「かながわ再エネオークション」を実施しているほか、九都県市及び民間事業者と連携した再生可能エネルギーのグループ購入事業「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンを実施しており、引き続き、民間事業者等と連携した施策を進めてまいります。

(要望)

2) 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく財政支援を含め、施策の促進を図り、条例に基づく基本計画の進捗状況をより広範に明らかにすること。

(回答)

県では、条例に基づき、平成 26 年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー等の分散型電源の普及に取り組んできました。厳しい財政状況の中にあっても、取組を進めていくとともに、引き続き、ホームページ等により進捗状況の公表にも努めてまいります。

(要望)

3) 地域密着型・「地産地消」型の再生可能エネルギー利用をすすめるために、大規模開発や大型太陽光発電（メガソーラー）の偏重を見直すこと。買取対象を見直し、地域経済への寄与を評価して、地域・自治体主導の取り組みを優遇する仕組みを導入すること。

(回答)

再生可能エネルギーの普及に当たっては、固定価格買取制度（FIT）が大きな役割を果たしてきましたが、買取に係る費用として再生可能エネルギー発電促進賦課金が電気代に上乗せされていることから、買取量が増えることに伴う国民負担の増大や、電力系統（送電線）の負荷への対応が課題となっています。この課題に対して、電気を作った場所で使う、自家消費であれば、買取に伴う国民負担や電力系統の問題が生じませんので、県では、売電目的のメガソーラーではなく、自家消費型の太陽光発電の導入を促進しております。

また、固定価格買取制度（F I T）は、国の制度であり、県で仕組みを変更することはできないものであるとともに、前述のとおり、国民負担の増大やエネルギーの地産地消促進の観点から、固定価格買取制度（F I T）に頼るのではなく、自家消費を推進していくべきと考えております。

（要望）

4）県立高校をはじめとした県有施設において、太陽光利用などの設備設置を促進すること。避難所に指定されている施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入を市町村まかせにせず、促進すること。

（回答）

県ではこれまでも、県有施設の新築や建て替えの際には、原則として太陽光発電を設置するよう検討を行い、自ら又は屋根貸しなどにより、設置してきました。

また、地域防災拠点施設等となる庁舎や高校などへは、国の補助金なども活用して太陽光発電及び蓄電池の設置を進めてきたほか、市町村施設や民間施設に対して補助金を交付し、設置を促進してきました。

そのほか、避難所は市町村が指定・開設するものであることから、その運営のため必要な設備については、市町村が、実情に応じて整備を進めており、県ではその整備に対して補助を行っております。

今後も、こうした取組により、設置を促進してまいります。

（要望）

5）省エネに関し工場のボイラーや業務ビルの集中型空調施設などの取り組みで、15～20％のエネルギー削減の実績が上がっている。大手企業や大型の工場・ビル、大型公共施設について、省エネと温暖化ガスの排出削減の目標を明らかにさせ、中小企業への支援や、排出量取引なども活用して、最新の省エネ設備・機器への更新を促すこと。

（回答）

本県の事業活動温暖化対策計画書制度では、特定大規模事業者に対して、エネルギー管理指定工場等の削減目標を設定して削減対策に取り組むこと（エネルギー管理指定工場等を有する場合に限る。）及び地域の地球温暖化対策の推進への貢献として県内の中小規模事業者等への省エネルギー技術の普及・移転等の取組を検討することを求めています。

今後も、同計画書制度に基づき、特定大規模事業者の省エネ設備・機器への更新等の対策を促進してまいります。

省エネに関する中小企業への支援については、令和4年度当初予算において、中小規模事業者のサプライチェーンの脱炭素化への取組を支援するため、県又は県が指定した機関の省エネルギー診断で提案された設備導入に対する補助制度を新たに設ける措置を講ずることとしました。

令和4年度は、同補助制度に基づき、中小規模事業者の省エネ設備・機器への更新を資金面から支援してまいります。

《6》. 青年・学生支援と女性の地位向上、人権尊重、文化・スポーツの充実へ

[1]. 青年・学生への支援に向けて

(要望)

1) 若者がバンドやダンスの練習ができる場所、また文化を創造・発信できる場所を、さらに拡充すること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。

(回答)

県立青少年センターで実施しているマグカルシアター等で、青少年自らが企画したイベントでの舞踊や歌唱を行う場を提供しております。特に、音楽やダンス、演劇、パフォーマンスなど舞台芸術に関する発表を行う39歳程度までの個人及びその年代を主な構成員とする団体に、スタジオHIKARI（平成31年3月にリニューアルオープン）を約1週間、無料で提供することとしております。さらに、令和2年度からは、「マグカルシアターinアートホール」として、県立かながわアートホールを約1週間無料で提供する取組を開始しております。

また、県庁前の日本大通りを活用し、音楽、ダンス等のジャンルを問わず自由に発表できる開放的な空間である「マグカル開放区」（令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催場所をオンライン上に移した「バーチャル開放区」として実施）を令和4年度も継続して実施します。

なお、以前、青少年の余暇活動のために設置した青少年会館などの施設は、市町村に移譲し、市町村がその役割を担っており、県では、広域性、専門性の観点から指導者人材の育成等に取り組んでおります。

(要望)

2) 若者が利用しやすい期日前投票所を拡大するよう、引き続き取り組みを強めること。

(回答)

市区町村選挙管理委員会に対し、選挙が実施される度に期日前投票所の積極的な検討を促してきました。

また、令和3年衆議院議員総選挙では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、有権者の分散を図るため、これまで以上に期日前投票所の増設等を働きかけました。その結果、令和元年参議院議員通常選挙に引き続き、大学に期日前投票所が設置されるとともに、若者も利用しやすい商業施設にも、平成29年衆議院議員総選挙時点から8施設増え、13施設に設置されました。

引き続き、市区町村選挙管理委員会と連携しながら、有権者の投票機会のさらなる確保を図ってまいります。

(要望)

3) 若者への住居家賃補助、生活資金貸付制度などの貧困対策と一体的な就労支援及び生活支援を強めること。特に、コロナ禍で収入が得られず生活困窮に陥っている若者を支援するために、県独自の支援策を創設すること。

(回答)

住居確保給付金は、年齢に関わらず離職や休業等により経済的に困窮している方であって、収入、資産などの支給要件を満たせば対象となります。

生活福祉資金の特例貸付も、支給要件を満たせば、年齢にかかわらず（未成年者は親権者の同意が必要）対象となります。

県は、こうした支援制度を活用し、地域若者サポートステーションなど他制度とも連携しながら、生活に困窮する若者を支援してまいります。

(要望)

4) 卒無業者、発達障がいを持つ若者、「ひきこもり」の若者の実態を把握し、職業相談、職業訓練、雇用確保のための施策を拡充し、交通費支給や訓練費用、生活資金の保証も整備すること。

(回答)

県では、39歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を運営し、多様なニーズに対応した就業支援を行っています。

また、中小企業等を対象とした企業交流会や精神障がい者の雇用と職場定着に特化した研修会を開催し、発達障がい者への配慮事項についても説明しております。

さらに、県障害者雇用促進センターが実施している出前講座や障がい者雇用に向けた企業向けガイドブックにおいても、発達障がいの特性について紹介するなど、発達障がいを含めた障がい者雇用への理解促進を図っております。

加えて、ひきこもり、ニート等の若者の職業的自立に向け、小田原・厚木の2か所に設置している地域若者サポートステーションによる支援を着実に進めてまいります。

学卒無業者や「ひきこもり」などの若者への職業訓練については、現在仕事に就いていない若者または不安定な就労を繰り返している若者を対象に、職業技術校における訓練と企業実習を組み合わせた「企業コラボ型訓練」を実施しており、受講料は無料となっております。

なお、交通費支給等については、雇用保険を受給できない方で一定の要件を満たす方は、「求職者支援制度」により、職業訓練中に「職業訓練受講給付金」の支給を受けられますので、今後とも、これら制度の周知に努めてまいります。

〔２〕ジェンダーフリー・女性・性的マイノリティの地位向上に向けて

（要望）

１）神奈川男女共同参画センターの調査研究報告書に基づき、県としてクオータ制の普及を図るため、次の提言に取り組むこと。

（１）大規模なシンポジウム、啓発リーフレットの配布

（２）選挙制度の現状と課題を考えるような企画

（３）全国的な組織化のためのノウハウの提供

（回答）

クオータ制についての国政レベルでの議論の動向を注視するとともに、政治分野における男女共同参画の推進について、県民の関心と理解を深めるため、「かながわ男女共同参画推進プラン」改定での議論も踏まえながら、効果的な取組を検討してまいります。

（要望）

２）女性労働者の約６割が非正規労働者という「働く環境に関する従業員調査」の結果を踏まえ、調査で明らかになった問題について、改善に向けた具体策を講じること。

同一労働・同一賃金をはじめとしたいっそうの条件整備を図ること。また「女性の活躍応援団」参画企業における女性活躍の実践例を把握し、普及すること。

（回答）

平成 31 年 4 月から働き方改革関連法が順次施行され、企業は、多様で柔軟な働き方や、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置など、女性を含む労働者が働きやすい職場環境の整備が求められていることから、引き続き、労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

また、女性の活躍応援団冊子の作成、配布や特設ホームページ等を通じて団員企業等の取組事例を周知してまいります。

（要望）

３）女性相談所の積極的広報と施設の秘匿は別問題である。DVに限らず女性固有の課題で困難を抱える女性に、市町村とも連携し、幅広く相談場所、電話相談窓口を広報すること。相談所の存在について、インターネットのみならず様々な媒体を活用し、積極的に広報すること。

（回答）

女性相談所の女性電話相談室については、県ホームページにより広報を行っております。また、県配偶者暴力相談支援センターのDV相談窓口については、リーフレットやカードの配布等により積極的な周知を行っております。

(要望)

4) 様々な問題を抱える女性たちが安心して集える居場所として、男女共同参画室の貸出にとどまらず、市町村とも連携し、NPO法人などが運営する場所の確保を財政面も含め、支援すること。若年被害女性等支援モデル事業を継続すること。

(回答)

国のモデル事業が終了したため、令和3年度は若年被害女性等支援モデル事業を実施していませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で不安や生活上の課題を抱える女性を支援するため、令和3年8月から、「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を開設し県内女性からの様々な御相談をお受けするとともに、孤独・孤立で不安を抱える女性に対し、居場所の提供を行います。

(要望)

5) 男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の解釈通達が国から出されている主旨を踏まえ、県内事業所に妊娠出産・産休・育休などを理由とする不利益扱いを行わないよう、啓発・指導を強めること。特に30人以下の事業所に徹底し、実態把握をすること。

(回答)

男女雇用機会均等法等労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、事業所訪問や労働相談、各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

(要望)

6) 不安定な働き方を余儀なくされている非正規労働者や病気になって働けない無収入者、解雇されて未収入の状況にある女性労働者に対して、就業支援にとどまらず、緊急支援事業を検討すること。

コロナ危機で確実に困窮世帯が増えている。女性の自立支援のために、相談にとどまらず県独自に緊急生活資金（貸付ではなく）の給付などを含む総合的な対策を講じること。

(回答)

県では、育児期等の女性の就労に向けた幅広い相談に応じるため、キャリアカウンセリングを実施しております。また、そのほかにも、39歳までの若年者向けに「かながわ若者就職支援センター」を、40歳以上の中高齢者向けに「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営し、多様なニーズに対応した就業支援を行っております。

なお、女性の自立支援に特化した「生活困窮者自立支援事業」は実施していませんが、女性相談所等の機関を含む多様な制度と連携し、適切につなげながら、相談者の状況に応じた包括的な支援を提供してまいります。

(要望)

7) 家事支援外国人受入事業について、2017 年 6 月以降の特定機関の届出後の事業推進状況を具体的に明らかにすること。また、県として家事支援外国人労働者として働く女性たちの人権擁護を図るため、労働者本人への聞き取りなど、コロナ禍の就業実態把握と相談の体制を拡充すること。加えて、「神奈川県第三者管理協議会」設置要綱の役割に照らし、その実効性を強化するため、法律家団体・労働団体・女性団体の代表の参加を求めること。

(回答)

令和 3 年 12 月現在、受入企業（特定機関）6 社が、フィリピン共和国における研修終了後、人材を入国させており、順次、家事支援サービスの提供を開始しております。

県では、「神奈川県第三者管理協議会」の事務局を担っており、特定機関の基準適合確認作業や、特定機関に対する監査を行うほか、特定機関からの定期的な報告を受理するなど、事業の適正かつ確実な実施について確認しています。特に監査では外国人家事支援人材に対し直接ヒアリングを行い、特定機関又は利用世帯において、人材が不当に扱われた場合等には、特定機関に対し是正のための必要な措置を講ずるよう対応を求めます。

また、かながわ労働センターにおいて外国人家事支援人材から生活や仕事についての苦情及び相談を直接受けるなどにより外国人家事支援人材のサポートをしております。

(要望)

8) 人権男女共同参画課として無年金、低年金など「困難を抱えた女性等に対する支援」事業の各部局での実態把握を促進し取りまとめること。高齢者に配慮した県営住宅の優先的提供の枠を維持すること。

(回答)

「かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）」では、施策の基本方向として「困難を抱えた女性等に対する支援」を位置付け、高齢者に配慮した県営住宅の整備や生活困窮者支援など、困難を抱えた女性に対する支援事業を実施しております。

事業を実施する上での実態把握（調査の手法等を含む）は、各担当部局において検討していくこととなりますが、庁内で調整を図りながら、男女共同参画の積極的な推進を図ってまいります。

県営住宅については、高齢者の優先入居を行っており、一般世帯向け募集において、高齢者には抽選における当選率の優遇に取り組んでいるほか、高齢単身者向け住宅などの募集を実施しています。

(要望)

9) 就労中の高齢女性が安心して働き続けることができる施策を検討するため、国との連携で社会保険未加入女性等の実態把握を行うこと。最低賃金の保障、社会保険の加入、一方的な労働時間の削減を行わないなど、広報啓発、事業主に対する助言・指導を維持すること。

(回答)

県では、最低賃金が確実に守られるよう、県の広報誌やホームページ等の広報媒体を活用し、今後とも一層の啓発に努めてまいります。

また、労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、事業所訪問の際の助言や労働相談、各種セミナーなど様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

(要望)

10) 暴力や虐待でPTSDとなった方に対し、家庭・家族関係等についての相談体制の充実や関係機関との緊密な連携を図り、切れ目のない支援体制の確立・強化を図ること。また住民票の非開示など窓口における個人情報秘匿の配慮を徹底すること。

(回答)

女性に対する暴力については、配偶者暴力相談支援センターで配偶者等からの暴力（DV）についての相談を実施しているほか、現在、県内全ての市町村にDV防止法担当課が設置されており、女性への暴力に関する相談に対応しております。

男性を対象としたDV相談については、男性被害者相談に加え、「DVに悩む男性のための相談窓口」を開設し、相談体制の充実を図っております。

また、個別の相談対応に際し、必要に応じ児童相談所や、県内の市町村の相談窓口、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連絡・連携を図っております。

各市町村の窓口では、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等の加害者が、住民票の写しの交付等の制度を不当に利用することを防止するため、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」を講じているところです。

県では当該措置が各市町村の窓口において適切に実施されるよう、引き続き必要な情報提供及び助言を行ってまいります。

(要望)

11) DV被害者の保護・自立支援を強化し、民間支援団体への財政支援を拡充すること。また、身一つで避難しなければならないケース等を鑑み、原則2週間の保護期間を延長し、無料のシェルターを増やすなど、施設人員体制の充実を図ること。

なお、昨年度の回答では、期間延長と施設体制の充実に関しての回答が無かったので、この部分もご回答いただくこと。

(回答)

一時保護の期間については、被害者の状況に応じて柔軟な設定をしております。配偶者等からの暴力被害者の自立支援活動を行う民間シェルターに対しては、平成18年度から配偶者等暴力被害者等自立支援事業費補助を実施し取組への支援を行っております。民間団体

スタッフ等に対しては、年に複数回の研修を実施するほか、さらに、DV被害者等セーフティネット強化支援事業費補助により民間シェルターにおける専門職人件費への補助を通して人員体制整備を図っております。

(要望)

12) 加害者更生プログラムの制度化など加害者の更生対策を引き続き進めること。

(回答)

DV加害者更生に向けた取組については、国の対策の具体化及び必要な法整備について国へ要望するとともに、加害者対応に関する国の検討の動向を注視してまいります。

(要望)

13) 性暴力の被害にあった人がいつでも相談でき、心身のケア、証拠保全など、包括的な支援を行う病院拠点型ワンストップセンターを設置すること。意欲的な病院を探すとともに県としても、性被害者を支援するワンストップ支援センター開設に強い意欲をもつこと。

(回答)

県では「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」」を24時間体制で運営し、被害者からの相談を受け付け、協力医療機関等と連携して医療支援、カウンセリング等の支援を行っており、これに加え令和4年度中に証拠採取等に対応できるよう準備を進めてまいります。

病院拠点型のワンストップ支援センターを開設するためには、拠点となる病院がワンストップ支援センターを持続的に運営する強い意欲を持ち、必要な設備や人員の確保など、一定の体制整備を図る必要があります。県としては、被害者にとってどのような仕組みが望ましいかという視点から、病院拠点型を含むワンストップ支援センターのあり方について、研究してまいります。

(要望)

14) JKビジネス、AV出演強要など、子ども・若者が性被害のリスクにさらされている。子どもや女性の性を商品化するビジネスの規制と、相談や啓発の体制を強化すること。若年被害女性等支援モデル事業を拡充すること。

(回答)

毎年4月若年層の性暴力被害防止月間の取組を県ホームページで周知しております。

なお、いわゆるJKビジネスについては、青少年保護育成条例を改正し平成30年10月より規制を強化しております。また、周知啓発については、県内の全高校に対しポスターの掲示を依頼しているほか、県のホームページ等においても注意喚起しております。

また、国のモデル事業が終了したため、令和3年度は若年被害女性等支援モデル事業を実施しておりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で不安や生活上の課題を抱え

る女性を支援するため、令和3年8月から、「かながわ女性の不安・困りごと相談室」を開設し県内女性からの様々なご相談をお受けしております。

(要望)

15) 民間シェルターへの補助金を大幅に拡充し、市町村の相談窓口との連携を密にすること。

(回答)

配偶者等からの暴力被害者の自立支援活動を行う民間シェルターに対しては、平成18年度から配偶者等暴力被害者等自立支援事業費補助を実施し、取組への支援を行っております。

これに加え、令和2年度からDV被害者等セーフティネット強化支援事業費補助を開始し、民間シェルターの先進的な取組に要する経費に対し補助を行っております。

(要望)

16) ストーカーやDV、児童虐待などの被害者を保護するため、転居を含めた自立に要する費用を県が支援する制度を拡充すること。

(回答)

DV、ストーカー被害者については、女性相談所での一時保護の実施や女性保護施設等での自立に向けた生活とともに、関係機関と連携の上で生活保護法による住宅扶助を受けるなどにより、新たな場所での生活が送れるように支援を行っております。

児童虐待の被害児童については、児童福祉法において一時保護を行い、保護者に養育させることが不適切と判断された場合には、保護者に代わり養育を行っており、児童虐待の被害児童に費用負担はありません。

(要望)

17) 切れ目のない支援体制を確立するためにも、時間外勤務や不規則な勤務が想定される女性相談員の常勤化と市町村配置を支援すること。

(回答)

現在、女性相談員の常勤化は考えていませんが、女性相談員をはじめ、多職種が連携し、夜間・休日の相談や、24時間の一時保護など、切れ目のない体制を確保することで、引き続き、DVの未然防止や被害者支援に向けて取り組んでまいります。

(要望)

18) 藤沢合同庁舎の男女共同参画センターは、かながわ女性センターが果たしてきた役割を特化という名で縮小している。あらゆる分野への男女の参画を促進するための交流スペースなどが不足している。ビルの2階部分だけでなく、県民ニーズに応えられるよう、十分な規模と機能を備えた新たな施設を整備すること。

(回答)

かながわ男女共同参画センターについては、神奈川県緊急財政対策で示した県民利用施設の見直しの方向性に基づき、設置目的である「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するための施設」として必要な機能に特化した上で、必要なスペースを確保できる藤沢合同庁舎に移転、開設しました。今後も、企業等とも連携を図りながら、県域全体の男女共同参画推進拠点として様々な事業に取り組んでまいります。

(要望)

19) 生活困難、DV、社会的孤立、性的搾取など様々な困難を抱える女性たちの支援法の制定を国に求めること。

(回答)

国に対し、令和元年10月に公表された、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の中間まとめに示された法制度構築及び法案内容の早期の公表を要望するとともに、国の動向を注視してまいります。

(要望)

20) ジェンダーフリーの一步として選択的夫婦別性を実現する民法改正を国に求めること。また、女性のみ課せられた再婚禁止期間、婚外子差別規定など、民法・戸籍法などに残る時代遅れの差別的な条項を廃止するよう国に求めること。

(回答)

女性のみ再婚禁止期間の廃止や、婚外子の規定、選択制夫婦別姓制度等については、国政レベルでの議論の動向を注視してまいります。

(要望)

21) ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求めること。

(回答)

令和元年にハラスメント関係の法律が改正され、パワーハラスメントについて、事業主・労働者の責務を法律上明確化するとともに、職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置やセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関する雇用管理上の措置を講ずることを事業主に義務付けるなど、防止対策が強化されました。県としては、今後の国の動向を注視してまいります。

なお、男女共同参画社会基本法の第3条「男女の人権の尊重」においては、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること等を旨として行われなければならないとされており、男女の個人としての尊厳が重んぜられることの意味には、夫・妻からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等、性別に起因する暴力がないこと等が含まれています。

(要望)

22) ハラスメントの加害者の範囲を、使用者の上司、職場の労働者にとどめず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も就活生やフリーランスも含め、広く定義し、ハラスメント対策を強化すること。

(回答)

顧客や取引先等からのカスタマーハラスメントについては、令和2年度に作成した中小企業のためのパワハラ対策マニュアルの中で、職場におけるハラスメント防止のための望ましい取組として個別に取り上げ、周知・啓発に努めております。

また、フリーランスについては、国が「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定し、フリーランス・個人事業主の方が、ハラスメントを含む仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」を設置していることから、県としても国の動向を注視してまいります。

医療分野については、現行のハラスメントに係る法令（育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等）では、防止措置の義務は事業主にあり、雇用管理上の問題と整理されており、ハラスメントに係る対策や法令整備は厚生労働省の所管となります。本県としては、医療勤務環境改善支援センターにおいて、ハラスメントの相談窓口である神奈川労働局雇用環境・均等部と連携し、必要な対策等を検討してまいります。

なお、セクシュアル・ハラスメントについては、神奈川県男女共同参画推進条例において、何人も行ってはならない、と定めており、また、事業者は、使用する者が事業の執行に際し第三者にセクシュアル・ハラスメントを行わないよう、必要な配慮に努めなければならない、と定めています。

(要望)

23) 被害の認定と被害者救済のために、労働、教育、医療など各分野における実態把握を行い、独立した救済体制を確立すること。

(回答)

県では、被害の認定を行うことはできませんが、かながわ労働センターにおいて、職場のハラスメントに関する労働相談を実施するとともに、カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施して、心の悩みに関する相談に応じております。また、「労働相談強化期間」を設定し、ハラスメント等に関する特別労働相談会を実施するなど相談体制の強化を図っております。

県立学校においては、被害者のプライバシー保護に注意しながら、学校を通じて事実関係を調査し、被害を受けている事案や現在も被害が継続している事案などに対しては、速やかに被害者の救済を図るようにしています。

医療分野については、現行のハラスメントに係る法令（育児・介護休業法、男女雇用機会

均等法等)では、防止措置の義務は事業主にあり、雇用管理上の問題と整理されており、ハラスメントに係る対策や法令整備は厚生労働省の所管となりますので、本県として救済体制を確立することは難しいと考えます。

なお、県ではハラスメントを、「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、様々な場面での重大な権利侵害で相手を不快にし、尊厳を傷つけ、不利益を与える行為と定義づけております。女性の様々な悩みについては、女性電話相談を実施しています。

(要望)

24) 学校やスポーツ団体、大学・研究所など、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくするため、県としての実態調査と、それぞれの分野に対応した相談・支援体制を確立すること。

(回答)

県では、ハラスメントを、「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、様々な場面での重大な権利侵害で相手を不快にし、尊厳を傷つけ、不利益を与える行為と定義づけております。女性の様々な悩みについては、女性電話相談を実施しております。

県教育委員会では、県立学校生徒及び教職員を対象として、毎年度、セクハラに関するアンケート調査を実施しております。また、各学校で校内の相談窓口を設置するとともに、県立総合教育センターにスクール・セクハラ相談窓口を設置しております。

[3]. L G B T施策の推進に向けて

(要望)

1) L G B Tに関する具体的な施策の推進に向け、庁内横断的な検討推進組織をつくること。

(回答)

「かながわ男女共同参画プラン(第4次)」や「かながわ自殺対策計画」などで、L G B T等(性的マイノリティ)の方々に対する施策や支援の方向性が示されております。

(要望)

2) 県はL G B Tへの理解を深める多彩な情報発信に取り組んでいるが、広く県民や企業、行政機関、学校、病院など、引き続き各所での啓発に努めること。

また、行政職員・保育士・教職員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学童保育支援員など、対人業務を対象とした職種に対して研修の場を提供すること。

(回答)

引き続き、L G B T等(性的マイノリティ)の方々に対する理解促進を図るため、企業や児童養護施設、その他希望する団体等において研修を実施するほか、イベントなどで啓発活動を進めてまいります。

県教育委員会では、教職員に対する取組として、性的マイノリティの理解促進のため、平成26年度に学校における対応の方法などを盛り込んだリーフレットを作成し、全県立学校

教職員に配付しました。同リーフレットについては、令和元年度の第3版を県のホームページに掲載するとともに、初任者研修講座をはじめとした各種研修において配付しました。さらに、同年度、性的マイノリティの児童・生徒との関わり方について、相談時の対応方法等、より実践的な内容を盛り込んだリーフレットを作成し、県立学校及び県域の中学校の全教職員に配付しました。

教職員に対する研修については、人権教育指導者養成研修講座や県立学校人権教育研修講座などの各種研修などで性的マイノリティをはじめとした様々な人権課題を取り上げるとともに、当事者を含む外部講師の方を講師に迎え直接お話を伺うなどして、人権全般に対する正しい理解促進、学校における人権教育のさらなる推進を図っております。

児童・生徒向けの取組としては、性的マイノリティについて学び、正しい認識ができるよう、学習教材「人権学習ワークシート集」に指導事例を掲載し、学校の実態に応じて、活用できるように取り組んでいます。

令和3年度は、性的マイノリティに係る学習教材を掲載した高校向け「人権学習ワークシート集」を作成し、各学校に配付するなど、性的マイノリティの理解促進に引き続き努めております。

また、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象として、LGBT等への理解を深めるための講演や、資料配付を引き続き行ってまいります。

（要望）

3) 特に教育現場では、学級文庫にLGBT関連の蔵書があることが重要だとされている。学級文庫への配架を促進するとともに、人権教育の中で取り上げること。国のいじめ基本指針改訂に沿ってLGBT関連を含むいじめの実態を把握し、適切に対処すること。

（回答）

県立学校に対しては、人権関連図書として「性的マイノリティ」に係る書籍を県立学校に配付し、各学校の実状に応じて、有効に活用できるよう、配架を依頼しております。令和3年度においても県教育委員会作成の「性的マイノリティについて理解する」を県のホームページに掲載するとともに、初任者研修講座をはじめとした各種研修においても、配付しました。

小・中学校では、日頃から、児童・生徒同士が互いの「違い」を認め合えるような風土を醸成するとともに、いつでも児童・生徒や保護者から相談が受けられ、速やかにチームで支援を行える体制の充実を図ることが大切です。そのためにも、「性的マイノリティ」とされる児童・生徒に対する教職員の理解や認識をより深めていくことが必要であることから、県教育委員会では、市町村教育委員会の主管課長や指導主事の会議、小・中学校の校長会等で周知するとともに、教育相談担当の教員や養護教諭、スクールカウンセラー対象の研修において、「性的マイノリティ」に係る必要な配慮事項や対応の好事例等を共有しています。

また、「性的マイノリティ」に関連する図書や啓発ポスター、相談窓口の情報を、児童・

生徒や保護者の目の留まるところに掲示するなどして、「性的マイノリティ」に関する正しい理解を図るとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な児童・生徒指導、人権教育を全教育活動を通して引き続き推進してまいります。県立学校に対しては、令和2年度も、人権関連図書として「性的マイノリティ」に係る書籍を配付し、各学校の実情に応じて、有効に活用できるよう、配架を依頼しています。

児童・生徒が人権に対する理解を深めることや、悩みや不安を抱えた際の相談窓口等の周知を目的としてポスターを作成し、県立学校に配付しており、今後も、こうした啓発に努めてまいります。

いじめの実態把握については、小・中学校及び県立学校に対し、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」及び「いじめ問題に係る点検・調査」を毎年度実施し、引き続きいじめの実態把握に努めていくとともに、認知したいじめについては、法や基本方針に則り、適切に対応するよう、市町村教育委員会と連携して取り組んでまいります。

(要望)

4) 市町村とも連携し、LGBTの方が気軽に相談できる窓口を県内各地に設けること。派遣型個別相談事業を拡充していくために、当事者か否かを問わず、専門的知見を備えた講師を育成すること。

(回答)

LGBT等(性的マイノリティ)の当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、県庁または県合同庁舎等に専門的知識を備えた相談員を派遣して相談に応じる派遣型個別相談事業を展開しています。

市町村とは当該事業の周知などで連携してまいります。

(要望)

5) 県内では、同性パートナーシップに取り組む自治体が増えている。市町村まかせでは行政界を超えた際に不都合が生じる。茨城県等が取り組んでいるように、広域自治体として市町村と連携し、同性パートナーシップ制度の実現を推進し、本県としても実施すること。

(回答)

パートナーシップ制度は、住民生活に最も身近であり、住民登録や戸籍の事務を行う、市町村において行われることがふさわしいため、現時点では導入に向けた検討は考えていませんが、パートナーであることが証明された方々に対して、県営住宅への入居申込み受付を令和元年11月定期募集から実施しております。

(要望)

6) パートナーシップ宣誓書等の公的な書類が同性パートナーシップ制度を有する自治体だけに限定されるため、県営住宅の入居について制約が生じる。県で同性パートナーシップ

制度を導入することが待たれるが、パートナーシップ制度のある市町に限らず、すべての県営住宅でLGBTの方が入居できるように、入居要件を見直すこと。

(回答)

LGBTのカップルの方々が県営住宅に応募(入居)する場合には、事実婚と同様に扱うこととしており、その確認をするためには市町村が発行するパートナーシップ宣誓書等の公的な書類が必要です。

この宣誓書等は当該市町村の行政区域内に限定して有効となっているため、特定の市町村の宣誓書等をもって、県内すべての県営住宅に応募(入居)することはできません。

県としては、現時点で、パートナーシップ制度の導入に向けた検討は考えていませんが、パートナーシップ制度の導入を検討している市町村を、引き続き支援してまいります。

(要望)

7) 同性パートナーが異性婚のカップルと同じ権利を保障するためには、基礎自治体や広域自治体にとどまらず、国全体で制度をつくらなければならない。同性婚を認める民法改正を国に求めること。

(回答)

パートナーシップ制度は、住民生活に最も身近であり、住民登録や戸籍の事務を行う、市町村において行われることがふさわしいと考えております。

[4]. ヘイトを許さない施策の推進について

(要望)

1) ヘイトスピーチの根絶は憲法の要請であり、人種差別撤廃条例の要請である。ヘイトスピーチを許さないという川崎市民の姿勢が「川崎市差別のないまちづくり人権尊重条例」を生み、多くの在日外国人を励ましている。神奈川県としても検討にとどめず、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した自治体として差別を許さない姿勢を明確に示し、ヘイトデモ・スピーチを行わせないため、条例制定を急ぐこと。

また、インターネット上のヘイト対策や、ヘイトデモの公共施設等の使用制限をはじめとして、具体的対策を促進すること。

(回答)

県では、これまで「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージの発信や、弁護士相談窓口の設置といったヘイトスピーチの被害に対する支援などに取り組んできました。

また、「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を示すため、令和3年度中に「かながわ人権施策推進指針」を改定し、その中で、ヘイトスピーチについても施策の方向性を、しっかりと位置付け、新たな指針に基づき、その対策を着実に進めてまいります。

(要望)

2) デモ・集会などにおいては、市民の平穏な生活を守るという点から公正な立場で警備を行うこと。また、差別に反対する市民に対して、過剰な警備を行わないこと。

(回答)

県警察としては、引き続き、違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処してまいります。

[5]. 文化・芸術、スポーツの環境整備について

(要望)

1) 県立図書館の正規の司書職は、両館合わせ 42 人と非常に少なく、人口 500 万人以上の県で下から二番目に低い。また、人口 100 万人当たりの図書館数が全国最低であり、ここ 20 年近くにわたり資料費が減額されている。

人件費や資料費など図書館費を増額すること。また、正規職員の司書を増員するなど図書館の体制を充実させること。

(回答)

県立図書館は専門的図書館として、館の資料収集方針に基づき、必要な資料の収集に努めております。また、広域的図書館として、購入の他にも、県内公共図書館の相互貸借システムを運用しており、県民に対し、必要な資料を提供しております。令和 4 年度は電子書籍サービスを導入するなど、令和 3 年度に続き図書等資料費増額の措置を講ずることといたしました。

県立の図書館の司書については、非常勤職員も含めて業務内容に応じて必要数を配置しております。

(要望)

2) 藤沢市にある県立スポーツセンターが開設してから、それまで県立体育館時代に施設の優先予約ができていた団体が、優先利用が実質できない状況になっている。このような不利益処分はやめること。

(回答)

優先利用の決定については、複数の申し込みがあった場合、公平な抽選により利用者の決定をしています。

また、令和 2 年度の優先利用による予約枠の減少については、課題として認識しており、令和 3 年度の優先予約の取り扱いについて見直しを行い、多くの方に利用いただけるよう、優先利用における土日の利用については、1 団体月 2 回までと制限を加えることとしました。

なお、施設の予約については、事務処理要綱に定められた優先利用基準により、特別優先、第 1 優先、第 2 優先の順に利用予約を決定しているため、現在の基準に該当しない優先予約は行えませんので、ご理解いただくようお願いいたします。

[6]. 外国籍県民の支援の充実について

(要望)

1) 近年日本で働く外国人が多くなり、神奈川県でも外国籍県民が増加している。様々な支援の充実が求められている。外国籍県民かながわ会議は 20 年にわたり、外国籍県民の声を施策に反映させるため提言を行ってきた。外国籍県民かながわ会議で出された提言をすべて実行する立場で、支援の充実に取り組むこと。

(回答)

県では、「外国籍県民かながわ会議」から提出された提言を受け、施策への反映について検討を行い、施策化や検討状況について県のホームページで公表しております。

令和 2 年 10 月からオンライン会議システムを活用し、会議を実施していますが、「かながわ国際政策推進懇話会」の委員が、「外国籍県民かながわ会議」のサポート役になり、県に提言すべき内容を選定・集約する際に助言し、委員の意識統一を効率的に図れるようにするなど新たな手法を取り入れながら取り組んでおります。

(要望)

2) 外国籍県民かながわ会議で出される要望は、県の範囲にとどまらず、県内市町村や国の法改定などが必要なことも含まれる。要望の内容が国、市町村で行われる事業であっても県として関係機関と連携し、要望が実現するように取り組むこと。

(回答)

市町村に対しては、国際課が実施している市町村の国際担当部署との会議などの場を活用し、今後も引き続き情報交換・情報共有を行ってまいります。要望内容が国の制度や法律に係る場合については、国へ要望する機会の活用を検討してまいります。

(要望)

3) 外国籍県民かながわ会議の提言からつくられた医療通訳派遣システム事業は、いのちを守る医療の現場での支援という大変重要な事業である。

人材育成や通訳派遣に対する費用負担など、県として今まで以上に支援を強化すること。また、医療に限らず、通訳派遣事業については、県や市が連携して取り組んでいる聴覚障がい者の手話通訳者派遣事業などを参考にしながら、制度の充実を図ること。

(回答)

「医療通訳派遣システム事業」では、令和 2 年度から通訳派遣を調整するコーディネーターの謝金を増額するなど、待遇改善を図っております。

なお、通訳派遣に対する費用負担については、市町村や協定医療機関等との協定により現在の仕組みとしております。

今後も、市町村や協定医療機関等の意向も踏まえ、「医療通訳派遣システム事業」のあり

方について検討してまいります。

（要望）

4) 外国籍県民の日本語教育については、今まで以上に支援を強化すること。現在はボランティアが中心になって事業が進められているが、県として人材派遣や人件費の補助を行い、日本語教育を無料で受けられるように各市町村の取り組みを支援すること。

（回答）

県としては、日本語教育推進法の施行等も踏まえ、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めております。

なお、市町村に対しては、国と連携した地域日本語教育に関する財政的支援も実施し、その中で、市町村が実施する日本語教育の取組への支援として、日本語教室への講師人件費や会場借り上げ料、教材作成費等への財政的支援を行っております。

（要望）

5) 日本にはいまだに外国籍県民に対する公的な日本語教育支援の施設がないので、県として公的な日本語教育支援施設をつくること。また、国に対して日本語教育支援施設をつくるよう求めること。

（回答）

県では、令和元年6月に成立した日本語教育の推進に関する法律等を踏まえ、県内の市町村等の日本語教育施策等の現状と課題を把握した上で、行政、日本語ボランティア、関係機関等の役割を考え、本県の地域日本語教育の推進に向けた施策の方向性を令和2年3月に取りまとめました。

その中で、日本語教育の県の役割としては、広域自治体として、各市町村や地域の実情に応じた調整、支援といったコーディネート役を担うこととしております。

したがって、県として、御要望いただきました公的な日本語教育施設をつくることや国に要望することは考えていませんが、引き続き県の役割を踏まえ、市町村等と連携し、地域における日本語教育の総合的な体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

（要望）

6) 外国籍県民への生活支援として、国、市町村と連携し、労働相談や子育て、福祉、教育の制度などの相談を身近な地域で受けられるように体制を強化すること。さらに、国、市町村と連携し、様々な行政手続きが安心してスムーズに行えるよう窓口での相談・支援体制を充実すること。

（回答）

県では、多言語支援センターかながわにおいて、外国籍県民からの生活に関する様々な問合せに多言語で対応しております。また、外国籍県民相談窓口では、一般相談のほか、教育

相談や法律相談にも多言語で対応しており、市町村や教育機関等と連携しながら外国籍県民への多言語支援を行っております。

このほか分野別の取組については次のとおりです。

外国人在留支援センター（F R E S C）に開設された「F R E S Cヘルプデスク」や、国が作成した多言語版の自立相談支援機関相談窓口案内チラシを、管内の市等に周知し、相談窓口での活用を促進しております。

外国籍の子どもの教育制度に係る相談は、県及び各市町村教育委員会において対応しています。県教育委員会としては、今後も引き続き、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもの支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供してまいります。また、県教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や保護者の困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っております。

本県の外国人労働相談で対応できない言語については、神奈川労働局内の「外国人労働者相談コーナー」や、東京労働局の外国語労働相談などを紹介するなど、他機関との連携を図り体制の強化を図っております。また、県内市町村等関係機関へ外国人相談窓口パンフレットの配架を依頼し、相談窓口の周知・啓発に努めております。

（要望）

7) 外国籍県民で学齢期でありながら未就学となっている子どもがいる。国籍に関係なくすべての子どもが義務教育を受けられるように国に求めること。また、外国籍県民の未就学児童の状況を的確に把握し、就学につなげられるよう人員体制を増やし、市町村と連携して取り組むこと。

（回答）

県教育委員会としては、今後も引き続き、市町村教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、外国籍の子どもの支援する団体が作成した多言語版のガイドブックを紹介し、ガイドブックを活用した保護者への就学支援などの好事例を情報提供してまいります。また、国の「外国人の子どもの就学状況調査」の結果を踏まえて、保護者の就学への理解を進める上での手立て等について、市町村教育委員会と取組を協議してまいります。

また、文部科学省主催の「国際理解教育及び帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事等連絡協議会」等の場を通じて、県内外の各自治体の取組状況や成果と課題を把握するとともに、引き続き、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に対して支援体制の充実に向けた要望をしてまいります。

（要望）

8) 外国籍県民の児童生徒に対し、日本語教育を進めるよう教員の配置を増員すること。また、学習支援を強めるための人材確保を行うこと。

(回答)

県教育委員会では、日本語指導が必要な児童・生徒が5人以上在籍する、政令市を除く県内の公立小・中学校に対し義務標準法の基準を超えて、国際教室担当教員を1名加配しています。本県の厳しい財政状況の下、さらなる教員配置の増は困難ですが、国際教室担当教員の一層の加配について「全国都道府県教育長協議会」・「全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しています。県教育委員会としても、国際教室担当教員の配置定数を拡充するよう、教育長が国に対し要望を行ったところです。

また、県教育委員会としては、平成29年度から、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、政令市・中核市を除く市町村に対して帰国・外国人児童生徒教育推進事業費補助を実施しており、令和4年度も引き続き本事業を実施し、日本語指導協力者の確保を支援してまいります。また、県教育委員会が作成した「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」を市町村教育委員会や学校に周知するなど、外国につながるのある児童・生徒へのきめ細かな指導・支援の一層の充実に向けた取組を行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。

《 7 》. 消費者行政の充実・強化を

[1]. 消費者行政の充実について

(要望)

(1) 県中央消費生活センターの機能強化について

県中央消費生活センターを市町村・県全体の中核センターとして位置づけ、機能強化を図るため、以下の事項を実施すること。

1) 県中央消費生活センターは近隣都県や政令市に比して土日や夜間相談を行っていることは評価できるが、相談員の配置数は増えたとはいえ他都市より少ない。そのため相談員一人当たりの相談件数が全国一多くなっている。市町村を含む県全体の中核センターであることを踏まえ、相談員の増員と正規職員の採用を図ること。

また、市町村の相談体制の充実に向けて、人員配置に係る市町村支援を行うとともに、市町村の消費生活相談員の処遇改善を図ること。会計年度任用職員の活用に伴う課題を把握すること。

(回答)

県では、市町村支援の強化など県全体の消費生活相談体制を充実するため、かながわ中央消費生活センターの相談員を14名から20名とし、消費生活相談体制を拡充しました。なお、相談員を常勤職員とすることは検討しておりません。

また、相談員の配置及び処遇は各自治体が決定する事項になりますが、消費者行政強化交付金等の活用、研修の開催等により、市町村の消費生活相談を支援してまいります。

会計年度任用職員の活用に伴う課題については、現状特に課題はないと考えております。

(要望)

2) 複雑、高度化した消費者被害解決の充実のためには、窓口の相談員の研修・研鑽とともにそのバックヤードとなる県消費生活課職員や市町村職員の実力の強化が求められる。研修の機会を増やし、消費者問題への理解を深めることが被害救済につながること。

(回答)

県では、市町村の消費生活相談体制の充実を支援するため、市町村消費生活相談員・行政職員を対象とした研修の開催や、消費者行政強化交付金等の活用により研修受講機会の提供に努め、その専門性の向上を図ってまいります。

引き続き、県としても複雑、高度化する消費者トラブルへの対応力を高めるため、職員の国民生活センター等への研修参加を進めるとともに、各分野の専門家を招いて実践的な内容の研修を実施してまいります。

(要望)

3) 最新の消費者問題が閲覧・入手できるよう、中央消費生活センターや行政機関の情報資料や展示内容を、ユニバーサルなものにするのであれば、聴覚や視覚に障がいのある方にも配慮したものとする。

(回答)

かながわ県民センター改修工事に伴い、これまで2階に設けていた消費生活関連資料コーナーが同センター15階に移転しています。

改修工事終了後の情報資料設置やポスター展示等のレイアウトについては、現時点で未定となっておりますので、県民の方々の誰もが利用しやすいコーナーの設置等について、庁舎管理者と調整してまいります。

(要望)

4) 県西部地域の相談業務は小田原市、南足柄市が他自治体をフォローしている実態がある。問題が複雑化する中で、広域性・専門性を発揮する県の役割として、県西地域に県の消費生活センター支所を開設すること。少なくとも指定消費者生活相談員による巡回訪問を頻回に行い、地域の消費者相談の強化と消費者行政の充実を図ること。

(回答)

県では、住民に身近な窓口である市町村での消費生活相談を充実していくことが重要であると考えことから、県西部に県機関等を設置する予定はありませんが、地域により消費生活相談体制に格差が生じないように、市町村消費生活相談員や行政職員を対象とした研修の実施や、指定消費生活相談員による電話等での巡回訪問、ヘルプデスクにおける相談員からの照会への対応により、引き続き市町村の消費生活相談の充実を支援してまいります。

(要望)

(2) 国の「地方消費者行政交付金」について

1) 民法改正で成人年齢が引き下げられたことにより消費者問題は増加が見込まれる。国の交付金が削減され「強化交付金」に移行したことで、小さな自治体ほど活用が困難になる。

県の激変緩和措置も終了しているため、県として消費者行政予算の確保を図り、国に対し交付金の拡充や恒久的な財政措置を求めること。

(回答)

県では、令和3年度も引き続き「地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び対象事業の拡充など制度の改善」や「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと」を国に提案し、継続的な財政支援を行うよう国に働きかけております。

(要望)

(3) 消費者被害から高齢者を守る取り組みについて

1) 健康食品の送りつけ、不当表示、情報通信関連トラブル（架空請求含む）、高額訪問販売、多様な振り込め詐欺など、高齢者に対する悪質な犯罪が多発している。

「高齢者、障害者等の消費者被害防止対策連絡協議会」の取り組みは重要である。リーフレットの配架やホームページだけではなく、町内会の回覧板などきめ細かく届く手段を検討すること。また、ターゲットを広く定めて適切なわかりやすい情報提供を行うこと。

(回答)

消費者に特にお知らせの必要がある注意・警戒情報等を掲載したチラシ形式の広報紙「かながわ消費生活注意・警戒情報」を、市町村や老人クラブ連合会を通じて配布し、消費者トラブルの未然防止に向けた注意喚起を行っております。

引き続き、「高齢者、障がい者等の消費者被害防止対策連絡協議会」における、消費者被害に関する情報交換や、効果的な普及啓発事業の実施などについての協議を踏まえ、対象に合わせた啓発やきめ細かく届く手段を検討してまいります。

(要望)

2) 消費者契約法改正における「付帯決議」を踏まえ、高齢者などの被害未然防止、被害救済の取り組みを強めること。事業者の自主的な取組を促すだけでは被害防止に限界があるそのために県弁護士会の会長声明でも言及されたように被害の未然防止と救済に効果が絶大とみられる不招請勧誘禁止条項を神奈川県消費生活条例に導入すること。

(回答)

改正消費者契約法の施行を受け、消費生活相談員等を対象に、福祉関係機関等と連携した研修や、見守り出前講座等の講師向けの研修を実施し、高齢者・障がい者等契約弱者の特性

に配慮した相談対応を図るとともに、被害未然防止のための啓発の取組を進めてまいります。

高齢者を中心に被害の多い悪質な訪問販売への対策としては、事業者の自主的な取組を促す機運を醸成し、県内被害の未然防止につなげる「悪質な訪問販売撲滅！かながわ宣言」に基づく取組を進めてまいります。

(要望)

(4) 若者への消費者教育について

1) 民法改正に伴い 2022 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、「保護者承認の要件」、「未成年取消権」の適用による保護が 18 歳から外されることになるため、引き続き学校教育の中で消費者教育の充実を図り、すべての学校で出前講座を実施すること。また、市町村の若年層への消費者教育のためにも財政支援や講師養成に取り組むこと。

(回答)

県では、出前講座の実施については、毎年、各学校に直接お知らせし、活用の促進を図っているとともに、家庭科や社会科などの授業で活用いただける消費者教育資料を教員の意見を聴きながら毎年作成し、県内全ての小学校・中学校・高校に配布しております。

また、市町村において、県で作成している若者向け消費者啓発資料を活用してもらうとともに、若年層向け講座の講師となる消費生活相談員等のスキルアップのための研修を引き続き実施するなど、市町村が若年層への消費者教育を進めるための支援をしてまいります。

市町村が実施する消費者教育事業にかかる予算上の支援については、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用した、従来からの支援に加え、活用年限が終了した自治体には、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）等の活用を促し、支援をしてまいります。

さらに、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の活用が促進されるよう、令和 3 年度も引き続き「地方消費者行政強化交付金（強化事業分）の補助率の引下げ要件の撤廃、補助率のかさ上げ及び対象事業の拡充など制度の改善」や「地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと」を国に提案し、継続的な財政支援を行うよう国に働きかけております。

県教育委員会では、令和 4 年度から成年年齢が 18 歳に引き下げられることを踏まえ、教科「家庭」については、平成 30 年 3 月に告示された新高等学校学習指導要領における契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の内容を、平成 30 年度入学生から先行実施する形で指導してまいりました。

県立高校改革指定校事業の「教育課程研究開発校（新科目『公共』に係る研究）（令和 4 年度から「シチズンシップ教育」に名称変更）」として高校を指定し、その中で、消費者教育のモデル実践校として研究を進めるとともに、その成果を全県立高校及び中等教育学校に周知してまいります。

若年層の消費者教育強化については、教育委員会や小・中・高等学校の代表等で構成する

「神奈川県在学校における消費者教育推進協議会」での協議を踏まえ、効果的と考えられる消費者教育事業に取り組んでまいります。

事業の実施結果は協議会にフィードバックし、更に検証を行いながら、事業の充実を図ってまいります。

全ての高校における消費者教育の出前講座を行うことを検討する際には、その効果等について、慎重に判断していく必要があると考えます。また、消費生活出前講座において、引き続き、成年年齢引下げについても触れながら、その課題について改めて周知するなど、啓発を進めてまいります。

(要望)

2) 個人情報の保護について、消費者に対する啓発と情報提供を行い、個人情報流出に伴う相談窓口の設置など消費者被害の防止体制を県として充実すること。

(回答)

個人情報保護に関する県民への啓発や情報提供につきましては、県ホームページの「個人情報保護ポータルサイト」にて一般向けに個人情報保護の制度説明や質疑応答を提供しているほか、個人情報保護に関する研修会を開催しています。

なお、電話等による個人情報保護に関する相談にも応じています。必要と判断されれば、個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会の相談窓口を案内して、個人情報が適切な取扱いをされるよう取り組んでいます。

また、事業者による個人情報の流出により、二次的に消費者被害が発生した場合も、消費生活相談窓口で相談対応を行うとともに、県内での発生状況等について情報収集を行い、必要に応じて、県のホームページへの掲載や「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行等により、県民への情報提供を行ってまいります。

(要望)

3) 特商法改正で事業者には義務付けられてきた契約書面の交付を電子化することができることとなり、全国の弁護士会や消費者団体から反対の声明が出されている。契約の相手や契約内容が不明となれば被害の救済や解決が不可能となる。

消費者被害の実態を無視した改正案は、県民を消費者被害から守る立場から国に特商法改正における「書面交付義務のデジタル化」を撤回するよう、国に働きかけること。

(回答)

現在、消費者庁では、「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において、書面交付の電子化が認められる承諾の要件等につき、改正法施行までの間、慎重な検討が行われていると承知しております。県としては、こうした国の動向を見守ってまいります。

(要望)

4) オンライン取引の激増、青年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退など、消費者を取り巻く状況は複雑化し、個人では解決できない問題が山積している。消費者団体との意見交換・意見反映の場を設置すること。また、消費者団体と連携した取り組みを推進すること。

(回答)

「消費生活審議会」、「多重債務者対策協議会」、「高齢者、障がい者等の消費者被害防止対策連絡協議会」といった様々な意見交換会等の場を通じて、消費者団体と引き続き情報交換、意見交換を行ってまいります。

また、消費者月間・かながわ消費者週間を通じて、消費者団体の活動のPRを行うなど、消費者団体と連携・共同した取組を引き続き進めてまいります。

[2]. 食の安全・表示の監視等について

(要望)

1) 機能性食品について、国の食品安全委員会が「成分の安全性が確認できない」と指摘した。健康被害が懸念される中で本県独自のリーフレットを作成して健康被害への注意喚起普及啓発に努めているとのことだが、引き続き広く普及すること。また、消費者の自衛にまかせるだけではなく、評価書の内容を精査し販売禁止措置を取るなど、積極的な被害防止に努めること。

(回答)

機能性表示食品については、機能性を表示する場合、食品表示法に基づく食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて、消費者庁に届出を行い、食品の容器包装への表示を行うこととしています。

消費者庁では、届出された商品の安全性や機能性の確保などの情報を含む内容を消費者庁のウェブサイトで公開するとともに、販売後の監視を行うこととなっています。また、事業者向け、消費者向けのリーフレットを作成し、健康被害への注意喚起や普及啓発に努めています。

本県では、独自に作成した機能性表示食品を含む保健機能食品についてのリーフレットを使用し、WEBページを活用し、引き続き、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、普及していきます。

機能性表示食品は、表示される機能性について国が個別に評価したものではなく、食品関連事業者が自らの責任において当該食品の安全性及び機能性を確保し、自主点検の実施等に努めることが求められます。

本県では、機能性の表示を行う上で、科学的根拠として明らかに不適切であり、健康増進法等の法令に抵触する表示に対しては、法令に基づく指導を実施します。

(要望)

2) 食品による健康被害情報について製品や企業名がホームページ上では開示されている

が、違反状態の改善後も再発を抑止する観点から、一定期間ではなく長期的に開示すること。また、製品との因果関係など情報の開示を強め、積極的に情報提供すること。

(回答)

本県では、食中毒や違反食品による危害除去のため行政処分を行った場合には、県の規定に基づき、原因となった施設名、営業者等の情報を公表しています。この情報については、一定期間、県のホームページに掲載していますが、その期間内に違反状態が改善されない場合は、違反状態が改善されるまで引き続き掲載しているところです。

なお、違反等があった施設に対しては、管轄する保健福祉事務所等が指導を行い、再発防止に取り組んでおります。

これらの取組により、引き続き、食の安全・安心の確保を図ってまいります。

(要望)

3) 国に食品表示監視強化を要請し、県・市の保健所による食品衛生監視体制を拡充すること。「食品表示 110 番」や「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」の周知啓発など消費者自身の意識啓発にも取り組むこと。

(回答)

食品表示に係る監視体制については、国の通知や過去の違反事案等を踏まえて、毎年度、「監視指導計画」を策定し、計画的に監視を行うとともに、違反事案が発生した場合は、国や他の自治体と連携し、適切に対応しているところです。

また、「食品表示 110 番」は農林水産省が設置する食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受けるためのホットラインであり、神奈川県では「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」を設置し、消費者からの食品表示を含む相談について対応しており、ホームページ等で周知しているところです。

(要望)

4) 食品の表示問題、機能性食品、輸入食品等、食の安全に関わる消費者の懸念事項について、消費者に情報の提供を行い、消費者の学習を支援するとともに、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を引き続き強めること。

(回答)

輸入食品の安全性については、県内の検疫所と保健所設置市で構成する輸入食品衛生連絡会を設置し、輸入食品の衛生対策に関する情報交換、協議等を行っています。これまで、食品の表示や輸入食品の安全性について、「かながわ食の安全・安心基礎講座」や「かながわ食の安全・安心キャラバン」等の開催を通じて県民の皆さまへのわかりやすい情報提供や意見交換を行うなど、食の安全・安心の確保に取り組んでいるところです。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮しながら、ホームページによる情報発信を中心に取り組んでまいります。

本県では、独自に機能性表示食品を含む機能性食品についてのリーフレットを作成し、消費者の方がそれぞれの制度の違い、特徴などについて理解を深められるよう、機会を捉え普及しています。

さらに、地域の団体やグループ等の要望に応じ、会合や学習会等に講師を派遣して、食品表示の見方など食の安全に関するテーマで講義を行う出前講座の実施により、引き続き消費者教育の支援を行うとともに、消費者市民社会の形成に向け、消費者に対し、持続可能な消費についての啓発を実施してまいります。

《 8 》. 「核も基地もない平和なかながわ」を

[1]. 核も基地もない平和なかながわを

(要望)

1) 米軍基地の機能強化、恒久化につながる動きには反対し、県是である基地の整理・縮小・早期全面返還に向けて県民ぐるみで取り組むこと。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、基地の整理・縮小・早期返還の推進に取り組んでおります。取組を進めるにあたっては、特に遊休化した基地や、周辺住民に多大な障害を与えている基地等について、重点的に返還を求めています。引き続き、これらが実現されるよう求めています。

(要望)

2) 「安全保障関連法」は、歴代政府が憲法上不可としてきた集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。また、秘密保護法や共謀罪の制定で「戦争できる国づくり」が進んでいる。このような法律を廃止するよう、県として国に求めること。

(回答)

安全保障の問題や秘密保護法、共謀罪にかかることは国の専権事項であり、県はその判断、決定に直接関与する立場にありません。

(要望)

3) 戦争を前提とした国民保護法の廃止を国に求めること。

(回答)

テロなどによる災害から県民のいのちを守ることは、地方自治体の責務だと考えています。県では、いつ起きてもおかしくない緊急対処事態に備えるため、国、市町村、消防、県警等関係機関と連携し、国民保護法に基づき、県民の安全・安心を守る取組を進めています。

(要望)

4) 核持ち込みを容認した核密約が存在しており、非核三原則よりも優先されていたことが明らかとなっている。これまで横須賀に核が持ち込まれていた可能性も高いことから、非核三原則と矛盾する核密約を廃棄するよう国に求めること。また、国是である非核三原則の法制化を国に強く要請すること。

(回答)

外交や安全保障に関する密約が存在するかどうかについては、政府が扱うべき事項と考えております。

平成 22 年 3 月にいわゆる「密約」問題に関する有識者委員会の報告書が提出されましたが、政府は、従来から非核三原則を国是としており、歴代内閣も非核三原則の堅持を明言しております。

県では、「非核三原則」を県是として確認した「神奈川非核兵器県宣言」を県議会が議決し、これを受け、宣言パネルの掲出や県のたより等の広報などにより、非核・平和の考え方を県民に普及・浸透させるよう努めてまいります。

県としては、非核三原則が堅持されるよう、今後も、こうした核兵器廃絶に向けた地域からの取組を続けていくことが大切だと考えております。

なお、県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」と、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、国に非核三原則の堅持について要望しております。

(要望)

5) 国連では歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2020 年 10 月 24 日現在で批准した国が 50 カ国に達し、2021 年 1 月に条約が発効した。

『神奈川非核兵器県宣言』をした本県として、政府に対し核兵器禁止条約への一日も早い参加を強く求めること。

(回答)

国は、核兵器禁止条約について、核兵器国からも、核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持が得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点を懸念しています。

そうした中で、国際社会における橋渡し役を果たしていくというのが国の考えだと認識しております。

県としては、国の動きを注視して適切に対処するとともに、今後も啓発などを中心に、引き続き、核兵器の廃絶と軍縮に向けた地域からの取組を進めてまいります。

(要望)

6) 広島・長崎の平和祈念式典や原水爆禁止世界大会、国際会議などに高校生を派遣するな

どの取り組みを進め、非核・平和意識の普及に今まで以上に取り組むこと。また、予算の増額を図ること。

(回答)

県教育委員会では、式典や会議等への高校生の派遣については現在行っておりませんが、修学旅行や研修旅行の中では、学校として広島・長崎や沖縄を訪れ、平和学習を行っております。

県では、「県のたより」や県のホームページにおいて、核兵器廃絶に向けたメッセージを発信しているほか、各地域県政総合センターと県庁新庁舎にて「原爆ポスター展」の巡回展示を行いました。

県立地球市民かながわプラザにおいては、「平和アニメ上映会」を4回実施したほか、国際平和展示室でボランティアが戦争の体験談を伝えました。

県としては、こうした事業を通じて、引き続き、非核・平和の考え方を県民に普及・浸透させるよう努めてまいります。

(要望)

7) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を、国に要求すること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」と、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、艦船の安全航行の徹底を図るため、万全の措置を講じ細心の注意を払って行動することについて国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

8) 米軍基地における基地開放イベントで、来場者に銃を体験させることや、武器、オスプレイの展示などをしないよう、米軍に強く求めること。

(回答)

銃器に対する日米の文化の違いを十分認識し、基地開放イベントでの銃の取扱いに留意するよう、折りにふれて、米軍に働きかけてまいります。

(要望)

9) 「ビッグレスキューかながわ」など、防災訓練にオスプレイを使用したいとの米軍の申し出については、県民の安全を守る立場からきっぱり拒絶すること。また、米軍の参加要請をしないこと。

(回答)

県の訓練で使用する装備については、それぞれの参加機関が、訓練の内容や効果、安全面などを踏まえて選択した上で、参加機関で構成する、合同会議の場で調整しています。

なお、在日米軍から、オスプレイを防災訓練に使いたいとの要請があった場合には、安全性についての考えをしっかりと聞いた上で、地元市町村などと、慎重に検討してまいります。

(要望)

10) 2020 年 4 月に米軍普天間飛行場内で、米兵らのバーベキューが原因で、格納庫から人体に有害な有機フッ素化合物 P F O S を含む泡消火剤が大量に漏出した。環境補足協定に基づき、米軍と国、県の三者で調査を実施した。この問題は沖縄県だけの問題ではなく、米軍基地の所在するすべての都道府県に関連したものである。

早急に全在日米軍基地で P F O S の調査を行い、すべて廃棄するよう国と米軍に求めること。また、厚木基地周辺の河川で基準値を上回る濃度の有機フッ素化合物が検出された。厚木基地との関連が強いと考えられるので、早急に調査をすること。さらに、県内すべての在日米軍基地周辺の土壌、河川での環境調査を行うこと。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）」を通じて、国に、米軍基地における泡消火剤については、有機フッ素化合物（P F O S、P F O A）を含まないものに切り替えるとともに、日本国内法及び日本環境管理基準（J E G S）に基づいて、適切に保管、点検、処分すること、併せて、切り替え後、保管されている泡消火剤は処分までの間、使用しないことを求めており、引き続き働きかけてまいります。

また、県は渉外知事会を通じて、国に、基地内及び基地周辺において、国内法による大気・水質等の環境調査の実施、結果の公表及びそれに基づく改善を行うことを求めており、引き続き働きかけてまいります。

(要望)

11) 新型コロナウイルス感染症対策において、米軍が公表している内容が県と比較して不十分である。県と同様の情報が公表されるように国と米軍に求めること。さらに、検疫に関しても日本の国内法が適用できるように日米地位協定の改定を行うよう求めること。

(回答)

平成 25 年の日米合同委員会合意「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」に基づき、米軍基地の医療機関と日本の衛生当局との間で、感染症に関する必要な情報交換が行われていると承知しています。

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用することを国に求めており、引き続き求めてまいります。

(要望)

12) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

(回答)

日米安全保障条約や関係法令に基づき、国が判断すべきことと考えております。

(要望)

13) 2021 年 6 月に成立した土地利用規制法は、自衛隊、海上保安庁などの施設や原子力発電所など、重要なインフラ周辺の区域を注視区域、特別注視区域と指定し、その区域での土地などの売買に国が関与し、住民の調査を行う内容となっている。

これは、財産権の侵害につながるとともに、周辺住民を監視するものであり、個人情報保護の観点からも非常に問題がある。県として経済への影響などについて調査すること。また、このような監視社会をつくる法律は廃止するよう国に求めること。

(回答)

法の具体的内容や対象区域は、今後、国が「基本的な方針」等で定めることとなっているため、具体的な部分は未定となっていますが、同法には個人情報の保護について十分配慮することや、必要最小限の措置となるようにすることが規定されていますので、その趣旨を踏まえた運用がなされるべきと考えています。

[2]. 横須賀基地に関わって

(要望)

1) 原子力空母の横須賀配備は、アメリカの海外戦略の拠点としての機能強化であるとともに、原子力災害の危険と不安を首都圏全体に広げるものである。

また、厚木基地周辺の爆音の根本的な原因であることなどから、原子力空母の横須賀配備をやめるよう、米軍及び日本政府に強く求めること。

(回答)

県としては、空母の横須賀配備は、日米安全保障条約に基づくものと考えております。

なお、引き続き、空母艦載機による騒音問題の解消に向けて、取り組んでまいります。

(要望)

2) 横浜港で米軍艦船の修理を行ったが、これは基地の拡大につながるとともに、平和利用を進める商業港を活用することは憲法や港湾法の理念からも逸脱するものなので、国と米軍に米軍基地の外での米軍艦船の修理修繕を行わないよう求めること。

(回答)

日米安全保障条約や関係法令に基づき、国が判断すべきことと考えております。

(要望)

3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波 3.5m で水没する場所にある。

この点についての安全対策について、明らかにするよう求めること。また、県が求めた内容に対する国の回答を明らかにすること。

(回答)

県では、国主導による実効性のある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講ずるとともに、実効性のある原子力災害対策のため、国主導の下に防災体制の整備を図るよう要望しております。

(要望)

4) 横須賀基地内に米軍人用の住居を建設することが示された。基地機能の強化につながるため、この計画に反対するとともに米軍人の削減を国と米軍に求めること。

(回答)

平成 30 年 11 月に日米合同委員会で合意された横須賀基地内への下士官宿舎整備について、県は国に、施設整備により、基地周辺の生活環境に影響を与えないよう、米側と調整することを求めています。

(要望)

5) 英軍原子力空母クイーンエリザベスが、はじめて横須賀に寄港した。さらに、オランダ海軍フリーゲート艦、カナダ海軍艦も寄港した。さらに、米原子力空母が入港するなど、これまでの基地機能を強化し、中国、台湾への出撃拠点としての位置づけに変わったと考えられる。これまでの日米安保の枠を超えたものと思われる。このような基地機能の強化はやめるよう、国と米軍に求めること。

(回答)

これまでの、米国以外の外国艦船の入港等は、一時的なものであり、これをもって、基地機能の強化や、拠点化につながるものではないと認識しています。また、一時的な米国以外の軍隊による米軍基地の使用であっても、基地周辺に十分配慮した運用を行うことが必要であり、国に対し、英空母等の寄港にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を含めた、安全管理の徹底等を求めました。

(要望)

6) 横須賀に配備されているヘリ空母いずれもは戦闘機の離発着ができるように改造され、10 月には米軍の F 3 5 戦闘機の離発着訓練をしたとのことだが、自衛隊と米海軍の一体化は基地機能の強化に他ならない。このような連携強化と安保法の廃止を求めること。

(回答)

国が公表した資料では、米海兵隊のF-35Bによる、護衛艦いずもへの発着艦は、日米の相互運用性の向上に資するものであり、日米同盟の抑止力・対処力の強化につながるものとのことです。

この件について、国に申し入れを行う考えはありません。

[3]. 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

(要望)

1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」は応急対応範囲の設定など、国内の原子力発電所の防災対策と比較してもあまりにも不十分なものである。

最悪の事故を想定し、応急対応範囲の設定を見直すよう国に求めること。低でも国内の原子力発電所の防災対策と同程度になるよう、根本から見直すことを国に要求すること。

(回答)

原子力艦の原子力災害対策に係る応急対応範囲等については、国の責任において、福島第一原子力発電所事故の最新の知見と、原子力艦固有の原子炉の特性を踏まえて示されたものと受け止めています。

また、県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講ずるとともに、国主導の下に、実効性ある原子力災害対策のため、防災体制の整備を図るよう要望しております。

(要望)

2) 原子力軍艦の災害対策について、福島第1原発で起きた事故と同じ規模の事故が起こったことを想定した実効性のある避難対策と避難訓練を、横須賀市と一緒に計画すること。

(回答)

原子力艦の原子力災害が発生した際には、県と横須賀市は、国の指示のもと、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアルやそれぞれの地域防災計画に基づき、広報等、住民の避難に必要な対策を連携して行います。

(要望)

3) 巨大地震が起こった際の原子力災害について、ファクトシートには安全対策をしているとしか掲載しておらず、具体的な対策が記載されていない。

巨大地震の原子力災害対策について米軍がどのように想定し、どのような対策を講じているのかを明らかにするよう米軍や国に求めること。

(回答)

米原子力軍艦については、様々な事態を想定した十分な安全対策が確保されている旨、米側から平成23年4月18日付け口上書をもって説明され、外務省により公表されております。

す。

県としては、県民の安全・安心のため、引き続き、米原子力軍艦の安全性の確保についての国の考え方や取組等に関する情報提供を国に求めてまいります。

[4]．厚木基地に関わって

(要望)

(1) オスプレイの飛行について

1) 米海兵隊・米海軍のオスプレイの新たな整備拠点に、米海軍厚木基地を使用することがわかった。横田基地、木更津駐屯地に加え、厚木基地もオスプレイの拠点とされることは許されない。厚木基地でのオスプレイの修理工場として活用することを撤回するよう、国や米軍に強く求めること。

(回答)

県では、これまで、国に対し、オスプレイを含め、米軍機の飛行等に関し、安全性の確保や、基地周辺に大きな影響を与える可能性のある事項については、事前に情報提供するよう求めてきました。

今般の米海兵隊オスプレイの定期機体整備についても、適時・適切な情報提供や、整備、試験飛行の実施における万全な安全管理を求めてまいります。県として、厚木基地隣接地でのオスプレイの整備について、反対する考えはありません。

(要望)

(2) 爆音被害の根絶のために

1) 空母艦載機の離着陸訓練を厚木基地で行わないよう、日米両政府と米軍に強く求めるとともに、根本的解決として米空母の横須賀配備の撤回を求めること。

(回答)

県では、厚木基地において空母艦載機着陸訓練を行うことのないよう、基地周辺市とともに、日米両国政府に対して強く働きかけております。

なお、県としては、空母の横須賀配備は、日米安全保障条約に基づくものと考えております。

引き続き、厚木基地周辺の騒音問題の解消に向けて、取り組んでまいります。

(要望)

2) 厚木基地周辺の騒音状況を国の責任で把握し、関係自治体に情報提供するよう求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じ、騒音計の増設や関係自治体及び住民に対する公表体制を充実させるよう、国に対して求め

ております。

(要望)

3) 艦載機の移駐があったからといって、住宅防音工事の対象区域を狭めないこと。対象区域の住宅防音工事については、十分な予算措置を講じ短期間ですべて完了させるとともに、施工後の住宅、教育施設等の防音施設の維持管理を、国の負担で行うよう求めること。

(回答)

県は、これまでも県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、特定住宅防音工事の早期施工に向け十分な予算確保に努めること及び住宅、教育施設等の防音施設に係る維持管理費の全額国庫負担について、国に対して求めております。引き続き、更なる基地周辺対策の充実を国に対し働きかけてまいります。

[5]. キャンプ座間に関わって

(要望)

1) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定(夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど)の締結について、基地周辺自治体と共同し米軍と国へ要望すること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、キャンプ座間におけるヘリコプターの飛行活動については、夜間の飛行活動の禁止や住宅地上空における飛行制限など、必要な騒音対策を講ずるよう国に対し求めており、引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

2) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置の上、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。

(回答)

キャンプ座間周辺で発生するヘリコプター騒音については、相模原市が独自に騒音計を設置し計測するとともに、苦情件数を集計しております。

県及び厚木基地周辺の各市は、基地周辺 32 か所に設置している騒音計のデータを収集し、環境基準の適合状況等について毎年度把握しております。

一方、ヘリコプターを含む航空機から発生する低周波音は、その評価方法が確立されていないことから、県としては、評価方法等の検討に係る国の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

なお、ヘリコプター騒音に限らず、健康に関する相談があれば、保健福祉事務所等で適切に対応してまいります。

(要望)

3) 川上弾薬庫のある東広島市には、中国・四国防衛局から弾薬輸送の日時・搬出入の状況などについて情報提供されているが、キャンプ座間の地元自治体である相模原市や座間市には情報提供がない。県として、地元自治体に情報提供するよう、国に求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、弾薬等の物資の輸送にあたっては、事故等のないよう安全確保の徹底を図るなど、万全の対策を講ずることを国に求めています。

(要望)

4) 米軍は県営水道を使用しており、キャンプ座間の水源地（とりわけ県立谷戸山公園内の配水池）は使用していないことから、直ちに返還するよう、引き続き日本政府及び米軍に強く求めること。

(回答)

県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」では、遊休化している基地の整理・縮小・返還について強く米側に働きかけるよう、国に求めています。座間市内の米軍が管理する水道施設の早期移管等を求めた覚書（平成 29 年に国と座間市が締結）の誠実な履行についても、国に働きかけています。

[6]. 相模総合補給廠に関わって

(要望)

1) 相模総合補給廠への米陸軍防空砲兵旅団司令部は新たな基地機能の強化であり、県はある基地の整理・縮小・早期全面返還という県是に反するものであるため、撤去を求めること。

(回答)

相模総合補給廠への第 38 防空砲兵旅団司令部の駐留については、国に対し、情報提供や、基地周辺住民の生活に影響が生じることのないよう、万全の対策をとることを求めている、引き続き求めてまいります。

(要望)

2) 昨年 12 月相模総合補給廠の上空で物資の吊り下げ訓練を行ったとのことだが、総合補給廠は訓練施設ではないので、訓練を中止するよう求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、基地周辺住民に不安を与えるような訓練・演習、基地使用、物資の備蓄を行わないよう、国

に求めており、引き続き求めてまいります。

[7]. 池子住宅に関わって

(要望)

1) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだに返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は日米地位協定に基づいて直ちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、返還方針が合意されている基地の早期返還の実現について国に求めています。引き続き、これらが実現されるよう求めてまいります。

(要望)

2) 池子地区の逗子市域にはスーパーや食堂などが入る生活支援施設と運動施設の整備方針が出されている。逗子市の市是である池子地域の全面返還に逆行するものであるため、この方針を撤回するよう国と米軍に求めること。

(回答)

平成 30 年 11 月に日米合同委員会で合意された池子住宅地区及び海軍補助施設への生活支援施設等の整備について、県は国に、施設整備により、基地周辺の生活環境に影響を与えないよう、米側と調整することを求めています。

[8]. 日米地位協定の抜本的改定など

(要望)

1) 県民が納める納税額と比較して最大 75%の免除となっている自動車税、軽自動車税をはじめ、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。

(回答)

自動車税及び軽自動車税の種別割は、財産税と道路損傷負担金の性格を併せ持つものと解されていますが、米軍構成員等の私有車両については、日米地位協定第 13 条第 3 項又は第 14 条第 6 項の規定により、道路損傷負担金に相当する部分のみが課税されています。

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍人等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の種別割の税率は、現在の民間車両に比し著しく低く不均衡であるので、早急に是正するよう国に求めています。引き続き、国に対して要望してまいります。

(要望)

2) 米軍人の基地外の居住に反対するとともに米軍が進めている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。

民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をはっきりと示すこと。

(回答)

賃貸住宅提携プログラム(RPP)は、基本的には、私的契約に関するものであり、県としてコメントする立場にありません。

(要望)

3) 米国への従属的な関係の根本には、日米安全保障条約がある。国に対し、日米安全保障条約を破棄するよう求めること。また、日米地位協定の抜本的な改定を国として米側に求めるよう、強く要望すること。

(回答)

日米安全保障条約については、日米両国政府の責任のもとで締結されているものであり、県としては尊重すべきものと考えています。

また、県は、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、基地問題解決のため、日米地位協定の改定を、国に求めています。引き続き、国に対し、粘り強く求めてまいります。

(要望)

4) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」や、米軍基地が所在する15都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍構成員による犯罪の再発防止等のほか、事件・事故時の措置の充実など、日米地位協定の抜本的な見直しについて国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

(要望)

5) 日本が第1次裁判権を持つ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」を、直ちに破棄するよう求めること。

(回答)

外交や安全保障に関する密約が存在するかどうかについては、政府が扱うべき事項と考

えております。

(要望)

6) 日米合同委員会を公開し、議事録の全文を公開するよう国に求めること。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること、また、日米合同委員会における合意以前であっても、地方公共団体に関係する事項については速やかに情報提供することを求めています。

(要望)

7) 相模総合補給廠の爆発事故が発生したが、危険物の保管状況などの情報がいまだに示されていない。基地内に保有する危険物の情報提供を引き続き求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。

(回答)

県は、国への提案活動において、基地周辺住民の安全確保のため、日ごろから日米間で、安全に関する情報を共有するとともに、緊急対応等に必要な自治体職員の、迅速かつ円滑な基地立入を実現するよう求めている、今後も継続して国に求めています。

また、米軍基地が所在する都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」と、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会」を通じて、環境補足協定に関して、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供と、円滑な立入りなど実効性のある運用が図れるよう、国に求めている、引き続き求めています。

(要望)

8) 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定 2 条 1 項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう、国と米軍に求めること。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係市連絡協議会」を通じて、住宅地上空については極力飛行を避けるなど、必要な騒音対策を講ずるよう国へ求めています。

(要望)

9) 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置をやめさせ、日本の国内法を厳し

く守らせること。また、万が一、事故が発生した際には、原因究明と再発防止を求める、その対策が示されるまでは飛行中止を求めること。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第 2 条に基づき提供される施設・区域内において実施することとし、やむを得ず実施される提供施設・区域外における演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うよう、国に要望しております。引き続き、国に対し粘り強く求めてまいります。

また、県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、米軍機による事故等について、事故原因を公表するとともに、再発防止の安全対策が講じられるまでは同機種の飛行を中止することを国へ求めております。

(要望)

10) 横浜ノースドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが行われている。このことは、基地の使用目的から逸脱している。

訓練を目的としていない施設で事訓練を容認することは、ますます軍事訓練ができる施設を増やすとともに、訓練の常態化につながる。二度とこのような訓練を行わないよう、強く米軍と国に求めること。

(回答)

横浜ノース・ドックは、日米地位協定第二条 1 に基づき我が国が米国に提供している施設及び区域であり、米軍は、同施設を、日米安保条約の目的達成のために必要な港湾施設として物資の搬出入等に使用していると承知しております。

県としては、日米地位協定上、訓練施設ではない施設で訓練を行うことが一律に禁止されるものではないと理解しております。

県はこれまでも関係市とともに、国に対して、基地周辺住民に不安を与えるような訓練を行わないよう求めており、引き続き、そのような訓練が行われることがないよう求めてまいります。

(要望)

11) 米軍への提供施設の目的・使用用途を施設ごとに明示し、目的・使用用途以外での施設の使用を禁じるように国と米軍に求めること。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、国に、個々の基地に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査することや、基地周辺住民の方々に不安を与えないよう、基地の運用にあたっては、安全確保に細心の配慮を払う

ことを求めており、引き続き働きかけてまいります。

(要望)

12) 横田空域の存在により、羽田空港の離発着に大きな制限が出ている。そのため、羽田空港の増便によって、石油コンビナートの上空や人口密集地を低空でジェット機が飛ばなければならない状態になっている。横田空域を解除し、日本の管制が行えるように、県として国と米軍に求めること。

(回答)

県は、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍が管理している「横田空域」の管制業務について、同空域の活用により首都圏域の効率的な運用を図るため、日本側に早期に全面返還することを国に求めており、引き続き働きかけてまいります。

《 9 》. 県民本位の行財政運営を

[1]. 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

(要望)

1) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。

(回答)

地方交付税の法定率の引き上げ等により地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債については速やかに廃止し、地方交付税の法定率を更に引き上げ、地方交付税に還元するよう、他の自治体とも連携し、国に働きかけております。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて働きかけてまいります。

(要望)

2) 法人 2 税の超過課税については、福祉や教育施策や施設の整備にも活用すること。

(回答)

法人二税の超過課税については、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」「災害に強い県土づくりの推進」「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に対応するための財源として活用し、県内の安全・安心の確保や経済の活性化に努めてまいります。

(要望)

3) 現在の臨時財政対策債の償還方法の見直しについては、見直しの結果積み立てのルールを変更するとのことだったが、現在は延期している。これからの償還分だけの見直しではなく、10 年ごとの借り換えの際に償還額を見直すこと。本来使えるお金を県民サービスに使

えるように早急に対応すること。

(回答)

現在の臨時財政対策債を含む満期一括償還に係る県債の償還方法の見直しについては、令和3年度に発行した県債（借替債を含む）に係る積立から新たなルールを適用することとしました。

また、新たなルールの適用に伴う公債費の一時的な増加に対応するため、3年度中に、県債管理基金にその増加分を積立てることとしました。

(要望)

4) 毎年、新年度予算の編成当初に財源不足を強調しているが、県民からは歳入を低く、歳出を過大に見込んでいるのではないかと批判の声が上がっている。

財源不足というなら何が不足するのか、また、どんな歳出が増額するのか、細部にわたった資料を公開すること。

(回答)

本県では、例年9月に、翌年度の予算編成方針を示し、その中で財政収支の見通しを明らかにしています。

その際、歳入については、税收実績等のデータに基づき、その時点で見込める財源を的確に見込み、歳出は、一定の算定与件のもと、翌年度の所要額を把握した上で推計を行っております。

このように、予算編成方針における財政収支見通しは、その時点で見込み得る歳入・歳出をもとに適切に推計したものです。

(要望)

5) 県は国の直轄事業負担金の中止を求めているのなら、県直轄事業の市町負担金を廃止すること。

(回答)

県が行う建設事業等で、市町に負担金を求めている事業については、本来、市町が行うべき事業について、市町の規模等に鑑み、広域的に実施した方が効率的・効果的であるため、対象市町村の同意のもと県で実施し、受益に応じた負担を、対象市町に求めているものであり、性質上継続すべきものと考えます。

[2]. 県有施設の拡充・存続を

(要望)

(1) 県民利用施設について

1) 県立障がい福祉施設のうち、さがみ緑風園及び中井やまゆり園については、直営を維持すること。津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園及び三浦しらとり園については、

県直営に戻すこと。

(回答)

県では、平成 25 年 5 月に「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」が設置され、この検討委員会の報告書で県立施設の役割は、「民間施設では対応が難しい障害者の受入れや、地域の拠点施設として民間施設等への支援、民間施設等との連携・協力の推進」などと整理されています。

この基本的な考え方にに基づき、個別施設について、県立直営の継続、指定管理者制度導入の検討、民間移譲の検討を進めており、さがみ緑風園は、指定管理者制度の選定に向けた手続きを進めております。

また、指定管理者制度で運営している施設については、運営を県立直営に戻すことは考えておりません。

(要望)

2) 障がい者福祉、介護の施策を進める上で、県としてそれぞれの施設の運営を直接県職員が行い、ノウハウを蓄積することが重要である。これらの施設の指定管理者制度導入をやめるとともに、県として施設の運営を直接行うようにすること。

(回答)

県立障害者支援施設については、当事者目線の障がい福祉の支援を実践し、地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、また、地域に帰れるようにする、いわゆる「通過型施設」となることを役割としています。併せて、中長期的な視点から県立障害者支援施設のあり方について、その存続の必要性も含め、令和 3 年度中にビジョンをまとめる予定です。

(要望)

3) 「民間への移譲について検討」するものとされた県有観光施設、『ユーシンロッジ』（山北町玄倉）の基盤整備は、県の責任で行うこと。また、県立施設として存続・拡充すること。

(回答)

ユーシンロッジは、平成 30 年 1 月の玄倉林道の崩落以降も、登山者向けの緊急時の避難施設として、施設の一部を開放しております。ただし、玄倉林道の崩落の影響に伴い、平成 31 年 2 月から電気の供給は停止されております。

今後の対応方針については、事業候補者の事業計画が実現困難であることが判明したことに加え、玄倉林道の崩落等のユーシンロッジ周辺の状況を踏まえ、山北町の意見も聞きながら、検討してまいります。

(要望)

(2) 試験研究機関について

1) 環境科学センターなどの各試験研究機関は、県民のいのちとくらしに欠かせないもので

ある。常勤職員の配置等人員体制の充実を図るとともに、研究・検査体制の充実強化、十分な研究予算を措置すること。また、独立行政法人化等などは行わず、直営とすること。

(回答)

県の各試験研究機関については、それぞれの設置目的に沿って、必要な職員の配置や研究予算の確保に努めてまいります。

また、国や大学等の関係機関との連携などにより、研究・検査体制の充実を図るとともに、それぞれの機関にあった体制での運営を行ってまいります。

(要望)

2) 温泉地学研究所は、高度な研究活動の維持・発展ができるように正規専門職員を増やし、県民のいのちを守る機関として観測システムの維持・高度化及び老朽化に対応した予算を措置すること。

(回答)

温泉地学研究所では、地域に密着した研究機関としての機能を果たすため、必要な職員の確保・育成や、研究予算の確保に努めており、令和元年度から、「地震観測網更新整備事業」により老朽化した地震・傾斜計の更新を進めています。

また、機関運営計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な進行のため、取組優先度を明確化するとともに機関運営の透明性確保に努め、火山・地震災害に対する安全・安心の確保等に貢献するため、外部機関との連携や協働を積極的に行いながら、監視・研究機能の高度化や情報発信機能の強化を図っています。

(要望)

(3) 県の出先機関について

1) 保健福祉事務所の統合（センター化）による衛生監視業務や相談体制などにおける県民への影響を、即応性や利便性といった観点から検証し、十分な人員配置を行って県民サービスを低下させないこと。また、保健所を以前の個所の保健所体制に戻すこと。

(回答)

人員の配置にあたっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

また、保健福祉事務所の再度の再編を行う予定はありません。なお、保健師などの専門職員は再編前後で同等の配置を行っています。

(要望)

2) 県税事務所の統廃合により県民への丁寧な対応ができなくなったという現状を踏まえ、十分な職員配置を行うこと。

(回答)

人員の配置にあたっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っております。

[3]. 県職員の人員増と、働きやすい職場環境をつくるために
(要望)

1) 職員の多忙化・長時間労働の原因は、適正な人員配置ができていないことの現れである。働き方改革に取り組むにあたって、条例定数を増やし適正配置を行うこと。

また、管理職の時間外勤務の実態を明らかにするとともに、縮減がどのように進んでいるか昨年との比較を明確に示すこと。

(回答)

人員の配置にあたっては、業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っています。

引き続き、管理職も含めた時間外勤務の縮減に努めてまいります。

(要望)

2) 神奈川県庁内職場において、長時間労働により命を失うことや人権侵害があってはならない。十分な人員確保とともに、民主的な業務運営に努めること。

(回答)

業務量に応じて必要な職員数を調整したうえで、適正な配置を行っています。

(要望)

3) 福祉・保健師・一般土木・建築・林業・職訓指導員・衛生監視員・図書館司書・研究職等の専門職種については、県民サービスを充実させるため、早急に欠員を補充すること。併せて、正規職員の定期的な採用を行うこと

(回答)

人員の配置にあたっては、業務量に応じて必要な職員数を調整した上で、適正な配置を行っています。

また、職員の退職見込みや将来の必要人員を踏まえた上で、常勤職員の採用を計画的に実施しております。

(要望)

4) 多様な任用形態、補完的業務の従事者などと言いながら、非常勤・臨時的任用職員・任期付職員・行政補助員など、社会問題化している不安定雇用労働者の増大を県が率先して行わないこと。県職員は正規職員とすること。

(回答)

効率的、効果的な執行体制を確保するため、職員の退職見込みや将来の必要人員を踏まえ

た上で、常勤職員の採用を計画的に実施しており、多様な任用形態については、その補完等、最低限必要な範囲に限って行うように努めています。

[4]. 指定管理者制度、PPPなど「民間活力」の見直しについて

(要望)

(1) 指定管理者制度について

1) 指定管理者制度について、第三者による委員会を設け、改めて現在の指定管理者制度の実態を調査し、各施設の制度導入の有無、公募や選定、モニタリングの在り方を検討し、直営に戻すことなどを含めた抜本的な見直しを行うこと。

(回答)

指定管理者制度は、施設の特性に応じて、民間の活力を活用することにより県直営による運営に比べて、サービスの向上と経費の節減を図ることができる場合に導入しております。

なお、選定に係る評価方法やモニタリングのあり方についても、庁内の意見を踏まえながら、適宜見直しを行っています。

(要望)

2) 指定管理者導入施設におけるすべての評価委員会等に、社会保険労務士を含め、モニタリングや事業評価などについて社会保険労務士における労働状況審査を、指定管理者制度に盛り込むこと。

(回答)

指定管理者の募集に当たっては、募集要項に労働関係法規の遵守を明記しており、指定管理者候補の選定に当たっては、「労働環境の確保のための方針の有無」を評価の視点に加えるとともに、労務管理に関する識見を有する有識者等で構成する外部評価委員会が評価を行うこととしています。

また、指定管理者と県とが締結する基本協定書でも、募集要項等の記載に従って管理業務を実施することとしています。

さらに、毎年度、指定期間中に実施するモニタリングにおいて、「労働環境セルフチェック表」による確認をしています。

県は、こうした取組により、良好な労働環境の確保に努めていることから、社会保険労務士による労働審査の導入を含め、これ以上の方策を講ずることは予定していません。

(要望)

(2) PPP方式について

1) PPP/PFI事業のねらいが大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間の事業に明け渡すものである。

全国では、これらを導入した大型開発が破たんしたり、公共施設の運営が行き詰まるなど、

結局「後始末は自治体と住民に」、という事例も少なくない。こうした事業は導入しないこと。

(回答)

P P P / P F I 事業については、事業の性質や規模、立地条件等を踏まえ、公共サービス水準の向上、事業コストの削減等の効果を期待して導入しています。

[5]. 個人情報保護と情報公開の充実について

(要望)

1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況がある。見直しを図り、情報公開を促進すること。

(回答)

神奈川県情報公開条例では、法人等に関する情報のうち、公開することで当該法人等の権利、競争上の地位そのほか、正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めています。

どの情報が非公開となるかは「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」に基づいて個別具体的に判断することとなりますが、その判断が適切に行われるよう、引き続き、研修などを通じて職員に周知徹底してまいります。

[6]. 税制・税務行政などに関して

(要望)

1) 県税の滞納整理や差し押さえにより、生活や営業が脅かされるケースが少なくない。生存権を保障する観点から、国税徴収法第 75 条などの差押禁止財産の規定を厳格に守ること。

(回答)

県税の滞納整理は、税負担の公平等の観点から、地方税法や国税徴収法等に基づいて厳正に行わなくてはなりません。しかしながら、差し押えを行う際には、滞納者を困窮させないよう、生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ないかどうかなどを踏まえて差押財産を選定しております。

なお、預貯金債権の差し押えについては、本県では、児童手当などの差押禁止財産について、実質的に当該財産の支給を目的とした預貯金の差し押えとならないよう留意しており、適切に対応しているところです。

(要望)

2) 市税等の滞納者をワンストップで支援している滋賀県野洲市の事例も参考に、生活支援と結びつけた税務業務を推進すること。

(回答)

生活困窮者を把握した際は、自立支援制度の利用の勧奨が行えるように取り組んでおり

ます。

具体的には、市町村の自立支援・多重債務の窓口等の案内や、自動車税種別割の一斉催告用の封筒に相談窓口を案内する二次元コードを記載するなど、生活困窮者に対して早期の支援が行われるよう、県税事務所と自立支援相談事業の担当課との連携を図っているところです。

また、徴税窓口では、市町村の自立支援・多重債務の相談窓口等の周知用のチラシを備え付けており、特に納税相談の際に積極的に活用されています。

(要望)

3) コロナ禍の下、納税が困難なケースは増大している。納税緩和措置や徴収猶予の特例制度について、周知を図ること。

(回答)

県ホームページのトップページに「納税が困難になった方へ」というバナーを配置し、そこをクリックすることで徴収猶予等納税緩和制度について確認することができるようにしております。

また、県税事務所窓口へのチラシの配架することで周知も図っております。

(要望)

4) 社会保障や県税関係の書類について、マイナンバーの強要を行わないこと。また、マイナンバーが不記載であっても引き続き受理すること。

(回答)

マイナンバー制度では、社会保障、税および災害対策の分野に限定して、法や条例で定められた事務のために、マイナンバーの提供を求めることができると規定されています。そこで、法令等によりマイナンバーの記載欄を設けている県税関係の申告書等については、マイナンバーを記載していただくこととしています。マイナンバーの記載がないことを理由に当該申告書等を受理しないという取扱いはありません。

(要望)

5) マイナンバー制度に関し、情報流出対策が万全に出来ないという欠陥が指摘されていることから、国に対してマイナンバーの記載中止を求めること。また、マイナンバーカードの被保険者証としての利用やカード保有者へのポイント付与など、マイナンバーカード普及策は中止するよう国に求めること。

(回答)

マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を目的としており、今後のデジタル社会の実現に向けた個人認証の共通基盤と位置付けられ、さらなる利便性向上に向けて、国において様々なマイナンバーカード普及策が実施されてい

るところです。

情報漏えい対策については、厳格な本人確認措置や法令上の利用制限・罰則などの制度面の対策に加え、システム面においても個人情報の分散管理やアクセス制御などの保護措置が設けられています。

なお、全国知事会から国に対しては、制度の意義やセキュリティ対策について丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度に対する懸念を払拭する取組を行うよう要請しています。

(要望)

6) デジタル庁の創設は、マイナンバーカードの普及と抱き合わせで政府による個人情報の把握と企業への情報提供など、プライバシー保護に関する重大な危険性が指摘されている。また、国と地方自治体のシステムの統一は、行政の業務効率化の問題ではなく、地方自治体のあり方を脅かし、自治体を単なる国の下請け機関化することにつながる恐れがある。これは住民自治の破壊にもつながる重大な問題であり、この点からもデジタル庁の創設には大きな懸念が生じている。

県は地方自治体であることの重さを十分念頭に置き、住民自治を守り個人情報を保護する立場から、デジタル庁の動きには慎重に対応すること。

(回答)

地方公共団体における情報システム等の標準化・共通化は、これにより行政における様々な手続を簡素化、迅速化して行政の効率化を図るものです。

デジタル庁の動向については、県の施策にも深く関わってくることから、今後も注視してまいります。

個人情報の保護については、神奈川県個人情報保護条例、令和5年春からは改正個人情報保護法にのっとり、適切な取扱いにしっかり取り組んでまいります。

(要望)

7) 消費税率 10%増税にコロナの影響が加わり、消費は冷え切っている。コロナ禍の下、暮らしや営業支援として、消費税減税に踏み切った国・地域は50に上っている。また、社会保障の財源を、逆進性の強い消費税に求めるべきではない。

消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強める税制に切り替えることを、国に求めること。当面、消費税を引き下げよう、国に求めること。

(回答)

税制については、経済社会の構造変化に対応しながら、所得課税・消費課税・資産課税を適切に組み合わせつつ、全体としてバランスのとれた仕組みを構築する必要があると考えます。

また、消費税については、介護・医療・児童関係費が増加する中であって、将来にわたっ

て社会保障の安定財源を確保し、財政の健全化を図っていく観点から、現在の税率水準を維持する必要があると考えます。

(要望)

8) ガソリン価格の高騰が県民生活を圧迫し、中小企業や零細事業者の経営を脅かしている。国に物価安定措置の実施を求めるとともに、都道府県税である自動車税や事業税の減免など、県としても暮らしと営業を守る施策を実施すること。

(回答)

国では、原油価格の上昇を受けた主要産油国への増産の働きかけや、石油の国家備蓄の放出、また、高騰するガソリン価格を抑制するため、石油元売り会社などに対して、卸値の引下げ原資を補助するなどの対策を進めています。県としては情勢を注視し、必要な対応を図ってまいります。

税の減免については、納税の猶予制度を活用した上で、猶予期間の経過後も、資力が回復していないと認められる場合には、納税者の個別の実情を踏まえて、その可否を判断することとしています。

また、県はこれまで、一時支援金や月次支援金の拡充及び要件緩和などを、全国知事会等を通じて要望してまいりました。その結果、国の令和3年度補正予算において、地域・業種を限定しないかたちで、売上高30%以上の減少までを対象に要件を緩和し、事業規模に応じて支給する「事業復活支援金」を実施することとなりました。

中小企業者等に対しては、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を引き続き実施してまいります。さらに、原油価格の上昇により影響を受けた中小企業者を対象として、11月10日に金融課及び公益財団法人神奈川産業振興センターに「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を設置し、資金繰り等の相談を受け付けております。

《10》. 新型コロナウイルス感染症から県民を守る対策の強化を

(要望)

(1) PCR等検査の抜本的拡充について

1) 第5波はこれまでにない感染爆発を起こし、医療崩壊が起きた。感染力が強いデルタ株に置き換わり、これまで感染者が少なかった現役世代や子どもに感染者が激増する事態になり、感染経路不明率も7割を超す事態が続く、検査の陽性率が8月には35%になった。9月中旬以降は新規感染者が減少し、10月中旬には2桁台まで下がった。この間、濃厚接触者なのに「検査をしてもらえない」とか、学校などで感染者が出ても「集中検査がやられないまま、学校(学級)が再開されるけど不安」との声が寄せられている。

ワクチン接種と一体に、抜本的に検査を増やす必要がある。いつでも誰もが無料で検査を受けられるようにすること。まだ感染の火種が残っている事業所、学校、保育園などの頻回定期的検査を実施すること。

(回答)

県では、医療機関・福祉施設、学校・幼稚園・保育所など、感染リスクの高い場所や人については、濃厚接触者以外にも検査対象を拡大して集中検査を行っています。また、学校で児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校が検査対象者の調査を行うなど連携し、必要な検査を迅速に行ってまいります。

(要望)

2) 保育園、学校、幼稚園、学童クラブ、高齢者施設、障害者施設などにおいて、感染者が出たら、最初から利用者、スタッフなどにPCR検査を集中的に行うこと。

(回答)

県では、特定の地域において患者が多数発生している状況が確認された場合に、その地域の医療機関や介護・福祉施設等での感染拡大が危惧される事態においては、医療機関や介護・福祉施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉に定期的な検査することも必要と考えますので、感染状況を見極めながら検討してまいります。

また、クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等への検査について、所在地を管轄する保健所の依頼に応じて、支援してまいります。

(要望)

3) 若い世代の感染が急増している。また、保育園、学校などでもクラスターが増えている。保育園、幼稚園、学校、学童保育をはじめ、医療機関、介護・福祉施設など、クラスターが発生すると多大な影響が出る施設等への「定期的検査」を実施すること。また、学校などで陽性者が出た場合、クラスター防止のために、迅速な検査を実施する支援するチーム（学校PCRセンターのような）を医療危機対策本部室に配置すること。

(回答)

高齢者施設については、施設の従事者を対象とした定期的なPCR検査事業を実施しています。また、高齢者施設や障害児者施設のほか、保育所や学校などの施設についても、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生した場合、保健所の判断により施設の関係者に対する集中検査を実施し、感染拡大防止に取り組んでいます。

(要望)

4) PCR等検査の自治体負担をなくすため、国に全面的な財政措置を要求すること。

(回答)

行政検査に係る費用については、現状、感染症予防事業費等国庫負担金を財源とした国庫2分の1事業となっております。自治体負担をなくすため、全国知事会を通じて国に要望していますが、今後も、折を見て、全面的な財政措置を要求してまいります。

(要望)

5) 抗原検査キットを活用した大規模検査を拡大し、あらゆる事業所、家庭、学校などで早期に実施し、PCR検査につなげて陽性者の発見、保護に全力を挙げること。

(回答)

新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢に達していない園児や児童等の集団生活における感染拡大を防止するため、県内の保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校を通じて抗原検査キットを配布し、有症状がみられた際に各家庭で検査し、PCR検査につなげて陽性者の発見、保護に努めてまいります。

また、薬局で抗原検査キットを購入することが可能になったことから、県では、抗原検査キットを家庭に常備し、症状があるときはセルフチェックすることを呼びかけています。

(要望)

6) 地域の診療所等でも、PCR検査を行えるようにすること。

(回答)

県では、1,800以上の診療所等と新型コロナウイルス感染症に関する行政検査の契約を締結しており、県民の皆さまが医師の判断のもと検査を受けることができる体制を確保しております。今後も、県医師会とも連携し、複数の診療所をまとめて契約することができる集合契約の手法等も活用し、引き続き検査協力医療機関の拡充に努めてまいります。

(要望)

7) 変異株が次々出現している。PCR検査とともに、速やかにゲノム解析が出来る機器を大量に採用して早期発見すること。

(回答)

変異株PCR検査およびゲノム解析については、国の通知により、現時点ではオミクロン株への置き換わりが高い地域では積極的な解析等は求められていませんが、県衛生研究所と川崎市衛生研究所、民間検査機関では、一定数の解析等を実施しています。

(要望)

8) 抗体カクテル療法や治療薬は、発症後速やかに、かつ軽症でないと効果がないと言われているため、無症状の人も含め濃厚接種者への検査及び集中検査を速やかに実施すること。

また、宿泊療養施設や自宅療養でも、抗体カクテル療法や治療薬の投与ができる仕組みをつくること。

(回答)

施設で新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生した場合、保健所の判断により施設の関係者に対する集中検査を実施し、感染者の早期発見に取り組んでいます。

県では、中和抗体療法の対象となる方に対し、宿泊療養施設や自宅療養中でも、中和抗体

療法を案内できる体制を構築しており、実施しています。

(要望)

(2) 平時からの医療提供体制の強化等について

新型コロナウイルス感染症に関し、自宅療養者の行動は規制できないため実態として隔離にならず、特に自覚症状がない場合は外出行動によって地域での感染源の一つとなることが懸念され、また、容態急変時の対応が間に合わず死亡に至る痛ましい事例も多数発生した。

1) 感染症対策の基本は隔離と言われており、「感染者は原則入院」とする対応を可能にするよう、感染症病床の確保や重症者に対応する集中治療室の増設など、医療提供体制を平時から計画的に整備・拡充すること。

(回答)

本県の感染症に係る医療・衛生体制について策定している「神奈川県感染症予防計画」は、令和4年度に改定することとしており、今回の新型コロナウイルス感染症の対応状況等を計画に反映し、対応してまいります。

(要望)

2) 次の感染の波に備えて、早急に受け入れ病床を増やすこと。その際に、臨時の大型入院施設の確保についても検討しておくこと。また、県内医療機関の役割分担や連携体制についても、平時から構築すること。

(回答)

病床拡大については、第5波ピーク時の入院患者数の2割増に対応できるよう、主に公的医療機関や疑似症患者受入れ医療機関と調整し、臨時の医療施設も含めて2,500床を確保しました。

(要望)

3) 感染症の拡大に備え、医療用のマスク、防護服、グローブ、消毒用アルコールなど、感染防護資材の医療機関への安定的供給を図ることができるよう、常時備蓄しておくこと。

重症者の命を救うため、エクモなど必要な医療機器を迅速に確保・提供できるよう、購入への補助や機器確保に向けたレンタル事業者との事前契約など、平時から対策を講じること。また、居宅療養者が必要とする医療器材を確保できるよう、対策を講じること。

(回答)

県は、これまでも医療機関の備蓄状況や使用状況を常時把握しながら、厚生労働省から配付された、または県が調達したマスク等の医療用物資を保管するとともに、医療機関が不足することがないように配付してきました。引き続き対応してまいります。また、医療機関に対して、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金による設備補助を行っております。

自宅療養者については、同居している家族につき1台パルスオキシメーターを貸し出ししているとともに、必要に応じて酸素濃縮器を貸し出す体制を構築しています。

(要望)

4) やむを得ず無症状者や軽症者を病院で隔離できない場合は「原則施設療養」とし、施設で医師や看護師の常駐体制を取る。平時から宿泊療養施設の確保を検討すること。

(回答)

宿泊療養施設では、看護師が24時間常駐し、療養者に対応するとともに、急変時には県医師に相談できる体制となっております。また、地域バランスも考えて県西部の小田原市での宿泊療養施設を設置することとしました。

(要望)

5) やむを得ない事情による自宅療養も想定されるため、自宅療養者に対応する在宅診療医や訪問看護体制の強化、経過観察を細目に行える体制など、平時から対策を講じること。

(回答)

自宅療養者については、パルスオキシメーターを同居している家族につき1台貸し出し、LINEや自動音声電話又は保健師等による有人架電により、毎日血中酸素飽和度や体温等を確認し、健康観察を行う体制を構築しています。

また、電話相談窓口を通じた療養者からの相談等により、県医師との連携やオンライン診療、処方を行っています。

さらに、自宅療養者のうち悪化リスクのある方等については、健康観察を郡市医師会に委託し、地域医療の視点で診る「地域療養の神奈川モデル」を展開しています。この仕組みでは、看護師の確保が難しい一部の地域を除き、地域の訪問看護ステーション等の看護師が必要に応じて自宅訪問するほか、郡市医師会の医師がオンライン診療または往診し、薬剤処方や入院が必要と判断した場合の入院調整を行っており、速やかに全市町村に展開できるよう取り組んでまいります。

(要望)

(3) コロナ患者受入病院及び減収となった病院等への保障と支援について

1) コロナ患者を受け入れてきた病院の患者減少による減収および、受け入れていない病院に対しても、受診抑制などで医業収入が減少したすべての病院・診療所に補填を行うこと。

通常医療の確保・維持をも含め、地域医療体制を保障する財政支援、融資補助等を講じること。介護・福祉施設についても、利用抑制による減収のため、事業縮小などが見られるなど経営が大変になっている。補填を行うこと。2021年度に廃止された発熱外来の補助金を復活するよう国に強く求めると同時に、県としても、地方創生臨時交付金で補助する。

(回答)

県では、医療機関に対して、感染拡大防止対策に係る支援金等を補助するとともに、国に対しては、全国知事会などを通じて、医療機関の経営安定化に向けた支援を要望してきました。

こうした成果もあり、国は、医療機関の感染拡大防止対策に係る追加の支援を行うとともに、診療報酬上の臨時的な取扱いとして、本年4月から9月の間、感染予防策を講じた上で診療を実施した場合に診療報酬が加算できるよう臨時的な措置を講ずることとしました。

さらに、国は令和3年11月に、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要する令和3年10月から12月までのかかり増し経費の補助制度を開始しました。(令和4年1月末まで)

医療・介護・福祉サービスが安定的に提供できるよう財政支援等について全国知事会を通じ提言するなど引き続き、国に働きかけてまいります。

介護・障害福祉サービス事業者への感染症対策の支援については、令和3年4月から9月は基本報酬の0.1%上乗せ、10月から12月までのかかり増し経費については、補助事業を実施します。

また、利用者や職員に感染者や濃厚接触者が発生した事業所等に対しては、別に、職員への危険手当等の人件費や物品の購入費用など通常の介護サービスの提供時では想定されない経費や、代替職員等にかかる経費等を支援しています。

なお、全国知事会から新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言として介護・福祉サービス経営安定化のための財政支援等について提言しており、今後も引き続き国へ働き掛けてまいります。

(要望)

2) 新型コロナウイルス感染防止対策により、健診の機会が減少する。健診実施機関への支援を引き続き強めること。

(回答)

特定健康診査、特定保健指導については、県内保険者と共に被保険者に特定健診等の受診を勧めるメッセージ動画の放映等を行ってきており、引き続き受診勧奨に努めてまいります。

(要望)

(4) 障がい児・者への対応について

1) 医療的ケアを必要とする障がい児が感染した場合、厚労省通知「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童の対応について(その2)(その3)」に基づき、希望があれば入院時の保護者の付き添いを認めるよう、また医療機関によって対応に差異が生じないように、医療機関に働きかけること。医療的ケアを必要とする障がい者についても、同様の対応とすること。

(回答)

医療的ケアを必要とする障がい児が新型コロナウイルスに感染した場合は、「小児コロナ受入医療機関」に入院していただくことになります。その保護者の方も陽性の場合は同室入院できるよう調整に努めてまいります。

(要望)

2) 既往症のある肢体不自由児者が感染した場合は重症化する傾向が強いことから、受診時には早急な対応を行うこと。

また、先天性心疾患患者が感染した場合は、主治医のいる心疾患専門医療機関と感染症専門施設とが連携して治療にあたるよう、体制を整備すること。

(回答)

既往症のある肢体不自由児者や先天性心疾患患者が感染した場合は、高度医療機関または重点医療機関に入院いただくことになりますが、地域のかかりつけ医や主治医と必要に応じて診療情報提供書を交付するなど、病院間の連携を密にさせていただきよう働きかけてまいります。

(要望)

(5) 保健所体制等の抜本的強化について

1) 退職者の活用や臨時の配置も含め、小田原保健福祉事務所をはじめ県内各保健所の緊急の体制強化を図るとともに、抜本的な対策として、保健所の増設や恒常的な定員増に踏み出すこと。加えて、保健所設置市とも連携し、その感染症に応じた対応の基準を明確に示し、各保健所や保健師によって対応に差異（いのちの格差）が生じないようにすること。

(回答)

県では経験者採用を活用し即戦力となる保健師を確保し増員を図るなど、必要な対応が取れる体制を整備してまいります。

また、県では、従来から行っている保健所連携会議等を活用し、保健所設置市や各保健所と情報共有し、連携を一層強化してまいります。

(要望)

2) 衛生研究所の感染症対策の体制を強化すること。

(回答)

衛生研究所では、様々な検体の防疫検査や研究を行っており、保健福祉事務所等と連携しながら、感染症対策を実施しています。

検査や研究を担当する職員の育成には、技術の継承に時間がかかる一方で、それを継承すべき若手人材が少ないという構造的な問題があることから、計画的に若手人材を採用し、必要な人員体制の整備を図ってまいります。

(要望)

(6) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善について

1) 人々の暮らしにケア労働の重要さがコロナ禍で見直されたが、人材不足が常態化している中で人材確保が緊急に求められている。また、専門職として、安心して働き続けられる労働環境を整備すること。「全産業平均より月 10 万円安い」とされる、介護・障害福祉・保育等で働く労働者の賃上げ・処遇改善を行うこと。また、そのために利用者の負担増にならないよう、財政措置を講じること。

(回答)

介護・障害福祉サービス等報酬については、国が報酬算定基準を定めていることから、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう必要な改善を図ることを、引き続き国へ要望するとともに、従業者の処遇改善が図られるよう、事業者の福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進に取り組んでまいります。また、福祉・介護職員の処遇改善については、国が令和 3 年 11 月 9 日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の中で、令和 4 年 2 月から 9 月まで介護・障害福祉職員を対象に収入を 3 % 程度(月額 9,000 円)引き上げるための措置を実施することとなっています。

なお、令和 4 年 10 月以降についても介護・障害福祉サービス等報酬で対応することとされていますので、県としては、今後の国の動向を注視してまいります。

保育士の処遇については、さらなる処遇改善と財源確保を進めるとともに、長期にわたって継続可能な制度設計とするよう引き続き要望してまいります。

(要望)

2) 感染への不安から、感染者や医療従事者、その家族などに中傷を投げつける風潮が起きている。こうした差別・バッシングを許さないメッセージを強力に発信すること。

(回答)

県では、新型コロナウイルス感染症に由来する偏見や差別についてのホームページを立ち上げ、その中で、知事から県民に対して差別等を防止するためのメッセージを発信しています。また、県のトップページやツイッターなどを活用し、ワクチン未接種者も含め、新型コロナウイルス感染症に対する差別・偏見の防止を、強く呼びかけています。

今後もこうした取組により、機会をとらえて感染者等への差別や偏見の防止についてメッセージを発信してまいります。

(要望)

(7) 医療保険制度に関して

1) 県内国保組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対し、県として援助・支援を強めること。

(回答)

市町村及び国保組合が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策に必要となる費用については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、必要に応じて国に要望してまいります。

(要望)

2) 国保でも後期高齢者医療制度でも事業主やフリーランスを傷病手当金の対象とすることとなったが、保険料の引き上げにつながらないよう、財政支援を行うこと。

(回答)

国民健康保険法では、傷病手当については、保険者が条例や規約で定めることにより支給することができることとされているため、事業主やフリーランスを傷病手当金の対象としている自治体もございます。

しかし、現在新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は、国が財政支援の対象を被用者と限定しているため、範囲を拡大して実施する場合には、その経費が保険料(税)の引き上げや自治体の負担につながります。そうしたことが生じることの無いよう、県として財政措置の拡充について、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望)

3) 売上が減少している事業者やフリーランスに、国保料(税)及び後期高齢者医療保険料の減免制度や納税緩和措置を周知し、手続きを支援するよう、市町村及び県広域連合に助言・指導すること。

(回答)

事業収入の減少が見込まれ、要件に該当する方は、国保料(税)や後期高齢者医療保険料の減免や徴収猶予となる場合があります、市町村や神奈川県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)では、ホームページで周知をしています。

県としては、市町村及び広域連合に対し、引き続き制度・手続き等について周知をするよう助言・指導してまいります。

(要望)

(8) 雇用と事業、就学の安定に向けて

以下の事項について県も取り組みを強めるとともに、国に求めること。

1) 雇用と事業を持続させるため、雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援給付金などを必要な人に速やかに支給すること。そのために手続きの簡素化、事前審査から事後チェックへの転換など、すみやかな審査と支給できる体制を確立すること。

(回答)

県はこれまで、一時支援金及び月次支援金の拡充や要件緩和などを、全国知事会等を通じ

て要望してきました。

その結果、国の令和３年度補正予算において、地域・業種を限定しないかたちで、売上高30%以上の減少までを対象に要件を緩和し、事業規模に応じて支給する「事業復活支援金」を実施することとなりました。

また、雇用調整助成金等について、申請手続きの更なる改善、上限額や助成率の引上げ、緊急対応期間の延長、申請窓口の体制強化について国に要望しており、これまで緊急対応期間が延長されるなど、要望を踏まえ改善が図られました。今後も引き続き、支援が必要な事業者に対して、必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、雇用調整助成金等の利用促進を図るよう、国に要望してまいります。

（要望）

2) 持続化給付金は一回限りとせずに、コロナ禍の影響が収束するまで、継続的な運用を図ること。

（回答）

県はこれまで、一時支援金及び月次支援金の拡充や要件緩和などを、全国知事会等を通じて要望してきました。

その結果、国の令和３年度補正予算において、地域・業種を限定しないかたちで、売上高30%以上の減少までを対象に要件を緩和し、事業規模に応じて支給する「事業復活支援金」を実施することとなりました。

（要望）

3) コロナ禍の影響を理由とした「退職勧奨」や、家族的責任や個人の生活を見殺した広域配転など、人権侵害が起きないように、労働局や労働組合とも連携を強め、県としても厳しく監視すること。また、合理性や妥当性の無いリストラや人権侵害を許さないための法整備を図るよう、国に求めること。

（回答）

県では、非正規労働者・解雇、雇止め等相談強化期間を設定して、弁護士労働相談、街頭労働相談、セミナー等を実施しております。引き続き、労働関係法規の遵守に関し、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、労働相談や各種セミナーなど、様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

（要望）

4) 中小企業や小規模事業者は、コロナ禍の下で深刻な経営状況を抱えている。持続可能な経営のために、当面、工場の家賃や機械リース代の固定経費に対する支援を行うこと。

（回答）

県はこれまで、一時支援金や及び月次支援金の拡充及び要件緩和などを、全国知事会等を

通じて要望してきました。

その結果、国の令和3年度補正予算において、地域・業種を限定しないかたちで、売上高30%以上の減少までを対象に要件を緩和し、事業規模に応じて支給する「事業復活支援金」を実施することとなりました。

また、県は、中小企業者等に対し、ビジネスモデルの転換に取り組む経費への補助を、引き続き、実施してまいります。

(要望)

5) 生活福祉資金貸付金の返済免除制度の拡充を図ること。また、住居確保給付金は、状況に応じてさらに拡充を図ること。

(回答)

生活福祉資金特例貸付について、国では、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯については償還を免除することができる方針を示しております。

県では、県民生活への影響やひっ迫性を考慮し、償還免除の適格要件については、住民税非課税世帯に限定しないよう、さらなる検討を行うよう国に要望しました。

住居確保給付金の支給期間について、厚生労働省令が改正され、支給が終了した方に対して行われてきた再支給の申請期間が令和4年3月末まで延長されました。

(要望)

6) コロナ禍により就労環境を失ったひとり親などの職業訓練や就労準備支援などを拡充すること。自立支援教育訓練給付金の補助率を拡大すること。

(回答)

職業技術校及び委託訓練では、就職を目指しているひとり親の方などに対して、ひとり親家庭優先枠など募集優先枠を設定し、職業訓練を受講できるよう支援しており、今後も、これら募集優先枠の周知に努めてまいります。

自立支援教育訓練給付金は厚生労働省が創設している給付金でありますので、厚生労働省に伝えてまいります。

なお、ひとり親に対する就業支援については、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、相談件数が増加しており、引き続き、丁寧に相談者に寄り添った支援を続けてまいります。

(要望)

9) 教育分野に関して

1) 小・中学校における就学援助制度、高校生における奨学金及び授業料免除制度について、コロナ禍による生活困難世帯などにも十分周知・支援を図ること。

(回答)

県教育委員会では、高校生等奨学給付金、高等学校奨学金、高等学校就学支援金及び授業料免除制度について、学校を通じて各制度の内容を周知しています。

さらに生活保護受給世帯に対しては、県福祉事務所又は市の福祉所管課などを通じて、高校生等奨学給付金制度及び高等学校奨学金制度をしっかりと周知します。

また、高等学校等就学支援金制度を活用することにより経済的な負担を軽減するとともに、失職・倒産等により家計が急変された方に対する授業料の免除を行っています。

公立小・中学校の就学援助については、制度の施行者である市町村教育委員会が、適用基準等を設けて主体的に運用しており、保護者向けの周知についても入学時期や進級に合わせて実施しております。

(要望)

2) 大学生・専門学校生なども、コロナ禍の影響を受けアルバイト先を失うなど、経済的困難は深刻となっている。食糧支援プロジェクトなどに多くの学生が訪れるなど、食生活さえ危機に瀕している。経済支援策を強化すること。

(回答)

生活困窮者を支援する団体と協働して、フードバンクなどの情報を生活困窮者に届ける取組を進めています。

(要望)

3) 新型コロナウイルス感染症対策をめぐって、学校内の消毒や児童、生徒へのきめ細かい対応などが必要なので、教職員のさらなる増員を図ること。

(回答)

教室内の換気や消毒など、新型コロナウイルス感染症対策の強化のために増加した教員の業務負担を軽減し、教員が子どもの学びの保障に注力できるようにするため、令和4年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。

また、県立高等学校及び特別支援学校については、教員の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、全校に配置している業務アシスタントを、令和4年度においても、引き続き全校に配置することとしました。

今後も引き続き、業務アシスタント等の外部人材を効果的に活用し、児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図ってまいります。

(要望)

4) 小・中・高等学校を通じ、教職員に対し予防的定期的検査を実施すること。

(回答)

教職員が感染しないためには、まずは感染しないための対策が重要なため、日常生活の中

でのこまめな手洗いの励行、マスク着用による飛沫感染の防止といった基本的な感染防止対策を指導するとともに、毎朝の検温など、健康管理を徹底し、発熱等の風邪の症状など体調不良を少しでも感じた場合には、体調が回復するまで、休暇や在宅勤務を利用するなどして出勤を控えるとともに、医療機関へ受診をするよう、指導しています。

加えて、学校内で複数の感染者が確認された場合などにおいては、感染拡大を防ぐため、保健所の指導により、無症状の生徒や教職員に対してPCR検査を行っているケースもあります。

県教育委員会としては、予防的定期的検査を実施する場合には、国の動向や他県の状況などを踏まえて判断していきます。

なお、小・中学校の教職員に対する検査については、学校設置者である市町村教育委員会の責任において行うものと承知しています。

(要望)

5) コロナ禍において学童保育の運営を支えるため、補助金を充実するとともに、指導員に対し予防的定期的な検査を実施すること。

(回答)

放課後児童クラブの運営を支えるための支援として、子ども子育て支援交付金において、小学校の臨時休業等の際の経費、利用料の減免、感染拡大防止のための経費等を補助しております。また、新型コロナウイルス感染症対策における、PCR検査等の戦略的拡大について、全国知事会から国に対し、緊急提言を行っております。

《 1 1 》. 地域からの要望

[1]. 横須賀市

(要望)

(1) 原子力災害における感染症対策と熱中症予防について

1) 原子力災害において、屋内退避指示のもとで、「災害時には窓を閉めてエアコンを止めて外気を室内に入れない、移動の際にはレインコートなどで体を覆って下さい」という具体的な指示が本当に市民のいのちを守るために適切なのか、疑義が生じている。

今年の6月2日に、内閣府の原子力防災担当は「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」と題する文書を公表した。

これには「原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする」とあり、具体的には「自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質により被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は、原則換気を行わない」とあるだけで、現実的な対応については明記されておらず不十分である。

そもそも感染症対策における３密を防ぐことと、原子力災害の基本とされる密閉と遮断は矛盾することが明らかであり、国に対して解決策を講じるよう求めること。

(回答)

令和２年１１月に国が示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を活用し、本県の実情に合わせた原子力災害対策に取り組んでまいります。

(要望)

(２) クジラなどの死体処理に関する自治体への支援について

１) 横須賀市では一昨年と昨年、海岸にクジラの死体が打ち上げられた。これらの死体は法の下では一般廃棄物となり、当該自治体に対して処理責任が生じる。

横須賀市は半島に位置しており、海岸距離が長く、漂着物の量も必然的に多くなる現状を鑑みても、ウミガメや鯨類の処理費用等に対する助成・支援を行うこと。

(回答)

海岸清掃として行われる漂着物の処理については、海岸漂着物補助事業の継続及び補助率の１０割への復元について、引き続き国に要望してまいります。

(要望)

(３) 県営住宅の駐輪場等の整備について

１) 横須賀市鴨居にある県営浦賀かもめ団地は、かなり老朽化している。海に面した埋め立て地に立地していることから、台風や潮の被害があり、駐輪場には屋根のないところや柱の錆びたところなどが見受けられる。早急に整備すること。

(回答)

当団地自治会と相談しながら劣化の著しい物など、優先順位をつけて必要な対応を行ってまいります。

[２]. 大磯町・二宮町

(要望)

(１) 防災対策について

１) 二宮町の状況をより反映した震度計設置場所を選定し、移転を支援すること。

(回答)

二宮町に設置している計測震度計は気象庁の設置環境調査で適切であるとの見解を得ております。移転については、震度計の計測値等を引き続き注視することにより、検討していきたいと考えております。

(要望)

2) 葛川と不動川の溢水や氾濫に対して、浚渫などの管理を適切に行うとともに、葛川改修計画については、時間あたり雨量の設定を見直し、抜本的な再検討を進めること。

(回答)

河川に堆積した土砂撤去については、土砂の堆積状況等を見ながら実施することとしており、必要に応じ、堆積土砂の撤去を行うなど、葛川、不動川の河川の適切な維持管理に努めていきます。

また、改修計画については、葛川・不動川では未改修区間が残っているため、まずは、現計画に基づく改修を着実に進めてまいります。

(要望)

(2) 道路・交通環境の整備について

1) 町道全体の維持管理、特に大型車両が迂回ルートとして使用する小田原・厚木道路二宮 I C から国道 1 号線間の各ルートについて支援すること。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難です。

(要望)

2) 太平洋自転車道の中郡での整備を継続・促進すること。

(回答)

葛川以西の海岸線と葛川沿いの路線については、葛川河口付近から二宮中学校までの約 2.7 km の区間を、国が平成 27 年度に、太平洋岸自転車道の一部として自転車道の整備事業に着手し、令和 2 年度に、大磯町国府本郷地先で、葛川渡河部の橋梁部の工事が完成し、0.3km が開通しました。

県ではこれまで、この約 2.7km の区間の整備促進を国に要望してきたところであり、今後も引き続き、国へ働きかけてまいります。

茅ヶ崎市柳島から大磯海岸付近における国道 134 号については、令和元年度、太平洋岸自転車道の一部として、車道左側に矢羽根の路面標示を設置するなどの自転車通行環境の整備に取り組んできました。現段階では、道路を拡幅して新たな自転車道を整備する予定はありませんが、令和 3 年度に太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されたことから、令和 4 年度以降、矢羽根の増設など更なる安全対策を実施します。

今後も、整備した自転車通行環境における自転車の通行状況等を注視してまいります。

(要望)

3) 県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和を進めること。

(回答)

県警察としては、地域住民等の要望を踏まえ交通実態に合った信号制御を実施し渋滞の抑制を図っています。二宮交差点については、主道路側である国道1号と交差側である県道秦野二宮の両方に渋滞が出ているため、交通情報を収集するセンサーを設置し、その情報を元に交通管制センターにおいて、交通実態に合った信号機の秒数を計算し、その内容を信号機に送信し制御を行う地域制御方式を導入し渋滞の抑制に努めております。

今後とも交通実態に応じた信号制御を推進し渋滞の抑制に努めてまいります。

(要望)

4) 国道・県道横断歩道(国道1号線二宮駅前横断歩道、大磯町役場前、大磯駅入口など)の目の不自由な方の安全対策を進めること。

(回答)

県警察では、道路横断の安全対策として、視覚障害者用付加装置の設置について、視覚障がい者の利用実態、交差点周辺の環境、車両の交通量等を総合的に検討した上で、必要性が高いと判断される交差点から順次整備しており、御要望箇所のうち二宮駅入口については、既に設置されております。

(要望)

5) 地域公共交通の改善(コミュニティバスの運営変更)と継続を支援すること。

(回答)

県は、高齢者や障がい者などを含む、あらゆる人の移動手段の確保・充実のため、地方が行う地域公共交通の活性化や再生に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、令和2年に改正された地域公共交通活性化再生法では、地域実情に合った交通手段を確保するため、具体的取組を「地域公共交通計画」に盛り込むことで、コミュニティバスなどの従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な民間輸送サービス(自家用有償旅客輸送、スクールバス等)も活用できるよう制度改正が行われたところです。

県は、国や市町村、交通事業者などで構成する「神奈川県地域交通研究会」の場を活用して、市町村がこれら計画策定にあたり、より幅広い検討ができるよう技術的な支援を行っているところです。

(要望)

(3) 医療・介護の充実について

1) 秦野赤十字病院・東海大大磯病院での産科・分娩の再開を支援し、経営支援を行うこと。

特に、大磯病院については中郡地域医療の中核病院として位置づけ、支援すること。

(回答)

秦野赤十字病院、東海大学大磯病院については、分娩再開も含め、地域の皆様の声を伺いながら、望ましい地域の医療の体制作りに取り組んでまいります。また、東海大学大磯病院から支援の要望があれば、相談に応じてまいります。

(要望)

(4) 教育環境の整備について

1) 義務教育学校の設置や小・中学校の統合に関しては、小中一貫校の設置で教員の加配をするなど、結論ありきの誘導的な政策をやめて、町の自主性を尊重すること。

小・中学校の配置については、各自治体住民と教育行政の研究・話し合い・判断が進むことを支援すること。

(回答)

小・中学校の統廃合に係る加配については、設置者である市町村教育委員会が統廃合を決定した後に、市町村教育委員会からの要望を踏まえ、統廃合の事前準備や事後処理に必要な教員を加配しています。

また、義務教育学校の設置及び小・中学校の統合については、設置者である各市町村教育委員会において検討・判断されており、統合等について検討する際は、関係機関等と連携しつつ、保護者・地域住民へ説明し、理解を得ながら推進しているものと承知しています。

県教育委員会としては、各市町村教育委員会の課題認識に応じて、県内外の情報を収集し共有を図り、必要に応じて助言を行うなど、市町村教育委員会を支援してまいります。

(要望)

2) 教員が子どもの様々な問題に対応できるよう、時間を十分とる・教員同士の情報・経験の交換を進めるなどの環境づくりを進めること。

(回答)

県教育委員会は、教員の働き方改革を推進するために、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。その中で、時間外在校等時間の縮減、年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県部活動の在り方に関する方針」の遵守の3つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでおります。

また、県立高等学校における、教員同士の情報交換のために、例えば、指定校事業に係る連絡協議会や研究発表会の場を設けたり、教員が主体的に行っている教科研究会の取組を支援するなどしております。

小・中学校においては、複数の教員が互いの学級の様子等について、常に意見交換することで情報共有し、児童・生徒を多角的・多面的に理解するよう、引き続き市町村教育委員会と連携して取り組んでまいります。また、教員が子どもの様々な問題に対応したり、時間を十分とったりする環境を作り出せるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワ

ーカー等の外部人材の活用を推進してまいります。

(要望)

3) 県の責任でスクールソーシャルワーカー、教育心理士等の正規職員化を図ること。

(回答)

スクールカウンセラーについて、政令市を除く全公立中学校に配置し(1日7時間×35日＝年間245時間が基本)、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しました。また、令和3年度は、特に新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見等の防止策として、各学校での相談体制の充実を図るため、年5日分を追加し、年間280時間に配置を拡充しており、令和4年度も同様に措置することとしました。

次に、スクールソーシャルワーカーについて、問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しており、令和4年度は2人増加し、50人を配置する措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めてまいります。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県の個別提案や全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

[3]. 松田町

(要望)

(1) ヤマビル対策について

1) 県を中心とした関係市町村等との対策部会の設置及び財政支援について

ヤマビル対策に関する県を中心とした関係市町村等との対策部会を設置していただき、広域に広がる被害状況を踏まえ、分布域の情報共有に留まっている現在の連携体制を、対策も含めた幅広い取組みができるよう、さらに踏み込んだ主体的な施策の展開をお願いします。

また、「ヤマビル被害対策事業費補助金」においては、被害状況が県央から県西地域に大きく広がり、広域的な行政課題であることを踏まえて、補助率の引き上げや既定の補助率どおりの交付額確保について、財政支援の拡充をお願いします。

(回答)

対策部会の設置については、平成14年度から平成23年度まで、自然環境保全課が事務局となり開催していた「神奈川県ヤマビル対策連絡会議」の再開なども含め、改めて今後にとって有効な体制づくりを各市町村からの御意見も伺いながら具体化していきたいと考えております。

補助率の引き上げについては困難ではありますが、令和4年度は若干ですが増額を確保

しました。引き続き予算の確保に努めてまいります。

(要望)

(2) 有害鳥獣対策について

1) 管理捕獲目標数の着実な達成について

有害鳥獣の捕獲目標の達成については、有害鳥獣被害を減らすことに直結するため、継続してお願いするものです。

(回答)

有害鳥獣の捕獲目標の達成については、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」等の各計画に基づき、市町村との連携のもと、目標達成に向けて引き続き取り組んでまいります。

(要望)

2) 狩猟資格免許取得支援制度の対象拡充について

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金を農協を通じた農業従事者の支援のみではなく、町が助成する免許取得者に対しても広く対象とするよう、支援の拡充をお願いします。

(回答)

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農業協同組合が実施する狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しており、町で助成する免許取得者に対する助成措置は考えておりませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めてまいります。

(要望)

3) 県独自の補助金制度の充実及び継続的な実施について

有害鳥獣の捕獲や防護の有効な強化策として制度化していただいた県独自の「有害鳥獣捕獲奨励補助金」や「広域獣害防護柵補修事業費補助金」の充実及び継続的な実施を切にお願い申し上げます。

(回答)

本補助金は、鳥獣対策において県と市町村が一体となった解決策を検討していく中で、それが実施されるまでの被害を増やさないための緊急対策として、3年間の時限を設定し措置したものであり、積極的な活用をいただいたうえで、その効果については各市町村からの御意見も伺いながら検証していきたいと考えます。

(要望)

(3) 県西地域活性化プロジェクトによる更なる定住人口増加施策の推進について

1) 都市部からの移住・定住者への支援制度について

県西地域活性化プロジェクトを推進する上で、重点としている「移住・定住の促進」のため、セミナーや説明会の実施のみならず、都市部から県西地域への移住・定住者に対する支援制度の創設をお願いします。

(回答)

コロナ下において、本県が、テレワークと都心への通勤を両立しやすい居住地として注目されている機会を生かし、市町村によるそれぞれの地域で暮らす魅力を高めていく取組をサポートするため、専門的知識や経験を有する人材を市町村へ派遣できるよう、令和4年度で所要の措置を講ずることといたしました。併せて、テレワーク体験を通じて、移住先としての神奈川に関心を持っていただけるよう、都心の働く世代向けに、テレワーク拠点と地域の自然や暮らしの魅力を発信してまいります。

(要望)

2) SDG s 未来都市への優遇措置の導入について

現在、「自治基盤強化総合補助金」にて、SDG s 未来都市へモデル事業として提案した事業（ソフト事業に限る）に対して、提案年度に限り財政支援を行っていただいておりますが、今後、県内の市町村全体におけるSDG s の取組みがさらに加速するよう、SDG s 未来都市に対しては、対象事業をモデル事業のみに限定せず、補助対象期間を3年間とし補助率を10分の10とするなど、SDG s 未来都市への優遇措置の導入をお願いします。

(回答)

市町村自治基盤強化総合補助金においては、国のSDG s 未来都市に提案した事業に限らず、各市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業であれば、地方創生推進事業の対象となります。

また、補助期間については、地方創生推進事業のうちSDG s 推進事業においては国の補助制度と同様1年限りとしておりますが、各市町村が2年目以降も引き続き事業を実施していく場合については、地方創生推進事業の対象としております。

補助額については、最大300万円の定額補助に、市町村負担額の原則2分の1を加えた額を補助額としておりますので、事業実施に当たっては、積極的にご活用ください。

その上で、SDG s 未来都市に対しては、県内に限らず全国のSDG s 未来都市に関する情報の提供や、「かながわSDG s パートナー」を始めとした企業等とのマッチングなどを通じて、強力に支援してまいります。

(要望)

(4) 水源環境保全税の継続と森林整備の促進について

1) 水源環境保全税の継続について

水源環境保全税を原資とした水源環境保全・再生施策大綱の計画期間は令和8年度までとされていますが、水源環境保全・再生の取組みは、長期的に継続して実施することでその

機能を発揮することができるため、施策大綱の延長を切にお願い申し上げます。

(回答)

県では、平成 19 年以降 20 年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和 4 年度から、施策大綱に示した最後の計画となる「第 4 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の取組を進めていくこととなりました。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向けて、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、それぞれの特別対策事業を着実に推進していきたいと考えております。

施策大綱期間が令和 8 年度で終了することから、その後の施策については、施策大綱に基づく取組の到達状況や成果等を検証・評価した上で、第 4 期計画期間中に市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

(要望)

2) 計画的な森林整備の推進

町内の山林において、今後も、集落周辺の森林は風水害による倒木や土砂崩れにより家屋が押しつぶされる人的被害が想定されるため、間伐等、日頃からの手入れが大切であり、道路等重要インフラ周辺の森林についても、災害時に道路が分断されることで孤立化する地域が生じることが懸念されていることから、引き続き、計画的な森林整備の推進をお願いします。

(回答)

荒廃した森林の整備については、県が進める水源の森林づくり事業や町が行う地域水源林事業の支援を、着実に進めてまいりたいと思います。

また、自然災害による森林被害への対策については、「水源環境保全・再生実行 5 か年計画」の 3 番事業に位置付けている「土壌保全対策の推進」の取組により、崩壊地の拡大防止や森林土壌の流出防止に努めてまいります。

(要望)

(5) 災害に強い河川環境の整備について

流域住民の生命・財産を守るため、引き続き、酒匂川や川音川、中津川の計画的な河床整理を推進していただくとともに、嘸火時の洪水対策という視点から、富士山ハザードマップ(改訂版)検討委員会報告書の被害想定を踏まえた、正常な河川断面の確保を推進していただくよう要望いたします。

(回答)

この度改定された富士山ハザードマップでは、融雪型火山泥流は、酒匂川の河道内を流れ松田町に到達すると想定されており、できるだけ、河川内で泥流を流すことができるよう、

堆積土砂を撤去するなど適切な河川管理を行うことが噴火対策にも繋がると考えられます。

酒匂川について、県は「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき総合的な土砂対策に積極的に取り組んでいます。平成 28 年度までに、第一段階として平成 22 年台風 9 号で河川内に流入した大量の土砂の撤去を概ね完了させました。

しかし、令和元年東日本台風等に伴い、新たな土砂が堆積したため、水害対策として堆積土砂の撤去を「水防災戦略」に位置づけて、重点的に取り組んでいます。

酒匂川、川音川及び中津川では、流域市町の要望を踏まえて、氾濫の危険性の高い箇所から堆積土砂の撤去に取り組んでおり、令和 3 年度は予算を増額し、酒匂川では新十文字橋上流など 4 箇所、川音川では文久橋付近の 1 箇所、中津川では大寺橋上流の 1 箇所を実施しており、引き続き、適切な河川管理に努めてまいります。

(要望)

(6) 県立足柄上病院の経営維持と医療体制の充実強化について

1) 医療体制の充実強化について

今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、医療体制の充実強化をお願いします。

(回答)

県立足柄上病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、県西医療圏の中核的な総合医療機関として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステム等に対応した医療の提供や、災害に備えた体制の充実強化に努めることを指示しております。

これを踏まえ、県立足柄上病院では、高齢化の進展に対応した総合診療科の充実や内視鏡・人工関節などのセンター化に取り組むほか、救急医療などの地域のニーズに沿った医療を提供しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の対応では、神奈川モデルの重点医療機関として中等症患者などの受入れにあたっています。

また、県立足柄上病院が地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

(要望)

2) 産科再開の検討及び妊婦の移送サービスの実施について

県立足柄上病院における分娩については、小田原市立病院に集約する方針としています。が、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩の数等の状況など、医療ニーズを的確に捉え必要に応じて再開の検討をお願いするとともに、産科再開の条件をご教示ください。

また、通常の出産では救急車による救急搬送が適用されないため、タクシー等による妊婦

の移送サービスの実施、若しくは移送サービスを実施した町への財政支援をお願いします。

なお、本件については、足柄上地域 1 市 4 町も賛同しております。

(回答)

地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努め、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、今後も「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」で議論していくとともに、県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見を頂きながら、検討を進めてまいります。

妊婦の移送サービスについては、類似サービスを実施している近隣自治体の事例をご紹介するなど、サポートしてまいります。

(要望)

(7)「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

1) 新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備における支援について

本計画の実現のため、駅周辺整備事業に関する地元組織(再開発組合)の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施しておりますので、県と町が連携して駅周辺整備事業の実現を目指せるよう、引き続き、新松田駅北口・南口広場を含めた駅周辺地域の整備における多面的な支援をお願いします。

(回答)

新松田駅周辺のまちづくりについて、松田町は、令和元年度から「都市再開発支援事業」により、駅周辺整備事業に関する地元組織の設立に向けた勉強会等に取り組まれています。

県としては、引き続き、「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向け、町の意向を伺いながら、国の交付金を活用できるよう、できる限りの技術的支援を行ってまいります。

(要望)

2) 御殿場線ガード下の道路拡幅改良について

御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期実施、及び「かながわみちづくり計画」等の県計画への位置づけを切にお願い申し上げます。

(回答)

県道 711 号(小田原松田)の J R 御殿場線アンダー部の改良事業については、新松田駅周辺地域のまちづくりの状況をみながら、町の協力を得たうえで、検討を進めてまいります。

(要望)

(8) I C T 教育に係る教員に対する支援員の配置について

1) I C T 支援員の増員について

新しい授業形態の支援や他市町村の事例の調査及び授業の提案、また、教員のスキルアップを行うためには、ＩＣＴ支援員の力が不可欠であり、ＧＩＧＡスクール構想により、全児童生徒に配備されたＩＣＴ機器への対応は、現在の人員では不足していると認識しているため、人材の確保・増員に努めていただくよう国に強い働きかけをお願いします。

(回答)

ＩＣＴ支援員については、４校に１人の割合で配置できる経費として、国により地方財政措置をされていますが、ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末環境を踏まえると、配置の規模や人材の確保が課題であると認識しています。

県教育委員会としては、希望する学校すべてにＩＣＴ支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望を実施してまいります。

また、令和３年度２月補正予算を計上し、ＩＣＴを活用した教育活動をより円滑に展開するため、ヘルプデスク等を担う「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設し、市町村立学校に必要な支援を実施してまいります。

(要望)

２）教員のスキルアップに資する施策の推進について

教員については、一定期間で異動等があり、ＩＣＴ支援員による支援も不足しているため、ノウハウの蓄積が難しい状況です。神奈川県において、３年間のスキルアップ強化期間を設けて、ＩＣＴ活用に関する研修を行うなど、更なる施策の推進をお願いします。

(回答)

県教育委員会では、各教育事務所や県立総合教育センターにおいて、公立小中学校の担当教員や新採用、中堅教員等を対象に実施している研修については、各市町村によって導入している端末やソフトが異なっていることを踏まえ、ＩＣＴ活用の基本的な考え方や手法等を研修の内容としているところです。こうした基本的な内容や、各教科におけるＩＣＴの効果的な活用方法、整備・運用面での課題などについては、全県指導主事会議等を通して県内各市町村教育委員会と共有するとともに、「ＩＣＴを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を随時改訂することで、ＩＣＴを活用した学びの一層の充実を図っていきます。

また、令和３年５月に政令市・中核市教育委員会とともに設置した「ＩＣＴ活用に関する連絡会議」においてＩＣＴ活用の課題等を集約し、その中で得られた改善策等を情報提供するなどして各市町村教育委員会による小・中学校でのＩＣＴ活用推進を支援してまいります。さらに、ＩＣＴ活用に関するスキルアップ研修など、長期的な見通しを持った研修の在り方等についても検討してまいります。

[4]. 箱根町

(要望)

(1) 昨年の台風 19 号被害の復旧について

1) 大型台風や集中豪雨などにも対応し、地域住民が安心して生活ができるよう、芦ノ湖の水を常時一定量放流できるように湖尻水門を更に改善すること。

(回答)

芦の湖の浸水被害対策については、引き続き、集中豪雨等にも対応できるよう、箱根町など関係自治体や水利組合等と協議しながら、必要な対策について検討してまいります。

(要望)

2) 一昨年の台風 19 号で被災した国道 138 号線、春山荘バス停付近の土砂崩落の復旧を早急に完了すること。

(回答)

令和元年 10 月の台風 19 号の豪雨により、国道 138 号の箱根町仙石原の春山下バス停付近で大規模な土砂崩落が発生し、道路が寸断されましたが、令和元年 12 月に谷側に仮設橋を設置し、通行を確保しました。

現在、災害復旧工事に全力で取り組んでいるところであり、早期の完成を目指してまいります。

(要望)

2) 道路・交通環境の整備について

1) 国道 1 号線湯本山崎の箱根新道小田原方面出口は、歩行者やサイクリングの人たちが、通行禁止にも関わらず進入するのを付近の住民が度々目撃している。大変危険なので、出口に警告板を設置すること。

(回答)

自動車専用道路への歩行者等の誤進入対策は、自動車専用道路の管理者が行っておりますので、箱根新道を管理する横浜国道工事事務所に要望内容をお伝えします。

[5]. 真鶴町

(要望)

(1) 道路・交通環境の整備について

1) 真鶴駅跨線橋南側エレベーターの設置工事について、早期実現を図ること。

(回答)

真鶴駅跨線橋エレベーターについては、平成 29 年 4 月に駅北側のエレベーターを供用しました。

県としても、駅南側エレベーターの必要性は十分認識しているところであり、引き続き、

早期に設置出来るよう鉄道事業者を始め関係機関との調整を精力的に進めてまいります。

(要望)

(2) インフルエンザ予防接種について

1) 秋・冬に向けてのインフルエンザ予防接種の実施は、高齢化率が県下一位である真鶴町にとって重要事項である。

昨年同様に高齢者への予防接種への財政的援助を行うとともに、県の責任で予防接種の必要量を確保すること。

(回答)

高齢者のインフルエンザワクチン接種は、市町村が主体となる定期接種として、通常、高齢者の方が一部自己負担して、接種していただいています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療逼迫が懸念されたため、県が市町村に補助を行い、接種を無料化しました。

令和3年度は、社会全体でコロナのワクチン接種が進み、中でも高齢者は接種率が高く、コロナとインフルエンザの同時流行の懸念が小さくなっているため、本来の実施形態どおり、高齢者の方に一部自己負担していただき、市町村が実施主体としてインフルエンザワクチンを接種しております。

[6]. 清川村

(要望)

(1) 県水源環境保全・再生事業の継続と水源地域への新たな支援について

神奈川県が平成19年度から全国に先駆け進めてきた、かながわ水源環境保全・大綱は、令和8年度で終期を迎えることから、水源環境保全・再生施策の源地域が担う水質保全の取り組みへの新たな支援を要望します。

○かながわ水源環境保全・再生施策大綱の継続及び森林整備に係る補助の拡充

○水源環境保全・再生事業の枠組の中での新たな支援

(回答)

県では、平成19年以降20年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、令和4年度から、施策大綱に示した最後の計画となる「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の取組を進めていくこととなりました。

この計画では、施策大綱に掲げた将来像の達成に向け、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる、「森林の保全・再生」を始めとした特別対策事業を着実に推進していきたいと考えております。

また、この計画推進の主な財源である水源環境保全税は、個人県民税の超過課税として期限を設け、県民の皆様に特別に御負担いただいていることから、恒久的に必要な維持管

理費用等に充てることは、現在、考えておりませんが、施策大綱期間終了後の施策については、施策大綱に基づく取組の到達状況や成果等を検証・評価した上で、第４期計画期間中に市町村、県議会、県民の皆様等の御意見を伺いながら、検討してまいります。

（要望）

２）宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

宮ヶ瀬ダム完成から 20 年が経過し、施設の老朽化や観光ニーズが多様化する中、時代の変化に影響されない魅力の創出を実現するため、日本版DMOの着実な事業展開に向けた県の支援を要望します。

（回答）

県では、平成 28 年度から宮ヶ瀬湖周辺地域（相模原市の一部、厚木市の一部、愛川町及び清川村）を計画区域とした「地域再生計画」に基づき、日本版DMO法人である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下、「財団」という。）や地元市町村等と連携して地域活性化に取り組んでおり、令和 4 年度からは、宮ヶ瀬湖周辺地域の周遊性の向上に資するため地域公共交通の実証実験に取り組んでまいります。

また、財団は、地域活性化を図るため、「宮ヶ瀬湖周辺DMOネットワーク会議」やワーキング部会を開催し、地元関係者との意見交換や地域連携事業の検討を行っており、県も同会議のオブザーバーとして財団の取組に協力しています。

今後とも、日本版DMO法人である財団の着実な事業展開に向けて、県は施設を良好な状態で維持するとともに、国、周辺市町村とともに連携・協力しながら支援してまいります。

（要望）

（３）自殺対策について

神奈川県内の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、2020 年は急増しており、多くの橋梁が点在する本村においても、自殺と思われる事例が急増しています。県民の命を守る取組として、橋梁からの飛び込み自殺を防止するため、県道の橋梁への転落防止柵等の整備を要望します。

○県道 70 号線秦野清川線「大門橋」に転落防止柵やネットの整備及び抜本的な対策

（回答）

令和 2 年の自殺者数の状況については、長期化するコロナ禍の影響を受けており、現在もなお、自殺者が多い深刻な状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、これまで「こころの電話相談」に加え、LINE相談の開設など相談窓口の拡充を図るとともに、相談窓口の普及啓発等の取組の強化を図ってきたほか、ゲートキーパー養成やうつ病対策にも取り組み、宮ヶ瀬湖の自殺多発地域については、厚木保健福祉事務所で定期的な巡回パトロールを行っています。

今後、県では、自殺統計データや相談内容の詳細な分析を行い、自殺のリスク要因等を把

握し対策につなげる等、より効果的な自殺対策の推進に向け、取り組んでまいります。また、地域の実情に応じた取組については、こうした分析の結果を市町村とも共有する等、連携を進めてまいります。

また、大門橋における自殺対策について、御要望を踏まえ、村と連携し、警察を交えた現場確認を行っており、転落防止柵の設置などの必要な対策に取り組んでまいります。

(要望)

(4) 村内緊急輸送道路における安全対策について

村内の緊急輸送道路の安全対策（樹木の伐採・道路照明灯）を要望します。

○第1次緊急輸送道路県道64号（伊勢原津久井）

○第2次緊急輸送道路県道60号（厚木清川）

(回答)

村内の緊急輸送道路である県道64号（伊勢原津久井）及び県道60号（厚木清川）の行政境界付近において、現地の樹木を確認し、台風などの異常気象時に倒木などが予見される箇所については、速やかに伐採等の対応を行い、通行遮断防止に努めており、引き続き、その他の区間においても、日常のパトロールなどで注意深く点検し、異常を確認次第、対応してまいります。

道路照明灯については、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部など、交通安全上の対策が必要な箇所には設置していますが、具体的に視認性が悪く、災害発生時の通行に危険が伴う箇所をご相談いただければ、設置を検討してまいります。

(要望)

(5) 県道64号（伊勢原津久井）及び県道70号（秦野清川）の整備について

村内の主要県道2路線について、次の安全対策等を要望します。

1) 県道64号（伊勢原津久井）

○「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進

○道の駅清川前への信号機の設置

○村道山岸外周線が接続する丁字路への信号機の設置

(回答)

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスについては、全体計画延長約1.2kmのうち、第Ⅰ期区間として、北側約0.8kmの整備を進めております。

この区間には、3つの橋が計画されており、このうち2橋が完成しており、残る1橋を令和3年度に完成させ、令和4年度の開通を目指しております。

引き続き、村と連携して事業進捗に努めてまいります。

なお、御要望箇所への信号機設置については、交通状況等に鑑みると、現状での設置は困難です。

(要望)

2) 県道 70 号 (秦野清川)

○札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備・道路災害防除工事

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」(計画期間:平成 28 年度～令和 7 年度)に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の区間については、本計画に位置付けておらず、現時点では、拡幅改良整備を進めることは困難です。

道路災害防除工事の更なる促進については、令和元年 10 月に被災した災害復旧工事に、現在、全力で取り組んでいるところであり、できるだけ早期の完成を目指すとともに、その他の土砂崩落や落石などの発生が懸念される箇所については、毎年の状況変化を確認し、必要な対応を講じてまいります。

(要望)

3) 県道全域における通行の支障となる沿道の除草

(回答)

県では、日常の道路パトロールや施設点検パトロール等を実施し、道路脇や歩道からの雑草の繁茂により、車両の見通しの悪い箇所や歩行者の通行の支障となる箇所を確認した場合には、除草等を行っていますが、具体的な箇所がございましたら、情報提供いただくなど、清川村と連携しながら、適切な維持管理に取り組んでまいります。

(要望)

(6) 土砂災害警戒区域等における安全対策について

土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等につきまして、土砂災害対策にかかる具体的なロードマップの提示及び土砂災害防止施設(砂防施設)の早期完成に向けた事業推進を要望します。

(回答)

土砂災害の防災工事については、県内全体で対策が必要な箇所が多数あることに加え、土砂災害防止施設の整備に多大な費用と日時を要することから、ロードマップをお示しすることは難しいですが、県では、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備にあたり、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

今後も、市町村には、地元調整などへの御協力をいただきながら、事業を進めてまいります。

(要望)

(7) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について

効果的な治山事業の展開により、山林の崩壊といった災害を未然に防止し、住民の安全・安心な地域の実現について要望します。

(回答)

片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策については、現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、山地災害を未然に防ぐために、山地の荒廃状況や危険箇所の事前把握、さらに既存の治山施設の定期的点検を行い、これらの結果を踏まえ、必要に応じて治山工事や施設の維持管理等を検討してまいります。

(要望)

(8) 登山者の安全対策について

本村は面積の約 90%が山林で、丹沢山・三峰山・仏果山などの登山ルートが多数設置されていることから、登山を目的とした来訪者が増加傾向にあるため、登山者の安全対策について要望します。

○安全に登山するためのコース図や道標の設置

○登山道整備

○遭難等が発生した場合の要救助者との確実な連絡手段を確保するための対策

○ヘリコプターを利用した救助活動を安全に行うための活動拠点の整備

(回答)

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園内の県管理の登山道については、かながわパークレンジャー等の職員や県が委嘱している自然公園指導員が巡視活動を行っており、危険箇所を発見した場合は、通行止め等の対応を行うほか、随時、簡易な補修等の対応をしております。

今後も、利用者の安全と利便の確保及び自然環境保全を図るため、利用形態や現地の状況に基づく優先度を踏まえて、計画的な維持管理及び整備に努めてまいります。

なお、ヘリコプターを利用した救助活動の拠点の整備については、具体的な相談があった際には、自然公園施設の使用等について、公益上の必要性なども勘案した上で、判断してまいります。